

平成31年 2 月

熊野市議会定例会会議録

平成 31 年 2 月 25 日 開会

平成 31 年 3 月 18 日 閉会

熊 野 市 議 会

平成31年 2月熊野市議会定例会会議録目次

第 1 日目 (2 月 25 日)

出席議員.....	1
欠席議員.....	1
説明のため出席した者の職氏名.....	2
会議に出席した事務局職員の職氏名.....	2
提出議案.....	2
議事日程.....	3
開 会.....	6
市長の挨拶.....	6
諸般の報告.....	7
説明のための出席者.....	8
会議録署名議員の指名.....	8
会期の決定.....	9
施政方針について.....	9
議案の上程.....	23
提案説明.....	23
議案第 1 号.....	27
議案第 2 号.....	27
議案第 3 号.....	28
議案第 4 号.....	28
議案第 5 号.....	28
議案第 6 号.....	29
議案第 7 号.....	29
議案第 8 号.....	30
議案第 9 号.....	31
議案第10号.....	31
議案第11号.....	32
議案第12号.....	34
議案第13号.....	35

議案第14号.....	35
議案第15号.....	36
議案第16号.....	36
議案第17号.....	37
議案第18号.....	73
議案第19号.....	75
議案第20号.....	76
議案第21号.....	77
議案第22号.....	78
議案第23号.....	79
議案第24号.....	81
報告第1号.....	82
報告第2号.....	83
報告第3号.....	84
報告第4号.....	85
散 会.....	87
署名議員.....	88
第2日目(3月6日)	
出席議員.....	89
欠席議員.....	89
説明のため出席した者の職氏名.....	90
会議に出席した事務局職員の職氏名.....	90
議事日程.....	90
開 議.....	92
一般質問.....	92
9番 山田 実君.....	92
2番 松田 唯君.....	108
3番 畑中新子さん.....	122
6番 久保 智君.....	139
10番 下田克彦君.....	156

延 会.....	173
署名議員.....	174
第3日目(3月7日)	
出席議員.....	175
欠席議員.....	175
説明のため出席した者の職氏名.....	176
会議に出席した事務局職員の職氏名.....	176
議事日程.....	176
開 議.....	178
一般質問.....	178
11番 岩本育久君.....	178
4番 森岡忠雄君.....	192
散 会.....	203
署名議員.....	204
第4日目(3月8日)	
出席議員.....	205
欠席議員.....	205
説明のため出席した者の職氏名.....	206
会議に出席した事務局職員の職氏名.....	206
提出議案.....	206
議事日程.....	207
開 議.....	210
議案の上程.....	210
提案説明.....	210
議案第25号.....	212
議案第26号.....	213
議案第27号.....	219
議案第28号.....	220
議案第29号.....	221
議案第30号.....	222

議案第31号.....	223
議案第32号.....	224
議案第33号.....	225
議案の質疑.....	226
議案第25号.....	226
議案第26号.....	226
議案第27号.....	227
議案第28号.....	227
議案第29号.....	227
議案第30号.....	227
議案第31号.....	228
議案第32号.....	228
議案第33号.....	228
委員会付託.....	228
施政方針質疑.....	229
議案の質疑.....	229
議案第 1 号.....	229
議案第 2 号.....	230
議案第 3 号.....	230
議案第 4 号.....	230
議案第 5 号.....	230
議案第 6 号.....	231
議案第 7 号.....	231
議案第 8 号.....	231
議案第 9 号.....	231
議案第10号.....	231
議案第11号.....	232
議案第12号.....	232
議案第13号.....	232
議案第14号.....	232

議案第15号.....	233
議案第16号.....	233
委員会付託.....	233
議案の質疑.....	233
議案第17号.....	233
議案第18号.....	234
議案第19号.....	234
議案第20号.....	234
議案第21号.....	234
議案第22号.....	234
議案第23号.....	235
議案第24号.....	235
委員会付託.....	235
議案の質疑.....	236
報告第1号.....	236
報告第2号.....	236
報告第3号.....	236
報告第4号.....	237
散 会.....	238
署名議員.....	239
第5日目(3月18日)	
出席議員.....	240
欠席議員.....	240
説明のため出席した者の職氏名.....	241
会議に出席した事務局職員の職氏名.....	241
提出議案.....	241
議事日程.....	242
開 議.....	244
議案の上程.....	244
各常任委員長報告.....	244

討論、採決.....	248
議案第 1 号.....	248
議案第 2 号.....	248
議案第 3 号.....	249
議案第 4 号.....	249
議案第 5 号.....	250
議案第 6 号.....	250
議案第 7 号.....	251
議案第 8 号.....	251
議案第 9 号.....	252
議案第10号.....	252
議案第11号.....	253
議案第12号.....	253
議案第13号.....	254
議案第14号.....	254
議案第15号.....	255
議案第16号.....	256
議案第17号.....	256
議案第18号.....	257
議案第19号.....	257
議案第20号.....	258
議案第21号.....	258
議案第22号.....	259
議案第23号.....	259
議案第24号.....	260
議案第25号.....	260
議案第26号.....	261
議案第27号.....	261
議案第28号.....	262
議案第29号.....	262

議案第30号.....	263
議案第31号.....	263
議案第32号.....	264
議案第33号.....	264
追加日程について.....	265
議案の上程.....	266
提案説明.....	266
議案の質疑.....	266
委員会付託の省略.....	268
討論、採決.....	268
議員提出議案第1号.....	268
議員提出議案第2号.....	269
議員派遣について.....	269
閉 議.....	270
閉 会.....	271
署名議員.....	272

平成31年 2月熊野市議会定例会会議録

(第1日)

平成31年 2月25日(月曜日)

平成31年 2月熊野市議会定例会会議録

平成31年 2月25日（月曜日）

第 1 日

招集年月日 平成31年 2月25日（月）
招集の場所 熊野市議会議場
開 会 平成31年 2月25日（月）午前9時00分
開 議 平成31年 2月25日（月）午前9時00分
出席議員

1番	伊 東 裕 将 君	2番	松 田 唯 君
3番	畑 中 新 子 さん	4番	森 岡 忠 雄 君
5番	川 口 朋 さん	6番	久 保 智 君
7番	大 橋 秀 行 君	8番	濱 重 明 君
9番	山 田 実 君	10番	下 田 克 彦 君
11番	岩 本 育 久 君	12番	樋 口 雄 史 君
13番	山 本 洋 信 君	14番	前 地 林 君

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	副 市 長	大西 浩文 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	下地 砂登子さん	消 防 長	瀬戸 元 君
福 祉 事 務 所 長	坪井 正登 君	市 長 公 室 長	松岡 功 君
総 務 課 長	尾中 弘明 君	防 災 対 策 推 進 課 長	山本 方秀 君
市 民 保 険 課 長	仲 俊光 君	税 務 課 長	福嶋 雅人 君
健 康 ・ 長 寿 課 長	松本 健 君	環 境 対 策 課 長	吉井 敬幸 君
農 業 振 興 課 長	湊 健 君	林 業 振 興 課 長	濱中 雅人 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	下和田 貞明君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	室谷 隆也 君
建 設 課 長	仲森 秀之 君	地 域 振 興 課 長 兼 地 域 総 合 課 長	西 喜久也 君
水 道 課 長	坪井 孝之 君	教 育 長	倉本 勝也 君
選 挙 管 理 委 員 会 長 書 記 長	尾中 弘明 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲森 基悦 君
監 査 委 員 事 務 局 長	伊藤 伸 君		

職務のため出席者

事 務 局 長	山口 耕作 君	次 長 兼 庶 務 係 長 兼 議 事 係 長	勝田 悦生 君
議 事 係 主 査	中村 一幸 君	庶 務 係	上西 ゆみ さん

提出議案

- 議案第1号 専決処分の承認について
- 議案第2号 熊野市組織条例の一部を改正する条例案
- 議案第3号 熊野市一般職非常勤職員の取扱いに関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第4号 熊野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第5号 熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第6号 熊野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

の一部を改正する条例案

- 議案第7号 熊野市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第8号 熊野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第9号 熊野市紀和地区水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 議案第10号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う総務厚生常任委員会の所管に係る関係条例の整備に関する条例案
- 議案第11号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う産業教育常任委員会の所管に係る関係条例の整備に関する条例案
- 議案第12号 工事変更請負契約の締結について
- 議案第13号 市道の路線認定について
- 議案第14号 熊野市誘客・周遊拠点施設の指定管理者の指定について
- 議案第15号 熊野市活性化施設の指定管理者の指定について
- 議案第16号 熊野市指定金融機関の指定について
- 議案第17号 平成31年度熊野市一般会計予算について
- 議案第18号 平成31年度熊野市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第19号 平成31年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第20号 平成31年度熊野市青年の家事業特別会計予算について
- 議案第21号 平成31年度熊野市市有林整備事業特別会計予算について
- 議案第22号 平成31年度熊野市紀和診療所事業特別会計予算について
- 議案第23号 平成31年度熊野市紀和地区水道事業特別会計予算について
- 議案第24号 平成31年度熊野市水道事業会計予算について
- 報告第1号 専決処分の報告について
- 報告第2号 平成31年度熊野市土地開発公社事業計画について
- 報告第3号 平成31年度有限会社熊野市観光公社事業計画について
- 報告第4号 平成31年度一般財団法人熊野市ふるさと振興公社事業計画について

議事日程

開 会

諸般の報告

- 1 第157回三重県市議会議長会定期総会出席報告
- 2 議員調査活動実績報告
- 3 説明員の報告

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

[内容説明]

日程第3 施政方針について

[提案理由、内容説明]

日程第4 議案第1号 専決処分の承認について

日程第5 議案第2号 熊野市組織条例の一部を改正する条例案

日程第6 議案第3号 熊野市一般職非常勤職員の取扱いに関する条例の一部を改正する条例案

日程第7 議案第4号 熊野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

日程第8 議案第5号 熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

日程第9 議案第6号 熊野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例案

日程第10 議案第7号 熊野市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

日程第11 議案第8号 熊野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

日程第12 議案第9号 熊野市紀和地区水道事業給水条例の一部を改正する条例案

日程第13 議案第10号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う総務厚生常任委員会の所管に係る関係条例の整備に関する条例案

日程第14 議案第11号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う産業教育常任委員会の所管に係る関係条例の整備に関する条例案

日程第15 議案第12号 工事変更請負契約の締結について

- 日程第16 議案第13号 市道の路線認定について
- 日程第17 議案第14号 熊野市誘客・周遊拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第15号 熊野市活性化施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第16号 熊野市指定金融機関の指定について
- 日程第20 議案第17号 平成31年度熊野市一般会計予算について
- 日程第21 議案第18号 平成31年度熊野市国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第19号 平成31年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第20号 平成31年度熊野市青年の家事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第21号 平成31年度熊野市市有林整備事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第22号 平成31年度熊野市紀和診療所事業特別会計予算について
- 日程第26 議案第23号 平成31年度熊野市紀和地区水道事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第24号 平成31年度熊野市水道事業会計予算について
- 日程第28 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第29 報告第2号 平成31年度熊野市土地開発公社事業計画について
- 日程第30 報告第3号 平成31年度有限会社熊野市観光公社事業計画について
- 日程第31 報告第4号 平成31年度一般財団法人熊野市ふるさと振興公社事業計画について

午前 9時 00分 開会

開会・開議

議長（濱 重明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成31年2月熊野市議会定例会を開会いたします。

市長の挨拶

議長（濱 重明君） 開議に先立ち、市長から今期定例会の招集の挨拶を受けます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

市長（河上敢二君） おはようございます。

本日、平成31年2月熊野市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様にはご出席をいただき、ありがとうございます。

それでは、定例会の開会に当たり、これから取り組む、また現在取り組んでいる主な事業の概要や進捗状況など4項目について、簡単にご報告させていただきます。

1点目でございますが、熊野市空き家等対策推進協議会の設立についてでございます。

空き家等の適正管理を推進するため、国の空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、2月27日、熊野市空き家等対策推進協議会を設置いたします。今後、本協議会におきまして、空き家対策を総合的かつ計画的に実施するための基本方針である「空き家等対策推進計画」の策定に向け、具体的な協議を進めてまいります。そして、問題のある空き家に対するより適切な対応や有効活用など、空き家を不良化させない対策などを可能な限り早期に実施することができるよう取り組んでまいります。

2点目でございますが、クマノザクラの植栽でございます。

現在、市内にクマノザクラを普及させるため、約600本の苗木の植栽を進めております。植栽場所は市内23カ所を予定しており、そのうち中心は瀨流荘や湯ノ口温泉、道の駅・板屋九郎兵衛の里周辺でございます。また、地域まちづくり協議会においても、複数の協議会が合同で植栽を実施するなど普及に取り組んでいただいております。市といたしましては、母樹園を整備するなどクマノザクラを大切に守り育てていくとともに、3月末にクマノザクラフェアを開催するなど、集客を図る新たな観光資源として引き続き普及と活用に取り組んでまいります。

次に、3点目の台湾ソフトボール協会との連携協力でございます。

1月に本市で行われましたソフトボールキャンプに、台中市より中学生や指導者、関係者が参加されました。また、2月には先方からの丁寧な招待に応じ、大西副市長とソフトボール協会の山本会長及び職員1名が台中市で開催された大会を訪問するなど、交流を深めております。また、昨年の台風の影響で延期しておりました本市と台湾ソフトボール協会との連携協力に関する協定の調印を、3月9日、三重県の鈴木知事に立ち合いいただき、台北市で実施することが決まりました。今後、東京オリンピックが近づく中、ホストタウンとしてソフトボールを通じた台湾との交流をより一層発展させていきたいと考えております。

4点目は、熊野市いのちを支える自殺対策計画の策定についてでございます。

平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、3月に熊野市いのちを支える自殺対策計画を策定いたします。今後、生きる支援に関連する事業を包括し、全市的な取り組みとして自殺対策の推進を図り、誰もが自殺に追い込まれることのない熊野市の実現に努めてまいります。

以上、主な事業の進捗状況などについてご報告いたしました。

なお、今定例会におきましては、来年度予算や条例案など議案24件、報告4件、合わせて28件の案件を提出いたしております。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての市政報告とさせていただきます。

諸般の報告

議長（濱 重明君） 次に、諸般の報告につきましては、去る1月29日に第157回三重県市議会議長会定期総会が名張市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

また、伊東裕将議員、畑中新子議員、森岡忠雄議員、川口朋議員、久保智議員、大橋秀行議員、岩本育久議員、樋口雄史議員、山本洋信議員、前地林議員、私、濱が議員調査活動を行いました。

いずれも、その報告書はお手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

説明のための出席者

議長（濱 重明君） 次に、地方自治法第121条第1項の規定により、関係当局に説明員の出席を求めたところ、お手元に配付いたしております文書のとおり通知を受けております。

議長（濱 重明君） これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（濱 重明君） 日程第1 今期定例会の「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第86条の規定により、議長において、

5番 川口 朋 議員

13番 山本 洋信 議員

を指名いたします。

会期の決定

議長（濱 重明君） 日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期については、本日から3月18日までの22日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月18日までの22日間と決しました。

施政方針について

議長（濱 重明君） 日程第3 「施政方針について」を議題といたします。

内容説明

議長（濱 重明君） 市長の説明を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

市長（河上敢二君） 平成31年2月熊野市議会定例会の開会に当たりまして、市政運営の基本方針を明らかにするとともに、平成31年度予算案について、その概要をご説明申し上げます。

最初に、まちづくりの方向でございます。

1、まちづくりの基本方針。

市のまちづくりに当たっては、総合計画の基本理念である「市民が主役、地域が主体のまちづくり」のもと、市民の皆さんのさまざまな意見を市政に反映しつつ、「豊かな

自然と歴史の中で人がかがやく、活力と潤いのあるまち・熊野」の実現に向け、引き続き全力を挙げて取り組みます。

平成31年度は第2次熊野市総合計画の2年目であり、猪突猛進で計画の実行に努め、市の活力再生を着実に図るとともに、「地方創生への挑戦」として、市の総力を挙げて取り組みます。

2つ目に、市を取り巻く状況及びまちづくりの課題でございます。

国においては、安倍政権が全世代型社会保障、成長戦略、地方創生など、「平成のその次の時代」に向かって「一億総活躍社会」を実現し、若者がみずからの未来を託すことができる新時代を築いていくと掲げています。ことし10月からの消費税率10%への引き上げについては、少子高齢化の克服と全世代型社会保障制度の構築のために安定的な財源が不可欠であり、予定どおり実施するとしています。地方創生については、観光資源などそれぞれの特色を生かし、地方がみずからのアイデアでみずからの未来を切り開く取り組みを地方創生交付金等で引き続き支援するほか、観光立国として外国人観光客の誘客、相次ぐ異次元の災害への対策、第4次産業革命と言われる人工知能、ビッグデータ、I o T等の新しいイノベーションを一層推進していくとしています。

県においては「未来への希望を支える安全安心と未来を切り開く取り組みに挑戦する」とし、インバウンドによる集客交流や、平成33年の三重とこわか国体に向けてスポーツを通じた地域活性化の取り組みなどを進めていくとしています。

一方、依然として県財政は厳しく、真に必要な事業に資源を集中させるとしており、市が関係する事業への影響が避けられない状況です。

市においては、総人口が1万76人、これは31年1月1日現在でございますが、このように平成17年の市町村合併時と比較して22%減少し、高齢化率は43%と、国のおよそ50年先に行く超・超高齢社会となっています。国全体で人口減少が進む中、手だてを講じなければ、地域社会の崩壊、地域の伝統文化の消失が避けて通れない状況となっており、若者定住や過疎・高齢化、少子化への対応、安全・安心の確保など課題が山積しているほか、10月の消費税率の引き上げに応じた地域経済の下支えや、世界遺産登録15周年を迎える熊野古道のさらなる活用を行う必要があります。

施策の方向といたしましては、市を取り巻く情勢や国・県の動向を十分踏まえ、人口減少対策として「熊野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる人口流出抑制対策、人口流入増加対策、人口増加対策に引き続き力を入れ、着実に成果を得ることができる

よう取り組みます。

働く場の創出に向けての産業振興については、「輸出」と「集客」を基本とし、リスクを恐れず大胆に取り組みます。

観光では、スポーツ集客において、昨年整備した防災公園野球場「くまのスカイパーク」を最大限活用するとともに、自然や歴史・文化資源のほか、市内各地の十分に活用されていない観光資源を有効活用することで宿泊客増に取り組みます。

農林水産、商工業では、付加価値の向上や6次産業化、販路拡大を初め、金山農村公園での大型園芸施設の準備に向けた調査研究、若者・女性の起業支援など幅広く産業・経済を振興し、集客交流はもちろんのこと、働く場の創出を図ってまいります。

超・超高齢社会において「安心していつまでも健康に暮らせる福祉社会」を実現していくためには、市民の皆さんを初め、元気な高齢者の皆さんが助けを必要とする高齢者の皆さんを支える「支え助け合い」がどうしても必要でございます。安否確認や認知症予防、気軽に集える機会をふやすなど、高齢者福祉の一層の充実に努めます。

市民の皆さんが健康でいることは、自分自身や家族のためだけではなく、子供や孫の次世代のためにも非常に重要であり、社会的責務と言っても過言ではありません。行政としても、若い世代からの病気や介護の予防に重点を置き、特に改善を要すると判断される方々を支援していくため、関係課が連携して取り組んでいくなどさまざまな健康づくりを推進します。

若い世代の結婚、出産、子育てにおいては、「熊野市こどもは宝・未来への希望基金」事業等を継続し、手厚い支援を行います。

南海トラフ巨大地震や台風・豪雨等に対する防災対策においては、全市民の命を守るための取り組みに加え、避難生活を初め、災害からの復旧・復興を円滑に実行できるよう取り組みます。

このように、平成31年度の市政においては、地方創生の取り組みを初め、「働く場の創出を目的とする産業の振興」「福祉・健康づくり・子育て支援」「万全な防災対策」の3点を引き続き大きな柱として、教育・文化、環境等々まちづくりの多くの課題に対応するため、さまざまな取り組みを進めてまいります。

2に、予算編成の概要でございます。

最初に、国の予算でございますけれども、国は平成31年度予算について、全世代型社会保障制度への転換に向け、消費税増収分を活用した幼児教育・保育の無償化、介護人

材の処遇改善、年金生活者支援給付金の支給、低所得高齢者の介護保険料の負担軽減強化を行うとしています。

消費税引き上げによる経済への影響の平準化に向けて、中小小売業等に関する消費者へのポイント還元、低所得・子育て世帯向けプレミアム付商品券、すまい給付金、次世代住宅ポイント制度による住宅の購入者等への支援、防災・減災、国土強靱化対策といったさまざまな施策を総動員するとしています。また、重要インフラの緊急点検等を踏まえた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、緊急対策160項目について、平成32年度までの3年間で集中的に実施するとしております。

財政の健全化については、「新経済・財政再生計画」のもと、歳出改革の取り組みを継続し、国債発行額を7年連続で縮減し、一般会計プライマリーバランスも改善するとしております。

このような方針に基づいて編成された平成31年度国の一般会計予算は、総額101兆4,564億円、前年度より3兆7,437億円、3.8%増で、国債費を除く基礎的財政収支対象経費は77兆9,482億円、前年度より3兆5,374億円、4.8%増となっております。

次に、地方財政でございますが、地方財政につきましては、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ安定的に財政運営を行うことができるよう、一般財源総額については前年度を0.6兆円上回る額を確保するとしています。地方交付税につきましても、前年度に比べて1,724億円、1.1%の増額となっております。

地方財政計画における歳入歳出規模は90兆4,600億円、対前年度比2.7%の増、投資的経費のうち地方単独事業は6兆1,100億円、5.2%の増となっております。

このような情勢の中、編成いたしました本市の平成31年度一般会計予算につきましては、総額124億661万9,000円となっております。平成30年度当初予算と比較して0.4%減となっておりますが、平成30年度予算と同等の大型の予算編成となっております。

歳入につきましては、地方財政の根幹となるべき市税収入が、個人市民税の納税義務者や所得割の減などにより総額14億7,969万4,000円、対前年度比2.1%減となっております。また、歳入の約40%を占める地方交付税が、国の地方財政計画においては前年度比1.1%増となっているものの、本市においては、過去の交付実績を参考に前年度と同額の51億円としております。また、124億円を超える大型予算を編成したことなどから、財政調整基金を取り崩し、財源を確保したところでございます。

一方、歳出につきましては、新たな取り組みとして、各種観光PRや観光客の利便性確保対策、ウォーキングイベントや記念花火の打ち上げを行う「熊野古道世界遺産登録15周年記念事業」や、市内山林の地形や樹種、材積等を把握する「森林資源データ解析事業」について予算化しております。大型建設事業については、小・中学校にICT機器を導入する「ICT教育実施事業」、駅前観光拠点施設整備事業、山崎運動公園長寿命化対策事業、遊木漁港機能強化事業を予算化しているほか、側溝・舗装修繕事業や橋梁長寿命化修繕計画事業など、生活に密着した道路の改良・修繕を初めとする生活環境の整備にも力を入れております。

さらに、人口流出抑制・流入増加対策のための生産基盤整備、輸出力強化、移住・定住促進、手厚い子育て支援施策、市民がいつまでも安心して生活するための高齢者対策、健康づくり事業、ソフト・ハードの両面でさまざまな施策を盛り込む防災対策、市内全域における交通手段の確保や高度情報化への対応等にも配慮した、きめ細かな予算編成となっております。

施策の大要でございますが、特別項目として地方創生に取り組む施策と総合計画の各分野別に説明申し上げます。

最初に、特別項目「地方創生」への取り組みでございます。

「熊野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた5つの基本施策に総力を挙げて取り組みます。

人口流出抑制対策では、観光誘客の推進に向けた取り組みのほか、新規雇用の創出や企業立地に向けた支援を実施します。

人口流入増加対策では、「熊野市移住・定住促進基本条例」に則して、移住・定住に向けた支援の実施や都市部でのPRなどに努めます。

人口増加対策では、「熊野市こどもは宝・未来への希望基金」を用い、手厚い子育て支援を継続します。

そのほか、若者・女性及び元気な高齢者の活躍、外部人材、U・I・Jターン者の積極的な受け入れにつきましても、女性の起業への支援や人材の確保、移住者への就業支援等に引き続き取り組みます。

また、取り組みを進めるため、国の地方創生推進交付金を積極的に活用し、創意工夫と政策間連携、官民協働によって成果を上げ、地方創生の市町村競争を勝ち抜き、人口減少、少子高齢化に対応していく所存です。

次に、大要の1「産業の振興」についてでございます。

「地域資源をいかした、独創性のある産業が発展するまちの実現」に向け、地域資源を活用した「輸出」と「集客」の促進によって働く場、雇用の創出を図り、市の活力を生み出していくための各施策に力を入れて取り組んでまいります。

観光集客については、ことし7月に熊野古道が世界遺産登録15周年を迎えます。ウォーキングイベントや記念花火、各峠間等を結ぶ乗り合いタクシーの運行などを記念事業として実施し、古道集客の起爆剤といたします。

また、駅前で観光案内などを行っている熊野市観光公社・観光協会の事務所が手狭になってきたことなどから、熊野大花火大会に関する展示やより多くの観光情報の発信などを行う施設を新たに整備し、より丁寧で親切な観光案内など一層の「おもてなし」に努めます。

既存の観光資源に加え、ツエノ峰の雲海や大丹倉からの展望など、高いポテンシャルを持つ観光資源を積極的に活用いたします。また、「道の駅熊野・板屋九郎兵衛」の里を核に、丸山千枚田や湯ノ口温泉等の恵まれた周囲の観光資源を魅力的に組み合わせるなど、多くの観光資源の有効利用に取り組みます。

観光集客を市内全域に拡大させることで、滞在時間の延長や宿泊の増加による、より大きな経済的効果の実現を目指してまいります。

観光施設等を結ぶ交通手段としましては、古道15周年記念事業の乗り合いタクシーのほか、鬼ヶ城や花の窟、熊野古道おもてなし館など中心市街地周辺の観光施設を結ぶ市街地周遊バスを引き続き運行し、あわせて中心市街地への誘客・周遊を図ってまいります。

また、近年急増する訪日外国人客への対応を図るため、設立が予定されている東紀州地域で連携した観光DMOとも十分連携を図り、台湾を初めとした東アジアを中心に、急速に成長する東南アジア諸国も視野に入れながら外国人誘客の推進に努めます。

大きな経済効果を市にもたらしているスポーツ集客については、完成した防災公園野球場「くまのスカイパーク」を最大限に活用し、ソフトボールを初め野球、ラグビー、ソフトテニス、柔道等の各種スポーツイベント、合宿の一層の誘致拡大に取り組めます。

中でもソフトボールにつきましては、「ソフトボールのまち熊野」を掲げ、新たに中学生を中心とした地元の女子チームを設立し、指導者となれる人材を確保した上で日本一のチームづくりに取り組むなど、これまで以上に力を入れてまいります。

また、スタンドアップパドルボードやトレイルランニングレース、ボルダリングなどアウトドアスポーツの拡大にも引き続き取り組み、1年間を通じて安定した集客を図ることで、より大きな経済効果を得ることができるよう努めてまいります。

次に、農業の振興でございますが、「株式会社くまの農業振興公社」を中心に、担い手確保や農地の有効活用、ゴマなどの新たな特産品となる農産物の生産・加工を積極的に推進します。

担い手確保については、就農支援策を充実させるため、くまの農業公社での研修体制の確立や、国の補助金と市の支援金を有効利用することなどで人材確保に努めます。また、農地集積については、地域で共同作業等を行っている農業者の団体を組織化し、新たな担い手として育成することに取り組めます。

獣害対策については、侵入防止柵を設置する取り組みなどを中心に農産物の被害軽減に努めます。また、小型獣捕獲のためのおり貸し出しのほか、地域住民の獣害に対する理解の醸成を図ります。

ミカンや高菜、新姫、熊野地鶏、トウガラシなど熊野ブランドの特産品の振興については、さらなる販路拡大や加工等による高付加価値化に取り組めます。

地域農業の発展並びに働く場の創出のため、金山農業公園での大型園芸施設の整備に向けた調査研究として連携企業へのアプローチなどを実施いたします。

農業生産基盤の整備については、県営中山間地域総合整備事業などにより農業施設の整備を図るとともに、農道や水路の適正な維持に努めてまいります。

次に、林業の振興でございますが、林産物の供給のほか、水源涵養など森林の公益的機能が発揮できるよう、森林経営計画に基づき森林経営の集約化を図るなど、森林再生に努めます。

新たに導入される森林環境譲与税を活用し、ICT等を利用した「森林資源データ解析事業」を実施し、森林資源に関する情報や未整備森林を的確に把握した上で、森林の経営管理や意向調査を円滑にできるよう取り組み、未整備森林の整備を長期的な視点で進めるなど、森林林業の発展に力を入れてまいります。

昨年、新種として認定されたクマノザクラにつきましては、新たな観光資源として、紀和町瀬流荘付近の市有林にクマノザクラの名所を整備するほか、大切に守り育てながら、市内に幅広く普及させてまいりたいと考えております。

木材の活用については、熊野材を使った新築住宅へのレインボー商品券の助成を引き

続き行ってまいります。

名古屋学芸大学との連携につきましては、提案作品を商品開発に結びつけることで木工産業の振興に努めてまいります。

水産業の振興については、水産物の消費拡大と付加価値向上を図るため、衛生管理型魚市場、水産物加工施設を活用した加工品の製造・販売促進に引き続き取り組みます。

また、漁家所得の向上、漁村の活性化のため、藻類の養殖及びサンマ漁に代表される棒受け網漁の持続化に向けた試験的な取り組みを支援するとともに、漁業者の新たな収入源を確保するため、漁業経営の多角化の可能性について検討してまいります。

水産資源の増大を図るため、新たな種苗の放流など「つくり育てる漁業」や、藻場造成など環境保全に向けた取り組みなども進めてまいります。

漁業後継者の育成については、新たな漁業担い手への家賃支援や地域おこし協力隊制度の活用などを引き続き実施します。

水産基盤整備については、地震・津波対策工事などを引き続き実施するとともに、水産基盤の機能保全、長寿命化に向けた取り組みを進めてまいります。

商工業の振興については、若者・女性の起業や経営課題へのきめ細かな支援、事業承継を促進するとともに、商店街振興に向けた事業支援など、市の産業競争力の維持・発展に向けた事業を実施してまいります。

10月の消費税率の引き上げに対し、地域経済を下支えするため、プレミアム付きレインボー商品券を増額発行いたします。

また、中小事業者が多い当市において、キャッシュレス決済5%ポイント還元制度をより多くの市民に利用していただくため、市内事業所と連携し、利便性の高い決済方法の導入について調査研究を行います。

さらに、熊野産本マグロの知名度向上と消費拡大を図る事業を熊野古道15周年記念事業として実施いたします。

「輸出」の促進については、物産展への参加や事業者の海外展開活動への助成などを通じ、販路開拓を促進します。

熊野でしか産出されない那智黒石の一層の振興を図るため、市内に新たなモニュメントを設置するとともに、那智黒石に親しむ機会をふやすなど幅広いPRに取り組むほか、新たな用途や活用方法について引き続き検討してまいります。

雇用の創出・確保については、「熊野市地方創生雇用創出基金」を活用し、新たな雇

用を創出する市内外からの企業立地や既存事業所の事業拡大の促進を図るほか、サテライトオフィスなどの誘致活動を積極的に進めてまいります。

あわせて、人材不足が常態化する中、ハローワーク等の関係機関と密接に連携し、事業所と求職者をつなぐ取り組みを通じ、働く人材の確保に努めてまいります。

さらには、ITインフラを活用したテレワークを推進することで多様な就労機会を創出するとともに、新たな労働力の掘り起こしとあわせ、市内の労働生産性向上に努めてまいります。

大要の2、「保健・医療・福祉の充実」についてでございます。

「『絆』をもとに支え合い助け合う、健やかに暮らせるまち」の実現に向け、医療・介護など包括的な支援体制を構築するとともに、病気や介護の予防に重点を置き、地域ぐるみの健康づくりへの取り組みを進めてまいります。

地域社会全体に見守られながら、子供たち一人一人が心身ともに健やかに育つことができるよう、子育て支援の充実を図ってまいります。

「超・超高齢社会」を踏まえ、独居高齢者や高齢者世帯の方々が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、全地区で社会福祉協議会や民生委員、児童委員、出張所などによる見守りを週1回以上、確実に実施できるように取り組みます。

高齢者の生きがいづくりや閉じこもり予防のため、気軽に楽しむことができる「高齢者サロン事業」等を引き続き実施します。

認知症施策としては、地域における認知症支援体制の構築を図るとともに、実態把握や早期予防のため、支援が必要な高齢者の聞き取り調査を開始します。

また、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築するため、在宅医療と介護の連携や生活支援サービスの体制整備等の推進に引き続き取り組みます。

次に、健康づくりでございますが、誰もが心身とも健康で自立した生活を送れるよう、疾病と介護の予防に重点を置き、地域ぐるみの健康づくりに取り組むほか、医療費等の面から特に改善を要すると判断される方々を支援していくため、関係課が連携して取り組んでいくなど、さまざまな健康づくりの推進に取り組みます。

健康診査、各種がん検診については、休日実施や総合検診などの実施体制の充実を図り、各種健診の受診率や特定保健指導の利用率の向上に取り組みます。

生活習慣病の予防や健康寿命の延伸のため、年齢を問わず誰もが気軽に実施できるウ

オーキングや、職場や仲間同士で参加できる「100日健康体験チャレンジ」など、運動習慣の定着に向けた取り組みや健康教室などを実施します。

また、市民の方を対象に、商品券等に交換できる「健康増進ポイント事業」の対象を広げ、紹介やサポートに対してもポイントを付加いたします。ぜひ、多くの方に健康づくりに取り組んでいただけるようお願い申し上げます。

3番目の少子化対策でございますが、子供の健康を守るための任意予防接種費への補助や健康診査、歯科保健事業、不妊・不育症治療費への助成を引き続き実施してまいります。また、新たに保健福祉センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目のない支援を実施してまいります。

子ども医療費については、ゼロ歳から18歳の医療費を引き続き無料化し、9月からは小学校未就学児の医療費の窓口無料化を実施します。

子育て支援については、「熊野市こどもは宝・未来への希望基金」を活用し、保育所・幼稚園の3歳児以上の保育料無料化や出産祝いとしての10万円分のレインボー商品券の支給などを引き続き実施してまいります。

発達についての支援を必要とする子供については、総合相談窓口である「こども発達支援室」を中心に、保健、福祉、教育の3部局が連携し、効果的な支援を行ってまいります。

ひとり親家庭への支援については、「高等職業訓練促進事業」などを引き続き実施し、生活の安定、自立を図ってまいります。

また、少子化対策として「婚活サポーター事業」などを引き続き実施し、婚活支援の拡充を図ってまいります。

障害者（児）福祉については、障害のある方が安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた障害福祉サービスの充実に引き続き取り組んでまいります。

地域医療体制については、紀南病院を基幹病院とし、紀南医師会やかかりつけ医等との相互連携により、市民の皆さんに安心いただける救急医療、休日診療を提供してまいります。

山間部における医師確保に引き続き努めるとともに、神川へき地診療所、育生へき地出張診療所については、直営を継続し、地域医療の確保に努めてまいります。

また、市内の救急出動件数が依然として高い状況であり、救急車の適正利用について、

引き続き市民の皆さんにお願いしてまいります。

大要3「教育・文化の振興」についてでございます。

「人・歴史・文化を育み、心の豊かさに包まれたまち」の実現に向け、子供たちが確かな学力を備え、心身ともに健全に成長していくための学校教育の充実と、市民の皆さんが生涯にわたり心の豊かさ、潤いを感じながら生活できるよう、生涯学習活動、文化芸術・スポーツの推進を図ってまいります。

最初に、総合教育会議を開催し、児童生徒の学力向上や安全確保、いじめの防止など重点的に講ずべき施策等について協議、調整を行ってまいります。

次に、児童生徒の安全確保のため、各学校が地域の状況に応じた防災対策及び防災教育の充実、発展に努めます。

新鹿小・中学校、五郷小・中学校を引き続きコミュニティスクールとして、「地域とともにある学校づくり」を推進します。また、平成32年度からは、市内の全小・中学校に拡大していく予定です。

学力向上に向けた取り組みについては、研究指定校の支援や各種研修会の充実などを中心に進めてまいります。

全ての学校において学校給食を100円とする補助や、遠距離通学・スクールバスの通学費の無料化を引き続き実施し、奨学金返還を免除する制度も継続いたします。

学校施設の整備については、各小・中学校の普通教室にエアコンを設置し、教育環境の整備を進めてまいります。

子供たちの学力向上とICT活用能力の育成を目指し、各小・中学校にタブレットPCを導入するなどICT教育環境の整備を行ってまいります。

3点目でございますが、市民会館及び文化交流センターを文化芸術、生涯学習などの拠点とし、連携を図りながら、講演会やコンサート、展示会、各種講座など魅力的な催しを開催してまいります。

文化交流センターについては、ことし11月に開館10周年を迎えるため記念事業を行うほか、市外からの来訪者にも楽しんでいただけるよう、企画展示やさまざまなイベントを定期的に行い、集客交流や情報発信にも努めてまいります。

市立図書館については、利用者の視点に立ち、引き続き蔵書数と内容の充実を図るとともに、子ども読書教室や読書ボランティアの派遣など図書館事業を実施してまいります。

4つ目はスポーツ推進・生涯スポーツでございますが、スポーツ推進委員や体育協会など関係団体と一層連携を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの運営を支援するなど、引き続き「生涯スポーツ社会」の実現に向けて取り組んでまいります。

また、平成33年の三重とこわか国体では、当市においても競技が行われることが決定されました。これまでの全国大会の開催経験等を十分踏まえ、しっかりと準備を進めてまいります。

5つ目は、姉妹都市等についてでございます。姉妹都市のイタリア・ソレント市とブラジル・バストス市との国際交流については、国際交流員の活動を中心に、児童の派遣や受け入れ、文化イベントの開催などを通じて、積極的に交流を推進します。

友好都市の奈良県桜井市や協力連携都市の宮崎県日向市との地域間交流については、相互のイベントへの参加や共同物産展の開催など、市民間交流の一層の推進を図ります。

次に、大要の4「生活環境の整備」についてでございます。

「人・まち・自然が共生する、安全・快適なまち」の実現に向けて、地震・津波等へ備えるための防災対策や、景観や文化面などにも配慮した生活基盤の整備や環境対策などの取り組みを進めてまいります。

最初に、「全市民が生き抜く」ための防災対策については、市民の皆さんによる自助、地域による互助の取り組みを基本とし、市として自助・互助で対応できない取り組みについて、全庁挙げて計画的に推進してまいります。

台風、豪雨への備えとしては、「熊野市版タイムライン」を運用、検証、改善していくとともに、防災情報の早期周知と早期避難の徹底など、防災の初動体制の一層の強化を図ってまいります。

地震、津波に対しては、「発生後3時間を生き抜く対策」において、課題となっている住宅の耐震化などに対し、木造住宅無料耐震診断の実施や耐震補強設計・工事などへの助成、家具転倒防止器具の無償取り付けを引き続き行ってまいります。

また、災害時の電気火災を予防するため、高齢者や障害者などの対象者に有償で感震ブレーカーの取り付けを行ってまいります。さらに、確実な避難対策として、一人一人の津波避難計画「Myまっぷラン」作成事業を継続いたします。

災害時要援護者対策の一環として、引き続き三重大学などと連携し、防災対策介護予防体操を実施してまいります。

「発災後3日を地域で生き抜く対策」としましては、避難所の円滑な運営を含め、救

助・救命活動への備えや家庭・事業所における食料品の備蓄等を推進してまいります。

さらに「発災後3日以降を地域で生き抜く対策」として、災害時要援護者対策としての福祉避難所を含め、それぞれの避難所運営が地域住民や学校などの関係機関によって円滑に行われるよう「避難所運営マニュアル」作成事業を推進するとともに、国や県などからの援助を円滑に受けるための受援体制づくりに取り組みます。

また、災害からの復旧・復興を円滑に実行できるよう、事前防災などの取り組みも長期的な視点で計画的に推進してまいります。

2つ目の高速ネットワークの早期整備についてでございます。熊野尾鷲道路Ⅱ期の早期完成、熊野道路の早期工事着手及び近畿自動車道紀勢線（熊野市から紀宝町間）の新規事業化の早期実現に向けて、引き続き国に強く働きかけてまいります。

平成31年2月に供用を開始した防災公園については、公園内のスポーツ施設と防災倉庫の早期完成に取り組みます。

空き家対策については、「空家等対策推進計画」の策定を迅速に進め、問題ある空き家への対応のほか、空き家の有効活用などを適切に検討・実施してまいります。

また、公共交通の確保については、市内全域で乗り合いタクシー等の運行を継続するとともに、公共交通機関を活用した貨客混載の検討や、外国人観光客が利用しやすい公共交通に向けた整備を推進します。

3点目の環境への取り組みについては、抜本的なごみの減量化及びリサイクルの推進のため、家庭で行う生ごみの減量化や緑のカーテン運動による省エネ等に努めるとともに、市民一人一人に繰り返し協力を呼びかけながら、着実に成果を上げることができるよう取り組んでまいります。

老朽化が進んでいるごみ処理施設の整備については、引き続き東紀州5市町の枠組みによる広域的な施設整備を検討してまいります。

次に、大要の5「まちづくりの進め方」でございます。

「市民が主役、地域が主体のまちづくり」の基本理念のもと、市民の誰もがみずから住む地域に誇りと愛着、自信を持てるよう、市民と行政の協働によるまちづくりを進めてまいります。

地域まちづくり協議会については、「自助・互助・公助」の補完性の原則のもと、引き続き公助の事業に助成を行うとともに、市職員をアドバイザーとして全ての協議会へ派遣し、これまで以上にきめ細かなサポートに努めます。

市民の皆さんの大切な声をより一層市政に反映していくため、引き続き「市長への手紙」や「市民なんでもダイヤル」「市民なんでもボックス」を実施するほか、市役所ホームページの電子メールにおいても常時受け付けてまいります。

行政においても、「あいさつ運動」に取り組み、親切・丁寧で迅速な行政サービスの実行、「もったいない」精神や「ABC分析」による徹底した無駄の排除、PDCAサイクルによる行政の効率化に一層取り組んでまいります。

市内で最大の組織である市役所が文字どおり「市民のために役に立つことを行う所」として、その役割をしっかりと果たしていかなくてはなりません。市民の皆さんから厚い信頼を得られるよう職員一人一人が持てる力を最大限に発揮し、よりよい行政サービスを提供することができるよう努力を重ねてまいります。

熊野市議会本会議の情報提供については、市議会と協力し、広報紙などを通じてお知らせするとともに、インターネットによる映像配信とケーブルテレビによる本会議の生中継を引き続き行い、議会活動への市民の関心を高め、市政への市民参加を推進してまいります。

以下、それぞれの施策内容についてより詳細に記載しているところがございますけれども、ここでの報告は省略をさせていただきます。一番最後の74ページ、「おわりに」をごらんいただきたいと思います。

冒頭でも申し上げましたように、市においては高齢化率が約43%と国の50年先を行く超・超高齢社会となっており、若者定住や高齢化、少子化への対応、安全・安心の確保など課題が山積しております。

平成31年度は、まちづくりの根幹となる第2次総合計画の2年目であり、「猪突猛進」で計画の実行に努め、何としても市の活力再生を着実に図っていかねばなりません。

市内で最も大きな組織である市役所の全職員が、人口減少に対するより厳しい危機感を持ち、さまざまな施策をリスクを恐れずに大胆かつ積極的に推進する強い決意であります。

しかしながら、いつも申し上げておりますように、市勢の発展は行政だけではなし得るものではありません。今後とも議員の皆さんを初め、市民の皆さんのより一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げ、平成が終わり、新たな時代の幕開けを迎える年の施政方針とさせていただきます。

議長（濱 重明君） 午前10時5分まで休憩いたします。

（午前 9時 51分）

議長（濱 重明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 05分）

議案の上程（議案第1号～報告第4号）

議長（濱 重明君） 日程第4 議案第1号「専決処分の承認について」から日程第31
報告第4号「平成31年度一般財団法人熊野市ふるさと振興公社事業計画について」ま
で、以上28件を議題といたします。

提案説明

議長（濱 重明君） 市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

市長（河上敢二君） 平成31年2月熊野市議会定例会に提出いたしました議案についま
して、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第1号「専決処分の承認について」につきましては、熊野市認定こども園木本保
育所の移転を4月1日に予定しておりましたが、保護者からの要望などによりま
して3月1日に移転することとし、保育所の位置を変更するため、地方自治法第179条
第1項の規定により熊野市保育所条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第2号「熊野市組織条例の一部を改正する条例案」につきましては、地域総合課
と地域振興課を統合し、新たに地域振興課を設置するため、条例の一部を改正しよう
とするものであります。

議案第3号「熊野市一般職非常勤職員の取扱いに関する条例の一部を改正する条例案」

につきましては、一般職非常勤職員の賃金の見直しにより労働条件を改善するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第4号「熊野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、国家公務員の超過勤務命令を行う場合の上限などが人事院規則で定められたことから、地方公務員についても国家公務員の措置を踏まえ、超過勤務命令を行う場合の上限などを定める必要があるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第5号「熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、本年度の人事院勧告に準じて宿日直手当を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第6号「熊野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、現行の条例には契約の変更に関する規定が定められていないことから、変更契約に関する規定を定めることにより事務事業の適正な運用を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第7号「熊野市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、平成31年9月から未就学児の医療費の窓口無料化を実施することに伴い、助成方法の追加など所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第8号「熊野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」につきましては、学校教育法の改正により平成31年4月に専門職大学の制度が設けられることなどに伴い、放課後児童支援員の資格要件の追加及び用語の整理をするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第9号「熊野市紀和地区水道事業給水条例の一部を改正する条例案」につきましては、現在、改修工事中の和気簡易水道施設及び丸山小規模水道施設の2つの施設を平成31年4月1日から市の直営水道として運営管理するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第10号「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う総務厚生常任委員会の所管に係る関係条例の整備に関する条例案」、議案第11号「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う産業教育常任委員会の所管に係る関係条例の整備に関する条例案」の2つの議案につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため

の消費税法の一部を改正する等の法律が平成31年10月1日に施行され、地方消費税を含む消費税の税率が変更されることに伴い、公共施設の使用料等の額を改定するため、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第12号「工事変更請負契約の締結について」につきましては、平成29年国災第568・569号、その他市道遊木新鹿線外1線道路災害復旧工事を平成30年12月21日に株式会社井本組代表取締役、井本伊織氏と工事変更請負契約を締結しましたが、岩盤線の位置の変更に伴いアンカー構造の再検討を行った結果、アンカーの種類に変更が生じたため、熊野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号「市道の路線認定について」につきましては、新たに路線認定を行うに当たり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号「熊野市誘客・周遊拠点施設の指定管理者の指定について」、議案第15号「熊野市活性化施設の指定管理者の指定について」の2つの議案につきましては、平成31年3月31日に指定期間が満了となるそれぞれの施設の4月1日以降の指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号「熊野市指定金融機関の指定について」につきましては、平成31年度の市の公金の収納及び支払いの事務を執り行わせるため、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、株式会社第三銀行を熊野市指定金融機関として指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号「平成31年度熊野市一般会計予算について」につきましては、予算総額124億661万9,000円で、第2次熊野市総合計画の将来像「豊かな自然と歴史の中で人がかがやく、活力と潤いのあるまち・熊野」の実現に向け、産業の振興、保健・医療・福祉の充実、教育・文化の振興及び生活環境の整備等の所要の諸経費を計上いたしましたものであります。

議案第18号「平成31年度熊野市国民健康保険事業特別会計予算について」につきましては、予算総額25億1,434万3,000円で、歳入は国民健康保険税、県支出金及び一般会計繰入金等を計上し、歳出は保険給付費、国民健康保険事業費納付金等、所要の経費を計上いたしましたものであります。

議案第19号「平成31年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計予算について」につつま

しては、予算総額 5 億 7,853 万 8,000 円で、歳入は後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金等を計上し、歳出は後期高齢者広域連合納付金等を計上いたしたものであります。

議案第 20 号「平成 31 年度熊野市青年の家事業特別会計予算について」につきましては、予算総額 609 万 9,000 円で、業務管理費を計上いたしたものであります。

議案第 21 号「平成 31 年度熊野市市有林整備事業特別会計予算について」につきましては、予算総額 3,869 万円で、市有林整備事業費及び公債費を計上いたしたものであります。

議案第 22 号「平成 31 年度熊野市紀和診療所事業特別会計予算について」につきましては、予算総額 1 億 457 万 2,000 円で、診療所運営経費及び公債費等を計上いたしたものであります。

議案第 23 号「平成 31 年度熊野市紀和地区水道事業特別会計予算について」につきましては、予算総額 4,956 万 9,000 円で、簡易水道維持管理経費及び公債費等を計上いたしたものであります。

議案第 24 号「平成 31 年度熊野市水道事業会計予算について」につきましては、損益勘定 3 億 5,331 万 7,000 円、資本勘定 2 億 6,270 万 6,000 円、合わせて 6 億 1,602 万 3,000 円を計上いたしたものであります。

以上で議案の提案理由の説明を終わり、次に、報告事項についてご説明申し上げます。

報告第 1 号「専決処分の報告について」につきましては、平成 30 年 5 月 16 日における文書事務の不適切処理に伴う賠償について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、平成 31 年 1 月 30 日、損害賠償の額を定め、和解することについて専決処分したため、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 2 号「平成 31 年度熊野市土地開発公社事業計画について」、報告第 3 号「平成 31 年度有限会社熊野市観光公社事業計画について」、報告第 4 号「平成 31 年度一般財団法人熊野市ふるさと振興公社事業計画について」の 3 件の報告につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定による事業の計画に関する報告を行うものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

上程議案の内容説明

議長（濱 重明君） 次に、議案第1号から順次内容の説明を求めます。

まず、議案第1号について。

福祉事務所長。

（福祉事務所長 坪井正登君 登壇）

福祉事務所長（坪井正登君） 議案第1号「専決処分の承認について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案書1ページから3ページをごらんください。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、熊野市保育所条例の一部を改正する条例について本年1月30日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりその内容を報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分した熊野市保育所条例の一部を改正する条例の内容につきましては、熊野市保育所条例別表中「熊野市認定こども園木本保育所」の位置を「熊野市木本町1098番地1」から「熊野市木本町349番地10」に変更し、附則については、施行期日を平成31年3月1日とするものです。

新たな熊野市認定こども園木本保育所については、予定より早く本年1月30日に完成いたしました。耐震化がされていない現在の保育所での保育より、耐震化された新しい保育所での保育について保護者から強い要望等があり、予定を早めて移転することとし、本年1月30日に専決処分書のとおり専決処分いたしました。

以上、議案第1号につきまして内容をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、議案第2号から議案第6号について。

総務課長。

（総務課長 尾中弘明君 登壇）

総務課長（尾中弘明君） 議案第2号から第6号につきまして、一括してその内容をご説明申し上げます。

議案書の4ページ・5ページをごらんください。

議案第2号「熊野市組織条例の一部を改正する条例案」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、紀和総合支所の事務は地域振興課と地域総合課の2つの課で実施していますが、両課は窓口対応やイベント、事業等の実施において日ごろか

ら常に密接に連携しており、また、課長は両課を兼務しております。そのため、各事務事業の効率化や限られた職員の有効活用を図るため、地域総合課、地域振興課を廃止して地域振興課を新たに設置しようとするものでございます。

改正内容につきましては、第1条の地域総合課、地域振興課を廃止し、地域振興課を設置します。

第2条の地域振興課の事務に市民サービス窓口に関すること等を追加しようとするものであります。

附則につきましては、施行日を平成31年4月1日とするものであります。

議案集の6ページ・7ページをごらんください。

議案第3号「熊野市一般職非常勤職員の取扱いに関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本条例案につきましては、一般職非常勤職員の労働条件改善を目的として賃金日額を見直すため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、別表第1の賃金表の賃金日額を一般職非常勤職員全職種で一律に20円引き上げるものであります。

附則につきましては、施行日を平成31年4月1日とするものであります。

議案集の8ページをごらんください。

議案第4号「熊野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本条例案につきましては、国家公務員に超過勤務命令を行う場合の上限などが人事院規則で定められたことから、地方公務員についても国家公務員の措置を踏まえ、超過勤務命令を行う場合の上限などを定める必要があるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、第8条第2項の次に第3項で、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項を規則で定める規定を追加しようとするものであります。

附則につきましては、施行日を平成31年4月1日とするものであります。

9ページをごらんください。

議案第5号「熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本条例案につきましては、本年度の人事院勧告に準じて職員の宿日直手当を改正するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、第22条で、宿日直命令を命ぜられた職員にはその勤務1回につき4,400円を、勤務時間が午前8時30分から午後12時30分と定められている日に退庁時から引き続き行う場合は6,600円を超えない範囲において規則で定める額を宿日直手当として支給するように改正し、ただし、月の1日から末日までの期間で宿日直した日数とその期間は2分の1を超える常直的である場合は、手当として月額2万2,000円を超えない範囲で、規則で定める額に改正しようとするものであります。

附則につきましては、施行日を公布の日からと定めるものでございます。

10ページをごらんください。

議案第6号「熊野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本条例案につきましては、現行の条例には契約の変更に関する規定がなく、議会の議決に付すべき契約の工事に変更が生じた場合に工事を事実上ストップし、工事の進捗に大きな影響を及ぼすため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、第2条に、当該契約について変更を要する場合において、変更に係る金額が変更前の契約金額の10分の1以下であるときはこの限りでないとするただし書きを追加しようとするものであります。

附則につきましては、施行日を公布の日からとするものであります。

以上、議案第2号から議案第6号につきまして、その内容をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（濱 重明君） 次に、議案第7号について。

市民保険課長。

（市民保険課長 仲 俊光君 登壇）

市民保険課長（仲 俊光君） 議案第7号「熊野市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして内容をご説明申し上げます。

11ページをごらんください。

第2条第2項は、一人親家庭等医療費の助成において、一人親家庭等の母について、事実上婚姻関係と同様の事情による場合を含めた婚姻をしたことのない女子の規定を加

えて、同条第3項の一人親家庭等の父の規定に合わせるもので、また、養育を扶養に、者を場合に修正するものであります。

12ページの第8条第3項は、本年9月1日から未就学児の医療費の窓口無料化を実施するに当たり、市が受診した者にかわって支払うべき費用を当該保険医療機関に支払うことができると規定し、当規定による支払いがあったときは同条第4項で当該福祉医療費の助成があったものとするものであります。

附則第1条は、当条例の施行日を平成31年9月1日とし、第2条で、平成31年9月1日までの福祉医療費の助成について経過措置を定めようとするものであります。

以上、議案第7号についてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、議案第8号について。

福祉事務所長。

（福祉事務所長 坪井正登君 登壇）

福祉事務所長（坪井正登君） 議案第8号「熊野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

熊野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、平成31年4月1日に学校教育法の改正により専門職大学の制度が設けられることに伴い必要となる字句等の改正、及び厚生労働省令の改正に伴う放課後児童支援員の資格要件を追加する必要があるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案書の13ページから14ページをお願いします。

熊野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例第10条第3項の第4号で、放課後児童支援員の要件の一つである学校教諭の資格を有する者を教諭の免許状を有する者に改正し、第5号では、大学卒業者に専門職大学の前期課程を修了した者を含める規定を追加し、第10号では、放課後児童支援員の要件に5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者を追加しようとするものであります。

附則につきましては、施行日を平成31年4月1日と定めるものであります。

以上、議案第8号につきまして内容をご説明申し上げました。よろしくご審議賜りま

すようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、議案第9号について。

地域振興課長兼地域総合課長。

（地域振興課長兼地域総合課長 西 喜久也君 登壇）

地域振興課長兼地域総合課長（西 喜久也君） 議案第9号「熊野市紀和地区水道事業給水条例の一部を改正する条例案」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案書の15ページから16ページをお願いします。

本条例案は、現在改良工事を行っております和気簡易水道及び丸山小規模水道を地元水道組合管理から市直営管理に移行することに伴い、水道料金及び新規加入金を変更しようとするものであります。

改正内容につきましては、別表第1の第1号は、従量制の給水区域に和気簡易水道と丸山小規模水道を加えるものであり、第2号には、改めまして第1号以外の給水区域を定額制の給水区域として定めるものであります。

次に、別表第2、新規加入金について、熊野市水道事業給水条例第33条に定める額を徴収する施設に同じく和気簡易水道と丸山小規模水道を加えようとするものであります。

附則につきましては、条例の施行日を平成31年4月1日と定めるものであります。

以上、議案第9号につきまして内容をご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、議案第10号及び議案第11号について。

総務課長。

（総務課長 尾中弘明君 登壇）

総務課長（尾中弘明君） 議案第10号「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う総務厚生常任委員会の所管に係る関係条例の整備に関する条例案」についてご説明申し上げます。

議案書17ページから19ページをごらんください。

議案第10号「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う総務厚生常任委員会の所管に係る関係条例の整備に関する条例案」につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部が平成31年10月1日に施行され、地方消費税を含む消費税の税率が変更されることに伴い、公共施設の利用料金等の額を改定するため、関係する条例のうち総務厚生常任委員会の所

管に属する2本の条例の整備を行おうとするものであります。

内容につきましては、第1条、熊野市高齢者生活福祉センター条例の一部改正では、別表で規定する紀和町板屋の高齢者生活福祉センターの利用料金を、18ページにかけての第2条、熊野市立診療所手数料条例の一部改正では、第2条で規定する紀和診療所での各種手数料の額をそれぞれ改正しようとするものであります。

附則につきましては、この条例の施行日を社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に定める日からとするものであります。

20ページをごらんください。

引き続き、議案第11号「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う産業教育常任委員会の所管に係る関係条例の整備に関する条例案」につきましては、議案第10号と同様に、地方消費税を含む消費税の税率が変更されることに伴い、公共施設の使用料等の額を改定するため、関係する条例のうち産業教育常任委員会の所管する25本の条例の整備を行おうとするものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

第1条、熊野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正では、別表第1の事業系廃棄物の処理手数料、21ページ中段の別表第2の粗大ごみの収集手数料、別表第3の特定家庭用機器の処理手数料を、第2条、熊野市廃棄物処理施設条例の一部改正では、第9条第2項で規定するし尿処理施設の施設使用料を、22ページにかけての第3条、熊野市自然休養村管理センター条例の一部改正では、別表の会議室等の使用料、入浴料及び宿泊料を、第4条、熊野市農村公園条例の一部改正では、第7条第1項で規定するステージ施設の使用料を、23ページにかけての第5条、熊野市総合育苗センター条例の一部改正では、別表の総合育苗センター・アグリスの作業場使用料の上限額を、24ページにかけての第6条、熊野市活性化施設条例の一部改正では、別表の研修室、展示室、果汁搾汁・充填施設等の利用料金及び備考で定めるエアコン設備を使用する際などの加算額を、24ページの第7条、熊野市林業会館条例の一部改正では、別表の会議室の利用料金を、第8条、熊野市木津呂森林総合利用施設条例の一部改正では、別表、施設使用料を、25ページにかけての第9条、熊野市労働福祉会館条例の一部改正は、別表のホール及び研修室の利用料金並びに備考で定める加算額をそれぞれ改正しようとするものであります。

第10条、熊野市漁港条例の一部改正は、第11条第2項で漁港占用料を算定する場合に乘じる率を100分の108から100分の110に改正しようとするものであります。

26ページにかけての第11条、熊野市新鹿海岸公園条例の一部改正は、別表で定めるシャワー施設、駐車場施設の使用料を、26ページの第12条、熊野市観光物産会館条例の一部改正は、別表の会議室の1時間当たりの利用料金を改正しようとするものであります。

27ページにかけての第13条、熊野市道路占用料徴収条例の一部改正は、第2条第2項において道路占用料の額を算定する場合に乘じる率を100分の108から100分の110に、第14条、熊野市河川占用（使用）採取料徴収条例の一部改正は、第2条第2項で河川占用料の額を算定する場合に乘ずる率を100分の108から100分の110に改正しようとするものであります。

28ページにかけての第15条、熊野市都市公園条例の一部改正は、別表第3の使用料のうち非課税項目を除くものについて改正し、備考に占用に係る許可の期間を加え、また、別表第4と、29ページから31ページにかけての別表第5の有料公園施設の使用料について改正しようとするものであります。

31ページの第16条、熊野市紀和地域振興総合拠点施設条例の一部改正は、別表第1の道の駅屋外イベントスペース、32ページにかけての別表第2のセンター、大集会ホール等の使用料を、32ページから33ページにかけての第17条、熊野市紀和地区水道事業給水条例の一部改正は、別表第1において水道料金を、33ページの第18条、熊野市民会館条例の一部改正、34ページにかけての第19条、熊野市青年の家条例の一部改正、第20条、熊野市文化交流センター条例の一部改正は、ホール、会議室等の使用料及び宿泊料等を、35ページにかけての第21条、熊野市紀和鉱山資料館条例の一部改正は、別表の入館料を、36ページにかけての第22条、熊野市総合グラウンド条例の一部改正は、別表第3で体育館などの施設の使用料、別表第4で施設の照明の使用料を、36ページの第23条、熊野市スポーツ公園条例の一部改正は、別表第1のスポーツ公園使用料、別表第2の夜間照明使用料を、37ページにかけての第24条、熊野市紀和B&G海洋センター条例の一部改正は、別表第1の体育館など施設使用料についてそれぞれ改正しようとするものであります。

37ページから45ページにかけての第25条、熊野市水道事業給水条例の一部改正は、第33条の新規給水加入金、別表の上水道料金、各簡易水道の水道料金について改正しようとするものであります。

45ページの附則第1条では、この条例の施行期日を定め、第2条から第6条では、漁港条例、道路占用料徴収条例、河川占用（使用）採取料徴収条例、紀和地区水道事業給水条例、水道事業給水条例において、この条例の適用に際して経過措置を定めるものでございます。

以上、議案第10号及び第11号につきまして、その内容をご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（濱 重明君） 次に、議案第12号及び議案第13号について。

建設課長。

（建設課長 仲森秀之君 登壇）

建設課長（仲森秀之君） 議案第12号及び議案第13号につきまして、その内容をご説明申し上げます。

最初に、議案第12号「工事変更請負契約の締結について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集の47ページから51ページをごらんください。

平成30年12月21日、熊野市議会定例会におきまして議決をいただき、工事変更請負契約を締結しました平成29年国災第568・569号、その他市道遊木新鹿線外1線道路災害復旧工事につきまして、工事の変更請負契約を締結する必要が生じたので、熊野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負に該当するため、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容につきましては、市道遊木新鹿線の路側擁壁を施工する箇所の地盤を掘削したところ、岩盤が当初に設計していた位置より深い位置にあったことから、擁壁のアンカー構造について再検討を行ったところ、54本のアンカーについて岩盤定着型からプレート型への変更が可能であると判明しました。このことから、岩盤定着型アンカーを54本減らし638本に、プレート型アンカーを54枚ふやし128枚に変更するものでございます。

今回の変更により、契約の金額を547万5,600円減額し、2億1,532万1,760円として株式会社井本組代表取締役、井本伊織氏と工事変更請負契約を締結するものであります。

なお、今回の岩盤の位置の変更等の理由により年度内での工事完成が困難となり、国

から事故繰り越しの承認もいただきましたので、変更契約を締結する際には工期につきましても5月31日まで延長することにしてあります。

49ページから51ページは、その他市道遊木新鹿線に係る位置図と計画平面図、標準断面図でございます。

続きまして、議案第13号「市道の路線認定について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集の52ページから53ページをごらんください。

整理番号5121番、二木島港線につきましては、県と市町の新しい関係づくり協議会において了承された道路管理主体のあり方検討指針に基づき、三重県と移管について協議を重ねてまいりましたが、移管が適当と考え、市道に認定しようとするものであります。

市道を認定しようとする区間は、二木島町字刃道640番地先から、二木島町字相川559番4地先までの延長638.1mでございます。この市道を認定することにより、市道の総延長は40万3,704mとなります。

以上、議案第12号及び議案第13号についてご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、議案第14号について。

観光スポーツ交流課長。

（観光スポーツ交流課長 室谷隆也君 登壇）

観光スポーツ交流課長（室谷隆也君） 議案第14号「熊野市誘客・周遊拠点施設の指定管理者の指定について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案書の54ページをごらんください。

本案につきましては、熊野市誘客・周遊拠点施設条例第5条の規定により、熊野市誘客・周遊拠点施設の管理を行わせる指定管理者の候補者として有限会社熊野市観光公社代表取締役、小川貴弘氏を選定し、指定管理者として指定することを、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとしております。

有限会社熊野市観光公社を選定した理由につきましては、熊野市誘客・周遊拠点施設が地域情報、観光情報の発信や憩いの場の提供を通じ、市民と来訪者との交流を促進するとともに、市内を周遊させ、にぎわいを創出することを目的としており、都市住民の集客交流と町なかでの滞在時間の長時間化を追求するという性格を有しております。一

方、有限会社熊野市観光公社は、観光客の誘致と滞在型の観光を進めるための業務を行っており、公社の設立目的も施設の設置目的と同一性があります。また、現在、三重県立熊野少年自然の家の指定管理を適正に行うなど指定管理者としての実績もあり、当施設の設置目的に沿って適切に管理運営をすることができると勘案したことによるものです。

なお、有限会社熊野市観光公社及び施設の概要につきましては、55・56ページに記載のとおりであります。

以上、議案第14号の内容につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、議案第15号について。

農業振興課長。

（農業振興課長 湊 健君 登壇）

農業振興課長（湊 健君） 議案第15号「熊野市活性化施設の指定管理者の指定について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集の57ページをごらんください。

本案につきましては、本年3月末で5年間の指定管理者の指定期間が満了となる熊野市活性化施設について、平成31年4月1日から熊野市活性化施設条例第3条の規定による指定管理者として株式会社夢工房くまの代表取締役、里口健一氏を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとしております。

施設の概要につきましては、58ページの説明資料に記載しているとおりでございます。

以上、議案第15号の内容についてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（濱 重明君） 次に、議案第16号について。

会計管理者兼会計課長。

（会計管理者兼会計課長 下地砂登子さん 登壇）

会計管理者兼会計課長（下地砂登子さん） 議案第16号「熊野市指定金融機関の指定について」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案書の59ページをごらんください。

本議案につきましては、平成30年度における市の公金の収納及び支払い事務を取り扱わせる指定金融機関として、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、平成30年度に引き続き株式会社第三銀行を指定しようとするものであります。

指定期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間でございます。

第三銀行を指定する理由でございますが、これまで公金の取り扱い業務が誠実かつ適正に遂行され、また、毎年の指定金融機関に関する定期検査でも事務が適正に行われていることを確認しており信頼が置けるということ、市税等の口座振替納付の件数及び当市の支払い口座件数が市内金融機関で最も多く、地域との密着性が大きいということ、南郡熊野地域の学生を対象とした三銀ふるさと文化財団による奨学金の支給を行っているということです。

また、平成27年2月に、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしやすいまちづくりを目的とした取り組みに関する協定を締結し、平成27年12月には、熊野市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる取り組みを推進するため、地方創生に係る包括連携協定に関する協定を締結しております。この地方創生に係る包括連携協定に基づき、平成28年12月に当市と第三銀行の間で熊野市との移住促進に関する覚書を締結し、熊野市移住者向けローンなどの取り扱いを行っております。このような取り組みを通じ、当地域の活性化に貢献していることが主な理由でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 午前11時5分まで休憩いたします。

（午前 10時 52分）

議長（濱 重明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11時 05分）

議長（濱 重明君） 議案第17号から内容の説明を続行いたします。

議案第17号の説明については、まず、予算の概要等及び歳入全般、続いて歳出を行います。

なお、歳出については、各款の順序に従い説明を求めます。

それでは、予算の概要等及び歳入全般について。

市長公室長。

(市長公室長 松岡 功君 登壇)

市長公室長(松岡 功君) 議案第17号「平成31年度熊野市一般会計予算について」につきまして、その概要及び歳入全般をご説明申し上げます。

別冊の予算書をごらんください。

まず、平成31年度の熊野市の予算総額につきましては、目次の裏にあります総括表に記載しています。そのうち、一般会計では予算額が124億661万9,000円で、前年度と比較しますと4,668万6,000円、率にして約0.4%の減となっています。これに特別会計6会計と水道事業会計を加えた31年度の予算総額は163億1,445万3,000円、前年度比1億2,223万9,000円、約0.7%減であります。市の人口規模から見て前年度に引き続いて大型の積極予算であります。

それでは、1ページから順次ご説明いたします。

1ページの第1条は、歳入歳出予算の総額及び区分を定めたもので、総額が124億661万9,000円となっています。

第2条は債務負担行為、第3条は地方債についての記載でございます。

また、第4条は単年度の借入金である一時借入金の最高額を20億円と定めたもの、さらに、第5条は歳入予算の流用ができる場合を定めたものでございます。

2ページから8ページまでは、第1表 歳入歳出予算として当初予算の全容をまとめたもの、9ページの第2表 債務負担行為は、複数年にわたって支出を予定している事業のうち、これまでの期間満了に伴い新たに計上した熊野市議会本会議映像インターネット配信事業ほか2件について記載したもの、10ページの第3表 地方債は、予算に計上している各種起債について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めたものでございます。

次に、11ページからの歳入歳出予算事項別明細書をごらんください。11ページは歳入の総括、12・13ページは歳出の総括でございます。

14ページからの歳入のうち、款1市税、項1市民税は個人、法人合わせて6億1,727万2,000円、項2固定資産税は6億9,924万2,000円、17ページにかけての項3軽自動車税は5,676万円、16ページ下段の項4市たばこ税は1億71万8,000円、19ページにかけての項5入湯税は570万2,000円をそれぞれ計上しています。

18ページの款2 地方譲与税は国税として徴収されてそのまま地方に交付される税で、項1 地方揮発油譲与税は2,300万円、項2 自動車重量譲与税は6,000万円をそれぞれ計上しています。

次の款3、項1 利子割交付金200万円は利子課税の一部が交付されるもの、款4、項1 配当割交付金600万円は配当課税の一部が交付されるもの、款5、項1 株式等譲渡所得割交付金300万円は株式譲渡への課税の一部が交付されるもの、款6、項1 地方消費税交付金3億円は地方消費税の一部が交付されるもの、款7、項1 自動車取得税交付金1,500万円は自動車取得税の一部が交付されるものでございます。

次の款8、項1 環境性能割交付金580万円は自動車税環境性能割の一部が交付されるもの、20ページの款9、項1 地方特例交付金570万円につきましては減収に伴う地方税の減収を補うために交付されるもの、款10、項1 地方交付税51億円は普通交付税と特別交付税を合わせたものでございます。

款11、項1 交通安全対策特別交付金100万円は道路交通法の反則金の一部が交付されるもの、款12 分担金及び負担金、項1 負担金、目1 総務費負担金1,772万7,000円は共済費など消防職員の管理に係る南郡2町からの消防事務受託負担金など、目2 民生費負担金3,086万円は老人保護措置費自己負担金など、目3 消防費負担金3億9,718万2,000円は消防費全般に係る南郡2町からの消防事務受託負担金でございます。

項 分担金、目 衛生費分担金は、廃項でございます。

23ページにかけての款13 使用料及び手数料、項1 使用料6,953万7,000円は駐車場使用料などの総務使用料を初め各施設設置条例に定められた各種使用料、22ページ中段の項2 手数料2,090万6,000円は税務証明手数料などの総務手数料を初め手数料条例に定められた各種手数料でございます。

24ページの款14 国庫支出金、項1 国庫負担金は法令等で定められている国の負担金で、目1 民生費国庫負担金8億5,626万1,000円は特別障害者手当等給付費負担金を初めとする社会福祉費負担金など、24ページ中段の目2 衛生費国庫負担金78万2,000円は未熟児養育費負担金、目3 災害復旧費国庫負担金1,961万7,000円は公共土木施設災害復旧費負担金でございます。

次の項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金2,549万9,000円は木造住宅耐震に係る社会資本整備総合交付金など、27ページにかけての目2 民生費国庫補助金2,906万3,000円は地域生活支援事業費補助金などの各種福祉関連事業に係る補助金などでございます。

26ページのみ 3 衛生費国庫補助金1,236万8,000円は合併処理浄化槽設置整備事業に係る循環型社会形成推進交付金など、目 4 農林水産業費国庫補助金2,395万9,000円は農業生産力強化事業等に係る地方創生推進交付金など、目 5 商工費国庫補助金3,319万1,000円は駅前観光拠点施設整備に係る補助金など、29ページにかけてのみ 6 土木費国庫補助金 3 億2,566万9,000円は道路橋梁、公園等に関する各種事業に係る交付金及び補助金、28ページのみ 7 消防費国庫補助金1,264万6,000円は高規格救急車更新に係る補助金、目 8 教育費国庫補助金1,741万2,000円は I C T 教育実施事業に係る補助金などでございます。

項 3 委託金、目 1 総務費委託金17万8,000円は自衛官募集事務に係る交付金など、目 2 民生費委託金477万9,000円は基礎年金事務に係る交付金など、目 3 教育費委託金457万3,000円は地域における I C T クラブ普及促進に係る委託金でございます。

款15県支出金、項 1 県負担金は国庫負担金と同様、法令等で定められている県の負担金で、目 1 総務費県負担金153万円は地方自治法の規定に基づき県が市町へ事務処理の権限移譲をしたことによる交付金、31ページにかけてのみ 2 民生費県負担金 3 億5,723万9,000円は国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計の基盤安定繰出金並びに自立支援に係る負担金、児童手当に係る負担金や生活保護費に係る負担金など、30ページのみ 3 衛生費県負担金416万2,000円は予防接種事故対策に係る負担金など、目 4 土木費県負担金750万6,000円は公図の整理など地籍調査に係る負担金でございます。

次の項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金1,268万7,000円は木造住宅耐震補強事業に係る補助金のほか各種防災事業に係る補助金など、33ページにかけてのみ 2 民生費県補助金9,298万3,000円は障害者医療、子ども医療に係る補助金などの社会福祉費補助金、学童保育や子ども・子育て支援に係る交付金などの児童福祉費補助金、目 3 衛生費県補助金1,119万7,000円は不妊治療に係る補助金などの保健衛生費補助金、合併処理浄化槽設置促進に係る補助金の環境対策費補助金でございます。

35ページにかけてのみ 4 農林水産業費県補助金 2 億23万2,000円は農業委員会への交付金を初めとする各種補助金の農業費補助金、林道開設に係る補助金などの林業費補助金、漁港の機能強化に係る補助金などの水産業費補助金でございます。

34ページ中段のみ 5 商工費県補助金376万6,000円は瀬流荘整備事業の地方債償還に係る補助金、次の目 6 土木費県補助金20万9,000円は耐震性のない木造空き家住宅の除去事業に係る補助金などの土木費補助金、目 7 教育費県補助金42万円は長期休業中の学習

支援に係る補助金など、目8災害復旧費県補助金343万1,000円は林道災害復旧に係る補助金でございます。消防費県補助金は廃目でございます。

項3委託金、目1総務費委託金6,489万1,000円は人権啓発活動に係る委託金のほか県民税の徴収に係る交付金、各種統計調査に係る交付金など、34ページ下段の目2農林水産業委託金7,000円は須野町の樋門管理に係る委託金、目3商工費委託金66万2,000円は熊野古道のパトロールなどに係る委託金、37ページにかけての目4土木費委託金133万4,000円は大泊から志原尻までの海岸清掃に係る委託金など、36ページの目5消防費委託金101万円は港湾海岸水防施設管理に係る委託金などでございます。

次の款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入871万9,000円は土地建物貸付収入、目2利子及び配当金498万1,000円は財政調整基金など各基金から生じる預金利子、項2財産売却収入100万円は市有地の売却に備えて計上したものでございます。

次の款17、項1寄附金268万6,000円は林道開設、道路補修、集会所改修に係る受益者からの寄附金、39ページにかけての款18繰入金、項1基金繰入金12億2,348万1,000円は財政調整基金を初め各種基金からの繰入金で、各基金の目的に沿った繰り入れでございます。

38ページ2段目の款19、項1繰越金500万円は前年度繰越金、款20諸収入、項1延滞金、加算金及び過料100万1,000円は市税滞納延滞金及び加算金、項2市預金利子9,000円は歳計現金等の定期預金の利子、項3貸付金元利収入1億1,821万1,000円は社会福祉協議会などからの貸付金収入、商工業者等からの各種貸付金収入や就学資金貸付金収入でございます。

43ページにかけての項4雑入2億176万1,000円につきましては、今まで説明いたしました各歳入科目の区分に該当しないものを計上しておりまして、41ページにかけての総務費雑入が19項目、41ページの民生費雑入が16項目、衛生費雑入が9項目、農林水産業費雑入が4項目、商工費雑入が1項目、43ページにかけての土木費雑入が3項目、消防費雑入が8項目、教育費雑入が11項目、その他雑入が4項目の合計75項目について計上しています。

歳入の最後、42ページ下段から45ページにかけての款21、項1市債11億7,310万円のうち目1臨時財政対策債につきましては、実質的に地方交付税と同じ機能を持つもので一般財源となるもの、また、目2総務債から目9教育債につきましては各種事業の財源となるもの、さらに、目10災害復旧債は被災した各種施設の復旧の財源となるものでご

ございます。この市債につきましては、借入金であり、約11億7,000万円という大きな金額となっておりますが、返済金の一部または全額が翌年以降の地方交付税で交付される仕組みとなっておりますので、この金額がそのまま負担となることはありません。

以上、一般会計予算の概要及び歳入全般についてご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、歳出のうち款1 議会費、款2 総務費について。

総務課長。

（総務課長 尾中弘明君 登壇）

総務課長（尾中弘明君） 平成31年度歳出予算のうち款1 議会費、款2 総務費についてご説明申し上げます。

別冊予算書の46ページから47ページをごらんください。款1、項1、目1 議会費は1億4,124万2,000円で、議員報酬等人件費9,962万5,000円は議員の報酬等、職員人件費2,630万1,000円は職員3人分の給与等、議会経常経費1,332万6,000円は臨時雇用賃金、49ページ上段の議会本会議映像インターネット配信業務委託料、熊野・南郡正副議長会負担金等の経常的な経費、議会事業経費199万円は議員の研修、旅費などがございます。

48ページ下段からの款2 総務費、項1 総務管理費についてですが、目1 一般管理費は8億2,806万6,000円で、市長・副市長の人員費2,959万5,000円は市長・副市長の給与等、51ページ上段の職員人件費5億9,109万4,000円は職員55人分の給与等、中段の一般管理経常経費2億19万3,000円は、53ページ、臨時職員等の賃金、総合住民情報システム保守点検業務委託料などの経常的に要する経費、55ページ中段の職員人事交流・派遣事業15万9,000円は県への派遣職員に係る移転料、職員研修事業485万3,000円はコーチング、法務行政実務向上研修、ハラスメント等の研修など、下段の一般管理事業経費195万2,000円は職員健康診断への補助金、57ページ上段の自治体クラウド推進事業6万1,000円は近隣市町等と住民情報システムの共同化の調査研究をするための旅費、RPA導入検討事業15万9,000円は、人工知能を備えたソフトウェアのロボット技術により定型的な事務作業を自動化・効率化するための調査研究に係る経費でございます。

56ページ・57ページの目2 文書広報費1,265万7,000円は、市の広報誌、ホームページなどに係る経費でございます。

58ページ・59ページの目3 財政管理費905万6,000円は、財政管理に必要な経常経費、財政調整基金などから生じる利子の積立金などがございます。

目4 会計管理費563万4,000円は、臨時雇用賃金など会計管理に係る、経常的に要する経費でございます。

目5 財産管理費は5,982万4,000円で、財産管理経常経費4,509万円は61ページ中段の庁舎管理業務委託料などの財産管理に必要な経常的に要する経費等、財産管理事業経費1,321万4,000円は市庁舎関係の工事等に必要な経費、市駐車場管理事業117万4,000円は駐車場保守点検のための経費、地域まちづくり協働事業34万6,000円は地域まちづくり協議会事業への補助金でございます。

62・63ページの目6 企画費は4億8,669万3,000円で、企画経常経費1,624万4,000円は旅費、需用費、各種負担金などの経常的経費、65ページの地域まちづくり協働事業37万1,000円は4地区の事業への補助金、花いっぱい運動事業422万7,000円は花のまちづくりのための集落支援員などに係る経費や花いっぱいネットワークへの補助金など、小学校花いっぱい運動事業18万4,000円は学校花壇やプランターへの花の植栽に係る経費、67ページにかけての熊野市市人会事業165万5,000円は関東、関西、中部の3地区で組織されている市人会の事業で旅費や会場借上料など、67ページの男女共同参画推進事業31万5,000円は男女共同参画連携映画祭の開催に係る機器借上料など、ケーブルテレビ公共アプリケーション推進事業1,093万9,000円はケーブルテレビを利用した文字放送に係る経費、企画事業経費496万3,000円は需用費のほか東紀州地域振興公社などへの負担金、バス運行対策事業9,172万3,000円は5つの路線の自主運行バスに係る運行業務委託料のほか地方バス路線維持に対する補助金、地域公共交通会議運営事業30万4,000円はバスや乗り合いタクシーについて交通事業者や関係機関、住民などで検討するもの、市民意識調査事業27万8,000円はアンケート調査に係るもの、69ページにかけての地域おこし協力隊事業2,110万6,000円は地域おこし協力隊と集落支援員を集落に配置し、集落機能の強化や地域の活性化を図るもの、熊野古道客に対する2次交通確保対策事業326万6,000円は、古道客誘致を目的に松本峠、大吹峠、丸山千枚田等へシャトルバスを運行し2次交通の確保を図るもの、熊野古道世界遺産登録15周年記念メディア広告事業861万5,000円は熊野市の特産品や自然、歴史、文化などをテレビのCMでPRするもの、熊野市地方創生有識者会議運営事業11万6,000円は地方創生に係る事業の評価などを実施するためのもの、若者・女性応援創業チャレンジ無利息融資事業508万円は若者・女性を対象とした創業のための融資事業、71ページの移住定住促進・空き家活用事業845万7,000円は移住相談に係るワンストップ窓口や空き家バンクを初め空き家の改

修補助、都市部での移住相談会、お試し居住、田舎暮らし体験ツアー、情報発信などにより移住の促進と定住人口の増加を図ろうとするもの、オール熊野フェスタ開催事業350万円は子供からお年寄りまでが楽しめる全市民参加型のイベントとして開催するもの、生活交通対策推進事業2,992万9,000円はいわゆる交通弱者の交通手段を確保するための乗り合いタクシー及び周遊バス運行に係るもの、73ページにかけてのまちづくり応援寄附推進事業2億7,230万6,000円は市の発展を応援していただける方のふるさと納税を通じたまちづくりへの参加を推進するもので返礼品や情報発信等に係る経費、熊野市自主運行バスインバウンド対策課事業216万5,000円は海外観光客の受け入れに対応するためバス車内での英語による音声案内やバス表示などの整備を委託するもの、熊野古道客に対する2次交通運行実証事業95万円は海外観光客や日本人観光客のさらなる誘客を目的に、熊野古道を初めとする世界遺産を訪れるための手段を確保するため、市街地周辺への2次交通運行の実証を行うものでございます。

目7 渉外費は1,005万5,000円で、73ページの国際交流推進事業56万5,000円は姉妹都市であるソレント市、バストス市を中心とした交流を推進するためのもの、友好都市交流事業20万9,000円は奈良県桜井市との友好交流を深めるためのもの、75ページにかけての他地域交流推進事業229万3,000円は基石や神武東征のつながりで自治体間の協力連携協定を結んだ宮崎県日向市や、今後の連携協定の締結を見据えた広島県熊野町との交流を進めるもの、75ページ中段のソレント児童ホームステイ受入事業52万8,000円はソレント市の子供たちの熊野市訪問を受け入れるもので、熊野市からの児童海外派遣研修とあわせた相互派遣により両市のさらなる友好交流を促進するもの、国際交流員活用事業646万円はソレント市のあるイタリアから人材を雇用し、海外へ向けて情報発信や文化交流を推進するものです。

76ページ中段の目8 支所及び出張所費は739万3,000円で、支所及び出張所経常経費314万1,000円は支所及び出張所の経常的な経費、飛鳥出張所移転事業425万2,000円は、旧飛鳥中学校校舎に仮設置している飛鳥出張所を耐震性がある旧飛鳥中学校特別教室等の一部を改修して移転させるためのものでございます。

76ページから79ページにかけての目9 公平委員会費29万1,000円は、公平委員の報酬や公平委員会連合会等の負担金でございます。

78ページ・79ページの日10 防災費は6,081万7,000円で、防災経常経費1,053万9,000円は臨時雇用賃金や防災行政無線施設の維持など、地域まちづくり協働事業103万8,000

円は防災等に係る3地区のまちづくりへの補助金、防災事業経費100万円は自主防災組織の強化のためのもの、81ページにかけての生き抜くための防災対策事業4,824万円は避難誘導標識設置等の工事費や避難路沿道建築物耐震診断事業費補助金、木造住宅耐震補強事業費補助金などでございます。

80ページ・81ページの目11諸費636万2,000円で、諸費経常経費249万6,000円は法律相談弁護士謝礼、市民総合賠償補償保険料、熊野人権擁護委員協議会負担金などの経常的な経費、83ページの中段、人権啓発事業58万3,000円は人権啓発講演会開催経費、諸費事業経費272万8,000円は紀南地区人権啓発推進協議会負担金など、あいさつ運動推進事業2万円はあいさつ運動推進のためのもの、消費者行政活性化事業53万5,000円は消費者生活相談などの経費です。

次に、82ページから85ページにかけての目12紀和総合支所費2,285万3,000円で、紀和総合支所経常経費1,326万3,000円は宿日直賃金、光熱水費、浄化槽保守点検など総合支所の経常的な経費、85ページの紀和総合支所事業経費214万円は支所の防水改修工事費、西山・上川出張所経常経費745万円は臨時雇用賃金、光熱水費など経常的な経費でございます。

84ページ下段から項2徴税费についてですが、87ページにかけての目1税務総務費は8,810万6,000円で、職員人件費7,369万9,000円は職員11人分の給料、87ページの税務総務経常経費1,422万5,000円は臨時雇用賃金、消耗品など、89ページにかけての税務総務事業経費18万2,000円は消耗品費です。

88ページの目2賦課費は2,063万5,000円で、賦課経常経費1,076万円は郵便代などの役務費、電子申告システム保守点検業務委託料など税の賦課業務に要する経費、固定資産評価がえ事業987万5,000円は固定資産の評価がえに係る委託料などの経費でございます。

目3徴収費1,819万4,000円は、郵便代などの役務費のほか、三重地方税管理回収機構負担金など税徴収に係る経常的な経費でございます。

90ページ・91ページの項3、目1戸籍住民基本台帳費は5,393万円で、職員人件費3,628万2,000円は5人分の給料、戸籍住民基本台帳経常経費1,386万1,000円は臨時雇用賃金、戸籍システム保守点検業務委託料など、戸籍住民基本台帳事業経費378万7,000円は個人番号カード等関連事務に関する交付金でございます。

92ページから項4選挙費についてですが、92ページ・93ページの目1選挙管理委員会

費962万6,000円は職員人件費のほか委員報酬等の経常経費でございます。

目2 選挙啓発費3万9,000円は啓発に係る経費、95ページにかけての目3 参議院議員選挙費2,200万円は平成31年7月任期満了に伴う参議院議員選挙の執行経費、94ページ・95ページの目4 知事選挙費1,400万円は平成31年4月任期満了に伴う知事選挙の執行経費、96ページ、97ページの目5 県議会議員選挙費300万円は平成31年4月任期満了に伴う県議会議員選挙の執行経費でございます。

98ページ・99ページの項5 統計調査費についてですが、目1 統計調査総務費220万7,000円は臨時雇用賃金など各種統計業務に係る経費、目2 指定統計費512万7,000円は三重県人口推計調査や学校基本調査のほか、平成31年度実施の農林業センサスなどの統計調査に係る経費でございます。

101ページにかけての項6、目1 監査委員費は2,234万6,000円で、職員人件費1,707万4,000円は2人分の給料等、101ページの監査委員経常経費527万2,000円は監査委員の報酬、臨時雇用賃金、全国都市監査委員会負担金など経常的な経費でございます。

以上、款1 議会費、款2 総務費につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（濱 重明君） 次に、款3 民生費について。

福祉事務所長。

（福祉事務所長 坪井正登君 登壇）

福祉事務所長（坪井正登君） 款3 民生費につきまして、内容をご説明申し上げます。

予算に関する説明書の100・101ページをごらんください。

項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費12億7,694万8,000円は職員人件費4,103万5,000円のほか、103ページ、社会福祉総務経常経費は430万8,000円、社会福祉扶助費935万8,000円は在宅で重度の障害が重複する障害者等に対する特別障害者手当等給付費などであります。

105ページをお願いします。社会福祉総務事業経費7,528万5,000円は在宅の障害者が訓練施設等を利用する際の交通費に助成する訓練施設等通所交通費補助金、社会福祉協議会補助金、民生委員児童委員協議会補助金、障害児通所支援事業費などあります。特別会計繰出金6億3,270万5,000円は、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療事業特別会計等への繰出金であります。

107ページにかけての障害者自立支援事業5億840万4,000円は身体障害、知的障害、精神障害、難病を患っている方への必要な障害福祉サービスや、透析治療を初めとした自立支援医療給付費など障害者扶助に係る経費などであります。障害者（児）紙おむつ給付事業は43万2,000円、生活困窮者自立支援事業542万1,000円は生活困窮者自立支援相談員などの経費であります。

最下段から109ページにかけての目2老人福祉費は、6億6,855万4,000円を計上しています。老人福祉経常経費333万8,000円は、主に紀南社会福祉施設組合負担金を初め経常的な経費であります。老人福祉扶助費5,605万4,000円は養護老人ホームに対する老人保護措置費のほか老人扶助に係る経費で、食の自立支援事業598万1,000円は独居高齢者等への配食や元気確認に係る経費で、緊急通報装置設置事業33万4,000円は緊急時の連絡、援助体制を確立するための経費であります。

111ページにかけての老人福祉事業経費4億6,988万5,000円は、主に紀南介護保険広域連合への負担金のほか、元気見守り事業業務委託料、シルバー人材センター運営費補助金など高齢者対策に要する事業経費などであります。介護用品支給事業397万円は在宅での寝たきり高齢者等への介護用品を支給する経費で、成年後見制度利用支援事業96万円、若返りクラブ事業240万円は各地区において趣味やスポーツなど高齢者の自主的な生きがい活動を支援するために要する経費で、113ページにかけての一般介護予防事業3,610万7,000円は今後介護や支援が必要となる可能性が高い高齢者や元気な一般高齢者を対象に介護予防として行う事業経費で、職員2名分の人件費や臨時職員の雇用等に要する経費のほか、高齢者筋力向上トレーニングや高齢者サロンの業務委託料などであります。

115ページにかけての介護予防ケアマネジメント事業5,237万1,000円は介護予防ケアプラン作成などを行うための職員3名分の人件費、臨時職員の雇用等に要する経費のほか、介護予防支援業務委託料などであります。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業496万8,000円は、高齢者の方が適切なサービスを継続して利用ができるように情報提供、相談業務などの包括的・継続的なケア体制を構築、維持するための講師等謝礼のほか、派遣職員等の経費であります。

115ページ下段から117ページにかけての総合相談・権利擁護事業444万4,000円は、地域包括支援センターにおいて総合相談・権利擁護相談等に携わる派遣職員1名分の人件費のほか、高齢者権利擁護委員に係る経費などであります。認知症サポーター養成事

業2万円は、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する人を養成するための経費であります。一人暮らし高齢者等安心生活確保事業11万6,000円は、医療・緊急連絡先等の情報をカプセルにまとめ居宅に配備するための経費で、元気確認ふれあいノート事業17万2,000円は、ひとり暮らし高齢者等を対象に元気確認ふれあいノートを配布し、定期的な安否確認を図っていくための経費で、集落支援員事業738万4,000円は、集落支援員を配備して高齢者の見守り活動や高齢者サロンの運営支援などを行うための経費であります。

117ページ最下段から119ページにかけての在宅医療・介護連携推進事業24万4,000円は、在宅医療・介護における多職種連携ネットワークを構築するための人材育成とシステムの検討や住民啓発を行うための経費であります。もの忘れ健診事業7万2,000円は、健診などにより軽度認知障害を発見し、保健指導などにより認知症予防への動機づけをするための経費で、生活支援体制整備事業1,013万8,000円は、高齢者の生活支援のためのコーディネーターの配置や協議体の設置などにより連携協働による資源開発等を推進するための経費で、地域ケア会議推進事業18万5,000円は、地域全体で高齢者を支援するため各地域で地域包括ケア会議を開催し、地域課題の把握や支援ネットワークを構築するための経費であります。

生活支援サポート事業20万8,000円は高齢者等に元気な高齢者などの生活支援サポーターがちょっとした日常生活の困り事を有償で支援を行うための経費で、119ページ下段から121ページにかけての認知症総合支援事業875万3,000円は高齢者サロン等を拠点に認知症の人とその家族への支援を地域の実情に合わせ総合的に行うための経費であります。

目3国民年金費849万5,000円は121ページから123ページにかけての職員人件費798万8,000円のほか、国民年金経常経費30万5,000円は経常的に要する事務的経費であります。国民年金事業経費20万2,000円は、全国都市国民年金協議会への参加に伴う旅費等であります。

目4医療助成費1億3,766万1,000円は、医療助成経常経費564万6,000円のほか、医療助成扶助費1億748万円を障害者の方を初め子供やひとり親家庭等への医療費の助成で、障害者医療助成充実事業164万2,000円は市単独事業で、療育手帳のB中程度等の方への医療費の助成であります。中学生・高校生等医療費助成事業1,296万7,000円は市単独事業で、子ども医療費の高校生等への助成について、熊野市こどもは宝・未来への希

望基金も活用し、自己負担の全額を助成するための経費を計上したものであります。福祉医療費助成制度未就学児窓口無料化対応事業992万6,000円は、窓口無料化によるレセプト方式に対応するための福祉医療費システム改修でございます。

124・125ページ、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費 3億8,344万7,000円は、職員人件費1,480万5,000円のほか児童福祉総務経常経費は236万6,000円、児童福祉総務扶助費9,900万3,000円は児童扶養手当などであります。児童福祉総務事業経費4,204万円は、学童保育に対する放課後児童対策事業費補助金などであります。125ページ下段から127ページにかけての子ども・子育て支援計画策定事業24万5,000円は事業計画策定に係る12名の委員報酬等で、児童手当給付費 1億9,246万2,000円は中学校修了までの児童を養育している家庭を対象に、児童の年齢等に応じて児童手当を支給するものであります。こども発達支援経常経費1,554万6,000円は、こども発達支援室の職員人件費などであります。

127ページ下段から129ページにかけてのこども発達支援事業経費548万5,000円は、発達支援教室開催業務委託料や養育困難家庭へヘルパーを派遣する養育支援訪問業務委託料などあります。婚活サポーター事業104万7,000円は、婚活サポーター10人で構成するくまの縁結びの会の活動経費であります。出産祝いレインボー商品券支給事業1,005万8,000円は、出産のお祝いとして10万円分のレインボー商品券を支給するものであります。結婚新生活支援事業36万円は、結婚新生活を支援する補助金であります。ペアレントトレーニング事業3万円は、子育てに悩んでいる保護者を対象に子供とのかかわり方をトレーニングする事業であります。

目2 児童福祉施設費 5億6,980万7,000円は、129ページから131ページにかけての職員人件費 1億1,738万3,000円のほか、133ページにかけての児童福祉施設経常経費 4億1,188万6,000円は、賃金、給食賄材料費、山間部保育所送迎運転業務委託料、ひまわり保育園・井戸保育園・有馬幼稚園への子どものための教育・保育給付費負担金等の経常的に要する経費であります。老人とのふれあい事業59万9,000円、児童福祉施設事業経費1,434万円は各保育所の修繕料、備品購入費、井戸保育園補助金などです。絵本購入事業40万1,000円、少子化対策・子育て家庭サポーター利用助成事業は156万円であります。

135ページをお願いします。ファミリーサポートセンター事業は267万4,000円、保育所フック化物洗口事業は35万7,000円、私立保育所延長保育促進事業60万円はひまわり保

育園、井戸保育園の延長保育に係る補助であります。137ページにかけての母子生活支援施設経常経費567万3,000円は、母子生活支援施設の職員人件費や施設の維持管理費、母子生活支援施設事業経費391万1,000円は母子生活自立支援事業費補助金、市立保育所育ちと学びの推進事業82万円は特色ある保育を実施するための経費で、保育の質の向上事業23万7,000円は職員研修に係る旅費及び研修費負担金、子育て支援センター事業費937万円は金山保育所内にある子育て支援センターに係る経費であります。

項3生活保護費、目1生活保護総務費3,163万8,000円は、職員人件費2,605万5,000円のほか、139ページにかけての生活保護総務経常経費は533万7,000円、生活保護総務事業経費は24万6,000円であります。

目2扶助費4億356万6,000円は、医療扶助、住宅扶助、生活扶助などの生活保護の扶助費を計上したものであります。

項4、目1災害救助費63万円は、火災、風水害などで被災された方に対する災害見舞金を計上したものであります。

以上、民生費についてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 午後1時まで休憩いたします。

（午前 11時 54分）

議長（濱 重明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

議長（濱 重明君） 議案第17号の款4衛生費から内容の説明を続行いたします。

款4衛生費のうち項1保健衛生費について。

健康・長寿課長。

（健康・長寿課長 松本 健君 登壇）

健康・長寿課長（松本 健君） 款4衛生費のうち項1保健衛生費につきまして、内容をご説明申し上げます。

138ページから143ページの目1保健衛生総務費は2億8,107万9,000円を計上しております。

139ページ最下段から141ページにかけての職員人件費は6名分で4,043万6,000円、141ページから143ページの保健衛生総務経常経費2,366万1,000円は一次救急医療体制運営事業業務委託料のほか、保健福祉センターの維持管理に伴う経費などです。保健衛生総務事業経費2億1,681万5,000円は、紀南病院組合負担金を初め保健福祉センターの空調設備改修工事、設計業務委託、各種協議会への補助金や紀和診療所事業特別会計繰出金などです。地域まちづくり協働事業16万7,000円は、有馬地区での健康ウォーキングと飛鳥地区において高齢者の生きがい活動を支援するための経費です。

142ページから147ページが目2予防費は7,948万4,000円を計上しております。143ページ下段の予防費経常経費に10万1,000円、147ページにかけての予防衛生事業7,086万1,000円は各種予防接種業務委託料や補助金などです。

147ページの幼児フッ化物塗布推進事業71万5,000円は虫歯予防対策としてフッ化物塗布等に要する経費で、子育て世代包括支援センター事業765万5,000円は妊娠期から子育て期まで母子やその家族へ支援を行うための経費で、産前・産後サポート事業15万2,000円は、妊娠・出産・子育てが安心してできるよう保健師などにより相談支援をするための経費です。

目3診療所費は1,709万2,000円を計上しております。診療所経常経費973万6,000円は診療所業務委託料などで、149ページにかけての診療所事業経費735万6,000円は育生診療所の老朽化したブロック塀の取りかえと、五郷診療所の更新が必要なレセプトコンピューターを電子カルテに入れかえするために要する経費などです。

148ページから153ページが目4健康づくり推進費は2,653万7,000円を計上しております。

149ページの健康づくり推進事業2,039万1,000円は、各種のがん検診、健康診査などの経費です。がん検診推進事業123万3,000円は特定の年齢の方を対象としたがん検診業務委託料や検診に要する事務的経費などで、151ページにかけての元気づくり推進員育成事業129万4,000円は地域ぐるみによる健康づくりを推進するための経費です。自殺対策事業34万9,000円は、生きることへの包括的な支援として、関係機関と連携し、対策を行うための経費です。骨粗しょう症予防事業3万6,000円は骨粗鬆症の予防を学び推進していくための経費で、成人歯科保健対策事業16万5,000円は歯周疾患の予防と早期発見のため健診時に必要な経費などです。健康増進ポイント

事業196万3,000円は、健康づくり事業や各種健診を初め自然と歩くイベントなどに参加することでポイントをため、レインボー商品券などが獲得できる特典をつけることで健康づくりをさらに推進しようとするための経費であります。

151ページ最下段から153ページにかけての糖尿病重症化予防事業93万9,000円は、40歳から50歳代の方々を対象とした糖負荷試験を行い、境界型糖尿病を早期に発見し、生活習慣病の予防、改善につなげるための経費であります。100日健康体験チャレンジ事業16万7,000円は、3カ月間さまざまな健康づくりに参加し、生活習慣病の予防に取り組むための経費であります。

以上、款4衛生費のうち項1保健衛生費につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、款4衛生費のうち項2環境対策費について。

環境対策課長。

（環境対策課長 吉井敬幸君 登壇）

環境対策課長（吉井敬幸君） 款4衛生費のうち項2環境対策費につきまして、内容をご説明申し上げます。

予算書152・153ページをごらんください。

目1環境対策総務費は3億9,803万3,000円を計上しております。そのうち153ページ中段の職員人件費7,948万1,000円は、職員10名分の人件費であります。

153ページ下段から155ページにかけての環境対策総務経常経費1億591万2,000円は、臨時雇用賃金や各種委託料など環境対策に係る経常的な経費であります。

155ページ最下段の環境対策総務事業経費6,198万5,000円は、157ページの南牟婁郡清掃センターへの分担金のほか各種補助金、助成金などであります。その下、特別会計繰出金1億3,266万7,000円は、水道事業会計及び紀和地区水道事業特別会計への繰出金であります。地域まちづくり協働事業238万7,000円は、久生屋地区を初めとして9地区へのまちづくり事業に対する補助金を計上してございます。飲料水供給施設管理事業費789万5,000円につきましては、紀和町における飲料水供給施設の維持管理経費でございます。

159ページ上段の緑のカーテン運動推進事業25万4,000円は、ゴーヤなどの苗の購入費などを計上してございます。ごみ減量化市民行動計画事業8万9,000円は、ごみ減量化のためのさまざまな取り組みを推進するための事業でございます。犬・猫対策事業43万

2,000円は、狂犬病の予防接種の委託料や犬・猫避妊手術に伴う経費でございます。広域ごみ処理施設整備検討事業613万円は、広域ごみ処理施設の整備に向けて設置いたします広域ごみ処理施設一部事務組合設立準備会への派遣職員等の旅費及び運営経費に対する尾鷲市への負担金でございます。

目2 塵芥処理費は2億6,364万6,000円を計上してございます。159ページ下段から161ページにかけての塵芥処理経常経費1億5,479万3,000円は、ごみ処理に伴う経常的な経費でございます。161ページの中段の塵芥処理事業経費1億885万3,000円は、ごみ処理施設の改修工事費や設計監理業務委託料、塵芥収集車の購入など事業に伴う経費でございます。

目3 し尿処理費は3,306万8,000円を計上してございます。そのうち161ページ最下段から163ページにかけてのし尿処理経常経費2,097万7,000円はし尿処理に伴う経常的な経費で、し尿処理事業経費1,209万1,000円はし尿処理施設の改修工事に伴う経費などでございます。

目4 火葬場費は1,547万4,000円を計上してございます。そのうち火葬場経常経費1,083万4,000円は火葬場の運営に要する経常的な経費を、火葬場事業経費464万円は火葬場の設備改修工事に伴う経費などでございます。

以上、項2 環境対策費の内容についてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、款5 農林水産業費のうち項1 農業費について。

農業振興課長。

（農業振興課長 湊 健君 登壇）

農業振興課長（湊 健君） 款5 農林水産業費のうち項1 農業費につきまして、主な内容をご説明申し上げます。

164・165ページをごらんください。

目1 農業委員会費2,757万4,000円は、職員2名分の人件費と農業委員会の運営に係る経常経費でございます。

166ページ、目2 農業総務費6,253万5,000円の内容について、順次ご説明いたします。

職員人件費5,514万2,000円は、職員8名分の経費を計上しております。

167ページ中段からの農業総務経常経費739万3,000円は、各種施設の清掃業務などの

委託料や紀南農業協議会を初め各種団体への負担金などであります。

168ページからの目 3 農業振興費 1 億6,814万9,000円の内容について、順次ご説明いたします。

農業振興経常経費 8 万9,000円は事務的経費です。農産物獣害対策事業315万円は、農産物への獣害を防止するため電気柵等の資材の購入費補助金や地域全体での対策を進めるための経費でございます。地域まちづくり協働事業200万円は、育生地区のとこね広場周辺整備事業への補助金です。中山間地域等直接支払事業448万2,000円は、中山間地域において耕作放棄地の解消のための協働事業を実施する集落への補助金と事務的経費となっております。

171ページ上段の農業振興地域整備計画見直し事業33万1,000円は、申請に基づく農業振興地域の除外などの見直しを行う事務的経費となっております。

農業振興事業経費7,225万5,000円は、ふるさと振興公社や千枚田保全事業への補助金等、農業振興に係る事業経費でございます。「新姫」特産品化推進事業101万円は、新姫の販売拡大のための販路開拓、各種啓発などに対する経費であります。新規就農支援事業377万5,000円は、U・I・J ターン等の新規就農者に対してハウスなどの施設園芸用設備を導入する際の支援や家賃に対する支援となっております。

173ページ上段の都市農村交流推進事業75万7,000円は、都市住民と集落などとの交流を促進するための経費であります。経営所得安定対策推進事業65万8,000円は、水田で麦・野菜等の作物を生産する農業者に対して戸別補償制度を適正かつ円滑に実施するための経費となっております。農作物施肥適正化支援事業11万円は、農地の土壌管理のため土壌診断に係る経費に対する補助金です。優良野菜産地化実証事業1,188万円は、市場での引き合いの強い優良野菜を地域おこし協力隊を活用して栽培、販売し、産地化を進めるものでございます。

175ページ中段の農地集積協力金交付事業137万5,000円は、地域の担い手への農地の集積に協力していただける農地所有者に対して交付するものです。柑橘高品質化推進事業158万円は、温州ミカンのマルチ栽培を促進するため、マルチ資材の新規導入費用の一部を助成するものであります。有害鳥獣捕獲実施隊事業665万4,000円は、2名の有害鳥獣捕獲実施隊員を配置し、猟友会や地域の皆さんと連携しながら農業生産や活動環境の確保を図るものであります。移住交流・都市農村交流促進貸出農園事業 4 万円は、紀和町に開設している市民農園の利用促進を図ります。

177ページの農業用機械・施設等バンク事業5万円は、利用されていない農業用機械、倉庫について情報の収集・管理をし、新規就農者等への農業用施設確保の支援を図ります。青年就農定住円滑化事業1,738万1,000円は、新規就農者の確保と支援の強化を図るための新規就農者確保事業費補助金と新規就農者経営安定支援金でサポートしていきます。農業利活用活性化促進事業19万6,000円は、今後の農地集積や営農継続について市内各地区で座談会を開催するための事務的経費でございます。農地中間管理事業活用促進事業18万円は、地域農業の中心となる経営体等への農地集約、集積について、農地中間管理事業の活用を推進するための事務的経費であります。農業生産力強化事業2,101万1,000円は、農業担い手対策や農業特産物の生産力を強化するため、ふるさと振興公社と農業振興公社への補助金となっております。地域農業活性化推進事業569万2,000円は、特産品として確立しつつあるトウガラシを生産・販売両面から積極的に取り組んでいく経費であります。

179ページ上段の特産品振興・販売拡大事業1,244万1,000円は、市の特産品開発や販売拡大のための営業費用等でございます。ゴマ産地化事業8万5,000円は、県が推奨する農産物であるゴマを実証栽培するものであります。山間地域情報交流施設運営事業96万7,000円は、再開した道の駅きのくにを運営していくための費用です。

次に、180・181ページの子目4農地費955万3,000円についてご説明申し上げます。

181ページ中段の農地事業経費804万6,000円は農業用施設の保全に要する諸経費で、委託料、原材料費、工事請負費や県土地改良事業団体連合会賦課金などであり、多面的機能支払事業150万7,000円は、農地や農業用水等の資源の保全管理や環境の保全を図るための活動経費に対する交付金です。

目5自然休養村管理センター費65万円は、自然休養村管理センターの維持管理に係る諸経費であります。

182・183ページの子目6土地改良事業費3,763万6,000円は職員1名分の人件費、委託料、工事請負費、県営事業に係る負担金などで、工事請負費は県単独事業を初めとした土地基盤整備工事など、また、県営中山間地域総合整備事業費の負担金を計上しております。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、款5農林水産業費のうち項2林業費について。

林業振興課長。

(林業振興課長 瀨中雅人君 登壇)

林業振興課長(瀨中雅人君) 款 5 農林水産業費、項 2 林業費につきまして、主な内容をご説明申し上げます。

予算書の182ページから185ページをごらんください。

182ページ下段の項 2 林業費、目 1 林業総務費8,781万5,000円を計上しております。職員人件費3,291万4,000円は、職員 4 人分の人件費などでございます。

185ページ上段の林道維持補修事業2,291万5,000円の内訳は、委託料の集落間林道除草業務委託料411万4,000円、林道等小規模維持業務委託料440万円、工事請負費の林道維持補修工事費の900万円などがございます。有害鳥獣駆除事業1,527万4,000円は有害鳥獣捕獲に対する買上金や奨励金を、林業総務事業経費106万9,000円は治山事業施行申請書作成業務や林業会館施設指定管理業務の委託料でございます。特別会計繰出金1,518万9,000円は、市有林整備事業特別会計への繰出金を計上しております。

次に、184ページ下段の目 2 林業振興費 1 億1,284万5,000円は、林業振興に伴う各種事業費、負担金、補助金などであります。

主な事業内容を申し上げます。

185ページ下段から187ページにかけての林業振興経常経費134万2,000円は各種協議会への負担金、林業振興事業経費3,431万8,000円 of 主な事業内容は森林環境創造事業業務委託料1,000万1,000円、森林病虫害等防除業務委託料161万7,000円及び市内森林公園等の下刈り等を行う森とふれあいの場拠点づくり事業業務委託料339万4,000円などがございます。負担金、補助及び交付金193万6,000円は、森林組合などによる森林整備の促進を図る補助金や林業担い手対策事業費補助金でございます。積立金1,668万1,000円は、みえ森と緑の県民税市町交付金を財源に平成26年度より創設しました熊野市森と緑の基金への積立金でございます。

森林経営計画作成推進事業85万5,000円は、山林施業の集約化を促進するための境界立ち会い、測量や在籍調査など森林経営計画作成のための補助金であります。木造住宅建設促進対策事業2,110万円は、熊野材を使った新築住宅や増築住宅に対してレインボー商品券の助成を行うものであります。身近なみどり整備推進事業160万円は、倒木のおそれがある危険木から住民の生命や財産を守るため危険木の除去に支援を行うものでございます。暮らしを守る危険木伐採事業303万円は、集落間を結ぶ林道で通行に支障のあるのり面及び路肩の危険木伐採を行うものでございます。

続きまして、189ページ上段をごらんください。熊野材を活用した特産品づくり検討事業98万2,000円は、連携協力協定を締結しております名古屋学芸大学とともに熊野材を利用した商品の開発に取り組む費用でございます。住宅新築希望者説明会実施事業9万8,000円は、三重県建設労働組合紀南支部が住宅建設を考えている人向けに開催する説明会の経費の一部を補助するものです。狩猟者支援事業33万6,000円は、新規の狩猟免許取得及び銃砲所持の許可に係る費用補助などです。森林資源データ解析事業3,887万円は、国土交通省のレーザー測量結果などから詳細な森林解析を行い市内山林の地形や樹種、在籍などを把握し、境界確認や集約化につなげるため、森林データ解析事業委託料などでございます。

クマノザクラの名所づくり事業631万7,000円は、100年ぶりの新種であるクマノザクラを紀和町瀬流荘付近の市有林に植樹し、ホテル周辺の魅力アップや観光名所づくりを図るものがございます。木工職人担い手確保事業399万7,000円は、協力隊を雇用し、木工産業の後継者育成と木工産業振興を図るものがございます。

次に、190ページの上段の目3林道開設費1億1,037万8,000円は、職員2人分の人件費と林道開設を初めとする林道基盤整備事業に伴う諸費用でございます。

主なものは、191ページ下段の工事請負費の9,300万4,000円は、高代山大井川線及び皿山線の林道開設工事や橋梁長寿命化改良工事の改良工事費でございます。

以上、項2林業費につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、款5農林水産業費のうち項3水産業費、款6商工費のうち項1商工費、目1商工総務費及び目2商工業振興費について。

水産・商工振興課長。

（水産・商工振興課長 下和田貞明君 登壇）

水産・商工振興課長（下和田貞明君） 款5農林水産業費のうち項3水産業費及び款6、項1商工費のうち目1商工総務費、目2商工業振興費につきまして、内容をご説明申し上げます。

予算書の192・193ページをごらんください。

項3水産業費、目1水産業総務費2,427万2,000円は、職員3人の人件費のほか、各種協議会などの負担金及び事務的経費でございます。

次に、198ページにかけての目2水産業振興費2,308万6,000円は、漁業振興を推進す

るための負担金や諸経費を計上したものであります。

主な事業の内容を申し上げます。

193ページの水産業振興経常経費41万5,000円は、旅費などのほか、漁業振興に係る各種協議会の負担金でございます。

次に、水産業振興事業経費803万円は、主に水産資源の増大を図るための稚魚放流や後継者育成に関する費用でありまして、主なものとしては、市としてカサゴ等を放流するための原材料費77万円や、195ページの三重県水産振興事業団がヒラメ、トラフグ、マダイの稚魚を放流するための負担金301万円などのほか、漁業の担い手対策としての家賃補助102万円などでありまして、水産多面的機能発揮対策事業28万2,000円は、漁業者と地域住民が共同で行う海の環境生態系保全活動などに係る事務的経費及び負担金であります。漁業新規就業者支援事業36万円は、新たに個人経営の漁業を始める人に対し、漁協と共同で一定期間自立のための支援を行うものであります。次の地域おこし協力隊漁業後継者育成事業783万円は地域おこし協力隊の制度を活用して漁業後継者の育成を行うものであり、人件費等でございます。

197ページのアオリイカ産卵床設置事業70万5,000円は、磯崎・遊木・二木島保護地区において間伐材を利用したアオリイカの産卵床を設置し、水産資源の増大を図るものであります。水産物加工品等開発・販売推進事業400万円は、水産物の加工品等の開発と商品化に向けた市場調査や企画、販売のための営業活動を地域おこし協力隊や漁協と連携して行うもので、隊員の人件費などでございます。

次に、熊野棒受け網漁持続化調査事業82万3,000円は、過去3シーズンのサンマ不漁を受け、棒受け網漁の漁業者が経営維持できるよう漁船に設置しているLED照明の明るさを調整することによってアジやイワシなどの魚種を漁獲できるよう試験操業するもので、専門家の講師謝礼などを計上しております。新規漁業種類導入調査事業19万9,000円は、漁獲量の減少による漁業者の収入減を補うため、新たに海藻類のヒロメ養殖を試験的に行うために必要な種糸購入費を補助するものであります。熊野すりみん販路拡大事業20万9,000円は、熊野市ふるさと振興公社の商社機能を生かし、魚のミンチである熊野すりみんの販路を拡大しようとするものであります。

199ページの新たな漁業のあり方調査事業23万3,000円は、サンマを初めとした漁獲量の低迷を受け、とる漁業以外の事例を調査検討しようとするものであります。

次に、目3漁港管理費527万9,000円は、漁港関連施設の維持管理及び草刈り業務委託

などの事業経費のほか、地域まちづくり協働事業として新鹿地区地域まちづくり協議会が同事業で設置した里川土のう堤防の維持管理を行うものであります。

198から201ページにかけての目4漁港建設費1億6,239万6,000円は、職員人件費2名分のほか、遊木漁港防波堤の地震・津波対策としての漁港施設機能強化工事及び磯崎漁港の岸壁等の延命を図る漁港施設機能保全工事等に係る工事請負費及び設計業務委託料などであります。

続きまして、200・201ページの款6、項1商工費のうち目1商工総務費9,388万1,000円は、商工業担当職員と観光スポーツ交流課の職員合わせて12人の人件費及び事務的経費であります。

202ページの目2商工業振興費1億6,273万6,000円は、商工業振興のための経常経費や事業経費を計上したものであります。

主な事業の内容を申し上げます。

203ページの商工業振興経常経費38万7,000円は、商工業振興に係る旅費等の事務的経費のほか各種負担金などであります。物産展開催事業65万7,000円は、都市部を中心とした物産展等への参加経費であります。次の商工振興貸付金事業9,600万円は、勤労者や小規模事業者への資金融資貸し付けを引き続き実施するための貸付金であります。

205ページにかけての商工業振興事業経費2,642万8,000円は、熊野市労働福祉会館に係る指定管理業務委託料49万1,000円のほか、商工業振興事業に係る補助金等を計上しております。補助金の主なものは、記念通り商店街が実施するいこらい広場を活用した交流事業などに対して支援する記念通り商店街活性化事業費補助金222万1,000円、205ページの熊野商工会議所に対する補助金630万円、熊野市物産振興会に対する補助金100万円、熊野市商店連合会が実施する10%のプレミアムつきレインボー商品券の販売を支援する商品券販売促進事業費補助金1,500万円などであります。

少子化対策・ふるさと商店街子育て支援事業4万5,000円は、18歳未満の子供が3人以上いる子育て世帯を対象に、市内の協賛店などで買い物をした場合に特典が受けられるこぐまファミリーパスポートに係る経費を計上したものであります。創業支援家賃助成事業129万円は、市内の空き店舗を活用して起業する場合に家賃の一部を補助しようとするものであります。

次の歩き楽しむ記念通り商店街実現支援事業69万円は、中心市街地及び商店街の活性化を図るため、いこらい市の開催に係る広告費用等の一部を記念通り商店街振興組合に

補助するものであります。

小規模事業者振興資金利子補給事業274万円は、小規模事業者が事業の維持拡大等の際して、三重県及び熊野市の小規模事業資金貸付制度のほか日本政策金融公庫の経営改善貸付制度及び新企業育成貸付を活用して融資を受ける場合、その利子の一部を補助するものであります。那智黒石振興事業749万5,000円は、熊野市のみで産出される那智黒石の知名度向上を図るためのモニュメント設置や三重テラスでのPRに係る経費、囲碁大会である碁石まつりへの補助金であります。

商店街チャレンジショップ支援事業18万円は、起業を志す人に商店街の空き店舗をチャレンジショップとして一定期間貸し出し、商店街での起業を促進するもので、家賃の一部補助などであります。産業競争力強化推進事業223万1,000円は、新たな起業や事業拡大に取り組む事業者に対し課題解決のための専門家を派遣し、起業促進と中小企業の振興を図るものであります。

次に、創業支援融資助成事業360万円は、創業しようとする若者や女性等が所定の融資を受けた場合、保証料や利子の一部を補助するものであります。

207ページの熊野で働く人材確保推進事業386万4,000円は、市内事業所が求める人材の確保と就職希望者とのマッチングを図るため、就職相談への対応を初め市内外の学校等への市内事業所のPRや市外からのインターンシップ受け入れの支援等を行うもので、就職相談員の人件費などであります。

サテライトオフィス誘致促進事業262万3,000円は、サテライトオフィスに興味を示した都市部の事業所に熊野市において実際にお試し体験をしてもらうなどして、サテライトオフィスの誘致を促進するものであります。小規模事業者経営向上支援事業30万円は、三重県版経営向上計画を策定した事業者が新たに実行する事業の設備投資等の一部を補助するものであります。

209ページにかけての那智黒石製品開発促進事業85万3,000円は、加工技術の開発とともに、さまざまな分野の事業者是那智黒石の原材料を提供し、新製品開発や新たな活用法の提案など認知度の向上や取引量の拡大につなげる展開を進めるものであります。事業承継支援事業120万円は、後継者不足などから惜しまれながらも廃業される事業所を少しでも減らすため、事業承継の意思がある事業者に対し、後継者育成に係る経営ノウハウや技術の習得に要する期間の人件費を支援しようとするものであります。企業立地促進雇用創出事業は3億円の地方創生雇用創出基金を活用した事業で、雇用の創出に資

する市外からの企業立地及び市内事業者の事業拡大を積極的に支援するもので、雇用創出奨励金471万2,000円を計上しております。

海外営業活動支援事業15万円は、市内事業者が販路拡大を目的に海外での見本市や商談会等に参加する場合、その経費の一部を支援するものであります。キャッシュレス化推進事業30万8,000円は、市内事業者が支払い方法のキャッシュレス化に対応できるよう必要な情報の収集と提供を行い、支援しようとするものであります。テレワーク推進事業418万2,000円は、働く意思があるのに時間や場所に制約がある人たちを対象に、インターネット等を活用したテレワークのスキルを身につけられるよう支援しようとするもので、地域おこし協力隊員の人件費などを計上しております。

最後に、211ページの熊野産本マグロPR事業280万1,000円は、地元で生産されている養殖マグロの地元流通を図るべく、イベントにおいてマグロのPRを行おうとするものであります。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、款6商工費のうち項1商工費、目3観光交流費について。

観光スポーツ交流課長。

（観光スポーツ交流課長 室谷隆也君 登壇）

観光スポーツ交流課長（室谷隆也君） 款6、項1商工費のうち目3観光交流費につきまして、内容をご説明申し上げます。

予算書の210・211ページをごらんください。

目3観光交流費は2億4,462万1,000円を計上しております。

212ページにかけての観光交流経常経費2,527万2,000円は経常的な事務的経費で、需用費906万円は消耗品費、光熱水費等で、委託料775万6,000円は公衆便所等清掃業務など施設の維持管理に係るもの、負担金、補助及び交付金86万円は観光関係団体などへの負担金等であります。

215ページにかけての観光交流事業経費7,183万1,000円は、事業に係る事務的経費、委託料、負担金、補助及び交付金等であります。委託料4,619万2,000円の主なものは、トロッコ電車施設指定管理業務委託料300万円、花火大会業務委託料3,300万円、誘客・周遊拠点施設指定管理業務委託料516万7,000円等であります。負担金、補助及び交付金2,004万円の主な内訳といたしましては、市内各地域で行われます各種イベントや毎年開催されておりますスポーツイベントに対する補助金といたしまして、紀和ふるさとま

つり開催費補助金195万円、紀和の火祭り開催費補助金200万円、還暦野球熊野大会開催費補助金60万円、紀伊半島寿野球大会開催費補助金90万円であります。市スポーツイベント委員会補助金1,002万7,000円は、熊野市ソフトボール・フェスティバル、くまのベースボールフェスタ、熊野市ラグビーフェスティバル、紀南柔道大会、熊野ソフトテニスフェスティバルといった市内で開催される各種スポーツイベントに対し補助するものであります。市観光協会補助金270万円は、市内各地域で開催される観光イベントに対し事業費の一部を補助するもので、日本女子ソフトボールリーグ開催費補助金93万3,000円は、日本女子ソフトボールリーグ2部の公式戦に対し補助するものであります。

215ページのスポーツ交流拡大推進事業95万3,000円は、これまで以上に多種目にわたるスポーツ合宿や大会の誘致活動を積極的に進めるための旅費等であります。駅前観光拠点施設整備事業8,395万2,000円は、市駅前に観光案内、体験ツアーなどの旅行商品などの案内及び販売、熊野大花火大会に関する展示、観光客のおもてなし機能を持った観光集客・周遊促進のための施設を整備する経費や、既存の駅前観光拠点施設の耐震改修のための設計業務委託料であります。地域まちづくり協働事業38万5,000円は、入鹿地区の紀州鉾山選鉾場跡地保存事業費補助金1万4,000円を初め、ほか3地区で実施する事業に対し補助するものであります。観光公社事業1,340万円は、市の推進するスポーツ交流のさらなる集客拡大に取り組むとともに、世界遺産の熊野古道を核とした観光商品の開発や当市へのさらなる観光客の誘客を図るための営業、宣伝などに係る人件費や活動費、駅前での物産販売事業に係る運営経費等に対する補助金であります。

217ページの徐福の里魅力向上事業137万3,000円は徐福の里の波田須を観光地として発展させるために国内の徐福関係地を調査研究するほか、海外に対し本市の徐福伝説を積極的にPRするための経費で、海水浴場魅力向上事業181万7,000円は海水浴場の魅力を高め、通年型の観光地とするため、ビーチ・マリンスポーツフェスティバルin新鹿や紀伊半島ビーチバレーボールフェスタなどを開催する経費であります。丸山千枚田虫おくり支援事業77万円は丸山千枚田虫おくり行事を支援するための補助金で、熊野古道世界遺産登録15周年を記念して花火を打ち上げ、一層の集客に結びつけようとするものであります。観光大使事業43万9,000円は熊野市にゆかりのある観光大使の方々に当市の魅力やすばらしさを国内外にPRしていただくことでさらなる集客につなげるための経費で、熊野市集客倍増・おもてなしアップ推進事業19万6,000円は、観光関連事業者を対象として集客の向上を図るための研修会等を開催する経費であります。

219ページにかけての地域おこし協力隊等観光振興事業743万1,000円は、外部からの新しい視点で市内の観光資源を活用した体験ツアーの企画・立案、地域の特産品や資源を活用した土産物開発などを推進するほか、地域の観光資源の発掘や都市部での観光PRなど観光を通じた都市との交流による地域の活性化を図る経費であります。

219ページのサイクルデイ in 熊野開催事業70万円は、熊野の雄大な自然、地形を活用したスポーツ交流事業として、自転車競技の合宿誘致やサイクリストの集客を図るための補助金であります。トレイルランニングレース大会開催事業150万円は、全国のトレイルランナーの集客とトレッキングなど新たな客層を全国各地から集客するため、大会を開催する補助金であります。観光案内スマホ活用事業6万6,000円は、日本語、英語、中国語、韓国語に対応したスマートフォンアプリの観光案内サービス「かざすCITY」を利用し、観光名所等を情報提供するための委託料であります。外国人誘客促進対策事業161万8,000円は、年々増加する外国人観光客の誘客を図るため、無料Wi-Fi機器設置に係る経費の一部補助や熊野宿組合が実施する外国人の海外旅行関係者の受け入れ事業に必要な経費の一部を支援する経費で、南紀特急バス背面広告事業47万8,000円は、南紀特急バスの背面に観光PR広告を掲載することで熊野市への誘客を図る広告料であります。

221ページにかけての地域おこし協力隊アウトドアスポーツ振興事業243万5,000円は、都市部に居住するアウトドアスポーツに精通した人材にこの地域に住んでいただき、スタンドアップパドルボードやシーカヤックを利用したマリンスポーツ大会や体験会への協力、情報発信や誘客活動などを通じて熊野市の自然を生かしたアウトドアスポーツによる地域の活性化を図る経費で、221ページのクライミング振興事業62万1,000円は、現在注目を集めている紀和町のクライミングエリア周辺の環境整備と受け入れ態勢の整備を図るとともに、全国各地のクライミング関連のショップや愛好者にその魅力をPRするなど、さらなる集客につなげるための経費であります。

東紀州地域広域観光DMO推進事業265万4,000円は、世界遺産、地域産業を活用した外国人観光客誘致及び地域特産品の輸出促進を図るための観光DMO推進事業を東紀州地域の5市町で連携し実施する事業に対する負担金であります。温泉関連施設管理事業1,348万2,000円は温泉法で定められた10年に1度の入鹿温泉の成分分析とホテル瀨流荘の機械設備改修工事に伴う経費で、熊野市絶景フォトラリー事業65万6,000円は熊野市に観光で訪れた方や地域の方が熊野市内の各絶景を撮影し、SNSを活用して発信して

もらうことで熊野市をPRするとともに新たな観光スポットの掘り起こしを図り、熊野市への誘客・周遊を促進させるための経費であります。

紀和地域集客・にぎわい創出事業18万6,000円は、紀和地域の郷土料理を記録に残し、食文化を後世に伝えていくための経費であります。くまの星空絶景ガイドマップ作成事業24万2,000円は絶景の星空が撮影できるスポットを紹介するガイドマップを作成する印刷製本費で、パブリシティー推進事業39万6,000円はプレスリリース配信会社に情報提供を行い、さまざまな媒体のメディアに取り上げられることにより熊野市のPRを行う広告料であります。デジタルプロモーション事業67万4,000円は熊野市のPR動画を新たに作成しユーチューブに動画広告を配信する経費で、223ページにかけての熊野古道15周年記念PR動画作成事業115万6,000円は、インターネット上で影響力のあるインフルエンサーに熊野古道を紹介する動画を作成・投稿してもらい、多くの人に熊野古道の魅力を発信する経費であります。

223ページの地域おこし協力隊ソフトボール振興事業398万7,000円は、ソフトボールに精通した人材を地域おこし協力隊として採用し、中学生を中心とした女子ソフトボールチームを設立して競技人口をふやすとともにソフトボールの聖地・熊野の知名度向上を目指すための経費で、熊野市観光案内強化事業2万3,000円は、観光集客施設ごとに観光地までのルートや観光スポットの詳しい説明を記載したパンフレットを作成する消耗品費であります。観光マーケティング事業108万円はSNS投稿や携帯電話のGPSを利用して熊野市を訪れた観光客の動向を調査する委託料で、ホストタウン交流推進事業301万6,000円は、ホストタウンに認定された台湾とソフトボールを通じさらなる交流促進を図る経費であります。

観光物産展出展事業100万5,000円は都市部で行われる観光物産展への出展経費で、クマノザクラの郷めぐり事業52万7,000円は、国内に自生する野生種の桜として100年ぶりに発見されたクマノザクラをPRし、誘客を促進するための経費であります。熊野古道世界遺産登録15周年記念ウォーキング実施事業30万円は、熊野古道を歩くウォーキングイベントを開催する委託料であります。

以上、観光交流費についてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、款7 土木費について。

建設課長。

(建設課長 仲森秀之君 登壇)

建設課長(仲森秀之君) 款7土木費につきまして、歳出予算の主な内容をご説明申し上げます。

土木費の総額は9億9,950万円となっております。

予算に関する説明書の224・225ページをごらんください。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費7,842万4,000円の内容から順次ご説明いたします。

225ページの職員人件費は4,984万3,000円を、土木総務経常経費790万8,000円は臨時雇用賃金や熊野尾鷲道路建設促進期成同盟会、国道169号線改良促進連絡協議会、三重県社会基盤整備協会など高速道路等の建設促進、改良等に係る各種同盟会、協議会の負担金などを、227ページの海岸清掃事業127万円は大泊町から有馬町志原尻までの海岸清掃業務に係る委託料などの経費を計上しております。

土木総務事業経費1,924万2,000円は急傾斜地崩壊対策県営事業費負担金や防犯灯設置費補助金などを、生き抜くための防災対策事業10万円は被災建築物応急危険度判定資機材の整備費用などを計上しております。地域まちづくり協働事業6万1,000円は、五郷地区地域まちづくり協議会による公共施設の清掃活動に係る補助金を計上しております。

項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費2,325万5,000円につきましては、職員人件費は800万円を、229ページにかけての道路橋りょう総務経常経費599万7,000円は臨時雇用賃金、街灯電気料、法定外公共物管理システム保守点検業務委託料、「道の駅」連絡協議会負担金などを、道路橋りょう総務事業経費925万8,000円は、未登記市道敷地の分筆登記業務に係る手数料、道路台帳補正業務委託料などを計上しております。

目2道路維持費1億839万9,000円につきましては、道路維持経常経費268万6,000円は燃料費、自動車修繕料など道路維持に要する経常経費を、231ページにかけての道路維持事業経費1億571万3,000円は、建設課直営作業員の賃金、市道の除草や道路等小規模維持業務に係る委託料、市内一円の道路維持等の工事請負費、セメント等原材料費、自動車等の借上費などを計上しております。

目3道路新設改良費4億8,697万9,000円につきましては、道路新設改良事業6,008万8,000円は道路改良予定路線の用地測量業務委託料、PCBが含有されている道路照明等の有無を調査するための業務委託料、ガードレール、カーブミラー、区画線などの交通安全施設設置や道路照明等の改修、ブロック塀等の解体撤去・設置及び道路改良に係

る工事請負費や道路改良の支障となる電柱移設に係る補償金などを、233ページにかけての社会資本整備総合交付金事業4億2,689万1,000円は、職員人件費や臨時雇用賃金のほか、市道の改良業務委託、道路改良予定路線に係る道路構造物の詳細設計や土質調査業務委託、側溝・舗装修繕に係る土質調査業務委託、長寿命化を図るための橋梁の定期点検や設計業務委託及びトンネルの調査設計業務などの委託料、社会資本整備や橋梁トンネルの長寿命化改良、側溝・舗装修繕などに係る工事請負費、道路改良予定路線の土地購入費などを計上しております。

235ページにかけての目4地籍調査費1,176万5,000円につきましては、地籍調査に係る臨時雇用賃金や地籍調査測量業務委託料などを計上しております。

項3河川費、目1河川総務費637万円につきましては、河川総務経常経費7万円は七里御浜海岸侵食対策連絡協議会などの負担金を、河川総務事業経費630万円は市内一円の河川維持補修・改修に係る工事請負費及びセメント等の原材料費を計上しております。

項4港湾費、目1港湾管理費57万8,000円につきましては、港湾管理経常経費12万4,000円は港湾統計調査業務委託料を、港湾管理事業経費45万4,000円は海岸環境整備県営事業費負担金を計上しております。

項5都市計画費、目1都市計画総務費491万4,000円につきましては、都市計画総務経常経費130万6,000円は都市計画審議会委員報酬や駅前噴水施設の保守点検業務委託料、全国都市公園整備促進協議会負担金などを、電線共同溝整備事業54万8,000円は地域住民との会議に出席していただく講師への謝礼や先進地視察に係る経費を、都市計画総務事業経費221万9,000円はイルミネーションの装飾に必要なLED電球等消耗品の購入や電気配線業務委託料など必要経費を計上しております。空き家対策等推進事業22万円は、空き家について適切な管理を推進するため設置する熊野市空き家等対策推進協議会委員の報酬や協議会開催に必要な経費などを計上しております。

238ページから239ページの耐震性のない木造住宅除却事業62万1,000円につきましては、南海トラフ地震等大規模地震が発生した際に家屋が倒壊し避難路が塞がれるなど救助や避難活動に支障が出ることを防止するため、耐震性がないと判断された木造住宅について、所有者が撤去工事を行う際の費用の一部を補助するための耐震性のない木造住宅除却事業費補助金を計上しています。

目2公園費2億3,578万9,000円につきましては、公園経常経費1,515万7,000円は山崎運動公園などの市内公園に係る光熱水費のほか公園の維持管理に係る浄化槽清掃業務

委託料などの経常経費を、公園事業経費336万4,000円は山崎運動公園など市内公園の修繕料や維持補修に係る工事請負費などを、241ページにかけての防災公園整備事業9,112万8,000円は職員人件費、臨時雇用賃金、屋根つき練習場の外壁設置等防災公園の整備に係る工事請負費などを、山崎運動公園長寿命化対策事業1億2,614万円は、老朽化している山崎運動公園施設について、長寿命化計画による計画的な改修を行い施設の供用期間の延長を図るもので、職員人件費のほか、くまのスタジアム電光掲示板等の長寿命化改修に係る工事請負費などを計上しております。

242・243ページの項6住宅費、目1住宅管理費4,302万7,000円につきましては、職員人件費は2,143万7,000円を、住宅管理経常経費437万4,000円は臨時雇用賃金、市営住宅に係る簡易専用水道施設保守点検業務委託料、浄化槽清掃業務委託料などの経常経費を、住宅管理事業経費579万5,000円は市営住宅に係る修繕料と市営住宅解体、佃団地の道路舗装に係る工事請負費を、245ページにかけての市営住宅長寿命化事業1,142万1,000円は、老朽化した市営住宅について長寿命化計画による計画的な改修を行い供用期間の延長を図るもので、住宅改修に係る工事請負費などを計上しております。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 午後2時20分まで休憩いたします。

（午後 2時 04分）

議長（濱 重明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時 20分）

議長（濱 重明君） 議案第17号の内容説明を続行いたします。

款8消防費について。

消防長。

（消防長 瀬戸 元君 登壇）

消防長（瀬戸 元君） 款8、項1消防費について、その内容をご説明いたします。

予算書244・245ページをお願いいたします。

目1常備消防費からご説明いたします。

予算額は7億6,126万9,000円であります。内容としまして、職員の人件費6億8,358

万4,000円、その内訳は職員80名分の給料、職員手当、共済費であります。

245ページ中段の常備消防経常経費につきましては、臨時職員1名分の賃金、共済費のほか、消防本部・消防署熊野本署・紀和分署の火災救急救助などの消防活動業務や火災予防業務など、消防業務遂行に必要な経費を計上いたしております。その主な内容としましては、消防緊急通信施設の保守点検業務委託料2,016万5,000円のほか、庁舎管理、資機材管理など常用的経費で、5,844万9,000円を計上しております。

247ページ下段をお願いいたします。

職員研修事業431万3,000円につきましては、救急救命士の養成費用のほか、気管挿管病院実習委託料、三重県消防学校における各種研修費用を計上いたしております。

249ページ上段の常備消防事業費1,492万3,000円につきましては、主なものとしまして、救急業務の医師顕彰の報償費や職員用防火衣の購入、火災救急救助資機材の購入経費となっております。

248・249ページ中段をお願いいたします。

目2非常備消防費についてご説明いたします。

非常備消防費の総額は5,309万7,000円であります。非常備消防経常経費は、消防団員450名の報酬、退職報償金、出動手当などの費用弁償、需用費、退職報償金掛金など消防団活動の経常的経費として5,049万6,000円を計上いたしております。

251ページ上段の消防団員研修事業12万円は、消防団員の三重県消防学校への研修派遣費用であります。

非常備消防事業経費としまして、消防ホース購入や消防団員の防火衣など安全対策資機材の購入経費として248万1,000円を計上しております。

続きまして、目3消防施設費につきましてご説明いたします。

250・251ページ中段をお願いいたします。

消防施設費6,553万1,000円の内訳は、消防施設事業経費として、元号の変更に伴う通信指令システム改修委託料、井戸分団車庫の改修工事、救急熊野2号車の更新、消防団車両の更新、そのほか活動資機材購入や水利確保のための消火栓設置負担金を、また、253ページ上段の救急デジタル無線共通波整備負担金1,058万6,000円などを計上いたしております。

次に、目4南郡受託消防費についてご説明いたします。

252・253ページをお願いいたします。

南郡受託消防費1,490万6,000円の内訳は、御浜町、紀宝町にあります2分署の火災救急救助活動費や火災予防など消防業務に要する経費のほか、船舶免許の取得のための職員研修負担金など、南郡受託経常経費として1,268万1,000円を計上しております。

下段の南郡受託消防費事業費222万5,000円につきましては、消防救急活動に係る消耗品費、御浜分署のAEDトレーナーや消防救急活動のための資機材購入費を計上しております。

以上、款8、項1消防費、総額8億9,480万3,000円の内容についてご説明いたしました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、款9教育費について。

教育長。

（教育長 倉本勝也君 登壇）

教育長（倉本勝也君） 款9教育費について、内容のご説明を申し上げます。

254ページをごらんください。

項1教育総務費、目1教育委員会費222万1,000円は、教育委員4人の報酬のほか、教育委員会の運営に係る経費を計上いたしております。

目2事務局費1億5,201万2,000円は教育長、職員の人件費のほか、事務局経常経費3,625万7,000円、257ページの外国語指導助手配置事業2,018万2,000円、258ページにかけての事務局事業経費300万5,000円は公用車の購入に係る費用でございます。

目3教育振興費3億3,701万2,000円は、教育振興経常経費1,224万6,000円のほか、261ページになりますが、児童海外研修事業300万円、教育振興事業経費4,004万円は学校給食費に係る保護者負担を軽減するための学校給食費補助金3,007万7,000円、奨学費貸付金等であります。学校防災対策推進事業に15万5,000円、遠距離児童等通学支援事業2,107万9,000円はスクールバスの運行に伴うもののほか、児童の遠距離通学に係る通学費の補助と市内の高校生が紀南地域の県立学校に通学する通学費の補助等であります。

263ページの学校における囲碁教室事業に39万7,000円、いじめ対策事業に108万6,000円、地域コーディネーター配置事業に293万7,000円、学力向上推進研修事業に16万5,000円、学力向上支援事業に50万4,000円、265ページの地域未来塾事業に73万9,000円、学校におけるICT教育の推進に係るハード及びソフト面の環境整備を行うICT教育実施事業に2億5,466万4,000円を計上いたしております。

264ページ下段の項2小学校費、目1学校管理費1億5,220万4,000円は、267ページ

にかけまして学校管理経常経費 1 億2,786万円、269ページにかけての学校管理事業経費 2,307万8,000円、小学校フッ化物洗口推進事業に126万6,000円を計上いたしております。

目 2 教育振興費1,741万4,000円は、教育振興経常経費800万円、教育振興扶助費742万6,000円、271ページにかけての教育振興事業経費198万8,000円を計上いたしております。

270ページの項 3 中学校費、目 1 学校管理費7,933万1,000円は、273ページにかけて学校管理経常経費5,662万7,000円、学校管理事業経費466万2,000円、275ページにかけての中学校給食実施事業1,804万2,000円を計上いたしております。

目 2 教育振興費1,615万1,000円は、教育振興経常経費600万8,000円、教育振興扶助費633万8,000円、教育振興事業経費380万5,000円を計上いたしております。

項 4、目 1 幼稚園費 6 万円は、私立有馬幼稚園フッ化物洗口推進事業について計上いたしております。

276ページの項 5 社会教育費、目 1 社会教育総務費5,940万円は、職員人件費のほか、279ページにかけての社会教育総務経常経費687万4,000円、人権問題学習事業に20万円、社会教育総務事業経費583万1,000円、生涯学習事業217万6,000円、281ページの熊野街道歴史の道整備活用推進事業163万6,000円、地域まちづくり協働事業432万2,000円は、旧神上中学校魅力向上事業費補助金のほか 4 件に対する補助金で、特別会計繰出金286万6,000円は青年の家事業特別会計への繰出金、熊野検定事業に12万円、地域における I o T 学び推進事業は、子供たちが放課後の活動などを通じてプログラミング講座に参加したり市の観光資源に関するフォトムービーを作成したりするための経費458万7,000円を計上いたしております。

目 2 文化交流センター費2,379万2,000円は、臨時雇用賃金のほか、283ページにかけてのセンター維持管理に要する経常経費2,250万9,000円、文化交流センター事業経費128万3,000円を計上いたしております。

284ページの目 3 公民館費324万2,000円は、公民館経常経費101万円のほか、公民館事業経費223万2,000円を計上いたしております。

目 4 図書館費5,319万3,000円は、図書館経常経費1,178万1,000円のほか、287ページの図書館事業経費4,141万2,000円は、図書システムの更新や図書購入に要する費用であります。

目5 市民会館費6,942万2,000円は、職員人件費のほか、289ページにかけまして市民会館経常経費2,677万8,000円、市民会館事業経費3,446万2,000円は、市民会館舞台機構改修工事等であります。

目6 歴史民俗資料館費279万9,000円は、歴史民俗資料館経常経費241万9,000円、291ページになりますが、歴史民俗資料館事業経費38万円を計上いたしております。

目7 文化振興費954万8,000円は文化公演実施に要する費用で、文化支援委員会に対する補助金であります。

目8 鉱山資料館費838万1,000円は、鉱山資料館経常経費669万4,000円、293ページの鉱山資料館事業経費168万7,000円を計上いたしております。

項6 保健体育費、目1 保健体育総務費8,086万3,000円は、総合グラウンドなどスポーツ施設に配置しております臨時職員の雇用賃金などの保健体育総務経常経費4,688万7,000円のほか、295ページになりますが、保健体育総務事業経費3,001万3,000円は、陸上競技場ナイター設備改修工事のほか1件の工事費や、市体育協会を初め各種団体等への補助金等であります。

297ページにかけたの国体開催準備事業に396万3,000円を計上いたしております。

目2 海洋センター費1,124万3,000円は、海洋センター経常経費995万5,000円のほか、299ページにかけたの海洋センター事業経費128万8,000円を計上いたしております。

以上、教育費の内容をご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、款10災害復旧費のうち項1 農林水産施設災害復旧費について。

農業振興課長。

（農業振興課長 湊 健君 登壇）

農業振興課長（湊 健君） 款10災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費について、主な内容をご説明申し上げます。

298・299ページをごらんください。

目1 農地農業用施設災害復旧費500万円、目2 林道災害復旧費1,000万円、目3 漁港災害復旧費300万円は、現年単独災害復旧事業に要する見込み額で、工事請負費と事業推進に要する経費でございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、款10災害復旧費のうち項2公共土木施設災害復旧費について。

建設課長。

（建設課長 仲森秀之君 登壇）

建設課長（仲森秀之君） 298ページから301ページにかけましての款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路河川災害復旧費4,000円につきましては、現年単独災害復旧事業及び現年補助災害復旧事業に係る見込み額で、工事請負費のほか、事業推進に要する経費を計上しております。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、款11公債費、款12予備費及び給与費明細書等附属資料について。

市長公室長。

（市長公室長 松岡 功君 登壇）

市長公室長（松岡 功君） 300ページから301ページにつきましてご説明いたします。

300ページ中段の款11、項1公債費15億1,731万円は、地方債の償還に係る元利及び31年度単年度で一時借り入れした場合の利子でございます。

歳出の最後、款12、項1、目1予備費につきましては、災害対応など不測の事態に備えて2,000万円を計上しています。

302ページから311ページまでの給与費明細書につきましては、予算計上した報酬、給料、職員手当等を特別職、一般職に区分して整理したもの、また、312ページから315ページまでの債務負担行為に関する調書につきましては、債務負担を設定している事項別の支出額、支出予定額等について整理したものでございます。

一般会計の最後、316ページの地方債に関する調書につきましては、起債を種類別に整理したもので、平成31年度の起債見込み額は44ページの歳入でも記載している11億7,310万円、元金償還見込み額は300ページの歳出でも記載している14億3,404万4,000円で、平成31年度末における起債現在高見込み額は、316ページの表末尾の132億3,652万1,000円となっております。

なお、この起債残高につきましては、元利償還金が普通交付税で100%措置される臨時財政対策債が約18億円、また70%算入される過疎対策事業債が約69億円、合併特例債が約27億円などとなっております。残高に対する市の実質的な負担額は全体の4分の

1、金額にして約33億円となる見込みでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 以上で議案第17号の内容説明は終了いたしました。

次に、議案第18号及び議案第19号について。

市民保険課長。

（市民保険課長 仲 俊光君 登壇）

市民保険課長（仲 俊光君） 議案第18号及び議案第19号につきまして、その内容をご説明申し上げます。

まず、議案第18号「平成31年度熊野市国民健康保険事業特別会計予算について」につきましてご説明申し上げます。

予算書の317ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,434万3,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金の最高額を2億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用ができる場合を定めるものであります。

318ページは歳入の総括、319・320ページは歳出の総括であります。

321ページから323ページにかけましては、歳入歳出予算事項別明細書の総括であります。

続きまして、324ページからの歳入につきまして、項目別にご説明申し上げます。

款1、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税3億2,315万円、目2退職被保険者等国民健康保険税41万4,000円は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の現年課税分と滞納繰り越し分をそれぞれ計上しております。

款2県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金18億6,468万8,000円は、国民健康保険の財政運営の主体を担う県から普通交付金として市の医療給付費を全額交付されるもので、特別交付金は医療費適正化の取り組みに応じて交付される保険者努力支援分や特定健診等負担金の交付金であります。

款3繰入金、項1、目1一般会計繰入金2億1,772万8,000円は、国保担当職員の人件費、経常経費等の地方交付税措置分のほか、保険基盤安定繰入金であります。

326ページ・327ページをお願いします。

款4、項1、目1繰越金1億534万8,000円は、前年度からの繰越金であります。

款5 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料、目1 一般被保険者延滞金及び目2 退職被保険者等延滞金はそれぞれ1,000円を、項2 受託事業収入、目1 特定健康診査等受託料は1,000円を、項3 雑入、目1 一般被保険者第三者納付金は300万円、目2 退職被保険者等第三者納付金は1,000円、目3 一般被保険者返納金は1万円、目4 退職被保険者等返納金は1,000円をそれぞれ計上しております。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

328ページからお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費2,948万6,000円は職員人件費及び国保業務に係る経常経費で、目2 連合会負担金124万2,000円は三重県国民健康保険団体連合会への負担金をそれぞれ計上しております。

331ページにかけましての款2 徴税費、目1 賦課費2,148万円は、職員3人分の人件費と賦課業務に係る経常経費をそれぞれ計上しております。

目2 徴収費239万3,000円は、国民健康保険税の徴収業務に係る経常経費であります。

項3、目1 運営協議会費21万8,000円は、9人で構成される熊野市国民健康保険の運営に関する協議会委員の報酬及び旅費であります。

333ページにかけましての項4、目1 趣旨普及費41万3,000円は、国民健康保険制度啓発用の物品及びジェネリック医薬品希望カード発行に係る経費であります。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費は15億374万9,000円、目2 退職被保険者等療養給付費は2,176万6,000円、目3 一般被保険者療養費は1,460万4,000円、目4 退職被保険者等療養費は60万円、目5 審査支払手数料は499万8,000円をそれぞれ計上しております。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費は2億5,434万9,000円、目2 退職被保険者等高額療養費は402万3,000円、目3 一般被保険者高額介護合算療養費は50万円、目4 退職被保険者等高額介護合算療養費は30万円をそれぞれ計上しております。

334・335ページの項3 移送費、目1 一般被保険者移送費及び目2 退職被保険者等移送費は30万円をそれぞれ計上しております。

項4 出産育児諸費は、目1 出産育児一時金840万円、目2 支払手数料5,000円は出産20件分について計上しております。

項5 葬祭諸費、目1 葬祭費250万円は、葬祭50件分を計上しております。

款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療費給付費分、目1 一般被保険者医療給付費

分4億3,585万1,000円、退職被保険者等医療給付費分19万6,000円、337ページにかける項2後期高齢者支援金等分、目1一般被保険者後期高齢者支援金等分1億2,482万9,000円、目2退職被保険者等後期高齢者支援金等分7万1,000円、項3、目1介護納付金分4,703万7,000円は、市の国民健康保険税を主な財源として県に納める納付金であります。

款4、項1、目1共同事業拠出金は5,000円を計上しております。

款5保険事業費、項1、目1特定健康診査等事業費2,129万9,000円は、特定健康診査業務委託料等を計上しております。

339ページにかけての項2保健事業費、目1保健衛生普及費396万2,000円は医療費通知郵便代、脳ドック検診助成金等を、目2健康づくり事業費は116万6,000円をそれぞれ計上しております。

款6、項1公債費、目1利子20万円は、一時借入金が必要な場合の利子であります。

款7諸支出金、項1償還金および還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金は300万円、目2退職被保険者等保険税還付金は10万円、目3償還金は1,000円をそれぞれ計上しております。

款8、項1、目1予備費は500万円を計上しております。

340ページから345ページまでの給与費明細書につきましては、予算に計上いたしました特別職の報酬と職員の給料及び各種手当等、給与費の内容について整理したものであります。

続きまして、議案第19号「平成31年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計予算について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

それでは、予算書の347ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億7,853万8,000円と定めるものであります。

348ページ、349ページは、歳入歳出予算の総括であります。

351ページから353ページにかけるは、歳入歳出予算事項別明細書の総括であります。

続きまして、354ページからの歳入につきまして、項目別にご説明申し上げます。

款1、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料1億1,429万1,000円は特別徴収の現年度分保険料、目2普通徴収保険料4,926万9,000円は普通徴収の現年度分及び滞

納繰り越し分の保険料であります。

款 2 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 事務費繰入金 4 億 1,497 万 7,000 円は、三重県後期高齢者医療広域連合へ支払う療養給付費等に充てる一般会計からの事務費繰入金及び低所得者等の保険税軽減分を公費で負担することにより財政安定に資するための保険基盤安定繰入金であります。

款 3 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料、目 1 延滞金は 1,000 円を計上しております。

国庫支出金は廃款であります。

続きまして、356 ページからの歳出につきまして項目別にご説明申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 1,620 万 4,000 円は、職員 2 人分の人件費及び後期高齢者医療システム保守点検業務委託料、脳ドック検診助成金等の経常経費であります。

項 2 徴税費、目 1 徴収費 35 万 7,000 円は徴収業務に係る経常経費であります。

款 2、項 1、目 1 後期高齢者広域連合納付金 5 億 5,997 万 7,000 円は、三重県後期高齢者医療広域連合へ支払う療養給付費、保険料及び事務費等の熊野市分の負担金であります。

358・359 ページの款 3 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金に 100 万円を、款 4、項 1、目 1 予備費に 100 万円をそれぞれ計上しております。

360 ページから 363 ページの給与費明細書につきましては、予算に計上いたしました職員の給料及び各種手当等、給与費の内容について整理したものであります。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、議案第 20 号について。

教育長。

（教育長 倉本勝也君 登壇）

教育長（倉本勝也君） 議案第 20 号「平成 31 年度熊野市青年の家事業特別会計予算について」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

予算に関する説明書 365 ページをごらんください。

第 1 条は歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ 609 万 9,000 円と定めるものであります。

366 ページは歳入の総括、367 ページは歳出の総括であります。

369ページから371ページにかけましては、歳入歳出予算事項別明細書の総括であります。

372・373ページをお願いいたします。

歳入ですが、款1 使用料及び手数料、項1、目1 使用料306万9,000円は宿泊料であります。

款2 諸収入、項1、目1 雑入16万4,000円は、シーツ貸出料と駐車場貸付収入であります。

款3 繰入金、項1、目1 一般会計繰入金286万6,000円は、一般会計繰入金であります。

374・375ページをごらんください。

歳出ですが、款1、項1 業務費、目1 業務管理費609万9,000円は業務管理経常経費で、管理人の報酬のほか、必要な経費を計上いたしております。

376・377ページは給与費明細書であります。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、議案第21号について。

林業振興課長。

（林業振興課長 濱中雅人君 登壇）

林業振興課長（濱中雅人君） 議案第21号「平成31年度熊野市市有林整備事業特別会計予算について」につきまして、主な内容をご説明申し上げます。

予算書の379ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,869万円と定めるものであります。

第2条は、地方債についての記載です。

380・381ページは、歳入歳出の総括であります。

次に、382ページをお願いいたします。

第2表の地方債は、市有林整備事業債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めたものです。

383ページから385ページは、歳入歳出予算の事項別明細書の総括でございます。

386・387ページの歳入を事項別に申し上げます。

款1 県支出金、項1 県補助金、目1 基本財産造成費県補助金937万円は、市有林の施業に伴う造林補助金でございます。

款2財産収入、項1財産売却収入、目1不動産売却収入10万円は、立木売却収入でございます。

款3繰入金、項1、目1一般会計繰入金1,518万9,000円は、歳出予算に伴います不足金額を一般会計から繰り入れるものです。

款4諸収入、項1、目1雑入833万1,000円は、森林研究・整備機構からの受託事業収入でございます。

款5、項1市債、目1市有林整備事業債570万円は、日本政策金融公庫から公有林造林資金として借り入れ予定の市債額です。

次に、388・389ページの歳出でございますが、款1、項1基本財産造成費、目1市有林整備事業費2,736万5,000円は、主に市有林間伐等の施業業務委託料1,518万6,000円、森林研究・整備機構と分収契約している造林地の施業委託料812万2,000円です。

次に、款2、項1公債費、目1元金812万7,000円及び目2利子319万8,000円は、これまで借り入れした公有林造林資金の償還金であります。

続きまして、390ページの地方債の現在高の見込みに関する調書ですが、これまで借り入れてまいりました造林資金の平成31年度末の当該年度末現在高見込み額は1億7,760万円でございます。

以上、議案第21号について主な内容をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、議案第22号及び議案第23号について。

地域振興課長兼地域総合課長。

（地域振興課長兼地域総合課長 西 喜久也君 登壇）

地域振興課長兼地域総合課長（西 喜久也君） 議案第22号「平成31年度熊野市紀和診療所事業特別会計予算について」につきまして、内容をご説明申し上げます。

予算書の391ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億457万2,000円と定めるものがあります。

第2条は、地方債についての記載でございます。

第3条は、一時借入金の最高額を1,000万円と定めるものであります。

392・393ページは、歳入歳出予算の総括でございます。

次に、394ページをお願いいたします。

第2表の地方債は、診療所整備事業債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めたものであります。

395ページから397ページは、歳入歳出予算事項別明細の総括であります。

398・399ページの歳入につきまして、項目別にご説明申し上げます。

款1 県支出金、項1 県補助金、目1 診療所費県補助金397万1,000円は、医療施設等設備整備費補助金であります。

款2、項1、目1 診療収入6,360万円は、診療収入であります。

款3 繰入金、項1、目1 一般会計繰入金2,688万7,000円は、一般会計からの繰入金であります。

款4 諸収入、項1、目1 受託事業収入421万4,000円は基本健診等受託事業収入で、項2、目1 雑入20万円は諸証明手数料であります。款5 市債、項1、目1 診療所整備事業債570万円は診療所整備事業に伴う市債の借り入れであります。

次に、400ページから403ページにかけての支出でございます。

400ページ・401ページをお願いいたします。

款1、項1、目1 診療所費1億63万1,000円は、職員人件費と診療所経常経費であります。職員人件費は看護師2名分の給料等で1,494万6,000円となっており、診療所経常経費は総額で8,568万5,000円となっております。

主なものを項目別にご説明申し上げます。臨時雇用賃金が431万5,000円、需用費の医薬材料費が4,155万円、委託料の各種検査業務委託料235万3,000円、402から403ページの備品購入費の機械器具費1,049万1,000円は上川、育生診療所における電子カルテシステムの設置であります。負担金、補助金及び交付金の紀南病院医師派遣負担金が1,758万2,000円であります。

款2、項1 公債費、目1 元金275万円は地方債償還元金で、目2 利子19万1,000円は地方債償還利子及び一時借入金のための利子であります。

款3、項1、目1 予備費は100万円であります。

次の400ページから407ページは、職員の給与費明細書であります。

408ページは、地方債の現在高の見込みに関する調書であります。借り入れをしております診療所整備事業債の前年度末現在高見込み額は1,920万2,000円で、当該年度末現在高見込み額は2,215万2,000円であります。

続きまして、議案第23号「平成31年度熊野市紀和地区水道事業特別会計予算について」

につきまして、内容をご説明申し上げます。

予算書の409ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,956万9,000円と定めるものであります。

410ページは歳入の総括を、411ページは歳出の総括でございます。

413ページから415ページは、歳入歳出予算事項別明細の総括であります。

416・417ページの歳入につきまして、項目別にご説明申し上げます。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金、目1 水道費負担金4万1,000円は、新規給水加入金であります。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 水道使用料1,334万2,000円は、水道使用料であります。

項2 手数料、目1 水道手数料1,000円は工事検査手数料、款3 繰入金、項1、目1 一般会計繰入金3,618万5,000円は一般会計からの繰入金であります。

次に、418ページから421ページは歳出であります。

款1、項1 水道事業費、目1 一般管理費2,861万6,000円は、職員人件費と簡易水道維持管理事業経常経費であります。職員人件費は職員1名分の給料等で838万4,000円、簡易水道維持管理事業は2,023万2,000円となっております。

主なものを項目別にご説明申し上げます。臨時雇用賃金は611万2,000円、役務費のうち通信運搬費132万4,000円は主に遠方監視システム電話回線料であります。委託料のうち151万8,000円は検針・料金徴収業務委託料で、356万6,000円は水質検査業務委託料であります。備品購入費の350万円は機械器具費で、流量計等の購入費であります。

420から421ページをお願いします。

款2、項1 公債費、目1 元金1,555万4,000円は地方債償還元金で、目2 利子539万9,000円は地方債償還利子であります。

422ページから425ページは、職員の給与費明細書であります。

426ページは地方債の現在高の見込みに関する調書で、借り入れをしております水道施設整備事業債の前年度末現在高見込み額は2億5,587万3,000円で、当該年度末現在高見込み額は2億4,040万6,000円、水道施設災害復旧事業債の前年度末現在高見込み額は52万6,000円で、当該年度末現在高見込み額は43万9,000円でございます。

以上、議案第22号及び議案第23号につきまして、その内容をご説明申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、議案第24号について。

水道課長。

（水道課長 坪井孝之君 登壇）

水道課長（坪井孝之君） 議案第24号「平成31年度熊野市水道事業会計予算について」につきまして、内容をご説明申し上げます。

予算書の427ページをごらんください。

第1条の総則に続いて、第2条は業務の予定量についての条項でございます、前年度の給水状況を勘案し、給水戸数9,450戸、年間総給水量205万4,000m³、1日平均給水量を5,600m³と予定しております。

次に、第3条は収益的収入及び支出の予定額を定めており、収入の第1款水道事業収益は3億5,331万7,000円、第1項営業収益2億8,623万8,000円の主な内訳は水道料金などの給水収益、第2項営業外収益6,707万9,000円の主な内訳は長期前受金戻入や一般会計繰入金であります。

次に、支出は、第1款水道事業費用は3億5,331万7,000円、第1項営業費用3億1,081万4,000円の主な内訳は人件費、物件費など、第2項営業外費用4,214万3,000円は企業債利息など、第3項特別損失1万円は過年度損益の見込み額を、第4項は予備費として35万円を計上したものでございます。

次に、第4条資本的収入及び支出の予定額は、収入の第1款資本的収入は1億3,605万1,000円、第1項企業債5,630万円は本年度事業に充当する起債の見込み額を、第2項負担金300万円は消火栓設置負担金を、第3項繰入金7,675万1,000円は一般会計繰入金を計上しております。

次に、支出は、資本的支出は2億6,270万6,000円、第1項建設改良費1億5,595万3,000円の主な内訳は人件費、工事請負費など、第2項企業債償還金1億675万3,000円は建設改良費等の財源に充てた企業債償還元金を計上したものであります。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億2,660万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額961万9,000円、過年度分損益勘定留保資金3,504万7,000円、当年度分損益勘定留保資金8,198万9,000円で補填することといたします。

続きまして、428ページをごらんください。

第5条、債務負担行為は水道施設管理システム更新事業の期間と限度額を定めるもの、第6条、企業債は事業充当企業債の借り入れ限度額を5,630万円とし、起債の方法、利率及び償還方法を定めるもの、第7条の一時借入金は限度額を1億円と定めるもの、第8条は予定支出の各項の経費の金額の流用について、相互に流用できる場合を定めるもの、第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費7,089万2,000円と交際費5,000円の流用を制限しようとするもの、第10条はたな卸資産購入限度額を931万円と定めるものでございます。

次に、429ページから432ページまでの平成31年度熊野市水道事業会計予算実施計画は、ただいま申しあげました第3条予算と第4条予算の目別明細であります。

次に、433ページの平成31年度熊野市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書は、企業の現金創出能力や支払い能力の大きさを示す財務諸表で、平成31年度末の資金減少額は3,447万7,000円、現金・預金の資金期末現在高は6,381万6,000円となる見込みであります。

434ページから436ページ上段までの給与費明細書は、予算に計上いたしました職員給与費を区分し整理したもの、436ページ中段から下は債務負担行為に関する調書、437ページから439ページまでの平成31年度熊野市水道事業予定貸借対照表は平成31年度予算の執行見込みに基づき平成32年3月31日の財政状況をあらわしたもの、440ページから443ページまでは平成30年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表で、平成30年度の執行見込みに基づき経営状況と財政状況をあらわしたもの、444ページの注記につきましては、Ⅰの重要な会計方針に係る事項に関する注記には固定資産の減価償却の方法、引当金の計上方法、消費税等の会計処理を、Ⅱの予定貸借対照表等に関する注記には企業債償還に係る一般会計の負担を、Ⅲのその他の注記には貸倒引当金の使用見込み額と引当金の取り崩し額を記載しております。

以上、ご説明申しあげました。よろしくご審議賜りますようお願い申しあげます。

議長（濱 重明君） 次に、報告第1号及び報告第2号について。

市長公室長。

（市長公室長 松岡 功君 登壇）

市長公室長（松岡 功君） 報告第1号「専決処分の報告について」につきまして、その内容をご説明申しあげます。

議案書68ページをごらんください。

本報告につきましては、ふるさと納税の不適切な事務処理により発生しました事由について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成31年1月30日、損害賠償の額を定め、和解することについて専決処分をいたしましたので、同条2項の規定により報告するものであります。

事由の内容につきましては、69ページの専決処分書のとおりで、平成30年5月16日に相手方からふるさと納税の申し込みがあった際、電子メールでふるさと納税の寄附口座を案内いたしました。平成30年12月12日に相手方からふるさと納税の返礼品が届いていない旨の連絡があったことから、送信した電子メールの内容を確認したところ、ふるさと納税の寄附口座である銀行の支店名を誤って案内していたため、相手方がふるさと納税の寄附口座とは異なる口座に寄附金を振り込んでいることが判明いたしました。

不適切な事務処理により、相手方が本来支払う必要のない振込手数料540円、及びふるさと納税の寄附口座とは異なる口座から返金するため組戻し手続による手数料1,080円を相手方に負担させ、損害を与えたことについて、市としてその損害を賠償するものであります。

この事由により相手方に与えた損害額は合計1,620円で、全額を支払うことで合意が得られましたので、平成31年1月30日、専決処分をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第2号「平成31年度熊野市土地開発公社事業計画について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案書71ページをごらんください。

事業計画につきましては、平成31年度に具体的な用地取得予定はありませんが、必要になった場合に備えて、用地取得事業として取得費用5,000万円と事務費、利息を合わせた5,064万3,000円を計上しています。

次に、72ページの収入支出予算・資金計画書をごらんください。

第1条の総則に続いて、第2条は業務の予定量を先ほどご説明いたしました事業計画のとおり定めたものでございます。

第3条は収入及び支出の予定額について定めたもので、収入が繰越金の177万8,000円を初め借入金5,142万5,000円、事業外収入2,000円となっております。合計が5,320万5,000円でございます。また、支出につきましては、事業費5,064万3,000円を初め管理費146万7,000円、予備費109万4,000円、繰越金1,000円となっております。

まして、合計が収入と同じく5,320万5,000円でございます。

第4条につきましては、土地購入費などの借入金に関する条項でございます、借り入れ限度額、借り入れ方法、借り入れ先、借り入れ利率を定めています。

また、第5条は管理費などの一時借入金に関する条項でございます、その限度額を500万円と定めています。

73ページは収入及び支出の内訳、74ページは販売費及び一般管理費の明細でございます。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、報告第3号について。

観光スポーツ交流課長。

（観光スポーツ交流課長 室谷隆也君 登壇）

観光スポーツ交流課長（室谷隆也君） 報告第3号「平成31年度有限会社熊野市観光公社事業計画について」につきまして、その内容を、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

議案書76ページの平成31年度有限会社熊野市観光公社事業計画書をごらんください。

事業計画の概要でございますが、1の事業計画の方針につきましては、観光公社が事業を推進する上での基本的な方針でございます。

市の推進するスポーツ交流のさらなる集客拡大に取り組むとともに、世界遺産の熊野古道を核とした観光旅行や教育旅行の誘致対策に取り組むほか、地域の観光資源を活用した着地型観光を推進し、各種体験プログラムの販売、受け入れ態勢の確立、地域住民と都市住民との交流により市内での消費拡大や宿泊客の増加など地域貢献に努めるとともに、関連事業所との連絡を密にしながら地域活性化を図ることとしております。

三重県立熊野少年自然の家においては、高速道路の開通により、より近くなった関西・中部地区を対象とした熊野体験旅行や研修旅行誘致等にも取り組むなど、体験教育施設として市内外からの誘致を図ることとしております。

熊野市駅前特産品館においては、土産物を中心に熊野ブランド販売の窓口として商品の宣伝、売り上げ増を図り、地元産業の活性化の一端として取り組むこととしております。

また、熊野古道おもてなし館については、古道沿線の休憩施設として市民と来訪者との交流を促進するなど、市内を周遊させ、にぎわいを創出する施設を目指すこととして

おります。

次に、2の事業計画につきましては、公社が行う業務の内容でございます。

旅行業、観光案内に関する業務など、事業計画の方針に沿った観光業全般にわたる業務を行うこととしております。

3の事業費につきましては、9,923万9,000円を計上いたしております。

77ページは、平成31年度における有限会社熊野市観光公社の収入支出予算でございます。

第3条におきまして、収入及び支出の予算額をそれぞれ9,923万9,000円と定めております。

収入につきましては、市の運営補助金1,340万円、事業収入8,583万9,000円を計上いたしております。

支出につきましては、事業費8,263万3,000円、管理費1,640万6,000円、法人税等20万円を計上いたしております。

次に、78ページをごらんください。

先ほどご説明申し上げました収入及び支出の内訳でございます。

収入といたしましては、市補助金1,340万円、事業収入8,583万9,000円の内訳といたしましては、観光部門が800万円、特産品部門が2,010万円、熊野市誘客・周遊拠点施設が676万7,000円、集落支援員業務が158万円、少年自然の家が4,939万2,000円を計上いたしております。

次に、支出でございますが、事業費8,263万3,000円の内訳といたしまして、事業営業活動経費が269万3,000円、物販施設運営費が2,230万6,000円、熊野市誘客・周遊拠点施設運営費が666万2,000円、集落支援員業務運営費が158万円、少年自然の家運営費が4,939万2,000円、管理費につきましては職員給与等の運営諸経費1,640万6,000円を計上し、法人税等につきましては20万円を見込んでおり、事業収入、事業支出の総額はそれぞれ9,923万9,000円であります。

以下、79ページには事業支出に係る事業費、一般管理費及び法人税等の明細を記載しております。

以上、ご報告申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、報告第4号について。

地域振興課長兼地域総合課長。

(地域振興課長兼地域総合課長 西 喜久也君 登壇)

地域振興課長兼地域総合課長(西 喜久也君) 報告第4号「平成31年度一般財団法人熊野市ふるさと振興公社事業計画について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案書の81ページの平成31年度一般財団法人熊野市ふるさと振興公社事業計画書をごらんください。

事業計画の概要についてでございますが、1の事業計画の方針につきましては、お客様、取引先、地域社会、社員から感謝される公社であることを基本理念に、ホテル瀬流荘、湯ノ口温泉、鬼ヶ城センター、道の駅熊野・板屋九郎兵衛の里などの観光サービス事業や熊野地鶏・新姫などの特産品の生産・加工・販売を基幹事業とし、雇用の創出、地域の活性化に寄与していくとともに、引き続き自立化を目標に事業を推進していくこととしております。

次に、2の事業計画は公社が行おうとする業務の内容であり、各事業部ごとの計画を掲げております。

次に、82ページの3の事業費につきましては、7億2,115万円を計上しております。

83ページは平成31年度熊野市ふるさと振興公社の収入支出予算でございます。

第3条におきまして、収入及び支出の予算額を定めております。

そのうち収入におきましては、観光サービス事業収入2億4,663万5,000円、鬼ヶ城センター事業収入1億6,596万4,000円、特産品販売事業収入1億8,300万5,000円、道の駅事業収入3,241万7,000円、公社事業費補助金収入4,455万2,000円、丸山千枚田保全事業費補助金収入2,287万7,000円、農業振興公社事業費補助金収入1,329万3,000円、委託料収入470万円、その他営業外収入747万円、雑収入23万7,000円となっております。

一方、支出につきましては、観光サービス事業費2億4,053万9,000円、鬼ヶ城センター事業費1億6,627万2,000円、企画営業事業費4,898万円、加工製造事業費1億9,528万4,000円、農業公社事業費3,617万円、道の駅事業費3,390万5,000円となっております。

以下、84ページは事業収入及び支出の内訳を、85ページには事業支出に係る事業費明細を記載しております。

以上、ご報告申し上げます。

散 会

議長（濱 重明君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

2月26日から3月5日まで、議案精読、内容調査のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、2月26日から3月5日まで休会とすることに決しました。

3月6日は午前9時から会議を開き、一般質問を行います。

時間励行でご参集願います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 3時 36分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

署名議員

署名議員

平成31年 2月熊野市議会定例会会議録

(第2日)

平成31年 3月6日(水曜日)

平成31年 2月熊野市議会定例会会議録

平成31年 3月 6日（水曜日）

第 2 日

招集年月日 平成31年 2月25日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成31年 3月 6日（水）午前9時00分

出席議員

1番	伊 東 裕 将 君	2番	松 田 唯 君
3番	畑 中 新 子 さん	4番	森 岡 忠 雄 君
5番	川 口 朋 さん	6番	久 保 智 君
7番	大 橋 秀 行 君	8番	濱 重 明 君
9番	山 田 実 君	10番	下 田 克 彦 君
11番	岩 本 育 久 君	12番	樋 口 雄 史 君
13番	山 本 洋 信 君	14番	前 地 林 君

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	副 市 長	大西 浩文 君
会計管理者兼 会計課 長	下地 砂登子さん	消 防 長	瀬戸 元 君
福祉事務所 長	坪井 正登 君	市 長 公 室 長	松岡 功 君
総 務 課 長	尾中 弘明 君	防災対策推進課長	山本 方秀 君
市民保険課 長	仲 俊光 君	税 務 課 長	福嶋 雅人 君
健康・長寿課 長	松本 健 君	環 境 対 策 課 長	吉井 敬幸 君
農 業 振 興 課 長	湊 健 君	林 業 振 興 課 長	濱中 雅人 君
水産・商工振興課長	下和田 貞明君	観光スポーツ交流課長	室谷 隆也 君
建 設 課 長	仲森 秀之 君	地域振興課長兼 地域総合課 長	西 喜久也 君
水 道 課 長	坪井 孝之 君	教 育 長	倉本 勝也 君
選挙管理委員会 選書 記 長	尾中 弘明 君	農業委員会事務局長	仲森 基悦 君
監査委員事務局 長	伊藤 伸 君		

職務のため出席者

事 務 局 長	山口 耕作 君	次長兼庶務係長 兼 議 事 係 長	勝田 悦生 君
議 事 係 主 査	中村 一幸 君	庶 務 係	上西 ゆみ さん

議事日程

日程第1 一般質問

1 番	9 番	山田 実君	92
		1. 本市のこれからの林業振興について	
2 番	2 番	松田 唯君	108
		1. 大規模災害時における避難計画及び避難を想定した対策について	
3 番	3 番	畑中新子さん	122

1. 小中学校の全教室へのエアコン設置における整備計画の進捗状況について
 2. ごみの収集問題について
- 4番 6番 久保 智君……………139
1. 漁業法の改正による熊野市の漁業への影響について
 2. 観光客の市街地への誘客について
- 5番 10番 下田克彦君……………156
1. 学校教育のさらなる国際化に向けた取り組みについて
 2. 消費税率引き上げに伴う消費活性化策の取り組みについて

午前 9時 00分 開議

議長（濱 重明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

一 般 質 問

議長（濱 重明君） 日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元に配付いたしております順序によって発言を許します。

9番 山田実議員。

（9番 山田 実君 登壇）

9番（山田 実君） おはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

今回は、本市のこれからの林業振興についてを質問してまいります。

少子高齢化、過疎の進行、人口減少、担い手不足と本市を取り巻く環境は大変厳しい状況です。

本市の面積は373.35㎢のうち88%を豊かな森林が占めています。しかしながら、森林を取り巻く環境は大変厳しい状況にあり、相続放棄や管理放棄などにより、本来森林が持つ多面的機能が失われてしまう現状ではないでしょうか。また、森林経営においても現状は大変厳しく、森林経営をやめる事業者もふえています。

林野庁から森林経営管理法（森林経営管理制度）が出され、これまで森林所有者みずから、または民間事業者に委託管理していたが、新たな制度では自治体が仲介し、新たに経営管理を再委託できる制度が追加されました。

この追加された制度には、林業経営に適した森林に対しては意欲と能力のある林業経

営者へ、林業経営に適さない森林は自治体みずからが管理するとされていますが、本市の対応はどのようになっていますか。

また、新たな森林活用としてアウトドアレジャー施設が各地で誕生し、人気を集めています。これまで活用できなかった森林を整備することで、起業を生み、雇用が創出され、地域経済にも貢献しています。本市の豊かな森林資源を活用する1つの手だてではないでしょうか。

本市のこれからの林業振興をどのように考えているのか、お聞かせください。

議長（濱 重明君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

市長（河上敢二君） おはようございます。

山田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、本年4月から施行される森林経営管理法、新たな森林経営管理制度についてでございますが、この法律の趣旨は林業経営の効率化及び森林管理の適正化を図るため、経営や管理が適切に行われていない未整備森林について、市町村が主体となってその整備を図っていくこととされております。

この法律の概略を申し上げますと、まず、森林所有者に所有森林の適正な管理義務が課せられることになりました。市町村は適正な管理が行われていない、いわば未整備森林を対象に、その森林所有者の意向を確認します。その意向として、経営管理の委託の申し出などがあつた森林について、市町村が経営管理集積計画を定め、経営管理権を設定いたします。このうち、林業経営に適した森林につきましては、経営管理を市町村から林業経営者に再委託する一方、経営として成り立たない森林については、市町村みずから管理することとされました。また、所有者不明の森林についても、知事の裁定など一定の手続を経て、市町村が管理を受託することができるようとなっております。

この制度の重要な点は、これまで管理が適正に行われていなかった森林について、市町村が関与することができるようになったということでございます。また、市町村による未整備森林の整備の推進を財政面で手当てするため、森林環境税が創設されることになり、来年度より市町村及び都道府県に森林環境譲与税が譲与されることになりました。

この森林環境税については、法律の中に終期、終わりの時期が記されていないことから、市町村において相当程度長期的、安定的に森林整備を進めることができることにな

ったと考えております。

当市は森林面積が広いことなどから譲与額は県内でも上位にあり、森林整備を通して当市の大きな課題である雇用の創出にもつなげられることから、大いに期待をしているところでございます。

市の対応といたしましては、まず、平成31年度から航空レーザー測量データや三重県共有デジタル写真地図を解析し、森林の資源に関する情報や未整備森林などを的確に把握してまいりたいと考えております。

その上で、さらに、平成32年度以降、未整備森林や路網整備の状況などを踏まえ、効率性、必要性の高い森林について優先度を決めて、森林整備を進めていけるよう準備を進めてまいります。

なお、この森林資源情報の解析につきましては、国土交通省が保有する航空レーザー測量データを活用する予定としており、詳細な山林の地形や樹種、材積などを把握することができることとなります。このことにより、未整備森林を整備するための林道や作業道等の路網作成の検討に大いに役立つことや、特定した地区からの出材量、材積量がある程度把握できること、また、まとまって同じ樹種が植えられている区域と他の樹種の区域の違い、いわば林相の違いがわかることなどから、境界確定にも有効だと考えております。さらには、流木発生危険箇所の把握など、防災面の情報としても活用できるものと考えております。

熊野市の豊かな森林資源を最大限に活用していく上で、こうした森林資源データの解析を踏まえて、長期的な視点で将来の森林整備プランを作成していきたいと考えております。

今後、地域の森林林業に携わる方々からの意見をいただくとともに、先進地事例調査や必要に応じ専門家などからのアドバイスをいただき、プランの内容を検討してまいります。

現時点で考えられる大枠を申し上げますと、森林について木材の持続的な生産が可能な生産林と、杉、ヒノキ以外の広葉樹などを植栽する公益的な機能を重視した環境林に大きく区分する必要があると考えております。

その上で、生産林については適正な森林整備を計画的に推進していくこと、また、環境林エリアではアウトドアやレクリエーションの場、森林浴などの癒やしの機能を持つ場などとして活用していくことを想定しております。

議員ご指摘の森林資源を活用したアウトドア、レジャーについてですが、市としましては、トレールランニングレースの開催などに取り組んでおり、また、紀和町にある森林活用環境施設千枚田オートキャンプ場や平成28年度、29年度に実施した紅葉の森づくり事業、昭和55年度から平成9年度にかけて整備したふれあいの森公園等により、森林資源を生かした癒やしの場の提供を行っているところでございます。

今後、このほかにも環境林としての活用方法として、先ほど申しあげましたように、森林浴でありますとかレクリエーション、住民参加型の森づくりなどが考えられるところでございます。

市といたしましては、今後、森林環境譲与税等の十分な活用を図りながら、多様な森林資源の活用と地域の活性化につなげてまいりたいと考えているところでございます。

議長（濱 重明君） 山田議員。

9番（山田 実君） ありがとうございます。

今回、この森林経営管理法、この4月から始まっていくわけなんですけれども、新しい制度としてこれから取り組んでいくことなので、確認しながらちょっとお聞きしていきたいと思います。

まず、この新たな制度を追加し、これまでとどう違うのか、今、市長のほうからも壇上のほうで答弁ございましたけれども、改めてこの違いですね、本当に自治体が入って森林を管理していくというところまではわかるんですけれども、これまでは自治体が管理できなかったのが、いわゆる森林所有者から民間事業者へ、こういう流れでした。それが、真ん中に自治体が入ることによってどう変わっていくのか、ちょっとこの部分を教えてください。

議長（濱 重明君） 林業振興課長。

林業振興課長（濱中雅人君） 森林所有者に対しまして、適切な森林の管理を促すために責務が明確化されました。また、間伐手おくれ林や所有者不明林への対応も可能となり、土砂災害等の発生リスクを低減できることや森林環境譲与税を財源として森林整備等を実施できるなど、長期的かつ安定した森林の経営管理ができると考えられています。

議長（濱 重明君） 山田議員。

9番（山田 実君） 今、森林経営が成り立っていくというお話ございました。

その中で、今回森林経営に適した、適さないという言葉が出てきています。本市の森林を見ましてもたくさん、それこそ88%が森林です。その中で、適している、適して

いないという判断基準はどのように決めていくのか。いわゆる熊野市林業振興課でそれが判断していけるのか、それとも、県のほうに調査を求めていくのか、ここら辺の適する、適さないの部分についての判断はどうしていくんでしょうか。

議長（濱 重明君） 林業振興課長。

林業振興課長（濱中雅人君） 森林林業に適さない、適すの基準なんですけれども、森林資源の状況、路網整備の状況、木材の供給先の有無、森林の立木の生育状況や周辺森林で民間事業者が森林経営計画を策定しているかなどにより判断することとなります。

ただし、市が再委託を受ける民間事業者を選定しようとしても、応じる者がいない場合は、その森林も林業経営に適さないものとして判断することもあり得るかと考えております。

議長（濱 重明君） 山田議員。

9番（山田 実君） ということは、いわゆる森林経営者のほうがここはちょっと経営するのは大変だよと、そういう意向が示された時点で適さないとなってくると、いわゆる自治体というか、林業振興課のほうでいろんな今から集約、航空写真、レーザー測量等を使った解析をしていくというような予算が上がっていますけれども、その解析をしてここは適していますよと。ぜひとも森林経営の方、ここを森林経営として使っていたきたいというような意向調査というか、そういう打診ですか。そういうのは持っていくことはないのかな。

経営者のほうが、いや、ここはもう無理だと判断されてしまえば、本市において、森林経営が成り立つ森林というのは今から調査になるんですけれども、実際どれぐらい出てくるのかなと、適する、適さない。

実際、皆さんもご存じのように熊野市の山林、まだまだ作業道がつくられてません。林道はありますけれども、山の中の細かい作業道は今整備していますけれども、やはり木を出すにしてもなかなか大変だと。そういうところを考えていったときに、やっぱり適する、適さないという判断基準を相当明確にしていかないと、いわゆる林業振興が進んでいかないのかなと考えるんですけれども、課長、いかがでしょうか。

議長（濱 重明君） 林業振興課長。

林業振興課長（濱中雅人君） 先ほどの市長からの答弁にもありましたように、レーザー解析によって未整備森林とかのはっきりした区別がわかると思いますので、そういうのも基準にして、これからそういう森林経営に適さない、適す森林について基準を明確

化していきたいと思います。

議長（濱 重明君） 山田議員。

9番（山田 実君） これからやっていくということなので、期待しておきます。

次に、森林経営、当然森林を活用するというか、木を出して売っていく、経営をしていくわけなんですけれども、今回の林業経営に適した森林にまずは話を持っていきますけれども、意欲と能力のある林業経営者、果たして熊野市において経営者が、対象事業者、個人も含めてですけれども、どれぐらい存在しているのでしょうか。

議長（濱 重明君） 林業振興課長。

林業振興課長（瀨中雅人君） 本市の林業経営体数は42林業経営体数があります。そのうち、県知事に認定されている認定林業事業者は2事業者となります。

議長（濱 重明君） 山田議員。

9番（山田 実君） 42あって2事業者と。熊野市の森林、面積の88%、私有林だけで考えていったら、いわゆる民有林ですね、88%のうちの70%強が存在している中で、2事業者でいわゆる法整備に対して対応していけるのかなど。

市長も言っていましたように、この制度が円滑に本当にいい制度として回っていけば、新たな起業、森林経営されている方が雇用したりとか、新たな事業者が生まれてくる可能性はあると思いますけれども、まず、この2つの事業所で対応できるのかというのが1つ疑問なんですけれども、課長、この辺はこの法整備がされれば新たな林業家が生まれると考えているのでしょうか。

議長（濱 重明君） 林業振興課長。

林業振興課長（瀨中雅人君） 委託事業者が足りるかにつきましては、個人事業者も意欲と能力のある事業者であれば、県に公募し選定されれば林業経営者として委託を受けることができることから、地域で事業を行っている民間事業者の育成等が必要かと思っております。

また、本年県は4月より三重森林林業アカデミーを開講して、新たな視点や多様な経営感覚による持続可能な森林資源の活用と地域の振興を目指す人材育成が行われることになっております。

議長（濱 重明君） 山田議員。

9番（山田 実君） いわゆる人材育成をやっていくということで、これから新たな森林経営をやりたいという人が生まれてくれば、知事からの許可が得られればできるとい

う話なんですけれども、今回のこの法整備に当たっては、森林所有者、森林経営者、自治体、3者がございます。

その中で、森林環境税が使われていくという話もございました。それでは、この森林経営者が得られるメリットですね、森林所有者ではなくて、いわゆる森林経営者がしっかりと森林を管理していくことが本来筋だと思うんですけれども、この経営者に対して森林環境税、いわゆる予算的な措置ですよ、そういう優遇措置というのはございますか。

議長（濱 重明君） 林業振興課長。

林業振興課長（濱中雅人君） 意欲と能力のある林業経営者の優遇措置としましては、国有林野事業における受託機会増大への配慮や林業・木材産業改善資金の償還期間の延長などの支援措置がございます。

議長（濱 重明君） 山田議員。

9番（山田 実君） そういう支援措置が、いわゆる返済の延長とかそういうのはあっても、いわゆる新たに森林所有者が森林経営、ちょっともう自分のところではできないなど、市が介入して意向調査して、森林経営者に例えば私の山を経営してもらおうという形になったときに、やはり労力も面積もふえていくわけですから、そういうところに森林経営支援としての予算はつかないと考えてよろしいですか。

議長（濱 重明君） 林業振興課長。

林業振興課長（濱中雅人君） 今回の森林環境譲与税につきましては、林業事業体にはいきません。

議長（濱 重明君） 山田議員。

9番（山田 実君） そうなってきますと、やはり日本全国だと思います。というか、全国の問題になっていますけれども、森林を経営していくことが大変困難で、森林経営を取りやめていく事業者が非常にふえてきていると。しかしながら、国の動きとしては、いわゆる防災の面であったりとか、今まで50年、100年と言われておったものが10年、20年のスパンで、下手すれば5年で大きな豪雨災害が出てくる。だからこそ、多面的機能を復活させるためにこのことが生まれてきたのかなというところも考えられるんですけれども、森林経営者が元気にならないと、やっぱり雇用も生まれませんと思います。

この点について、市として森林経営者に対しての手だてですか、なかなか難しいと思います。予算のないところで。しかしながら、やっぱり森林経営を進めてもらう、経

営をやめる方向に進めるんじゃないくて、さらに拡大してもらえるような支援を考えていただきたいと、まずは思います。

次に、適さない森、森林ですね、自治体が管理、私もいろいろ調べさせてもらって、調べたんですけども、やはり疑問に思うのが、森林所有者のほうから意向調査して、もう管理できないよと、もうどうしようもないと放置してしまっている。それを自治体が管理していくということは、市のいわゆる市有林ですね、その面積もふえていくと考えますし、さらには林業振興課の、自治体の負担も大きくなるんじゃないかと考えるんですが、この負担についてはいかがでしょうか。

議長（濱 重明君） 林業振興課長。

林業振興課長（濱中雅人君） 森林環境譲与税につきまして、財源として臨時職員とか非正規職員の雇用をすることができます。また、意向調査についても、業務委託等も検討する森林管理制度を適切に実施していく考えです。

議長（濱 重明君） 山田議員。

9番（山田 実君） 森林環境譲与税から臨時職員とかのスタッフを雇うという話が今出てきました。そこについて少しお聞きします。

今現在、林業振興課として、例えば境界明確化等、こういう文言があるんですけども、こういうことができる職員というのは今現在おられますか。いわゆる山の中に入って行って、林班図を見ながら境界、当然GPSで落としていっている部分もありますけれども、山を熟知している職員というのはおられますか。

議長（濱 重明君） 林業振興課長。

林業振興課長（濱中雅人君） 専門職というのはございません。

議長（濱 重明君） 山田議員。

9番（山田 実君） ここが大変だと思います。やはり適さない、適するという部分で、自治体が判断していく中で、山林、森林のことをよく熟知した、とにかく山の中に入れる人ですね、実際山の中に入ってしまって林班図を見ながら歩いてみても、どこが境界なのか。GPS測量をして緯度経度で追いかけていきますけれども、実際山の中に入ってしまとなかなかわからない。

今回、この森林環境譲与税でそういうスタッフを雇えるということが可能になるわけですから、そのときには、やはりこういう専門スタッフをしっかりと置いて対応していただきたいと、思います。

なぜなら、この森林所有者、やはり自治体に管理してもらおうといっても、基本的には管理、でも、固定資産税とかそういうものに関してはやはり払っていく、負担していくという形になっていきます。だからこそ森林所有者にもメリットがあるように、やっぱり専門スタッフを配置していくことは必須だと思います。

ということで、これから経営に適した、適していない、適さないの把握について進めていくということではないでしょうか。

それでは、今度は森林所有者についてちょっとお尋ねしていきたいと思います。

今回のこの法整備によって、この法整備の中で3条の1項というところで、「森林所有者は、その権限に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない。」と明記されています。責務が明記されました。

課長、森林所有者がこういうふうにも明記されてしまったということで、本市において実際どうなんでしょうか。個人の森林所有者がここまでの適時に伐採して造林及び保育、経営管理を行わなければならない。ほとんどできていないと感じるんですけども、どうでしょうか、課長、そこら辺については林業振興課としてどのように把握しておりますか。この3条の1項が入ったことによって、森林所有者の責務が出てきたので、ここについて林業振興課として、本市の森林所有者の皆さんはこれをやっているのかどうかというのはいかがでしょうか。

議長（濱 重明君） 林業振興課長。

林業振興課長（濱中雅人君） 現在、市では未整備森林、放置森林についてはまだ確認はしておりません。これから、先ほども申し上げましたように、レーザー測量等の解析によって未整備森林等がわかると思います。

議長（濱 重明君） 山田議員。

9番（山田 実君） 今回予算に上がってきましたデータ解析等を待って、わかっていくことだとは思いますが、この責務が追加されたことによって森林所有者は、本当に自分ところはもうできないよという判断がかなり出てくるんじゃないかなと思います。

今回、この森林経営管理法の中でも、最初にとにかく森林所有者から意向調査をしていくと。動向を聞き取りにいくということをうたっています。意向調査について、課長、この4月から早急に実施されていくのか、それとももう少し先ほど予算がついてデータ

解析事業をやった後に意向調査を進めていくのか、このいわゆるスケジュール的なものはいかがでしょうか。

議長（濱 重明君） 林業振興課長。

林業振興課長（瀨中雅人君） まずは、平成31年度は森林資源状況の把握をするため、先ほど申しあげました航空レーザー測量データ解析の実施を検討しております。森林資源状況を把握した上で優先度を明確にすることで、効率的かつ効果的に意向調査を実施したいと考えております。平成32年度以降より意向調査を開始する予定としております。

議長（濱 重明君） 山田議員。

9番（山田 実君） わかりました。スケジュール的には31年はデータ解析して、いわゆる材積量であったりとか樹種、そういうのを解析していく。その中でやっていくと。32年以降に意向調査をしていくということなんですけれども、それまでにも、やはり山林所収者に対してこの制度が始まりました、始まりますよと、皆さんどうしますかみたいな、事前的にこの制度についての啓発ですね、こういうPRについては行っていきますか、この4月から以降。それとも、32年度に、意向調査のときに初めてこの制度について知らせていくのか。事前的に知らせていく必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか、課長。

議長（濱 重明君） 林業振興課長。

林業振興課長（瀨中雅人君） 31年度よりそういう情報を流していきたいと思っております。

議長（濱 重明君） 山田議員。

9番（山田 実君） わかりました。ぜひとも早目というか、しっかりとこの制度について知ってもらうための取り組みをしっかりとやっていただきたいと思います。

それでは、少し、ちょっと話が、今度は森林経営というか、日本の国内の木材需要、伸びているというデータが出ています。31年1月1日ぐらいに動向調査が出まして、木材の需要が伸びてると。木材の輸出が40年ぶりに高水準になったと。こういう背景が出てきました。

その中で、本市においての木材のいわゆる価格が上がったのか、それとも搬出量がふえてきたのか、森林経営者にとってプラスになっているのか、こういう動向調査はやられていますか。

議長（濱 重明君） 林業振興課長。

林業振興課長（瀨中雅人君） 詳しくはやっておりません。

議長（濱 重明君） 山田議員。

9番（山田 実君） 非常に高水準になってきたということは喜ばしいことでもあります。でも、今、本市の森林、山林ですね、非常にもったいないなと思います。市長というか、皆さん。

山に木1本がお金になると。それこそ一昔前は、かなり前ですけれども、山から1本木を担いでおりてくれば、その日の飲み代になったと。そんな時代もございました。今はそうではありません。いわゆる外材が輸入されて国内の木材価格は低迷し、本当に経営ができなくなっていく。しかしながら、高水準になってきたと。88%、そのうちの70%以上が民有林で、本当に活用というか、もったいないなと思います。

課長、やっぱり林業振興を進めていく中で、経営も含めて、なおかつ環境林の環境を整備していくことも非常に大事なんですけれども、やはり本市において大きな財産が眠っています。これを活用していく。このことが非常に重要になってきますので、ぜひとも森林経営ができるような熊野市の山林にしていきたいと考えますが、これからの先ほどできました森林環境税がどれぐらい熊野市に今後入ってくるのか算定されておりますか。

議長（濱 重明君） 林業振興課長。

林業振興課長（瀨中雅人君） 環境譲与税の一応三重県試算でございますけれども、31年から33年、毎年約4,000万ほど、34年から36年は6,100万ほど入ってまいります。

議長（濱 重明君） 山田議員。

9番（山田 実君） すみません、確認なんですけれども、熊野市にこれだけのお金が入ってくるということでいいのでしょうか。

議長（濱 重明君） 林業振興課長。

林業振興課長（瀨中雅人君） そうでございます。

議長（濱 重明君） 山田議員。

9番（山田 実君） 31年から33年で4,000万、それ以降が6,100万という試算、市長も長期的にいわゆる終えんというか、時限立法じゃないと、これは長期的に見て有利だという答弁もされておりました。これだけの予算が入ってくる中で、じゃ、この予算が使われるのは、先ほど森林経営者のほうにはそういう予算的措置はないと言っていました。

じゃ、このお金はどこに使われていくのか。結局、森林経営に適さない森林に対して、適さないからこそ適する森林に変えていくために、こういうところにお金が入っていくとは思いますが、やはり経営者のところにも林業振興が進んでいくためにも、こういうお金が入ってくるべきだと考えますが、これは国の制度なので、一自治体がどうすることもできないと思いますけれども、これを有効に活用していただきたいと思います。

森林環境税はいわゆる国民から大体年間1人当たり1,000円程度でしたか、取られるというようなことも書かれておりましたけれども、やはり国民全体の問題というか、やっぱり国民の財産でありますから、やはりこの森林環境税を本当にうまく活用しないと、ただ無駄遣いになってしまうのかなと思いますので、課長、そこら辺もしっかりと適さない森林を適していく森林に変えていくために努力していただけるようお願いをいたします。

熊野市には、先ほども言いましたように、本当に大きな財産が眠っていると思ってます。これまで本当に戦後、いわゆる造林を続けて、植えろ、植えろと。農地を山林に変えて木を植えてきました。山の中入っても、昔ここは畑だったんだなと思うところたくさんございます。それこそ私が生まれる前に植えた木はもう50年を超えてくる。本当にいい木がたくさん植わっていると思っております。

少し古いですが、6年前ですか、平成24年3月の熊野市有林森林CO₂吸収・生物多様性等調査報告書というところでも、熊野市の森林は非常にすぐれていると、いい山が存在していると評価しております。

その中でも、今度はちょっと環境の話になっていきますけれども、楯ヶ崎周辺、水産・商工課長、魚つき林、魚つき場という番地のついた山林があることはご存じでしょうか。答弁はいいんですけれども、そういうところもございます。

また、楯ヶ崎周辺は遊歩道も整備されて、非常に人々、釣り人も含め、最近ハイカーもふえています。こういう山林もございます。景勝地でございますから、当然観光客も入ってきます。こういうところをさらには山間部の中につくっていく。布引の滝のほうにもそういうものもつくってあるとは言いますが、今、市街地の中で例えばこの近くの華城であったりとか、花の窟の上のほうにある燈籠ヶ峰でしたか、その周辺にも昔の生活路があったりとか、それこそきれいな石積みが残っています。

そこに生えている杉ヒがかなり大きな大木になってきています。市民が、地域の人が

山林を親しむための整備というものに対して、この森林環境税というのは使えるんでしょうか、いかがでしょうか。

議長（濱 重明君） 林業振興課長。

林業振興課長（濱中雅人君） 森林環境譲与税につきましては森林整備、あとは担い手対策、あとは普及等に使うことになっております。

議長（濱 重明君） 山田議員。

9番（山田 実君） 今回の制度、本当に始まっていくところなので、今からが本当にいろんな問題も出てきますし、こういうところにも使えるんだということも当然出てくると思います。改めてこのことについては、どこかで確認の質問をしていきたいと思えますけれども、これから始まるこの制度、この制度をやっぱり大いに使って、ぜひとも熊野市の森林環境を含めて、森林経営も含めて、よりいいものにしていただきたいと思えます。

課長、すみません、通告でちょっと言っていなかったとか、知らせていなかったんですけれども、森林環境税の中で、森林バンクという言葉が出てきております。森林バンクとはどういうものなのかご存じでしょうか。

議長（濱 重明君） 林業振興課長。

林業振興課長（濱中雅人君） わかっておりません。

議長（濱 重明君） 山田議員。

9番（山田 実君） この森林バンク、私も本当に勉強不足でこういう質問をするのは大変申しわけないんですけれども、森林バンクという言葉が出てきて、森林バンクとは、いわゆる高齢者、従事者の高齢化、後継者がいない、そういう問題であったりとか、森林環境税での人材育成で緩和される可能性が出てくるとか、森林バンクを機能させていけば、所有者がわからず放置されている森林も市町村が手を入れ、林業経営者に貸与することもできる、林業経営規模を拡大することができる。

バンクというのは結局調査ですね。先ほど今回予算に出てきた森林資源データ解析事業、これを含めて材積であったりとかそういうことを森林バンクの中の位置づけとしております。

この森林バンクによる経営規模の拡大を通じて、日本の林業を再生する好機になっていくということも書いております。

ちょっと私もうまいこと説明ができないんですけれども、こういうことも一度調べて

いただいて、中身を知っていただきたいと思います。

また、花粉症の話になってしまう、ちょっと飛びますけれども、樹齢が30年から40年、30年以上の杉が花粉を多く発生させていると。今、本市の山の中、森林が多分30年以上の木が多く存在していると思います。これを適切に間伐、そしてまた搬出すれば、花粉の飛散量が減るのじゃないかと。

だから、今回の制度によって、森林環境税が使われて適切な管理がされれば、この花粉についても改善されるんじゃないかという期待をうたっています。だからこそ、何度も申しますけれども、適切な管理ができるよう自治体としてよろしく願いいたします。

それでは最後に、これまでも私自身、地域資源を生かして、自然資源を生かしてという質問をしてまいりました。課長、この森林所有者、小さな森林から大きな森林、森林経営が成り立つところは多分大きな面積だと思うんですけども、小さな森林を抱えた所有者の方々の意向があれば、例えば新たな市民の皆さんや県内外から来るお客さんに対してのそういう癒やしの森づくりとか、そういうことを整備していくことは可能なんでしょうか、できるんでしょうか。

議長（濱 重明君） 林業振興課長。

林業振興課長（瀨中雅人君） この森林環境譲与税につきましては、癒やしの森とかの整備はできないと思います。そのかわり、みえ森と緑の県民税については、そちらのほうの癒やしの森とかの整備には使えると思っております。

議長（濱 重明君） 山田議員。

9番（山田 実君） 第2次熊野市総合計画の中で、林業についての中で、現状と課題というところですね。世界遺産熊野古道や豊かな森林資源を生かした体験や癒やしをテーマとした新たな森林づくりが必要ですよということをうたっております。このことについて、本市はどのように取り組んでいくのか。今後、そういう森林を計画しているのか、いかがでしょうか。

議長（濱 重明君） 林業振興課長。

林業振興課長（瀨中雅人君） 先ほども市長が答弁させていただきましたとおり、紀和町内で実施しているトレールランニングレースの開催や紅葉の森づくり事業など、本市の森林資源を生かした取り組みがなされております。今後も活用方法については、さまざまな方面から努めてまいります。

議長（濱 重明君） 山田議員。

9番(山田 実君) ぜひとも進めていただきたいと思います。

もう一点が、これはもう民間になるんですけれども、全国各地で山林の中にアウトドア施設、アスレチックですね、ご存じの方もおると思うんですけれども、例えば自治体が行っているところもございます。かなりの大きな金額が入っているんで、本市としては難しいかなと思いますけれども、こういうことも市有林、いわゆる熊野市の市有林でそういう施設をつくっていく、そんなことは検討されたことはございますか。

議長(濱 重明君) 林業振興課長。

林業振興課長(濱中雅人君) アウトドアスポーツにつきましては、いろいろ検討をしております。池田町の施設をつくった業者等にも話は聞いております。

議長(濱 重明君) 山田議員。

9番(山田 実君) じゃ、例えばその山林の面積は大きいから小さいからいろいろあると思います。池田町で私も見せていただきましたけれども、そんなに大きな場所でもなかったかなと。いわゆるジップラインとすごい長い距離のやつがありましたけれども、そういうものを設置しなければ、かなり小規模な山林でも、森林でもできるのかなと思います。

例えば大峰公園、中学校の上ですね、ここは建設課が管理していると思うんですけれども、草刈り等は。例えばここも市有林ですよ。いわゆる熊野市が管理している山だと思うんですけれども、あの中には遊歩道もあり、遊具も更新されたと聞いています。しかしながら、やっぱり山が荒れているというか、施設内が荒れているような感じがするんですけれども、これは建設課、いや、林業振興課長、例えば大峰公園、あそこも再活用というのか、再利用をすることができるんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長(濱 重明君) 林業振興課長。

林業振興課長(濱中雅人君) 場所については、いろいろ業者とかに聞かないと選定先、場所の地形とかによりますので、そこは検討していかなあかんのかなと思っております。

議長(濱 重明君) 山田議員。

9番(山田 実君) 市長、熊野市の88%からある森林、本当に活用していただきたいと思います。なかなか経営的には厳しい地域だとは思いますが、森林経営が成り立っていく、また、多面的機能をさらに向上させていくためにも、この制度をうまく利用していただきたいと思います。

市長の今後の思いですね、熊野市の森林をどのように林業振興進めていくのか、思いがあればお聞かせください。

議長（濱 重明君） 市長。

市長（河上敢二君） 一言で言うと、今回の森林経営管理法の制定と森林環境税の措置は日本の林業振興にとって画期的なものになると思っております。特に熊野市においては、先ほど申し上げましたけれども、森林面積が広いことから森林環境譲与税の譲与額も大きなものとなります。

課長、途中までしか言いませんでしたけれども、最終的には1億円を超える譲与額となるということでございまして、相当長期にわたって計画的な森林整備を進めることができるものと思っております。

先ほど来、林業経営が成り立つという言葉をよく議員は使われておるわけですが、市町村が未整備森林の管理権を得た場合に、まさにもうかる森林については既存の、もしくはこれから場合によっては出てくるであろう林業経営体に任せるわけですから、その時点で採算が成り立つという前提ですから、その点はぜひご認識をいただきたい。

一方で、成り立たない、採算性がとれない森林については、市町村が森林環境譲与税を使って、やはり林業経営体に整備の委託を行うわけでございます。したがって、これから林業経営というのは非常に長期的な視点で、これはある意味将来性のある事業分野になるのではないかというふうに思っておりますので、これは民間事業の事業体の育成をどうするかというのも、行政として考えていかなければいけないと思っております。

いずれにしても、航空レーザー測量のデータ解析については、恐らく三重県で熊野市が一番最初にやります。全国的にもデータ解析まで行っている地域はまず少ないわけでございます。熊野市としては、三重県内の先頭を切って長期的な視点で林業のあり方を探り、森林林業を大きく発展させていくその大きなステップとなる1年目にしたいと思っております。

どういうふうに整備するかについては少し言いましたけれども、そもそもいわゆる杉やヒノキの栽培に適さない森林まで杉、ヒノキを植えている状況もありますので、そういう杉、ヒノキを植えるに適した山林については、まさに生産林として引き続き整備をする必要がありますし、それ以外の森林については、環境林として多面的な活用を念頭に置いた整備を進めていくことになるんだろうと。長期的にどうしてそれを進めるか、

解析した結果をもとに十分に検討してまいりたいと考えております。

議長（濱 重明君） 山田議員。

9番（山田 実君） ありがとうございます。本当に将来性のある制度であると、これが本当に円滑に進んでいくことが望ましいかなと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（濱 重明君） これにて山田議員の一般質問を終了いたします。

議長（濱 重明君） 午前10時5分まで休憩いたします。

（午前 9時 53分）

議長（濱 重明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 05分）

議長（濱 重明君） 一般質問を続行いたします。

2番 松田唯議員。

（2番 松田 唯君 登壇）

2番（松田 唯君） おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

大規模災害時における避難計画及び避難を想定した対策について質問させていただきます。

来週月曜日、3月11日ですが、東日本大震災が発生して8年がたちます。あの震災以来、日本付近の近くは活動期に入ったと言われ、熊本、北海道と震度7クラスの地震が相次いでおり、熊野市でも過去の津波の被害が大きかった東南海地震から75年がたち、同様に南海トラフを震源とする大地震の発生率が70から80%に引き上げられました。近い将来、必ず起こると言われている大地震に対して、熊野市では、過去の教訓を生かし、さまざまな取り組みがなされてきたと感じています。

そこで、熊野市が掲げる全市民が生き抜くための防災対策について質問させていただきます。

熊野市における大規模災害時、特に大地震発生時の避難計画及び避難を想定した対策についてお伺いします。

1つ、地域による防災対策、互助の取り組みの現状について。

2つ、小・中学校、高等学校における災害時の対応について。

3つ、市民の皆様への災害関連の広報について。

以上の質問となります。執行部の皆様、よろしくお願いいたします。

議長（濱 重明君） 執行部の答弁を求めます。

防災対策推進課長。

（防災対策推進課長 山本方秀君 登壇）

防災対策推進課長（山本方秀君） 松田議員ご質問の大規模災害時における避難計画及び避難を想定した対策についてのうち、1点目の地域による互助の取り組みの現状と、3点目の市民の皆様への災害関連の広報についてお答えします。

平成31年度の市長施政方針では、全市民が生き抜くための防災対策については、市民の皆様による自助、地域による互助の取り組みを基本とし、市として自助、互助で対応できない取り組みについて全庁挙げて計画に推進していくこととしています。

大規模災害時には防災関係機関の人手は極めて不足することが想定される中、自主防災組織等の活動を通じて地域住民同士が力を合わせて防災対策に取り組む互助が重要と考えております。

熊野市地域防災計画の中で、自主防災組織などの地域における互助の取り組みを促進するため、地域に密着した防災対策等の普及、啓発及び支援に取り組むこととしています。

現在、自主防災組織は市内に63組織ありますが、自主防災組織の強化を図るため「職員が自主防災組織へ出向いて災害に備える」をテーマに防災講話等を行っており、本年度は10組織、約300人に対して行っています。また、自主防災組織ごとに防災資機材購入費の2分の1、上限5万円を補助しておりますが、平成31年度からは上限を10万円とする予算を計上しています。

大地震発生時の避難計画の互助の取り組みとしましては、熊野市地域防災計画の中で、津波の浸水が想定される地域において、一人一人の津波避難計画Myまっぷランを活用した地域独自の津波避難計画づくりを促進するとしています。

一人一人の津波避難計画Myまっぷランは、ワークショップや津波避難訓練を通じて、避難場所や経路、避難の際の行動などを確認、検証します。それを集計し、地域の津波避難計画につなげていきます。でき上がった地域の津波避難計画は、地域の地図に避難

場所、避難経路が記載され、避難経路の危険な場所や不安なことなどが記入されています。

このことにより、津波避難に関して要配慮者への支援など地域の課題を明確にし、地域住民の間で共有することができます。津波避難を想定している海岸部、市街地の全10地区の主に自主防災組織単位で22カ所での作成を目標としています。1カ所で避難訓練含め、4回のワークショップを休日に行っており、本年度まで6地区の14カ所で作成しました。

また、避難を想定した互助の取り組みとしましては、熊野市地域防災計画の中で、避難所ごとに自主防災組織及び学校と共同して、地域の実情を踏まえた避難所運営マニュアルを作成していくこととしています。

平成26年度に地域住民が主体となって、新鹿町で三重大学などと連携して、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成しました。平成27年度は遊木町で、平成28、29年度は金山小学校を避難所として、有馬町、久生屋町、金山町で、本年度は木本小学校を避難所として木本町で作成しました。

現在、市で避難所と指定しているところは21カ所あります。全ての避難所ごとのマニュアルが必要と考えておりますが、1つのマニュアルを作成するためには地域の方に実地訓練を含め七、八回程度集まっていただく必要があり、1カ所作成するために約1年かけています。多くの避難者が予測される海岸部を優先しており、現在4カ所で作成しております。まだまだ時間はかかりますが、今後も地域の避難所マニュアル作成の支援を進めていきます。

3点目の市民の皆様への災害関連の広報につきましては、毎年市の広報紙の6月号にあなたのまちの避難場所というタイトルで風水害や地震の避難場所等を記載したA3片面のチラシを作成し、折り込みをしています。昨年の3月号では、一般の避難所で生活することが困難な災害時要配慮者の受け入れ先として民宿、ホテルなどと協定を締結したことについて広報に掲載しております。

また、平成26年度から市長公室で1年に1回防災対策の取り組みをA3両面でチラシを作成し、地方紙に折り込んで広報をしています。

いずれにしましても、地域住民に避難計画やマニュアルづくりに参加していただかないと避難の準備や災害時の避難は円滑に行われなと思いますので、広報を通じて、避難の準備や避難訓練等への参加を今後も強く求めていきたいと考えております。

以上です。

議長（濱 重明君） 教育長。

（教育長 倉本勝也君 登壇）

教育長（倉本勝也君） 松田議員の2点目の質問、小・中学校、高等学校における災害時の対応についてお答えいたします。

各学校におきましては防災計画に基づいて、地域と連携しながら学校の実態に応じた防災対策や防災教育を実施いたしております。

避難訓練につきましては、全ての学校で毎年3回以上実施しております。そのうち、保護者や地域防災組織と連携した訓練については、昨年度16校中14校で実施し、今年度は全小・中学校で実施いたしました。

また、防災ノート、ワークシート等を活用し、家庭への持ち帰り学習を行うことで、学校、家庭が連携した防災教育を進めております。

さらに、児童生徒が直接校区内を歩いて、子供たちの視点から危険箇所を調べた学校が16校中12校、防災マップの作成、見直しを行った学校が15校あります。

学校防災対策推進事業では、本年度も三重大学の川口准教授を学校防災アドバイザーとして招聘し、市内全校の防災教育担当者等が参加して3回の研修会を実施いたしました。

第1回目は、新鹿小・中学校で実施した防災を考える会の取り組みの還流報告を行い、学校関係者、地域住民合わせて約200人が参加した防災訓練について、専門家の視点からアドバイスをいただきました。

第2回目は、木本中学校の全校生徒が地域の方々と連携して、ダンボールを使った簡易間仕切りづくりや簡易担架づくり等の実践的な研修を実施し、地域防災推進の一役を担うことについても確認いたしました。

第3回目の研修会では、木本中学校2年生と地域の方々と避難所運営ゲームを行い、避難所運営のシミュレーションを行いました。参加者は実際に災害が起こったときの避難所運営について、実践を通して学習することができました。また、災害時にそれぞれの立場で何ができるかを考え、具体的行動に移さなければならないことが確認できた研修会となりました。

今後の課題といたしましては、学校、保護者、地域防災組織との連携をさらに進めるために、土曜授業日や授業参観日等を活用し、保護者や地域住民に参加していただく避

難訓練等を実施し、より学校、家庭、地域が連携を密にした防災教育を進めてまいります。

なお、県立学校との連携につきましては、東紀州くろしお学園が木本小学校敷地内にありましたときは合同の避難訓練を行っていましたが、現在は連携を行っておりません。今後は、地域の学校という位置づけから、連携の方法について、市内の県立学校と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（濱 重明君） 松田議員。

2番（松田 唯君） 今回の質問では、主に震災発生時、避難に特化した質問でありました。お答えいただきましてありがとうございます。

それでは、地域の防災活動、避難訓練と避難所運営について再質問いたします。

地域で行われる避難訓練では、町内会、自主防災会が中心となって行われております。地域によって避難方法と避難の建物だったり、概要は大きく違ってくると思います。その訓練の計画、内容は誰がどのように決定されているのか、お答えください。お願いします。

議長（濱 重明君） 防災対策推進課長。

防災対策推進課長（山本方秀君） 先ほど壇上でお答えしましたMyまっぷラン取り組みは市のほうで計画してやっております。

あと、地域で自主的にやっていただく防災訓練等は地域の自主防災の方が計画し、場合によっては消防とかそういうところにも声かけして訓練をやっていただいております。

議長（濱 重明君） 松田議員。

2番（松田 唯君） その訓練では、一時避難場所が学校になるケースが多いと思うんですけれども、先ほど壇上でも教育長のほうからおっしゃっていただきました学校との連携、その辺は全てにおいて密にとっておるのか、お伺いいたします。

議長（濱 重明君） 防災対策推進課長。

防災対策推進課長（山本方秀君） 先ほど壇上でお答えしました避難所運営マニュアル作成事業につきましては、避難所となる学校長等にも参加していただいております。

今年度、木本小学校での取り組みでは、7回のワークショップに全て校長先生に参加していただいておりますし、実地訓練の際は先生方にも参加していただきました。

また、先ほど教育長のほうが答弁されましたが、教育委員会が開催する学校防災対策

推進研修会に防災のほうも参加させていただいております、市の防災の取り組みを紹介したり、意見交換などを行っております。

昨年度は、学校教頭さんの集まりの意見交換の中で、木本中学校から備蓄の要望がありまして、毛布300枚、非常食300食を配備したという経過もございます。

議長（濱 重明君） 松田議員。

2番（松田 唯君） やはり一時避難場所である学校との連携が大事であります。地域の避難で参加された方、地域の自主防災会の避難訓練であったりしたときには、学校の先生だけじゃなくて、機会があれば子供たちも一緒に参加することも大事だと思います。

今後、より具体的な訓練となるような取り組みを期待しております。よろしくお願いいたします。

では、次の質問です。

訓練に参加された人がやはりまだ全員というわけにはもちろんないんですけれども、全体を見ると1割程度になっているのかなと感じております。その参加できなかった人に対して、訓練がどのように計画されて、どのように行われて、その実績を知らせることはやっておるのかどうか、お願いいたします。その地域の人に対してやっておるのか、お聞かせください。

議長（濱 重明君） 防災対策推進課長。

防災対策推進課長（山本方秀君） 先ほど壇上でお答えいたしました一人一人の津波避難計画づくり、Myまっぷランでは、地域の避難計画をつくりまして、参加者、先ほど言われたように、その地区で1割程度かなというところなんです、集計をしました地域の津波避難計画を参加者以外の世帯にも全戸、職員が訪問して配布しております。

議長（濱 重明君） 松田議員。

2番（松田 唯君） Myまっぷランができていていいと思うんですけれども、まだない地域もございますよね。そのときにやった訓練の実績、それをどうお知らせしているのかをお尋ねします。

議長（濱 重明君） 防災対策推進課長。

防災対策推進課長（山本方秀君） Myまっぷラン作成事業や避難所マニュアル作成事業のワークショップにつきましては、地方紙に記事掲載をしたり、各報道機関へワークショップの案内をしまして、テレビや新聞社の方が取材に来て、その地区以外の地域住民の方が取り組んでいるところを周知させていただいております。

議長（濱 重明君） 松田議員。

2番（松田 唯君） やはり常日ごろの避難訓練の実績を詳細に伝えることというのが、市民の皆様の避難の意識を高めるためにも重要なことだと思います。よりよい方法で広報に努めていただくようよろしくお願いいたします。

訓練が形式上のものにならないように、実績を積み上げて、いざという時のために備える気持ちというのを市民に持っていただくことが行政の大事な役割だと思います。そのような内容を広報で、先ほど広報くまののほうで年に数回取り上げられているということですが、その内容というのは全般的な内容であって、やっぱり地域に即したMyまっぷランの作成というのが早急に求められると思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

あと、地域によって避難に対する意識にかなり温度差があると思いますので、その辺も埋めるのは広報活動にかかっていると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、避難所運営についてお伺いいたします。

きのうの夕刊でも避難所運営の件が取り上げられていました。各地で避難所運営マニュアルが作成されて、意識の向上には不可欠なものだと思います。

教育長にお尋ねいたします。

避難所は主に学校となる場合が多いのですが、その場合に地域と学校の連携がかなり重要となると思います。今回の今作成中の避難所運営マニュアルでは、学校と地域の関係がどのように形成されているのかということが明確になっているのか、その辺を再度お答えいただければ。よろしくお願いいたします。

議長（濱 重明君） 教育長。

教育長（倉本勝也君） 地域との連携につきましては、特に避難所運営等につきましては、木本中学校で第2回、第3回の学校防災対策推進研修会を行った理由として、木本中学校は実際に災害があったときに地域の避難所となっております。生徒には即戦力として地域防災の一員としての力をつけることが必要だという認識から、また、学校職員についても、一時的には避難所運営の中心になるべきという視点から、避難所である体育館で実際に間仕切りづくりや簡易担架づくりなどの避難所運営訓練を行い、その経験を生かして、実際の広さや動線をイメージしながら図上訓練を実施することで、生徒が災害時に具体的な行動ができるよう、2回の続けた研修会を行いました。

また、その折には防災対策推進課より準備していただいたダンボールを使い、簡易間仕切りづくりの指導を受けるとともに、簡易担架の活用等についても同校から指導を受けました。

また、3回目におきましても、取り組みの説明を受けるなど、防災対策課と学校という視点、そして、1点先ほどおっしゃられておりました学校と地域との連携、この部分につきましては、各学校が、避難訓練の中で地域とともにやるということを各学校に指示しておりますので、平成30年度であれば保護者が189名、地域住民が271名、合計460名参加していただいております。もちろんこれは延べ人数でございますが、今後は避難所運営についても、できる限り連携をとった取り組みをしていかなければならない、学校の防災マニュアルの中に位置づけをしていかなければならないと考えております。

議長（濱 重明君） 松田議員。

2番（松田 唯君） 学校での取り組みというものは、大変濃い内容であるなど感じております。私の娘も中学生でして、実際防災講話だとか、避難所運営のやり方だとか、そういう話を直接聞いて、学校はすごい熱心にされているなというのはすごく感じております。

先ほど避難所運営とか、学校に地域の方が来て一緒に授業というか、防災の訓練をされたということも聞いておりますけれども、やはり地域の方がまだまだ参加する人が少ない。一部の決まった人が主にされているということで、やはりそこで広報活動というのが、参加されていない大部分の人たちに何をどうしたかというのを地域独自のニュースとして何か伝える方法、手だてというのが必要かと思っておりますので、防災対策推進課長、その辺もう一度お伺いいたします。どのように配信するべきなのか、どう考えられていますか。

議長（濱 重明君） 防災対策推進課長。

防災対策推進課長（山本方秀君） 先ほど申し上げましたが、地域の取り組みを市内全域で知ってもらうために広報紙の役割は重要と考えております。

例えば先ほど質問の中でありましたが、東日本大震災を受けまして、平成23年4月から毎月広報紙1面から2面をさいて、地震、津波関係の災害関連記事を掲載しており、23年9月には台風12号の襲来を受けましたので、風水害も含めて、平成24年12月までの約1年半、毎月災害関連の記事を広報に掲載した経緯もあります。

今後、南海トラフの地震が30年以内で70から80%と言われている中で、そういった地

震、津波について啓発も、今後広報を通じて着実にやっていきたいと考えております。

議長（濱 重明君） 松田議員。

2番（松田 唯君） ありがとうございます。

これは東日本大震災での避難所での教訓というのをお聞きしました。

被災直後の避難所では、大人たちが子供たちに何もさせなかったことが多かったというのを聞いております。当時、悲惨な状態でしたので、大人たちは子供たちにその悲惨な状況を見せたくないという思いから、子供たちにはじっとしてなさいと。避難所でじっとして、あんたら外に出るなということをおっしゃったそうです。

当時の小学生の今大学生ぐらいになった子供、もう大人になっています、のお話ですけども、当時、自分たちいろいろできるはずなのに、何もさせてもらえなかったということで、その当時、自分たちは必要ない、邪魔な存在だと、そういつて思い込んで、後々までそのことが心の後遺症になって、PTSDですね、ということになって悩んだというケースが多かったと聞いております。

今、学校の防災活動では、今まで経験した多くの災害を踏まえて、まちの危険箇所や避難の心得、避難所での活動等、学校では意識の向上がかなり図られていると思います。もしものとき、子供たちはなれた学校で避難所の中心となって活躍してくれると思います。避難所は間違いなく学校側が中心となり、子供たちだけじゃなく教員がかなり負担になると予想されます。

熊野市の今ある避難所計画において、子供たちの役割というのがどのように発揮できるのか、そのような避難計画になっておるのか、お答えください。

議長（濱 重明君） 防災対策推進課長。

防災対策推進課長（山本方秀君） 避難所マニュアルにつきましては、女性の視点や高齢者、障害者、災害時要配慮者の視点を取り入れて、小・中学校のレイアウト、運営体制、ルールなどを決めて、基本的には地域の自主防災会で運営していただくということになっておりますが、当初は学校も休校になっていると思いますが、復興といいますか、学校が再開に向けた時期になると、子供たちも学校へ来て、まだ避難所となっている場合、子供たちと避難所の役割も、避難所でお手伝いしていただくということも、役割も出てくるということも考えておりますので、マニュアルにはそこまで明確には書いておりませんが、そういったことで、要するにそういうことで、学校の先生方にも避難所、子供も一緒に参加して、避難所を一緒に考えていただくという取り組みをやっておりま

す。

議長（濱 重明君） 松田議員。

2番（松田 唯君） ぜひ子供も大人も全員が協力できる避難所マニュアル、特に震災発生後1週間は公助の部分では全くないと想定して、自分たちで運営しなければならない。その中で、やっぱりそのマニュアルというのが大事になってくると思います。

ただ形式だけのマニュアルでなく、実用的なマニュアルにしていきたいと思います。また、1回つくったらいいというものじゃなくて、常に更新して最新情報ですぐに運用できるような準備をお願いしたいと思います。

それでは、先ほどから話題に出てますMyまっぷランのことについてお伺いします。

Myまっぷラン、今22カ所、6地区作成されておるんですね。1年に1カ所ということをお伺いしましたけれども、最終的に何年までに全部作成したいとか、目標というのはあるのでしょうか、教えてください。

議長（濱 重明君） 防災対策推進課長。

防災対策推進課長（山本方秀君） 避難所運営は1年に1カ所ということですが、Myまっぷランにつきましては1年に2カ所を目標としてやっております、最終目標が10地区22カ所です。現在、先ほど言われましたように6地区14カ所です。ですから、残り8カ所、あと4年ですね、31年度から4年かけて、目標ですが予定としては考えております。

議長（濱 重明君） 松田議員。

2番（松田 唯君） そのでき上がったMyまっぷランを先ほど市役所の職員が1軒1軒訪問して配るとおっしゃいました。その辺、1軒1軒一人一人行かれるんですか、もう一度どのように配るのか詳しく教えてください。

議長（濱 重明君） 防災対策推進課長。

防災対策推進課長（山本方秀君） まず、一人一人の津波避難計画をつくってもらうために、家庭を1軒1軒訪問しまして、説明して、ここの避難場所はどこですかと住民の方に聞きまして、それで集計しております。集計したやつを、また今度は職員がその地区の全戸に歩いて回って配布しております。

議長（濱 重明君） 松田議員。

2番（松田 唯君） なかなか大変な作業で、職員の皆様にはご足労かけますけれども、どうぞ全世帯に浸透するようによろしく願いいたします。

そのMyまっぷランですけれども、そのもの自体、僕も手にとってちょっと実は見たことないんですけれども、資料を拝見しますと、A3版を折り畳んで、A6版に折り畳んでポケットサイズだということを書かれてました。

この大きさ、この折り畳みサイズに決められた経緯というのを、ご存じでしたら伺いしたいと思います。

議長（濱 重明君） 防災対策推進課長。

防災対策推進課長（山本方秀君） Myまっぷランにつきましては、平成24年度に三重大学の川口先生が提唱された計画書でありまして、ポケットサイズにしたのは先生の考案になっておりますが、要するにふだん、非常持ち出し袋とか入れやすいようにポケット版にして、日ごろから備える意識を高めていただくという意味でそういう形にしております。

議長（濱 重明君） 松田議員。

2番（松田 唯君） このA6ポケットサイズというのが実は私、そこがひっかかるところでありまして、自分の性格上なのかもしれませんが、A6ポケット版というと、本当小さいポケットに入る程度ですよ。必ずなくしてしまうんですね。必ずと言いますか、本棚とかに差し込んだままにして、どこかに行っちゃったという人が絶対いっぱい出てくると思うんですね、そういう小さい折り畳みですと。

私、生活している中で、市が出している広報でいつも重宝しているものがあるんですけれども、環境対策課が出されてますごみカレンダー、これかなり生活に浸透しておりまして、必要不可欠、いつ何ごみを出せるかなとすぐわかりやすいところに壁にぴっと張っているんですけれども、これはかなりのお宅でそういうふうには張られているんじゃないのかなと思っています。

Myまっぷランも片づけてしまう、どこかにしまい込んでしまうのではなく、生活の中で目につくところに張れるぐらいの大きさのポスター程度の感じで張っていただくようにすれば、市民の皆様にも防災意識というか、そういうものの向上のなるんじゃないかなと思っています。これ、私の案なんですけれども、課長、その件についてどう思われますか。よろしくお願いします。

議長（濱 重明君） 防災対策推進課長。

防災対策推進課長（山本方秀君） Myまっぷランにつきましては、一人一人の津波避難計画ということで、家族が4人おられたら4枚でき上がって、その家庭で4枚になり

ます。それぞれ個人で持ってもらおうということなのですが、先ほど言いました集計につきましては、A3版で地区の地図を入れて、最終的には配布させていただいておりますので、家庭にはA3版の最終集計版を張っていただくという形をお願いしているんですが。

議長（濱 重明君） 松田議員。

2番（松田 唯君） そういうものがあればいいかなと思うんですけども、私の住んでいる地区にはまだまだなかったもので、そういうものが早く普及すればなと思っております。よろしく願いいたします。

ちょっと細かい質問が続いておったんですけども、次は避難の根幹となるような質問をしたいと思います。

東日本で起こった大惨事は記憶に新しく、津波の映像では目を疑う信じられないものでした。その中でも、74名の児童と10名の教員が津波で亡くなった大川小学校の悲劇は忘れることはできません。

あのときの大川小学校では、地震発生後に近隣住民、消防団から避難の呼びかけがあったにもかかわらず校庭に待機、さらには危機を感じて裏山に逃げようとした子供を校庭に連れ戻すといったことがあったようです。

津波が来るという情報、津波到達までの時間、裏山に逃げるという手段もありました。助かる条件と言われる時間、情報、手段がそろっていたのに、なぜ多くの犠牲者が出てしまったのか。幾ら条件がそろっても、判断と行動がなければ犠牲が出てしまうということでした。

あれから8年がたち、このときの経験を全国に発信して、このようなことが二度と起こらないように活動されている震災を経験した方が多くいらっしゃいます。この教訓を教育委員会、防災対策推進課ではどのように捉えていたのか、そしてそれを、その経験をどのように生かそうとしているのか、ちょっと範囲の広い話ですけども、お答えできればと思います。お願いします。

議長（濱 重明君） 防災対策推進課長。

防災対策推進課長（山本方秀君） Myまっぷランの話に何度もなりますが、Myまっぷランの避難計画の基本は、想定にとらわれず、自己のベストを尽くした避難をするということで、例えばお年寄りの方で、もう高台までの足腰がないという場合は、近くのタワーに逃げてもらおうとか、それでまた若い方ですと、できるだけ遠くの高台まで逃げ

ていただくということで、それぞれ想定にとらわれず、その方のできるベストを尽くした避難をしてくださいという基本的な考えになっておりますので、それは東日本大震災を受けて想定外と言われておりますから、それにとらわれず個々のベストを尽くした避難をしてくださいということで、現在そういう取り組みを進めております。

議長（濱 重明君） 松田議員。

2番（松田 唯君） 再度、教育長にお尋ねします。大川小学校については、教育委員会としてはどのような話がされていたのか、お伺いします。

議長（濱 重明君） 教育長。

教育長（倉本勝也君） 東日本大震災では、大川小学校で多くの児童の命、そして教員の命が奪われました。これはここまでは津波が来ないだろうという結果的に誤った判断をしたからでございます。

一応想定という言葉が当時よく使われていました。今はもう想定というものは考えない。避難訓練においても、一目散に逃げる、自分の命を守るための行動を最優先する、転んでも走る、泣いても走るということで、避難訓練を私自身、校長のときに進めてまいりました。

ですから、安全に安全を重ねることは幾ら重なってもいいと思いますので、命を守るための行動はやり過ぎるところまでやり切るということをいろいろ話したことがございます。

また、一方では職員の判断力、これが大きなポイントになってまいります。職員も各学校では、こういうときはこっちに逃げる、こういうときはこっちに逃げる。避難経路を1つに絞らず、場合によっては屋上に逃げる。そういった想定をいろんな想定の中で進めております。

今後も、予想されること、想定外のこと、全てを含めた中で取り組んでまいりたいと思っております。

議長（濱 重明君） 松田議員。

2番（松田 唯君） ありがとうございます。

これから起こり得るであろう災害に対して、市民全員が正しい判断と行動を起こすために、避難に対する意識の向上、それしかないかと思えます。地域によって災害への意識はかなりの温度差があります。まだまだ低いところもあります。災害はいつ来るかわかりません。意識が低いまま災害を迎えると、必ずパニックを起こすだろうと思えます。

念のためというギアからいざというときのギアに切りかえるためにも、市民の皆様にも協力してもらい、市の防災への取り組みに積極的に参加して、みんなの意識を高めていきたいと思えます。

最後に、市長にお尋ねいたします。

市民全員が生き抜くための自助、互助、公助、まずは自分自身を守る自助、そして最も大事なものが地域で市民が協力し合う互助であること、でも、協力し合うための準備は行政の力が、大きな力が必要だと私は考えます。

市長の考える互助、市がやるべきことを市長の考えをお聞かせください。

議長（濱 重明君） 市長。

市長（河上敢二君） 今、議員がおっしゃったとおりでございます。基本的にはまずはみずからの安全はみずから確保するという意識、さらに意識だけではなくて、やっぱり実際に訓練をしなければ、避難行動はとれないというふうに思っております。ですから、なるべく多くの市民の皆さんに避難訓練等への参加を呼びかけていくことが大切ではないかと思っております。

それと、やはり災害時要援護者の方々たくさんいるわけですから、互助として、地域全体で地域の安全を図っていく、確保していく取り組みも非常に重要でございます。

これも、やはり実際に避難所運営マニュアルの作成でありますとか、先ほど来課長が申し上げておりますように、Myまっぷランの作成など実際の行動を通じて、地域の皆さんがいわば人と人とのつながりをベースにして助け合う、そういう意識の醸成というものを、さらには個人の活動と同じですけれども、実際の行動を通じた避難等々、安全確保の行動がみんなのできるような、そういう互助の取り組みを進めていく必要があります。

したがって、行政として必要なことについては、今後とも計画的にかつ着実に進めていく必要があると考えております。ハード面、ソフト面を含めて、行政として取り組みを進めていく必要があるだろうというふうに思っています。

議長（濱 重明君） 松田議員。

2番（松田 唯君） ありがとうございます。

Myまっぷラン、避難所運営マニュアルが活用されることがないのが望ましいのですが、常に避難に対する向上心を持って、防災対策推進課、教育委員会だけでなく、ほかの課、市職員、市民が全員で協力できるようなシンプルでわかりやすい体制を構築して

いただくことが大事かと思えます。

ふだんの訓練に際しましては、やっぱり学校が本当にメインになってくるかと、中心になるかと思えます。学校と防災対策課、密に連携してやっていただくことを願っております。

市民の皆様にはわかりやすい形で広報していただくということをお願いして、今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（濱 重明君） これにて松田議員の一般質問を終了いたします。

議長（濱 重明君） 午前11時まで休憩いたします。

（午前 10時 52分）

議長（濱 重明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11時 00分）

議長（濱 重明君） 一般質問を続行いたします。

3番 畑中新子議員。

（3番 畑中新子さん 登壇）

3番（畑中新子さん） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問させていただきます。畑中新子です。よろしくお願いいたします。

今回は、大きく2項目質問させていただきます。

まず1項目め、小・中学校の全教室へのエアコン設置における整備計画の進捗状況についてです。

小・中学校のエアコン設置におきましては、昨年の12月議会で実施設計費用が計上され、校長室、職員室、特別支援学級及び全ての普通教室に設置する方針が示されました。市長には大きな決断をしていただき、保護者の方々、子供たち、先生方、市民の方々から感謝の言葉が多く聞かれ、本当に喜んでおられます。

前回の答弁の中で、夏までの整備完了が理想であるが、全国一斉に整備に取りかかることから、機材調達や技術者の確保等で支障が出るのが予想される。支障がなければ2019年度1年をかけて整備したいと、教育長も申されており、また、市長もできるなら夏までに間に合うように努力したいと申されておりました。

その言葉を受けまして、市民の方々からは大きな期待をしている反面、去年の夏の猛暑を考えると、ことしの夏の子供たちのことを大変心配され、夏までにエアコン整備が間に合うのかという声が数多く聞かれます。

そこで、昨年の12月議会から3カ月間、どういう協議、調査をし、対策を講じてきたのかということ、その中で概要は見えてきたと思いますので、小・中学校の全教室へのエアコン整備における整備計画の進捗状況についてお伺いします。

議長（濱 重明君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 倉本勝也君 登壇）

教育長（倉本勝也君） 畑中議員ご質問の小・中学校の全教室へのエアコン設置における整備計画の進捗状況についてお答えいたします。

小・中学校へのエアコン設置につきましては、12月定例会の一般質問において、夏までに整備できるのが理想ですが、全国各地で一斉にエアコン整備に取りかかるため、エアコン機材の調達や技術者の確保等に支障が出るのが想定されることから、機材の調達等に支障がなければ、2019年度1年をかけて、市内小・中学校の特別支援教室を含む全ての普通教室、職員室、校長室、事務室にエアコン整備を行いたい旨の答弁をさせていただきました。

現在の進捗状況につきましては、1月下旬より業務委託の上、実施設計を行っているところでございます。しかし、電気関係の施設整備について、設計ができる業者が限られており、近隣自治体においても整備が進められる中、特定の業者に発注が重なっていることなどから業務量が増大し、年度内での設計確定が困難となっているところでございます。このことから、設計期間を4月末まで延長させていただきたいと考えております。

また、発注方法を工夫するなど、迅速な整備に向けて検討を重ねているところでございますが、実施設計の確定後におきましても、大きな設計金額となることから、工事発注までに時間を要すること、学校の教育活動に支障を来すことなく、さらに子供たちの安全を確保しながら工事を行う必要があること、また、工事においても、エアコンの設置に伴い必要となる天井や壁などの施設の改修や受注生産となる受電設備の整備などに時間がかかることが想定されます。

さらに、先ほど申し上げましたように、やはりエアコン機材の調達や技術者の確保等

の課題もございます。そのため、ことしの夏までに整備を行うことは厳しい状況と考えております。ただし、大規模工事を伴わない小規模校につきましては、できる限り早期の設置に向けて進めてまいります。

また、教育委員会では、市内小・中学校全ての普通教室、職員室、校長室、事務室にエアコンを整備するための概算工事として約2億3,300万円を見込んでおりました。しかしながら、先ほども申しあげましたように、設計業者において詳細な調査のための時間も十分にとれない中、現時点で必要となる工事費を算出していただいた結果、1億円を超える想定を大きく上回る費用が必要となることがわかりました。

上回った費用につきましては、全て一般財源で補うには自主財源に乏しい市の財政状況からして金額が大きいため、平成30年度において国の補助金と市債で財源の確保が可能となる普通教室を優先して整備を進めてまいりたいと考えております。

また、職員室等のエアコン設置につきましては、実施設計の確定後、市債など財源の確保に努めながら整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（濱 重明君） 畑中議員。

3番（畑中新子さん） ありがとうございます。

私が今回エアコン設置について改めて質問させてもらったのは、先ほども申しあげたように、昨年12月の議会において設計費用が計上されましたが、全国一斉に整備が始まる中、機材調達や技術者の確保等に支障が出るのが予想され、教育長も夏までの整備完了が理想であるとして、市長も夏までに間に合うように努力したいという答弁を受けて、市民の皆さんは大きな期待をし、待ち望んでいました。

その中で、夏までに間に合うのかという声が多いため、今の現状を皆さんに説明していただきたいということと、もう一点、これも教育委員会には再質問として前もって通告させてもらいましたが、前回の答弁の中で、特別支援教室を含む全ての普通教室、校長室、職員室、事務室に設置するという事、また、優先順位をつけずに一斉に取りかかると申されました。設置費用も2億3,300万円程度と言いましたが、私としましては、普通教室以外も全て設置してその金額で可能なのかと疑問に思っていたため、再確認として、本当に全ての教室に設置可能なのかということを確認させてもらいますと通告させていただきました。

確認になりますが、先ほどの教育長の答弁では、2019年度は普通教室しか設置費用は

計上できないということで、そういう理解でよろしいでしょうか。

議長（濱 重明君） 教育長。

教育長（倉本勝也君） 2019年度におきましては、現在の状況の中、実施設計が確定していない中、業者の方に設計の概算を出していただきました。その概算をもとに、工事について考えた場合に、現段階では普通教室を優先してエアコンの設置を行わざるを得ないということでございます。

議長（濱 重明君） 畑中議員。

3番（畑中新子さん） 12月議会では特別支援教室を含む全ての普通教室、校長室、職員室、事務室に設置費用として2億3,300万円ということでしたが、実際は幾ら必要ということでしょうか。また、普通教室だけであれば幾ら必要になるか、お伺いします。

議長（濱 重明君） 教育長。

教育長（倉本勝也君） 必要経費につきましては、もとの概算想定額2億3,300万円に1億2,000万円を加えた約3億5,300万円でございます。

次に、普通教室だけであれば、今定例会に補正予算として追加提案させていただきますが、工事費に関しましては小学校、中学校合わせて3億1,345万円となっております。

議長（濱 重明君） 畑中議員。

3番（畑中新子さん） 想定した金額約2億3,300万円を約1億2,000万円以上と大きく上回ったということです。1億円以上も大きく上回ったその原因をお教えてください。

議長（濱 重明君） 教育長。

教育長（倉本勝也君） お答えいたします。

これまで見込んでいた約2億3,300万円につきましては、全国的な空調整備の動きがある中で、空調機メーカーのご協力をいただき、普通教室、職員室等への一般的なエアコン設置に必要な工事費を算出していただいたものです。今回の実施設計の中で、これまでの見込みを上回る要因となっているのは、学校個別の状況により必要となる工事でございます。

例えば空調機器や配管などを支えるために必要な天井補強のための鉄骨の敷設や冷媒管を壁に通すことができない場合の窓ガラスの加工、室外機の設置場所により想定以上に必要となった足場の設置、受電設備の新設を要しない学校での電線管やケーブルなどの管線設備工事やエアコン設置のための分電盤等の工事が挙げられます。

以上でございます。

議長（濱 重明君） 畑中議員。

3番（畑中新子さん） やはりエアコン設置に関しましては、今まで何度と議論を重ねてきて、市民の皆様も大変注目していたことです。本当に大変待ち望んでいたことです。

前回の教育長の発言したことによって、子供たち、保護者はもちろん、先生方も大変喜んでおられました。私も6月議会より普通教室へのエアコン設置を強く要望してまいりました。職員室、校長室にはもちろん設置していただくのは理想でしたが、まずは普通教室にと思い、要望してまいりました。それは、財源、予算がないと議論している中で、まずは普通教室にだけは早く設置していただきたいと思ったからです。

12月議会では設計費用として1,480万円計上され、それから設計していく中で、工事中に各学校さまざまな問題が出てくることも想定して、予算が跳ね上がることも考えて、まずは普通教室には全て設置しますと。ほかの職員室、校長室、事務室につきましては、これから予算設計する中で、可能なところから整備を進めていきますと答弁すべきではなかったのかと思いますが、その点はどうでしょうか。

議長（濱 重明君） 教育長。

教育長（倉本勝也君） エアコン設置につきましては、まず子供にとって大切であるという視点、そしてもう一方では、職員の労働安全衛生法に伴う労働環境の整備、そちらをあわせて考えておりました。

その中で、工事についても一斉に一緒に行ったほうが効率がよい、そして、それも可能であるとその時点では考えておりました。

議長（濱 重明君） 畑中議員。

3番（畑中新子さん） エアコンの整備には本当に多額な費用がかかり、さまざまな支障が出ることもわかっているのですから、きちんと調査していただいて進めていくべきで、その上で責任を持って慎重に発言、答弁すべきだと私は思います。市民の皆様も、きょうもそうですが、聞いているわけですから。

そこで、確認ですが、教育委員会としましては、12月議会から3カ月、子供たちのために、ことしの夏までにはどうしても設置したいと強い気持ちを持って努力して進めていただいたということよろしいでしょうか。

議長（濱 重明君） 教育長。

教育長（倉本勝也君） 私どもは、夏までには間に合うのが一番理想的だという認識は強く持っております。

ただ、現実的にそれがかなわない状況にあるということでございます。

議長（濱 重明君） 畑中議員。

3番（畑中新子さん） その結果、非常に難しく今に至っているということであります。それで、4月末までに設計期間を延長するということですが、4月末には実施設計が完了するということがよろしいでしょうか。

議長（濱 重明君） 教育長。

教育長（倉本勝也君） 現時点では4月末に確定するという認識を持っております。ただし、いろいろな要因がございまして、業者のご都合もございまして。うちとしては4月末には確定していただきたい、こういう旨は強く持っておりますし、できるだけ早く工事にかかりたいという認識でございまして。

議長（濱 重明君） 畑中議員。

3番（畑中新子さん） じゃ、設計がもし4月に完了しまして、4月末に、実際に整備に取りかかるのはいつごろになる予定でしょうか。

議長（濱 重明君） 教育長。

教育長（倉本勝也君） 業者の都合があったり、子供たちの安全を確保した上での工事になります。

そして、一方では機材、そして電源装置につきましては、学校個別の発注になるということでございます。既成のものが使えないということでございます。

ですから、工事開始時期については明言できませんが、大規模工事が必要とならない部分につきましては、できるだけ早く工事に取りかかりたいと思っております。

議長（濱 重明君） 畑中議員。

3番（畑中新子さん） もう一点確認なんですけど、普通教室につきましては、来年の夏までには整備完了可能でしょうか。

議長（濱 重明君） 教育長。

教育長（倉本勝也君） 次年度中に整備を行うということを申し上げましたが、そのとおり進めてまいりたいと思います。

議長（濱 重明君） 畑中議員。

3番（畑中新子さん） 来年の夏までには必ず整備完了できるように、本当に尽力を尽くしていただきたいと思います。

また、先ほど申されましたように、2019年度は職員室、校長室、事務室への設置は無

理だということですが、いつ設置が可能であるか、予想で構いませんがお伺いします。

議長（濱 重明君） 教育長。

教育長（倉本勝也君） 壇上でお答えさせていただきましたが、職員室等へのエアコン設置につきましても、多額の費用が必要となることから、実施設計の確定後、補助や市債などの財源のめどを立て、早期の整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

議長（濱 重明君） 畑中議員。

3番（畑中新子さん） 最後に、市長にお伺いします。

財源のめどを立ててと言いますと、めどが立たなかったらできないということになります。2019年度はできなくても、2020年度には予算を計上して取り組んでいただくべきだと思います。有利な過疎債があります。職員室等を入れて3億5,300万円、普通教室だけで3億1,345万円で職員室、校長室、事務室に係る費用は約4,000万であります。その約4,000万円を有利な過疎債でとなると、約1,200万円で設置可能であります。2020年度には過疎債で設置とするというお考えはありますか。

議長（濱 重明君） 市長。

市長（河上敢二君） 基本的に、やはり市は自主財源が、教育長も言われたとおり、自主財源に乏しいわけですから、補助や起債、借金をする形での整備等をさせていただきたいと考えております。

その際に、過疎債を使うというのも1つの手段ではないかと思っておりますが、これは県等を通じた国との協議が必要でございます。そういう協議を通じて財源の確保を図り、できる限り早期の整備に向けた努力は行ってまいりたいということでございます。

議長（濱 重明君） 畑中議員。

3番（畑中新子さん） ありがとうございます。

このようなときにこそ、有利な過疎債を使って整備していただきたいことをお願いいたします。ぜひとも財源を検討していただいて、普通教室以外の職員室、校長室、事務室にも整備に向けて取り組んでいただきたいと思います。

また、ことしの夏は整備が無理であることから、去年以上に子供たちの安全確保に力を入れていただきたいと思います。

去年もスポーツ飲料の件で何カ月もお願いしてやっと対応、指示してくれた経緯もあります。各学校に任せるのではなく、教育委員会が主体となって、また責任を持って子

供たちを守っていただきたいと思います。

まだ扇風機がない学校、教室もあります。去年からお願いしていますが、きちんと把握していただいて、各学校に十分な扇風機を調達していただきたいと思っています。

ことしも猛暑が予想される中、子供たちの安全確保に努めていただくよう、いま一度さらなる学校との連携、教育委員会の中での連携を図っていただきたいと思っております。

また、来年の夏には快適な教室で学べることを希望しまして、今後早急な整備ができるよう迅速な対応をよろしくお願いいたします。

これで、この項を終わらせていただきます。

2項目め、ごみの収集問題について質問させていただきます。

現在、本市におきましては、紀和町を除く熊野市内は4つの地域に区分され、また、紀和町内は3つの地域に区分されてごみの収集を行っています。

可燃ごみにおきましては、紀和町を除く熊野市内では、月・木曜日の地域と火・金曜日の地域に収集日を分けて各地域週2回ずつ収集を行い、また、紀和町内では2地域が週に1回、1地域が週に2回収集を行っています。また、4月から9月の間は平日の祝祭日が収集日に当たるときには収集を行っているということです。

その中で、昨年 of 年末からことしの年始におきまして、市内の月・木曜日の収集地域では10日間、紀和町内では、週に1回収集を行っている地域では13日間も可燃ごみの収集がなかったということで、市民の方々から大変困ったという苦情をたくさん聞きました。

現在は、収集日間隔が長くなるにかかわらず、1年を通して決まっている収集日どおりに収集を行っていると言いました。

そこで、本市における現在の収集体制についてお伺いします。

議長（濱 重明君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

環境対策課長。

（環境対策課長 吉井敬幸君 登壇）

環境対策課長（吉井敬幸君） 畑中議員ご質問のうち2項目め、ごみ収集問題についてにつきましてお答えいたします。

熊野市ではごみ減量化、資源化を図るため、皆様のご理解、ご協力を得ながら燃やせるごみの収集のほかに埋めてもよいごみ、埋められないごみ、紙類、布類、缶、瓶、ペ

ットボトル、トレー類、資源プラスチック類、有害危険ごみの分別収集を収集日を設定しまして実施しているところでございます。

当市の燃やせるごみの収集体制についてでございますけれども、まず、紀和地区を除く旧熊野市地域につきましては、熊野市クリーンセンターを基点とし、収集員8名、パッカー車4台で直営収集を行っている地域と委託収集を行っている地域に分かれております。

委託収集を行っている地域は飛鳥町、五郷町、神川町、育生町の4地区で、これらの地区は現在、有限会社オクサラヤに収集を委託し、パッカー車1台で収集を行っております。

収集日は燃やせるごみの収集日に着目しますと、月曜日、木曜日収集を行っている地区と火曜日、金曜日収集を行っている地区の2とおりに分かれており、いずれも週2回収集を行っております。

月曜日、木曜日収集を行っている地区は須野町から大泊町までの海岸部各地区と木本町、久生屋町、金山町、五郷町、神川町、育生町で、火曜日、金曜日収集を行っている地区は井戸町、有馬町、飛鳥町でございます。

次に、紀和地区の収集体制についてでございますけれども、紀和地区につきましては、半日勤務のパート職員1名を含む収集員4名で、紀和リサイクルセンターの運営と同センターを基点とした直営収集を行っております。

このうち、燃やせるごみにつきましては収集員2名、パッカー車1台で収集を行っております。なお、紀和地区の燃やせるごみにつきましては、燃料ごみとして御浜町阿田和の紀南清掃センターへ運搬され、そこでRDF化処理がなされてございます。

紀和地区のごみ収集日は3グループに分かれておりまして、燃やせるごみにつきましては、板屋を初めとする紀和地区の中心部の9集落で構成されている1グループが月曜日と金曜日の週2回収集を行っております。和気などを初めとする紀和地区南側から西側の10の集落で構成されているグループと、小森を初めといたします紀和地区北側の6集落で構成されておりますグループの2つのグループが、それぞれ水曜日の収集、木曜日の収集の週1回収集を行っております。

燃やせるごみの祝祭日収集につきましては、以前にゴールデンウィーク期間などの収集について要望があった際に、当市の収集体制等を照らし合わせて検討を行い、現在、次の3つの原則的な取り決めに基づいて収集を行っております。

まず第1に、4月から9月の間は気温も高く、季節柄燃やせるごみ、生ごみのにおいなどの問題があるため、祝祭日も収集を行ってございます。

第2に、土日を含め3日以上休日が続く場合は、最低1日はクリーンセンターを休日開場し、ごみの持ち込みができるようにしてございます。

第3に、10月から3月の間は気温も低いため、燃やせるごみを自宅保管されるか、もしくはクリーンセンターに持ち込んでいただくこととしており、祝祭日の収集は行ってございません。

ただし、紀和地区の週1回収集の地域につきましては、祝祭日で収集日が1回あきますと、約2週間収集が行われないこととなりますので、年末年始を除き年間を通して祝祭日の収集を行っております。

以上、当市のごみの収集体制についてお答えさせていただきました。

議長（濱 重明君） 畑中議員。

3番（畑中新子さん） 詳しくありがとうございます。確認になるところもありますが、幾つか質問させていただきます。

可燃ごみ、燃やせるごみについてですが、4月から9月の平日の祝祭日におきましては、現在収集を行っているということです。職員の皆さんには休日に出勤していただいているということで、本当に大変ありがたく思っております。

また、ことしのゴールデンウィークは10連休で心配されている方もいましたが、本市では4月から9月の平日の祝祭日は収集を行っているので、カレンダーどおりに収集していただけるということです。また、4月から9月の期間は気温の高くなるという暑い時期で、生ごみのにおいのことも配慮していただいて収集を行っていただいているということは、市民の方でも、皆さんでも、知らない方もたくさんいると思います。本当にありがたいことであると思います。

そういう市民に寄り添った取り組みもしていただいていることも理解した上で、幾つか質問させていただきます。

先ほど申しましたように、今回、市民の皆さんから、昨年の年末からことしの年始にかけて紀和町内では13日間、紀和町を除く熊野市では10日間もごみの収集がなく、ごみがたまって困ったという話をたくさん聞きました。

年末年始はふだんに比べてごみが出る量も多いということは当然わかると思います。年末の大掃除、また、年末からお正月にかけて家族が帰省し、家族の人数がふえるとい

うことは当然ごみの量もふえます。また、ふえたごみの置き場所にも困ります。当然生ごみもありますからにおいもします。隣の家との距離が近い方やその家庭によって事情は変わってきますが、自分の家だけの問題ではありません。間違いなく言えるのは、ごみがたまっていいことではありません。

また、帰省するときにたまったごみを収集場のかごに入れて帰る、ごみの置き場所がなく収集日以外にもかごに入れているという話も聞きました。

また、ごみがたまることによって、たまったごみを出すときの問題も当然出てきます。10日間間隔があくということは2回分収集がないということです。月・木の収集の地域でしたら、きょうが木曜日としまして収集に来て、次の週は来ず、その次の月曜日まで収集がないということです。そのたまったごみを1回で出せず、何回か往復する。特に高齢者の方、海岸部で家が階段を上っていかないといけない高台に住んでいる高齢者の方は本当に大変です。実際に何回も往復してごみを出したと聞きました。晴れていても大変なのに、雨だと考えたらどうでしょうか。足が悪くつえをつきながらごみを出しに来る高齢者の方も少なくありません。幾ら大変でもごみを出しに行かなければいけない、そういうことを高齢者の方々、市民に寄り添って考えていただきたい、そう思います。こういうたまったごみを出すときの大変さをどうお考えでしょうか。

議長（濱 重明君） 環境対策課長。

環境対策課長（吉井敬幸君） 年末年始の収集休止につきましては、皆様にはご不便をおかけすることとなっておりますけれども、年内12月30日までは例年クリーンセンターとか、紀和のリサイクルセンターを開場しており、家庭のごみを持ち込むことができるようにしております。

収集休止中にたまった大量のごみを1度にごみステーションに運ぶのが困難なご年配の方や、クリーンセンターに持ち込みができない方もいらっしゃると思います。その辺は地域で協力していただき、搬出していただくこともぜひ検討していただけないかなというふうに思っております。

今後、高齢化により、ごみステーション等への持ち運びが困難な高齢者もふえてくると思います。この辺はちょっと考えていかなければならない課題だとは思っております。

以上です。

議長（濱 重明君） 畑中議員。

3番(畑中新子さん) 本当に大変であるということを本当に理解していただきたいと思
います。

また、収集するほうの問題もあります。私も市内の収集場を見てきましたが、現在週
2回の収集を行っていても、1回のごみの量は多く、かごのある収集場でもかごからは
み出しているところもたくさんあり、また、かごがないところもたくさんあり、そのま
ま出しているところがあります。道路沿いの狭い歩道に出しているところもあり、ごみ
が多くなると通行の妨げにもなります。

ふだんでも10日も間隔があくとごみの量は倍になります。年末年始に10日もあくと
なると、それ以上になります。従業員も大変だと聞きました。何往復もしないといけ
ないということも聞きました。その点についてはどうでしょうか。

議長(濱 重明君) 環境対策課長。

環境対策課長(吉井敬幸君) 毎年、年始のごみについては大変多いというふう
に聞いております。

年始の収集状況ですけれども、不燃物処分場にありますがパッカーも利用しまして、
通常4台のところ5台で回っているという、ふやして収集をしております。また、環
境対策課職員全体で協力しながらやっているというふうな状況でございます。収集員に
とっては年末に大変ごみが多いということで、大変な作業だということでございま
す。

議長(濱 重明君) 畑中議員。

3番(畑中新子さん) ありがとうございます。

ごみがたまることによって、収集するほうにも、ごみを出すほうにも、双方に問
題が出てくるわけです。

そこで、参考までにほかの市町の可燃ごみ、燃えるごみについて、年末の収集
状況、取り組み等を調べてきました。カレンダーもいただいて話を聞いてきました。

まず、御浜町では火・金曜日の週2回、燃料ごみの収集を行っていて、冬場は1週
間以上はあかないように、夏場は週2回は必ず収集するようにしているということ
です。去年は28日金曜日が最終の収集日で、年始は4日金曜日が収集日だったので、
6日間しかあかなかったということで調整はしなかったそうですが、ことしは年末27
日金曜日が最終の収集日で、年始1月7日火曜日まで収集がなく10日間あくと
いうことで、12月29日日曜日と1月4日土曜日の2回収集日を追加してカ
レンダーを組んだそうです。ゴールデンウィークも収集日をふやしているとの
ことです。やはり、需要の多い燃料ごみは

収集日をふやしてという考えのもと調整していると聞きました。

また、紀宝町では、ふだんから燃料ごみは月・火・木・金と週4回収集を行っていて、去年の年末は28日金曜日が最終の収集日でしたが、次の日の29日土曜日も収集をしたそうです。ことしは27日金曜日が最終の収集日となり、年始は6日月曜日からになるので、9日間あくということ、こちらも29日日曜日と1月4日土曜日の2日収集日をふやしているとのこと。ゴールデンウィークに関しましても、2日間収集日をふやしているというお話でした。

また、尾鷲市では、去年は10日間間隔があいた地域があり、市民の方々から、また飲食店からも大変苦情があり、調整できるなら調整したいとのことでしたが、業者のほうに委託しているため、決まった休日を調整できないとのことでした。熊野市のように市で運営していたら可能であるとお話されていました。

また、新宮市では業者に委託しているため、こちらも決まった休日を変更するのは難しいというお話でしたが、資源ごみに関しましては、エコ広場を開設し月2回収集を行っていますが、年末年始は極力間隔があかないように調整しているとのことでした。高齢者にはふれ愛収集といって、月1回個別で自宅まで取りに行ってくれるという取り組みもされているということです。

最後に、少し距離は離れて遠くなるんですが、津市におきましては、12月29日から1月3日までは収集は基本的にはお休みですが、毎年29日と30日の両日において全市内、29日は容器包装プラスチック、30日は可燃ごみの収集を行っているとのことです。1年を通して平日の祝祭日、また土日以外は基本的に収集を行っているとのお話です。毎年年末の29日、30日に収集を行っているのは、これは市民の皆様に掃除や料理で年末にごみがたまり困らないように、また、年末年始を快適に過ごしてもらうために配慮しているとお話されておりました。

このように、他市町の状況をお伝えしたのは、他市町がこうしているから本市もこうするべきだとか、そういうことではなく、他市町ではこんなふうに取り組んでいるということをご参考にしていただいて、今後の検討、判断材料としていただきたいという思いです。私としましては、他市町がしてないことでも、本市独自でできることはやるべきであると考えております。

その中で、他市町を見まして共通して言えるのが、カレンダーをつくる際に、1年の状況を見てごみの収集間隔がなるべくあかないようにと、市民目線に立って議論、調整

の場があるということです。ゴールデンウィークもそうですが、特に年末は収集間隔があかないようにと調整しております。

本市ではカレンダーを組むときに、そういった協議が現在ないと伺いました。その点はどうお考えでしょうか。

議長（濱 重明君） 環境対策課長。

環境対策課長（吉井敬幸君） 毎年カレンダーを作成する際には、先ほど申し上げました3つの取り組みを基本として、その年の祝祭日の収集について検討は行ってございます。今後も、カレンダーを作成する際には、市民生活に支障が出ないように調整が必要かどうかの十分な配慮をしていかなければならないとは思っております。

年末年始の収集の取り決めにつきましても、今後も様子を見ながら慎重に考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（濱 重明君） 畑中議員。

3番（畑中新子さん） 私としましては、調整することは可能であると思っております。クリーンセンターの閉場日が12月31日から1月3日までです。年末は30日まで開場しているわけです。ことしは30日が月曜日なので、30日も収集を行っているということです。

ということは、毎年収集日が30日に該当していれば30日まで収集可能という、そういう認識でよろしいでしょうか。

議長（濱 重明君） 環境対策課長。

環境対策課長（吉井敬幸君） はい、29、30が平日であれば30まで収集は行ってございます。

議長（濱 重明君） 畑中議員。

3番（畑中新子さん） ことしは火・金曜日の地域が12月27日金曜日から1月7日火曜日まで収集がなく、10日間間隔があきます。それでしたら、30日まで収集可能なので、年末に間隔があく地域だけ収集日を1回ふやすことはできないでしょうか。

休日のクリーンセンターが閉場しているときに収集を行ってほしい、職員、収集員の皆さんが休日のときに収集を行ってほしいと言っているわけではございません。クリーンセンターが開場していて、なおかつ職員、収集員の皆さんが勤務日の勤務時間内という話です。年末は職員の方も30日まで働いているということをお伺いしました。それでしたら収集は十分可能であると思っておりますが、その点はどうでしょうか。

議長（濱 重明君） 環境対策課長。

環境対策課長（吉井敬幸君） ことしの12月30日は月曜日ですので収集は行います。29日が日曜日になっていますので、この日は収集を行わないと今現在はしております。

年末の収集につきましては、29日は休日でございますので、休日収集がふえることにつきましては、収集職員の休日出勤の理解も必要でございますし、山間部につきましては委託で収集しておりますので、その辺の委託しておりますオクサラヤさんの了解もちょっと必要になってくると。

また、紀和地区につきましては上川地区と西山地区、1度に収集するとなると、今の紀和地区の配置職員で対応できるかという問題もございまして、ちょっと今後状況を見ながら検証はしたいと思います。

議長（濱 重明君） 畑中議員。

3番（畑中新子さん） ぜひとも検討のほうよろしく願いいたします。

もう一つ、これは提案なんですけど、収集日をふやすのではなく、年末収集日があくのであれば、収集日をずらすということでしたら可能ではないでしょうか。2日ずらせば収集間隔が10日から8日間に縮小されます。ことしに置きかえれば、火・金の地域が10日間あくので、27日金曜日から29日土曜日に変更したら、火曜日は24日なので、24日から29日までの収集日までも収集間隔が5日で済みます。

収集日を変更するのは可能ではないでしょうか。今までに収集日を変更したことはございませんか。

議長（濱 重明君） 環境対策課長。

環境対策課長（吉井敬幸君） 収集日を変更というか、曜日を変えたところはございまして、30年度は紀和町で資源ごみの収集日が祝祭日であったため、資源ごみの収集日を変更してございます。

31年度につきましても、紀和地区で燃やせないごみの収集、資源プラスチックごみ、その収集日が祝祭日と重なっておるため変更してございます。

収集日を変更されている場合は、カレンダーに注意書きで収集変更になりましたというふうな形で書かせてもらっています。

年末の収集日の変更ということですが、収集日が変わって、やっぱり曜日で出される方もいますので、その辺の変更はちょっと今のところは考えてございません。

議長（濱 重明君） 畑中議員。

3番(畑中新子さん) 今言わせてもらったのは、そういう追加が無理なら変更も可能ではないかということで提案させていただきました。

紀和町の収集地域で資源ごみにおいてですが、5月のゴールデンウィークに収集日を変更されていると今お聞きしまして、また、ことしも変更されている地域があると思います。私も拝見しましたが、カレンダー上に注意、曜日が変わっていると、こういう表示をされていました。これは収集日があくので、やっぱり変更したという認識でよろしいでしょうか。

議長(濱 重明君) 環境対策課長。

環境対策課長(吉井敬幸君) はい、収集する曜日が祝祭日に当たっておったため、変更したところでございます。

議長(濱 重明君) 畑中議員。

3番(畑中新子さん) このように変更しているのですから、現在、年末年始に関しましても、変更できないというのはおかしいとは思いますが。また今後検討していただけたらと思っております。

私としましては、収集日はなるべくずらさず、今決まっている収集日に追加するというのが理想であるとは思いますが、ふやすのが難しいならずらすということもできると思って、今提案させていただきました。

先ほど申しましたように、収集日をふやすのも、あくまで職員、収集員の方が勤務日の中で、なおかつクリーンセンターが開場している中でのお話です。休日勤務数をふやすということもありません。たった1日の配慮で、市民の皆様の問題が解消され喜んでもらえるわけです。

今すぐに決められることではないということは十分認識しております。今まで述べさせていただいたことを踏まえまして、検討のほうをよろしく願いまして、最後に市長の見解をよろしく願いいたします。

議長(濱 重明君) 市長。

市長(河上敢二君) 多分カレンダーにらめっこしないとなかなか答えられないことなので、基本的には課長の話ずいぶん聞いておりますけれども、収集員を含む職員の休日出勤の日数は他市町よりも多くなっているということを聞いております。

したがって、原則的なこととなりますけれども、先ほど課長が言った3つの考えに基づく取り組み以上に何ができるかというのは、やはり慎重に、繰り返しになりますけれ

ども、カレンダーとにらめっこしながら、過剰労働にならないということも十分に配慮しながら、引き続き環境対策課において、技術的なことでございますので、検討は進めてもらえるものと私も思っております。

議長（濱 重明君） 畑中議員。

3番（畑中新子さん） 本当に前向きな言葉ありがとうございます。職員の方に配慮していただいて、休日をふやさず検討していただきたいと思います。

カレンダーはもう作成して、きのう広報くまのと一緒に配布されましたが、まだ年末まで日にちがございます。検討していただいて、収集可能なら広報くまの、また新聞等でも周知は可能であると思います。

今後、毎年カレンダーをつくるときに、市民の皆様の目線で検討される場を設けていただきたいと思っております。

ごみの問題、収集問題もそうですが、少しの心遣いで市民の方々の問題が解消します。できない理由を探すのは簡単です。できない理由を考えるのではなく、今できることは何かということを考えていただきたいと私は思っております。

市長の気持ち一つで方向性は決まってきます。市長の施政方針にもありますように、市役所は市民のために役立つことを行うところとして、その役割をしっかりと果たしていかなければいけないと、また、市民の皆さんの大切な声をより一層市政に反映していくと。高齢者の観点からも超超高齢化社会において、安心していつまでも健康に暮らせる福祉社会にと、それを踏まえまして、市民が主役、地域が主体のまちづくりを念頭に、市民の皆様に寄り添った取り組みをしていただくことを切望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（濱 重明君） これにて畑中議員の一般質問を終了いたします。

議長（濱 重明君） 午後1時まで休憩いたします。

（午前 11時 50分）

議長（濱 重明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

議長（濱 重明君） 一般質問を続行いたします。

6番 久保智議員。

(6番 久保 智君 登壇)

6番(久保 智君) それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして2つの項目について質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1項目めの漁業法の改正による熊野市の漁業への影響についてお伺いいたします。

水産資源管理の強化や養殖業への企業参入の促進を目指す改正漁業法が昨年12月に成立し、今後、運用の仕組みなどを定め、公布から2年以内に施行するとされています。

その主な柱は、船ごとに漁獲量を割り当てる資源管理の導入と養殖、定置網の2つの漁業権における地元優先枠をなくし、企業参入などにより漁業の活性化を図るものとされており、日本の漁業の仕組みが大きく変わると言われています。

そこで、この改正によって熊野市の漁業はどのような影響を受けるのかについてお伺いをいたします。

議長(濱 重明君) 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

水産・商工振興課長。

(水産・商工振興課長 下和田貞明君 登壇)

水産・商工振興課長(下和田貞明君) 久保議員ご質問の1項目め、漁業法の改正による熊野市の漁業への影響につきましてお答えいたします。

今回の漁業法の改正の目的は、日本の漁業生産量の減少傾向、また、漁業者の減少及び高齢化が急速に進んでいることから、水産業を若者にとって魅力ある産業にするため、適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させ、水産物の安定供給を図るものであります。

資源管理につきましては、今回の改正以前から、指定魚種の漁獲量の管理が行われており、県では国から割り当てを受けたサンマ、マアジ、マイワシ、サバ類、スルメイカ、クロマグロの6魚種について、県全体で漁獲可能量に制限を設けてきました。

今回の改正では、国が県や漁業者からの意見を踏まえ、指定魚種を追加し、船舶ごとに指定魚種の漁獲可能量を割り当てるものとなっております。

当該制度は、農林水産大臣または都道府県知事が船舶ごとの漁獲量の実績や地域漁業の実態を考慮して、あらかじめ基準を定め設定を行うものとされており、沿岸漁業は船舶の数が多く、多数の漁港で少量水揚げすることから、漁獲量の把握等が難しい実

態があるため、漁獲量を適切に把握する体制づくりが必要とされております。

現状ではどのような魚種に漁獲制限がされるのか不明ではございますが、熊野市においては、年々漁獲量が減少している中で、現状より少ない漁獲制限がなされるなら、漁業者にとって死活問題となりますので、今後の動向を注視してまいりたいと思います。

もう一点は、漁業権制度の見直しについてでございます。

今回の見直しでは、漁業権の地元優先枠が廃止されることとなりますが、地元漁民が地先において刺し網漁などを行う共同漁業権は、これまでどおり漁協のみに許可されることとなっております。

一方で、大敷などの定置網の漁業権や鯛養殖などの区画漁業権については、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して漁業権を認めることとなっております。

適切かつ有効に活用されていることについての考え方は、漁場利用や資源管理に係るルールを遵守した操業がされていることとされており、実際には漁場利用の状況を見て、県が判断することとされております。

適正利用されていないという判断に至った場合は、新規事業者の参入が可能となりますが、その判断に至るまでには、漁業者を主体とする海区漁業調整委員会の意見も聴取する仕組みとなっていることから、直ちに新たな企業が参入できるものではないと考えております。

改正漁業法は平成30年12月14日に公布され、2年以内に施行するとされており、実際の運用に至るまでには漁協や漁民への周知と漁場の利用状況の実態把握などに時間を要するものと思われます。

いずれにいたしましても、法制度の運用につきましては、県と連絡を密にして情報収集に努め、漁獲量や漁業権を初めとする改正漁業法に関する県の方針が示された際には、地元漁業者の不利益とならないように漁協とともに調整に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（濱 重明君） 久保議員。

6番（久保 智君） ありがとうございます。

答弁では、法の内容についてご説明をいただきました。その影響については、こういう受けとめ方ですけれども、案外楽観的なのかなというふう感じたところです。

しかし、この改正は、70年間続いてきた日本の漁業を根底から変えてしまうものであるとする論評もございます。ですので、当然三重県においても、この法改正についての分析を行っていると思いますが、県から、この法改正が地先の漁業にどのような影響を与えるのかについて説明される場はございましたか。

議長（濱 重明君） 水産・商工振興課長。

水産・商工振興課長（下和田貞明君） お答えいたします。

本年2月12日に津市におきまして、関係市町及び各漁協を対象とした説明会がございました。説明は水産庁が主で、三重県県漁連も行うといった形で漁業法の改正内容についての説明がございました。ただ、地先の漁業への影響については、具体的に言及されることはございませんでした。

以上でございます。

議長（濱 重明君） 久保議員。

6番（久保 智君） ありがとうございます。

その内容を水産庁の職員が説明されたということですが、つくったほうが説明しても、この改正に対するデメリットとかは余り説明されないのかなというふうに思います。その場に参加されていた方に少しお伺いしたんですけれども、要件等については共同漁業権は認められると。今までと何ら変わらない状況であるというようなニュアンスをおっしゃっていたというふうにお伺いしました。

このことについては、監督官庁である県がもう少し積極的に説明会を行うなり、それから詳細なことを、研究したことを皆さんと話し合う機会が設けられるべきだと思いますが、それについてはいかがですか。

議長（濱 重明君） 水産・商工振興課長。

水産・商工振興課長（下和田貞明君） おっしゃられますように、先ほどの2月の説明会は方の改正内容が中心ということで、じゃ、実際改正されたことによって、おっしゃられるように、地元にとってどういった影響が出てくるのかということが一番重要でございますので、今後、そういった具体的な影響等も含めた説明回答についても、市としても何らかの要望等々を考えていきたいなというふうに思っております。

議長（濱 重明君） 久保議員。

6番（久保 智君） ありがとうございます。

この法改正については、前農林水産大臣の山本先生や多くの有識者の方が問題点につ

いてを発信をされております。市においても、ある程度の分析も行っていただいていると思いますけれども、現時点で、熊野市の漁業に、最悪どのような影響が出るかということについてもシミュレーションしておくべきかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（濱 重明君） 水産・商工振興課長。

水産・商工振興課長（下和田貞明君） どのような影響があるのかシミュレーションというお話ですけれども、まず、資源管理につきましては、先ほども壇上で申しましたように、既にサンマなどの魚種について、県全体で漁獲可能量に制限を設けられておりますが、平成30年度はサンマ、マアジ、スルメイカについては管理量が若干となっております、資源への影響が小さいことから、数量が明示されておられません。

これらが今後、数量を明示されるのか、また新たな魚種が加わるのか、現在のところ未定であります、資源管理の面から漁獲可能量の制限は厳しくなるのではないかとこのように思われますので、当市の漁業にも少なからず影響があるのではないかと考えております。

また、大敷などの定置網の漁業権や鯛養殖などの区画漁業権につきましては、適切かつ有効に活用されていることがポイントとなります。現段階ではどのような影響が出るのかわからない状況でございますので、漁協と情報共有して、その影響について協議してまいりたいというふうに思っております。

議長（濱 重明君） 久保議員。

6番（久保 智君） ありがとうございます。

それでは、今おっしゃったようなことを含めて、熊野市の漁業を統括する漁業協同組合との情報共有というのが大切になってくるかと思えます。このことについて、現時点で漁協と協議はされておられますか。

議長（濱 重明君） 水産・商工振興課長。

水産・商工振興課長（下和田貞明君） 説明会が先ほど言いました2月12日ということでございます、まだ実際漁協さんとの協議は行われておりません。

今後、情報共有も含めた協議を行ってまいりたいというふうには思っております。

議長（濱 重明君） 久保議員。

6番（久保 智君） よろしくお願いたします。

やはり漁協もそれほどスタッフがそろっているわけではないので、市役所頼みということもありますので、ぜひ法の解釈も含めて、シミュレーションも含めて話し合ってい

ただきたいと思います。

それから、答弁にありましたけれども、県が新たな指針を示す適切かつ有効にとかという言葉が幾つか出てきました。その中で、まず、漁場利用の件については、知事の権限が大変大きくなるというふうに考えています。

既存の養殖業者や定置網業者の漁業権の更新に本当に影響が出ないのか、大変危惧するところです。というのは、この辺の定置網であったり養殖業者さん、結構厳しい状況で運営をされています。それをどういうふうに判断するかということで、次に漁業権与えないよということにつながってこないように、その辺のことも配慮が必要なのかなというふうに思います。

そして、海区漁業調整委員の意見を汲んでの判断ということもおっしゃっていましたが、その委員会の形はこれまで公選制だったんですけれども、今度からたしか知事が任命する方式に変わっていくというふうに思います。そんな状況下で、県の意向が強くなることは必至だというふうに思いますが、いかがですか。

議長（濱 重明君） 水産・商工振興課長。

水産・商工振興課長（下和田貞明君） 今言われました、まず海区漁業調整委員会ということについては、知事の選任というような形になりますので、そういった部分については当然影響的には県が大きさを増すというふうには考えられますが、ただ、そこら辺の選考の仕方も当然地域の意見等々も聞かれると思いますので、そこら辺はちょっと今後の状況は見たいなというふうに思います。

それと、現状、大敷等々の各漁業権の方について、大変現状厳しいというお話ですけども、正直私自身もそこら辺が今適正かつ有効に活用されておるのかということの判断基準も、今後県が示されるということですので、そこら辺も漁協さんとも情報共有して、実態の調査というか、状況の把握もしていけないといけないというふうには思っております。

議長（濱 重明君） 久保議員。

6番（久保 智君） よろしくお願ひいたします。

経営云々の話になってくると、恐らく県の指針が出てからでは、多分監督官庁になってくると、なかなかそれをこっちから意見を言っても変えてくれないということがあります。一旦固めてしまうというか、これはまだ固まっていないですよと言いますが、ほとんど固まっていますので、それ以前からちょこちょここういう意見がありま

す、こういう状況がありますよということを県に伝えていただいて、ぜひ有効な対応をしていただきたいと思います。

それと、ちょっと話小さくなるんですけども、海面利用制度が大きく変わるということで、これまで漁協が優先的に管理してきた特定区画漁業権というのがありますけれども、それについては、一応見ると、優先的に漁協が持つということになってはいますけれども、これは間違いないですか。

議長（濱 重明君） 水産・商工振興課長。

水産・商工振興課長（下和田貞明君） その特定区画漁業権、具体的には例えばカキや海藻類の養殖などに係る部分が特定区画漁業権というふうに言うと思います。これにつきましては、先ほど言いました鯛養殖などの区画漁業権と同様に、漁協や漁業者への優先順位は一応なくなりますが、既存の漁業権者が水域を先ほどと同じように適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して漁業権を認めるということになっております。

議長（濱 重明君） 久保議員。

6番（久保 智君） ちょっとこういういろんな資料が出回っているんですけども、これは水産庁が出されたものです。その中で、わかりにくい部分もあるんですけども、やはりちょっとその辺もかみ砕いて研究していただいて、それも漁業者さんとしっかり情報共有をお願いしたいというふうに思います。

それから、資源管理の話ですけども、これは確かに多分目指しているものが大型漁船による大規模漁業というのを想定しておるんじゃないかなという節があるんですけども、確かにさっき課長が言われたように、小規模のこの辺の海域においては、果たしてどのような運用をされるかというのが大変心配なところであります。

今、定められていないものについても定めてくるかもしれないし、今のとれている割当によって定められるとすると、それも少し、ちょっとまたある本を読んでいたら、今現在どれぐらいとっているかに応じて分配するみたいなことが起きてくるというようなことも書いている本もありました。

そうすると、今、この海域でサンマ全然とれてませんので、とってはいけないよということを、これはないでしょうけれども、そういうことにつながらないように、これも県のほうにちくちくと伝えていただきたいと思いますというふうに思います。

やはり国の運用方針が出てからとよく言うんですけども、出てからでは多分取り返

しが見つからないと思いますので、その辺のこともよろしくお願ひしたいと思います。

この改正によって、漁業協同組合の権限というのは極端に弱くなるとも言われています。というのは、企業が入ってきて、それは漁業組合員でなくてもいけるということになりますと、漁協に対する歩金ではないですけれども、そういうものが全く会費として落ちてこない。そういうことになると、当然企業ですから、市場を経由せずに水揚げしていくことも考えられます。そうなってくると、全くこの地域の海域の漁協が本当に経営的に困ってくることも起きてくるんですよ。それについても少し考えていただきたいなというふうに思うんです。

漁協の経営が弱体化するということは、合併を進めているほうからしたら大変有利なことかもしれませんが、単独で地先の漁業を一生懸命守っていこうとしている当地の漁業者さんのことを考えると、これを看過することはできないというふうに考えますし、何回も言いますが、県の方針が示される前に、運用が通達される前に対応していただきたいというふうに思います。

現段階で市として具体的にどのような対応を考えておられるかというのは、先ほど来述べていただきましたので、あえてもう聞きませんが、古い体質の漁業を変えていくのが、今回の改正の趣旨として、理念についてはわかるんですけれども、沿岸漁業はそれぞれの地先において、その地先に合った形で資源を守りながら築かれてきたものです。これが規制緩和という名のもとに、役所や企業の稟議で地域の事情を酌むことなく変えられてきたことについては、決してよいこととは考えられません。

問題が多いと言われるこの改正について、唯一それに制限をかけることができるのは、県において条例を制定することだと言われてますし、既に検討に入っている県もございます。それに対して市から、各自治体から、漁業をなりわいとしている自治体から、県に申し入れているところもあるというふうにお聞きしていますが、それについてのお考えいかがですか。

議長（濱 重明君） 水産・商工振興課長。

水産・商工振興課長（下和田貞明君） おっしゃられるように、今後本当にどのような形の漁獲量の割り当てだとか、漁業権の問題だとか、正直本当に先ほどから言っていますように実態が見えません。すぐにやるべきことはそこら辺の実態を早急に、こうなるんじゃないかという、先ほど言われたようなシミュレーションとかして、やっていくことがまず第一であって、それで、なおかつやはり地域の漁業者が困るというようなこと

になるのであれば、当然そういったほかの県で行われているような県条例とかいう働きかけも、県下でも出てくるのではないかなというふうに思いますので、そこら辺も含めて、いろいろな状況は注視していきたいなというふうには思っております。

議長（濱 重明君） 久保議員。

6番（久保 智君） ありがとうございます。

最後に、市長にお伺いいたします。市長会でこのことについて話題に上ったことはないのか。それと、ないとしたら、ぜひ取り上げていただいて協議していただくことはできないのか。

市長は三重県の市長会においても、その在任年数からも大きな発言権があるというふうに思っております。水産業に関する市とも連携して、市長から県において企業参入や漁業権の既得について、県独自の条例制定を定めることに提起していただくことはできませんでしょうか。

議長（濱 重明君） 市長。

市長（河上敢二君） 市長会で今回の法律改正に関しての議論は一度もされておられません。今後、働きかけるかどうかということでございますけれども、現実にはどういった影響が出てくるのかは、やはり漁協の皆さんが一番、みずからの経営を守っていくためにわかっているのではないかとこのように思います。

ですから、市としても、漁協に対して今回の改正の内容については、十分にその内容について周知をさせていただいた上で、漁協としてこういうことが具体的に心配だというような声をぜひともいただいて、それが本当にそうであるというふうに思われる場合には、必要に応じて県等に働きかけをしていくことも当然ながら考えなければいけないんだろうというふうに思っています。

いずれにしても、現時点で具体的な運用内容が決まる前に言えというふうにおっしゃられますが、具体的な運用内容がわからないと、恐らく漁協自体も抽象的な影響のことばかりが先行するだけで、なかなか仮にその影響を緩和するための働きかけを言ったとしても、抽象的な議論のやりとりになるばかりですから、やはりどういった影響が出るかというのをまずは漁協とともに見きわめ、判断をしていくことに努める必要があるのではないかとこのように現時点では思っております。

議長（濱 重明君） 久保議員。

6番（久保 智君） ありがとうございます。

これはちょっと なんですけれども、漁業法の改正は2年後なので、その間に沿岸の共同漁業権等々の県の専管事項で企業の参入を制限する条例を制定することが最優先ではないかというふうな論評もございます。

ですので、運用が出てから、指針が出てからという話ですけれども、その案が多分出てくるでしょうけれども、それまでにぜひいろんな情報を集めていただいて、先ほど市長もおっしゃっていただいたように漁協とも連携して、漁協の実情もお聞きしていただいて、対応をしていただきたいなというふうに思います。

2年以内に運用方針を決めると言うことで、何か案外のんきに構えてしまうところあるんですけども、ぜひ強い問題意識を持って対応していただくようお願いして、この項を終わります。ありがとうございました。

それでは、2項目めの観光客の市街地への誘客についてお伺いいたします。

熊野市における観光施策は、今回の定例会で市長が表明した施政方針の概要1、産業の振興の最初に述べられているように、市の主要施策の中でも大きな位置づけとなっています。

そこには、主要観光ポイントを結ぶ交通手段の確保や新たな観光情報発信拠点である駅前観光拠点施設の整備などにより、中心市街地の誘客を図るとされています。

しかしながら、中心市街地については、空き店舗の増加が目立つ商店街や道路環境など、まちそのものの景観やしつらえにおいて、訪れる方々が必ずしも魅力を感じるとは言えない現状と思われます。

そこで、市当局においては、この中心市街地の誘客への取り組みをどのように具現化されていくのか、お伺いいたします。

議長（濱 重明君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

観光スポーツ交流課長。

（観光スポーツ交流課長 室谷隆也君 登壇）

観光スポーツ交流課長（室谷隆也君） 久保議員ご質問の2項目め、観光客の市街地への誘客についてについてお答えいたします。

熊野市には多くの魅力ある観光資源がございます。中でも、中心市街地の周辺には熊野古道松本峠、鬼ヶ城、獅子岩、花の窟など熊野市を代表する観光資源が集まっており、レンタサイクル、市街地周遊バス、観光タクシーなどを利用することで、手軽に周遊していただくことができます。

市では、近代化遺産めぐり、古代信仰と大自然めぐり、日本の百選めぐりなどのテーマごとに観光ルートを紹介するパンフレット「くまっぷ」を8種類作成しております。

その一つとして、先ほどの松本峠や鬼ヶ城などに熊野古道おもてなし館、紀南ツアーデザインセンター、木本の文字岩、奥熊野代官所跡、木本町の古い壁や石積みの塀などの風情が残る路地ひまい道を加えた中心市街地を散策するコースを世界遺産・熊野古道と街並み散歩めぐりとして提案することで、誘客周遊を図るとともに、観光客の商店街などへの立ち寄りも期待しているところでございます。

また、もともと観光地でない中心市街地の古い町並みを観光資源として活用するため、新たな魅力的なスポットを見つけていただき、インスタグラムを通じて発信するくまのフォトラリーを引き続き実施するとともに、まち歩き動画を作成してインターネット上に投稿するなど情報発信を行ってまいります。

また、これまで観光サインの整備や観光イベントの実施など観光誘客に取り組んできているものの、その効果や実際の観光客の動向を把握できていないことから、31年度新たな事業として、SNSでの投稿や携帯電話の位置情報データなどを利用して、熊野市を訪れた観光客や熊野市に興味を持つ人の動向の分析を行い、観光政策の基礎とすることで、市街地エリアを含む熊野市への観光誘客につなげたいと考えております。

しかしながら、ご指摘のとおり、商店街では空き店舗が目立ち、必ずしも訪れた方が満足できるものではないのが現状でございます。

市といたしましては、31年度新たに整備する駅前観光拠点施設を世界遺産のまち熊野市の施設としてふさわしい景観を備えた上で、この地域最大のイベントである熊野大花火大会に関する展示や熊野市の総合的な観光情報の発信を行うおもてなしの場として、この施設を拠点に市街地への誘客活性化に取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（濱 重明君） 建設課長。

（建設課長 仲森秀之君 登壇）

建設課長（仲森秀之君） 久保議員ご質問の2項目め、観光客の市街地への誘客についてについてのうち、道路環境に関することについてお答えします。

市では、平成29年度に抜柱等が完了した市道西川町獅子岩線の亀齢橋から記念通り入り口までの無電柱化について、第三銀行熊野支店前まで延長する事業を計画しております。

この無電柱化は、快適で人に優しい通行空間の確保と景観の整備、防災対策などだけではなく、新たな道路空間による集客交流人口の増により、商店街の活性化を図ることも目的としております。無電柱化による商店街の活性化は全国各地で行われており、空き店舗が目立っていた商店街が集客交流人口の増加により活性化を実現した自治体もございます。

市では、無電柱化によるこのような効果を地域の方に知っていただくため、昨年11月に木本自治連合会や記念通り商店街振興組合などの方と一緒に、彦根市の無電柱化された商店街を視察いたしました。

また、ことし2月の記念通り商店街振興組合の新年の会において、無電柱化の効果や全国の事例についてご紹介させていただくなど、地域の方の理解を深める取り組みを実施しております。

この事業の実施には、地域の方のご理解とご協力が不可欠でございます。今後もこのような視察や説明会等を行い、無電柱化に関する理解を深めていただくとともに、地域の皆様のさまざまな意見を聴取し、まちづくりや商店街振興につながるよりよい道路になるよう、また、早期に整備が実現するよう計画を進めてまいります。

以上でございます。

議長（濱 重明君） 久保議員。

6番（久保 智君） ありがとうございます。

それでは、観光スポーツ交流課長にお伺いいたします。

今議会においては、4番議員も同様の質問をされておられますので、駅前観光拠点施設等についてはお任せしまして、私からは次のことについて再質問させていただきます。

まず、観光事業において大きな役割を担っている観光公社についてお伺いいたします。

ご答弁あったように、イベント頼みではないいつでも楽しめる何かがあるといういろんなメニューづくりが必要かというふうに思います。

そこで、熊野市ならではの観光資源の開発をその目的の一つとしている観光公社における役割が重要になるかと思えます。市街地誘客に対する観光公社の役割、取り組みの現状についてお伺いいたします。

議長（濱 重明君） 観光スポーツ交流課長。

観光スポーツ交流課長（室谷隆也君） 熊野市観光公社が企画する着地型ツアー商品として、現在、市街地誘客だけを目的としたものはございませんが、例えば熊野古道を歩

くツアーなどでは、本町通りの熊野古道おもてなし館で食事をする時間を設定するなどの工夫をしております。また、市街地周辺の観光名所を案内する際には、おもてなし館や紀南ツアーデザインセンターなどの立ち寄りスポットも合わせて紹介しております。

観光公社では、そのほかにも楯ヶ崎遊覧や那智黒石加工体験などさまざまな体験プログラムやイベントを企画しておるところでございます。

議長（濱 重明君） 久保議員。

6番（久保 智君） 観光公社さんが何やっているかということについては、いろいろお伺いをするんですけども、やはり市自体がいろいろ企画するのも必要なんだろうけれども、それ以上にその役割というのは公社さんが重いのかなというふうに思います。ですので、ぜひその辺のことも指導官庁として、市のほうからもメニューづくり等についてのことについて、ぜひご指導していただいて、より有効に動いていくようにしていただきたいなと思います。

話は少し外れるんですけども、観光公社は観光客への案内業務の対応もその事業の一つかというふうに思っています。

市外から熊野市へ訪れようとしている方々は、よく観光公社と観光協会が2つあるということについて、大変戸惑うという話もあちこちでお聞きします。これを1つにすることというのはできないのでしょうか。

議長（濱 重明君） 観光スポーツ交流課長。

観光スポーツ交流課長（室谷隆也君） 熊野市観光公社は旅行業法の資格を有しており、熊野市の観光資源を活用した旅行商品や体験プログラム等を企画し、それらを商品化して販売するほか、旅行代理店への営業活動、各種スポーツイベントの際に宿泊や弁当等の手配、地域の特産品の販売、熊野少年自然の家、熊野古道おもてなし館の管理運営などを行う市から100%出資により設立された法人で、市からの補助金と事業収入、指定管理料で運営しています。

一方、熊野市観光協会は主に観光産業の振興を目的として設立されており、熊野大花火大会の実施のほか、観光イベントの支援、観光名所や宿泊施設などの案内、観光客の誘致、観光のための情報発信等の活動を行っている民間の任意団体で、会員からの会費収入と事業収入により運営されております。

観光案内業務など重複しているものもありますが、統合するためには解決しなければならない問題があると考えております。すぐに統合することは難しいため、今後慎重に

検討していきたいと考えております。

議長（濱 重明君） 久保議員。

6番（久保 智君） ありがとうございます。

観光公社の中に事務局がある観光協会があってもいいんじゃないかなと思いましたが、ちょっとお尋ねしたんですけれども、できたら効率のいい事業運営ができるように、またご配慮願いたいと思います。

それでは、これまでメニューづくりについてお伺いしたんですけれども、メニューづくりだけではなくて、観光客の市街地への誘客については、市街地が魅力あるしつらえを整えることが必要かと思えます。

そこで、再度建設課長にお伺いいたします。以前もお伺いしましたが、記念通りの道路等の景観整備について、進捗状況をお答えいただきましたけれども、依然として視察では聞き取りの範囲を出ていない、遅いと感じるのは私だけではないんじゃないかなというふうに思います。

なかなか前に進まないうちに商店街がどんどん閉店していきます。先ほど誘客があることによって、また活性化が図られると言いましたけれども、しつらえがなくてなかなか来た人が楽しむことはまずないんじゃないかなと思います。

それで、お願いなんですけれども、期限を決めたロードマップを作成するなどしていかないと、事業が終わるころにはもう商店がないということにもなるのかなというふうにも思います。そのスケジュール設定というのはできないのでしょうか。

議長（濱 重明君） 建設課長。

建設課長（仲森秀之君） スケジュールでございますが、これから進めようとしております無電柱化事業というのは、市街地整備の重点となる事業でございます。集客交流を図る上での取り組みや木本のまちづくりなど、さまざまなことを今後また協議をしていく段階でございますので、現時点では着工時期は申し上げることはできませんが、できる限り早い完成を目指して努力をしております。

議長（濱 重明君） 久保議員。

6番（久保 智君） 無電柱化の事業についてもロードマップがあまり示されていないのであれなんですけれども、できる限りあわせてやっていただきたいところもあります。また、これ後でお伺いします。

現在適用としている国の補助事業の名称を教えてください。そしてまた、この事業で

は商店そのものの改修などについては適用されますか。

議長（濱 重明君） 建設課長。

建設課長（仲森秀之君） 無電柱化工事を実施するに当たりましては、社会資本整備交付金の街路事業に係る交付金の活用を考えております。この交付金の補助率は基本工事費等の2分の1の補助率となっているものでございます。

そして、建物等に対する適用でございますが、今考えているこの交付金につきましては、道路に係る工事のみ適用されるものでございます。商店など個人が所有する建物を改修して、例えば町並みの統一を図ろうとするような場合の補助金は、また別の補助メニューを探す必要がございます。

議長（濱 重明君） 久保議員。

6番（久保 智君） ありがとうございます。

国交省が所管する社会資本整備交付金事業ですか、その中で都市再生整備計画事業とか町並み景観整備事業というのがあると思います。その辺のことについては、計画策定が求められるというふうにお聞きしました。その計画については、中心市街地活性化法の中心市街地活性化基本計画を策定して、それを認定された中でこれが認められていくという話をお聞きしたんですけれども、ちょっと水産・商工振興課長にお伺いします。

道路を整備されても、商店街が現状のままでは真の活性化は果たせないのかなというふうに思います。そこで、以前お伺いした中心市街地活性化基本計画を策定しての支援事業を受けることが商店街再生、中心市街地再生の一步であるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（濱 重明君） 水産・商工振興課長。

水産・商工振興課長（下和田貞明君） 中心市街地活性化基本計画のお話でございますが、確かにそういった方向での進め方というのはございますが、まず、現時点では策定の方法とかいうのはもちろんですが、平成31年度の予算における中心市街地活性化支援事業について、内容は一応確認しております。

具体的な支援事業としましては、地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金により、1つ目には地域の個性や生活者のニーズを把握するための調査事業、2つ目には先導的、実証的事業支援としての地域の人々と協力連携してまちににぎわいを創出するための先進的な商業、サービス業等に関する中核施設を整備する事業が対象というふうになっております。

以上でございます。

議長（濱 重明君） 久保議員。

6番（久保 智君） ありがとうございます。

今、紹介いただいたんですけれども、これ経産省の関係なのでお問い合わせいただいたんでしょうかね。

今、こんなのが出てまして、地域まちなか商業活性化支援事業についてという、出ておまして、これについては、活性化基本計画を策定してやればという前提のもとにいろんなことを書いておられます。その中には、国交省も入ってますし、経産省あたりも入っています。そういうことを含めて、ぜひ国の機関とコンタクトをとっていただいて、よりよい方法でスピーディーに進む方法を考えていただきたいなというふうに思います。

これ読んでますと、いろんな事業についても、国は認定された中心市街地活性化基本計画に基づく各種事業を重点支援するというふうに書いていますので、その辺のことも含めて、多分皆さんご存じでしょうけれども、改めて言うこともないでしょうけれども、ぜひこういうことも研究していただいて、いい方向に進めていただきたいなというふうに思います。

情報については、SNS等でいっぱい出ています、これもそうですけれども。それ以上に国の機関に直接係の方が出向いて、いろいろ話聞いてくると、フェイス・トゥ・フェイスで話することが結構実になったり、いろんなそのときに情報もいただけますので、その辺のことも少し活用していただければなというふうに考えます。

この計画を策定して、再生に取り組んだ例を少し紹介させていただきます。

昨年7月に、産業教育常任委員会で北海道に視察をさせていただきました。その際に、3カ所ほど回ったんですけれども、富良野でフラノマルシェという商業施設の整備とその周辺の景観整備について見学をさせていただきました。

そこでは、景観整備と商店改修、そしてそれを含めて市郊外の観光地へ流れていた観光客を市街地に呼び込むことをなし遂げておられます。年間10億円以上の収益を上げて、120万人以上を集客しておられます。

これ、本当に残念だったんですけれども、以前熊野市もこのことをやろうとしていて、結局ちょっといろんな状況があってできなかった事情があるんですけれども、あのときやっておけばなというのが、すごく悔いとして残っています。

また、これ記念通り商店街の理事長さんたちと以前大分県の臼杵市に行かせていただ

きました。そのときに、道路の景観整備とあわせて商店そのもののしつらえを整えることにより、これも市郊外に流れていた観光客を呼び戻す効果を発生しているという事例がございます。

行ったときには、まだまだ成果があらわれていないということだったんですけれども、今では結構な観光客が町なかを歩いておられます。そして、あわせて臼杵市ではこのことも要因の一つとなって、こういう雑誌がありますけれども、これのランキングの3位にランキングされています。これは田舎に暮らしたい、住みたい田舎ベストランキングです。それが全国の総合ランキングの3位に入っておりました。それも、こういう暮らしやすさ、それから商店街のにぎわいが1つの要因になっているというふうにお聞きをいたしております。

市長公室長にまずちょっとお伺いしたいんですけれども、中心市街地活性化の内容については、水産・商工課、建設課等々、観光もそうですし、いろんなところに及びます。ですので、横断的な対応が求められると思いますので、市長公室でこの件についてリードすることはできないでしょうか。

議長（濱 重明君） 市長公室長。

市長公室長（松岡 功君） 中心市街地の活性化につきましては、まずはそれぞれの担当課が緊密に連携しながらその役割を果たすことが必要であると思っております。

また、市長公室においては、全体の状況を見ながら必要に応じて対応していきたいと考えております。

議長（濱 重明君） 久保議員。

6番（久保 智君） ご答弁の中で、大変模範的なご答弁だと思うんですけれども、必要に応じてという。

できるだけそういう機会を設けていただいて、チームでも結構ですし、そういう連絡会議でも結構ですので、そういうことを開きながら調整していかないと、それぞれがそれぞれ動いてしまうということになると、また無駄なことをしなきゃならないということになります。スピード感を持ってやるとするとしたら、やはりそういうことも必要だと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、市長にこの件についてのご所見をお願ひしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

議長（濱 重明君） 市長。

市長（河上敢二君） 中心市街地の活性化については、これは非常に重要な課題だというふうに思っています。私はいつも記念通り商店街の集まりの中では言うんですけども、やっぱり中心市街地に人が多く集まらなると、市全体の集客にもつながらない可能性もあるというふうに思っております。

無電柱化が直接の目的ではありませんが、活性化に向けての道路景観の整備ということを進めるためには無電柱化が必要ということでございます。その点については、実は私も担当課に少しスピードが遅過ぎるという苦言を呈したところでございまして、無電柱化を含めた道路景観のあり方については、少なくとも私は今年度中にはしっかりとまとめてもらいたいというふうに思っておりますし、その際に、やはりハードだけじゃなくてソフト面での対応も必要になってくるというふうに思っています。

そういう意味では、議員ご指摘のように商工でありますとか、観光でありますとか、関係課が緊密な連携を図っていくことも必要ではないかと。ある時点では議員が言われたように、関係課が集まる議論の場を設けて進めていくことになるんだろうというふうに思っています。

議長（濱 重明君） 久保議員。

6番（久保 智君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

中心市街地の活性化にはもちろん民意が尊重されるべきだと思いますし、周到な準備も必要かと思ひます。しかし、遅々として進まない市街地の再生は市が目玉に掲げる観光施策に大きな影を落とすことにもなります。

現在、世間では物の消費から事、時の消費に移りつつあるというふうに言われています。その流れをしっかりとつかんで、この地を訪れていただく皆さんに有意義な事、時を提供していただけるしつらえを用意することが必要かと思ひます。より魅力ある熊野市の構築を期待して、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（濱 重明君） これにて久保議員の一般質問を終了いたします。

議長（濱 重明君） 午後2時10分まで休憩いたします。

（午後 1時 50分）

議長（濱 重明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時 10分）

議長（濱 重明君） 一般質問を続行いたします。

10番 下田克彦議員。

（10番 下田克彦君 登壇）

10番（下田克彦君） 議長の発言の許可をいただきました。引き続きまぶたが重くなる時間帯でございますけれども、しばらくの間おつき合い願いたいと思います。

まず、今回大きく2点質問させていただきますけれども、1点目、学校教育のさらなる国際化に向けた取り組みについてであります。

新学習指導要領の2020年度からの全面実施を見据えた英語教育の取り組みについては、以前にも質問をしてきたところであります。2019年度についても、ALT（外国語指導助手）の配置に2,008万2,000円の予算も計上されており、さらなる英語教育の充実に期待をするところであります。

さて、我が国の国際化が日々進展する中、これからの時代を担う子供たちが外国の人々に対して恐れや偏見などを持たずに同じ人間としてわかり合い、ときには議論や励ましを送り合う、そのような関係を結び合えればすばらしいことだと思っております。しかしながら、本市において、一般的に言って日常的に外国人と接する機会はまだまだ多いとは言えません。

そのような中、30年以上前から総務省、外務省、文部科学省と一般財団法人自治体国際化協会の協力によって続けられてきたプロジェクトにJETプログラムがあります。本市も活用をしているところであります。このプログラムは、世界各国における大使館などの在外公館において、日本で英語を教える若者などを募集、面接し、旅費や給与を日本が保証した上で招聘をする事業であります。現在では54カ国から約5,500人の若者が日本全国で活躍をしております。

基本は1年間の期間ですが、最長5年間プログラムに参加することもできます。彼らは日本の文化に触れ、ますます日本が好きになり、帰国後もさまざまな形で日本と母国とのかけ橋になっていると聞いております。

招聘する業種はALT（外国語指導助手）、CIR（国際交流員）、SEA（スポーツ国際交流員）の3種類ですが、そのほとんどはALTによる招聘です。

このALT（外国語指導助手）は、小学校教師や中・高等学校の英語教師とともに英語の授業に加わり指導を行うものですが、中には学校の諸活動にも積極的に参加し、子

供たちと日常的な触れ合いを持つ場合もあります。

ご存じのように、小学校においては、新学習指導要領の全面実施が2020年4月に控えており、2019年度までに3、4年生の外国語活動、5、6年生の教科としての外国語が先行実施をされています。

そのような中、ネイティブスピーカーの発音を子供たちに聞かせることは大変有効であり、当市の子供たちが直接的に外国生まれの人と触れ合う体験は、国際人を生み出す意味においても貴重な教育になるのではないのでしょうか。

なお、彼らを任用した市区町村などの地方自治体は、その人数に応じて国から普通交付税、1人当たり約500万円が加算をされます。しかも、近年は日本文化への関心の高まりによって応募する外国青年も多く、選抜により来日しますので、自治体の必要人数は100%満たされ、その質にも定評があると伺っております。

現在、当市においては4名ですが、全国においては群馬県高崎市のように市内の小・中学校1校に1人の割合で任用している市もあります。

そこで提案ですが、当市の小・中学校においても2020年度からの新学習指導要領の全面実施を見据えた、また、各学校での生き生きとした国際教育の展開を期待する意味からも、1校に1人を目標に、このJETプログラムによるALTのさらなる任用を検討し、英語教育の充実を図るべきであると考えますが、執行部のお考えをお聞きしたいと思います。

また、ALTだけではなく、CIR、SEAの招聘も検討していただけないか、この点についてもお聞きをいたします。

議長（濱 重明君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 倉本勝也君 登壇）

教育長（倉本勝也君） 下田議員のご質問、学校教育のさらなる国際化に向けた取り組みについてお答えいたします。

本市のALTの任用状況につきましては、2020年度からの新学習指導要領全面実施に向けて外国語教育のさらなる充実を図るため、昨年の8月より1名増員し、4名体制といたしております。

議員よりご提案のありましたALTのさらなる増員につきましては、現在の熊野市の学校数、規模、児童生徒数の状況からすれば、4名のALTで各学校における外国語活

動等の支援は可能であると考えております。

小学校外国語については、平成30年度、31年度はその次の年度の新学習指導要領全面实施に向けた移行期間に当たり、3、4年生では年間15時間、5、6年生では年間50時間の実施が求められております。

本市ではこの時間数に加え、本年度からは市独自の取り組みとして10時間を上乘せし、3、4年生の外国語活動を年間25時間、5、6年生の外国語の授業についても10時間上乘せし、年間60時間実施しております。また、次年度は先行実施分を市単独でさらに10時間上乘せし、3、4年生外国語活動を年間35時間、5、6年生外国語の授業を年間70時間実施してまいります。

今後は、A L Tの各校への派遣回数についても、創意工夫する中でさらにふやして、外国語活動及び教科外国語に対応してまいります。そのほか、教育委員会では外国語教育担当者会議を年間3回実施し、年間カリキュラムに沿ったA L Tの派遣計画について検討するとともに、A L Tと連携した授業の進め方等についても研修を行っております。

さらに、グローバル体験授業として年間3回のイベントを開催しております。6月には体を動かしながら英語に触れるグローバルスポーツイベント、8月にはゲームや歌などを通して日常的な会話について学ぶ英会話教室、12月にはゲームやものづくりなどを通して楽しく英語の世界に触れるウインターフェスティバルを近隣市町教育委員会等の協力を得て、16名のA L Tによって実施いたしましております。

このような体験を通して、低学年時から生の英語に触れることで外国語や外国の文化への興味、関心を高め、外国語の学習につなげていく機会といたしております。

このほか、外国語の時間以外の学習活動にA L Tを活用することも子供たちが英語になれ親しむためには重要だという考えから、2月19日に開催した市小・中学校長会において、学校行事や特別活動等におけるA L Tの積極的な活用についても、さらにふやすよう指示をしたところでございます。

来年度もA L T 4名の体制のもと、より効果的な活用を進める中で、本市における外国語教育の充実に努めてまいります。

また、語学指導等を行う外国青年招致事業J E Tプログラムによる国際交流員（C I R）やスポーツ国際交流員（S E A）の任用については、現時点においては考えておりませんが、既に導入している他地域の情報等については、今後も収集してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（濱 重明君） 下田議員。

10番（下田克彦君） 再質問させていただきたいと思います。

まず、市単独として時間数をふやしてというお話がございました。大変喜ばしいことなんですけれども、時間数をふやしてALT 4人でいいのかという部分がちょっと気になるのと、それだけ小学校の時間数をふやしたということですので、学校の終わる時間が遅くなっている。例えば5時間授業が6時間になっておるとか、土曜日授業をやってそこを賄っておる。全体的な授業数が当然ふえているはずですので、その辺についてちょっと教育長いかがですか。

授業数全体がふえておって、例えば5時間目で終わると6時間目で終わるのでは帰る時間も変わってくると思いますし、他授業へ振りかえるということはないと思うんですけれども、土曜日授業がふえたよとかいう点についてちょっと聞かせてください。

議長（濱 重明君） 教育長。

教育長（倉本勝也君） 議員おっしゃるように、当然授業時数がふえてまいります。市単独の10時間及び次年度の20時間について、どう工夫していくかということでございますが、モジュールと言いまして、他の教科を業間15分であったり、朝15分実施する。そして、それを3日間で合わせますと45分になります。小学校であれば45分が1単位時間でございますが、その15分の4日間の分を1単位時間として考える。そういった創意工夫を行って、英語の時間をふやしております。ちなみに、短時間学習を実施している教科につきましては、国語が4校、算数が1校、国語、算数を混ぜているところが4校ございます。

以上でございます。

議長（濱 重明君） 下田議員。

10番（下田克彦君） 英語教育というか、国際化を目指してということの取り組みは非常に評価するところなんですけれども、心配するのは、非常にほかの授業がおろそかになって、今回は学力向上の件については話しませんが、そこら辺もしっかり配慮をしていただきたいと思いますし、積極的な取り組みは素晴らしいと思うんですけれども、先ほど教育長言われました2月19日の校長会において、さらに増すようにという指示、さらに2019年度はふやすということですのでけれども、改めてですけれども、4人で賄えるのかなという、児童生徒に効果が行き渡るのかな。創意工夫と言われておりました

たけれども、私はふやしてさらなる取り組みをしていくべきだというふうに思います。

改めてでありますけれども、教育長が言う十分であるその根拠をちょっと教えていただきたいなと思います。

議長（濱 重明君） 教育長。

教育長（倉本勝也君） 昨年の9月から30年1月までの派遣回数が3名のALTそれぞれ62回、61回、54回ということでございます。およそ週4回、4日から5日ということでございます。新しい4名の配置になりまして、30年9月から31年1月までの派遣回数が201回ということで、若干4名にふやしたことで現在のところ余裕がございます。

それで、授業以外に各学校の特別活動であったり学校行事、具体的には学校行事であれば運動会、音楽発表会、キャンプ、海開き行事、入学式、遠足、学習発表会、そして教科であれば英語以外、生活科、体育科、図工、総合的な学習、こういった中で、できるだけALTの活用を進めるよう、現時点では足りております。

今後、活動の展開いかにしては、その時点で検討していく必要もあるかもしれないと考えております。

議長（濱 重明君） 下田議員。

10番（下田克彦君） その検討に当たっては、先ほど言いました国際交流員、スポーツ国際交流員、なかなか全国で見ても招聘の数が少ないようですので、そこもまた先進地も見ていただいて、検討していただきたいなというふうに思います。

非常に我々の時代から比べますと、外国人の先生に習うなんていうのは大学に行っただけという話でしたけれども、今、本当にそういった意味では、こういった地方のまちにおいても、外国人と小学校のうちからなれ親しめるというのは本当にいいことだなと思いますけれども、一方、受験勉強のことも考えていかなければならないのも、これ事実でありまして、これまでの受験英語と申しますと、和訳に偏ったような読解演習、非常にこういったことに偏った結果、技能がバランスよく教育をされてこなかった。こういったところは教育長も認めるところだと思います。

既に教育長もご存じのように、2020年スタートの現在の大学のセンター試験から大学入試共通テストというのに変更されるというふうに聞いております。

そこへ向けて、授業は授業で、小学校からではないかもしれませんが、中学校受験、高校受験ということもされる方もおりますので、授業を今後その大学入学共通テストの変更に向けてどう変えていかれるのか、この辺についても国際感覚を養うと同時

に試験への対応についても、今の段階で考えがあれば教えてください。

議長（濱 重明君） 教育長。

教育長（倉本勝也君） まず、現行の大学入試センター試験にかわり2020年度から実施される大学入学共通テストの英語についての変更点ですが、これまでの聞く、読むの2技能に加えて、話すこと、書くことを含めた4技能を評価することになります。

この新たに加わった話す、書くの能力につきましては、各受験生が受験年度内に事前に受けたTOEIC、TOEFLなどの英語の資格検定試験の結果を点数に換算して加味する形で入試結果に反映されます。

この制度が適用されるのは、現在の高校1年生の生徒からになります。2019年4月18日に実施される全国学力学習調査では、初めて英語の調査が実施されます。そこにおいても、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの4技能に関する問題が出題され、記述式の問題が一定割合導入されることとなっております。

2020年度から完全実施される小学校学習指導要領においても、実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身につけることが求められております。このような力を身につけるには、発達段階に応じて4技能をバランスよく習得できるようにすることが大切であります。

今後、中学校の外国語、小学校の外国語、外国語活動の時間はもちろん、生活科や学校行事等においてもALTを派遣する等、ALTを効果的に活用することで、コミュニケーションに使える英語力の育成を図ってまいります。

一方では、熊野市の子供たちは読解力という部分で課題がございます。国語というもの、読書週間、そしてそういったものを大事にしながら、国語力についてもしっかり身につけさせたいと思っております。

議長（濱 重明君） 下田議員。

10番（下田克彦君） ありがとうございます。

それと、英語の指導計画をつくらなければならないと思います。小学校英語科・外国語活動指導計画、これにつきましては、当市はどのように策定をしていくのか、お聞かせください。

議長（濱 重明君） 教育長。

教育長（倉本勝也君） 外国語担当者会議を開催しまして、市の方針を伝えるとともに、各学校で英語科、そして外国語活動の時間について、また、その年間計画について作成

を指示しております。

以上でございます。

議長（濱 重明君） 下田議員。

10番（下田克彦君） これも先行して計画を立てられておるとい認識でよろしいですね。わかりました。これ、しっかりあと皆さんがその情報を見れるようにもしていただきたいなというふうにも思います。

先般、先月21日でしたかね、総合教育会議を傍聴させていただきました。そういった中で、教育長からさまざまな英語を絡めた体験授業等々のお話がありました。グローバル体験授業のところで、非常に参加者は学校によって偏りがある、こういった指摘がなされたわけでございます。

であるならば、やはり日ごろのALTの人数をふやすということもそうでありまして、非常に近隣に比べれば国際交流という部分では進められているところだと思うんですけども、大事なことは全ての子供たちにその機会が与えられる、そういった取り組みをしていただきたい。この思い1点でございますので、今後の取り組みに期待をいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

では、次に大きな2点目でございます。消費税率引き上げに伴う消費活性化策の取り組みについてであります。

現在、国における消費税率引き上げに伴う対応の予算、税制措置が取られておりますが、その反動減対策として幾つかの消費活性化策が実施をされることとなっており、2019年度には商品券の発行並びにクレジットカードなどのキャッシュレス手段による買い物に対するポイント還元が実施をされます。

さらには、2020年度にはマイナンバーカードを活用した消費活性化策が実施をされる予定となっておりますが、これらの施策に対する当市の今後の取り組みについてお聞きをいたしたいと思っております。

まず1点目に、プレミアム付商品券の事業についてであります。これにつきましては、低所得者、子育て世帯（ゼロ歳から2歳児）の消費に与える影響を緩和、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、市に対して国が必要な経費を全額補助するものであります。

その中身については、券面額2万5,000円を2万円で販売、3歳未満の子が属する世帯の世帯主にはその子供の数に応じたものとなります。使用可能期間は2019年10月から

2020年3月までの市の定める期間となっております。また、取扱業者も市内店舗を幅広く対象として公募することとなっております。

そこで、この事業の実施時期、商品券の1枚当たりの額面、今後の事業の周知徹底についてお聞きをしたいと思います。

2点目、キャッシュレス・消費者還元事業についてお聞きをいたします。消費税率引き上げ後の一定期間、本年10月1日から9カ月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元、値引きの支援があると聞いております。事業者における消費喚起の後押しをするものとなっておりますが、事業者への補助、消費者へのポイント還元はどのようなものになるか。また、当市の今後の取り組みについてお聞きをしたいと思います。

次に、3点目であります。この件につきましても、2015年6月議会で制度の運用について質問をしたところであります。マイナンバーカードについては2014年1月から制度が実施をされておりますけれども、いよいよ2020年度の実施でありますマイナンバーカードを活用した消費活性化策、既に2017年度から事業がスタートしておりますマイキープラットフォーム等を活用した自治体ポイント事業のシステム活用を基本として実施される見込みと聞いております。

平成29年度以降、総務省から事業参加の呼びかけ等があったかと思いますが、既にマイキープラットフォーム運用協議会に参加をしている本市における取り組み状況についてお聞きをしたいと思います。

マイキープラットフォーム等を活用すれば、図書館等の公共施設カードのワンカード化やシステム構築なくして健康ポイント事業が実施をできたり、クレジットカードや航空マイレージのポイントを我が市の自治体ポイントに変換し、我が市が決めたお店で使っていただくことが現時点でも可能になっていると聞いております。さらには、寄附口座を設けておけば、子育て支援等の寄附を集めることも可能であります。

各自治体の取り組みで、工夫でいろいろな使い方が可能になる事業だと思いますが、本市においても、今後の政策展開に当たり利活用をすべきと考えますが、執行部のお考えをお聞きいたします。

とりあえず、以上です。

議長（濱 重明君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

福祉事務所長。

(福祉事務所長 坪井正登君 登壇)

福祉事務所長(坪井正登君) 下田議員ご質問の2項目め、消費税率引き上げに伴う消費活性化策の取り組みについての1、プレミアム付商品券事業についてお答えいたします。

プレミアム付商品券事業につきましては、本年10月1日から消費税率が現行の8%から10%に引き上げられることから、低所得者及びゼロ歳児から2歳児の子供を持つ子育て世帯に対して消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、プレミアム付商品券を発行するものです。

市としましては、現在国から示されているプレミアム付商品券事業実施要領に基づき、庁内関係各課と連携して事業の実施に向け協議を重ねているところです。

対象となる低所得者につきましては、2019年1月1日現在、熊野市に住民登録のある住民のうち、2019年度の住民税が非課税である者、また、子育て世帯につきましては、2019年6月1日現在、熊野市に住民登録のある住民のうち、2016年4月2日以降に生まれた子が属する世帯の世帯主が対象となります。

商品券につきましては、2万5,000円分の商品券を2万円で購入していただくことにより、20%の割引率となっております。

利用期間につきましては、国が目標としております2019年10月から翌年3月末までの実施を想定しておりますが、期限等については地域の実情を踏まえて変更はできると考えております。

商品券1枚当たりの額面につきましては、500円とすることを国から示されております。

プレミアム付商品券が利用できる店舗につきましては、市内の店舗を広く対象とすることが補助要件となっておりますことから、事業実施に当たっては広く公募を行っていくこととなります。

購入方法についてですが、まず、子育て世帯に対しましては、直接対象者に購入引きかえ券を送付し、商品券を購入していただくこととなります。次に、低所得者につきましては、想定対象者に対して周知文書を送付し、購入を希望される方に申請をしていただき、要件を確認した上で購入引きかえ券を発送することとなります。

以上が国の示す事業実施案ですが、市としましては、実現可能な形での実施を目指してまいります。さらに、本事業は対象者や制度内容が多岐にわたり、関係団体との調整

も必要なことから、関係各課とも連携して、迅速、円滑かつ効果的に事業が実施できるよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（濱 重明君） 水産・商工振興課長。

（水産・商工振興課長 下和田貞明君 登壇）

水産・商工振興課長（下和田貞明君） 下田議員ご質問の2項目め、消費税率引き上げに伴う消費活性化策の取り組みについてのうち2点目、キャッシュレス・消費者還元事業についてお答えいたします。

2019年10月1日から予定されている消費税率引き上げに伴い、需要平準化対策として、政府では消費税率引き上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元、割引の検討が進められています。

具体的には、消費者がことし10月より2020年6月までの9カ月間、クレジットカードや電子マネー、QRコード決済といった現金にて支払いをしない、いわゆるキャッシュレス決済にて買い物をした際に、コンビニ等フランチャイズ店では購入額の2%、個別店舗では5%の買い物できるポイントが購入者に還元されるものです。

また、国のキャッシュレス・消費者還元事業には消費者へのポイント還元にあわせ、中小・小規模事業者に対しては決済端末の導入費用として国が3分の2、キャッシュレス決済事業者が3分の1を補助し、中小・小規模事業者は実質負担なしで端末を導入することができること、さらに、中小・小規模事業者がキャッシュレス決済事業者に支払う決済手数料については3.25%以下等とすることが盛り込まれており、事業所の導入によるコスト負担が軽減されることで、導入が一層進むことが予想されます。

一方、国のキャッシュレス・消費者還元事業を控え、既存のクレジットカード会社だけでなく、通信事業者や金融機関なども新たな決済サービスの開発を進めており、店舗側、消費者側、双方にとってキャッシュレス決済方法の選択肢がふえております。

一般的にキャッシュレス決済によるポイント還元の恩恵を受けるためには、店舗側、消費者側が同じキャッシュレス事業者のサービスを利用する必要があり、特に現金での支払いが多い高齢者への浸透には時間がかかると考えられます。

市といたしましては、市内事業所でキャッシュレス支払いができることは国のキャッシュレス・消費者還元事業による消費者の市内での購買意欲の向上に加え、インバウンド旅行者からの外貨獲得にもつながることから、平成31年度当初予算において、熊野市

の実情にあったキャッシュレス決済サービスの種類や導入方法について、事業者向けセミナーの開催を予定しております。

今後は、10月からの国のキャッシュレス・消費者還元事業をより多くの消費者、事業者が活用できるよう消費者への周知とあわせ、事業所に対しては、関係機関と連携し、制度の内容や導入支援についてさらに周知を図るとともに、事業所が導入しやすい方法について商工会議所等と早急に調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（濱 重明君） 市長公室長。

（市長公室長 松岡 功君 登壇）

市長公室長（松岡 功君） 下田議員ご質問の2項目めの消費税率引き上げに伴う消費活性化策の取り組みについての3点目についてお答えいたします。

マイナンバーカードを活用した消費活性化策につきましては、2019年10月からの消費税率の引き上げに対し、1項目めのプレミアム付商品券事業や2項目めのキャッシュレス・消費者還元事業などの反動減対策が集中的に実施されることに続き、対策効果を持続させるための取り組みの一つとして、2020年度の実施に向けて進められている施策です。

マイナンバーカードの活用につきましては、身分証明機能のほか、さまざまなサービスの利用や各種ポイントの一元管理など、マイナンバーカード1枚で利用することができるようにすることで、利便性を大幅に向上させる仕組みづくりが行われており、その土台となる情報基盤がマイキープラットフォームでございます。

また、マイキープラットフォーム運用協議会につきましては、地方公共団体を会員としてマイキープラットフォーム運用の調整等を担っており、具体的なサービスを開始するためには加入することが必要でございます。

ご質問のマイナンバーカードを活用した消費活性化策は、このマイキープラットフォームを用い、地域で利用可能であり、各種のポイントなどを統合した自治体ポイントに対して、国が一定期間ポイントを上乗せ加算することによって、消費拡大に結びつけようとするものでございます。

2019年度につきましては、国において地方事務費を含め、準備経費として119億3,000万円が計上され、必要な環境整備を促進するため、システム改修や事業の実施に向けた広報、ポイントが利用できる店舗の募集等に取り組むとされており、今後、施策内容や

ポイント加算の制度等の詳細について、総務省主催の説明会が3月15日から全国各地で順次開催される予定でございます。

現在のマイキープラットフォームの運用状況につきましては、少数の先行している自治体によって試験的に実施されている状況にとどまっており、市におきましては、平成29年度にマイキープラットフォーム協議会に加入し、情報収集や調査を進めてまいりました。

今後、マイナンバーカードの一層の普及に取り組むことはもとより、予定されている国の説明会への参加や試験運用している自治体の状況を十分把握するなど、引き続き情報収集や調査を行い、関係各課と連携を図りながら、マイキープラットフォームの運用に向けた取り組みを進めてまいります。そして、マイナンバーカードを活用した消費活性化策を含めたさまざまな有効活用策を実施することができるよう努めてまいります。

議長（濱 重明君） 下田議員。

10番（下田克彦君） 時間もありませんので、すばやく再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、プレミアム付商品券でありますけれども、まず簡単に対象者どのぐらいおられるのかということですね。先ほど地域の実情によってはという話で、来年4月以降もということもできるのかということと、公募、これいつから行うのか。まず、この3点お聞きします。

議長（濱 重明君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（坪井正登君） プレミアム商品券の対象者の数なんですけれども、まず子育て世帯につきましては、3月1日現在の人数なんですけれども、ゼロ歳児が64人、1歳児が103人、2歳児が83人の合計250人となっております。ただ、今回の事業の基準日が6月1日となっておりますので、今後の出生、また、4月等の転入、転出等により若干の増減はあるかと思われまます。

また、低所得者世帯の対象者数につきましては、本年6月に算定される住民税非課税者が対象となっておりますので、正確な数値はちょっとつかんでおりませんので、29年度に実施した臨時福祉給付金の対象者である非課税者数が5,414人ありますことから、おおよそ5,400人前後の対象者を見込んでおります。

あとは何でしたか。

議長（濱 重明君） 下田議員。

10番（下田克彦君） もう一回言います。

2020年3月までの市の定める期間というふうなことを言わせていただきましたけれども、その限りではないと答弁されましたので、来年4月以降もできるんですか。それと、公募はいつからですか。

福祉事務所長、すみません、時間がないもので、よろしく申し上げます。

議長（濱 重明君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（坪井正登君） 実施期間は3月末までで一応しておりますけれども、これもこちらの都合のほうで短くもできます。

公募につきましては、今後、まだ関係各課と協議した上で決めさせていただきます。

議長（濱 重明君） 下田議員。

10番（下田克彦君） 市独自のレインボー商品券の件もありますので、しっかりとこの件について、さらに水産・商工振興課と一生懸命取り組んでいただきたいなというふうに思います。

次に、キャッシュレスの消費者還元の話なんですけれども、この件につきましても、昨年9月議会で質問をさせていただいたところです。

この際、取り組みがなかなか進まない3つの理由というのを水産・商工振興課長がご答弁をいただいております、その後、その3つの進まない理由、端末の導入に係るコスト、支払いサービス事業者に支払う手数料、3点目に資金化に係るタイムラグが3つの大きな要因というご答弁でございました。

先ほども少し、答弁の中でちょっとお話がありましたけれども、その3つの進まなかった理由というのは少しは改善をされたんでしょうか。

議長（濱 重明君） 水産・商工振興課長。

水産・商工振興課長（下和田貞明君） 3つの進まない点ということで、先ほど壇上で申し上げましたが、今回のポイント還元につきましては、まず機器導入につきましては、先ほど言いましたように国が3分の2、決済者が3分の1ということですので、そういった部分については、この事業によって小売小規模事業者等の負担がなくなるという点では大変ありがたいなというふうには思っています。

あと、手数料につきましては、先ほど言いましたように上限が定められておりますが、これもあるのはありますので、そこら辺が導入される事業者がどう考えられるのかといったところもございます。

そういったことで、改善された点もあるかというふうには思っております。

議長（濱 重明君） 下田議員。

10番（下田克彦君） わかりました。

あと、先ほど言われていました10月にスタートするわけですから、ことしの。そのセミナーというのは先ほど言われました、いつごろ開催をされる予定ですか、早急に開催をしなければならないと思うんですけども。

議長（濱 重明君） 水産・商工振興課長。

水産・商工振興課長（下和田貞明君） 当然うちが主催するのは本当に早急、4月、5月とかいう、できれば4月ぐらいのほうがいいんですけども、その前に3月には鳥羽のほうでもございまして、市内でも1回ございます。そういったものも踏まえて早々に開催したいなというふうに思っております。

議長（濱 重明君） 下田議員。

10番（下田克彦君） 我々も本当に細かいところまでわかっているかという、そうではないですので、ぜひセミナーの周知徹底もしていただきたいなというふうに思います。

それと、すみません、ちょっと前後しちゃったんですけども、この事業の対象外、非対象の事業というのがもしわかっておれば、簡単にちょっと説明してください。

議長（濱 重明君） 水産・商工振興課長。

水産・商工振興課長（下和田貞明君） 対象外の話ですが、まず1つ商品券やプリペイドカードといった換金性の高い商品、2点目には住宅や自動車、3点目には医療機関や学校などのもともと非課税であるサービス、4点目には風俗店や反社会的勢力と関連する事業者というような形で決められております。

議長（濱 重明君） 下田議員。

10番（下田克彦君） わかりました。

非常に差し迫っておるし、期間も短いという中で、やらない手はないよと私も言いながら、大変な労力のかかることもあろうかと思っておりますけれども、市民にとってはうちの市だけないのということは、それはあり得ん話ですので、ぜひ今後の取り組みしっかりとよろしくお願いいたします。

3つ目のマイナンバーカードの活用した消費活性化策でございます。

失礼なんですけれども、まさかと思って見ましたら、熊野市も三重県内で4つですかね、協議会にちゃんと名前を連ねておりまして、誇らしかったんですけども、全国の

加入自治体どのくらいあるのか、三重県は4つだと思うんですけども、その辺ちょっとわかれば教えてください。

議長（濱 重明君） 市長公室長。

市長公室長（松岡 功君） この運用協議会の加入団体数なんですけれども、全国で271でございます。

議長（濱 重明君） 下田議員。

10番（下田克彦君） ありがとうございます。県内でもしっかり先行して取り組みを始めていただいておりますというふうに認識をしております。

あと、先ほど言われました国の、多分総務省だと思うんですけども、その説明会というのがいつ、どの地域で行われるのか、ちょっと教えてください。

議長（濱 重明君） 市長公室長。

市長公室長（松岡 功君） この国の総務省の説明会なんですけれども、3月15日から全国をブロックに分けて随時開催される予定となっております。

議長（濱 重明君） 下田議員。

10番（下田克彦君） いつどこでというのはわからないんですね。

わかりました。

議長（濱 重明君） 市長公室長。

市長公室長（松岡 功君） 3月18日に名古屋で、それと3月19日に大阪で開催されると伺っております。

議長（濱 重明君） 下田議員。

10番（下田克彦君） 県内ないんですね。わかりました。

中身の利用者カードとしての活用、ポイント交換への活用について、簡単にお聞かせを願いたいと思います。

20年度に実施をされるこのマイナンバーカードを活用した消費活性化策なんですけれども、国民が好きな自治体のポイントを選んで購入し、その一定割合についてプレミアムポイントを国費で上乗せする、こういうものだというふうに聞いております。

このことは、言いかえれば、当市の経済活性化のために地元の住民の方々に加えて他地域からも資金を呼び込んでくる絶好の機会というふうに捉えられるのではないかなというふうに思っております。そういった意味からも、新たな形のふるさと納税になる可能性もあるというふうなこともお聞きをしております。活用しない手はないというふう

に思っております。

そういった中で、活用策の一つというか、自治体ポイントに関して一元管理が、以前も一般質問でも、きょうマイナンバーカードを持参、私のちょっと番号は伏せてますので、ICチップの残りを活用してという云々が実現をしてきたんだなというふうに思うんですけども、自治体ポイントの一元管理ができる、考えられるものというのをちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

議長（濱 重明君） 市長公室長。

市長公室長（松岡 功君） このマイナンバーカードの利用者カードとしての活用につきましては、既存の公共施設の利用や行政サービス等に係る複数のカードを1枚に集約することで利便性を高めることができます。また、行政サービスを新たに電子化、ウェブ化、自動化するために用いることなどが挙げられます。

また、ポイント変換への活用につきましては、協力企業のクレジットカードやメンバーズカードなどのポイント等を自治体ポイントに変換し、自治体が定める地元商店街において買い物が行えるほか、公共施設や公共交通機関の利用料、インターネットでの地域物産の購入など、クラウドファンディングにも利用することができると伺っております。

また、先ほどおっしゃられた新しい形のふるさと納税ということなんですけれども、この可能性につきましては、総務省では今回の消費活性化策において、当該地域に居住する住民に限らず、他団体の住民も自治体ポイントを購入することが可能となるよう予定しているということでありまして、このことが可能になれば、市外の人が本市の自治体ポイントを購入し、市内で消費していただくことやインターネットで物産等を購入していただくことが可能となります。

現在、制度の詳細がまだ決まっておりませんので、今後開催される予定の国の説明会に参加しまして、さらなる情報収集に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（濱 重明君） 下田議員。

10番（下田克彦君） 先ほどもそうなんですけれども、この件も市のそういったことが一元化できるということであれば、消費者というか我々市民も勉強する場をぜひ当市でしていただきたいというふうに思います。

利用に当たっては、当然マイナンバーカードを住民の方々に取得をしていただきまして、さらにマイキーIDというのを設定しなければならないというふうに聞いておりま

す。さらには、今後このマイナンバーカードを2021年3月やったですかね、健康保険証として利用することも、今、国で検討というか、閣議決定ぐらいやったと思うんですけども、決まっているような話も聞いております。

より円滑にマイナンバーカードを発行する必要があると思いますけれども、現在、これ答弁誰がしていただけるんですか、マイナンバーカードの熊野市の交付率がどの程度かわかる方、ご答弁お願いします。

議長（濱 重明君） 市民保険課長。

市民保険課長（仲 俊光君） お答えいたします。

直近の本年の1月31日現在における熊野市のマイナンバーカード交付状況でございますが、枚数にいたしまして1,528枚で、人口に対する交付率は8.75%となっております。以上です。

議長（濱 重明君） 下田議員。

10番（下田克彦君） 執行部の皆さん、どうですか。これ、非常に高くはない率だと思うんですけども、こんなものなのか、非常に低いなと思われておるのか、お聞きはしませんけれども、県内1位はちなみに松阪市だというふうに聞いておりました、交付率は14.53%、14.53でも高くはないわけなんですけれども、交付率を上げる、今後上がっていくのかどうかわかりませんが、松阪市は日本郵便東海支社と証明書交付機を設置する協定を3月1日に結ぶという、既に3月1日越えていますけれども、確認しておりませんが、そういった予定だというふうに以前聞きました。

非常にそうすることによって市民の利益が上がるのであれば、また、逆にしなければ市民の利益が損なわれるというか、ぶっちゃけて言っちゃうと、損するより得するんだよというようないい取り組みでございますので、今後、しっかりと周知、さらにこの稼働につきましては日にちがあるとはいえ、ふるさと納税みたいな話だとか、市民の利便性がいいということであれば、非常に積極的に取り組んでいかなければならない事柄ですけれども、何せマイナンバーカードの件でございますので、まずは普及に全力を挙げてくださいまして、さらなる取り組みをお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（濱 重明君） これにて下田議員の一般質問を終了いたします。

延 会

議長（濱 重明君） お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめ延会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、延会することに決しました。

明7日は午前9時から会議を開き、一般質問を行います。

時間励行でご参集願います。

本日は、これにて延会いたします。ご苦労さまでした。

午後 3時 05分 延会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

署名議員

署名議員

平成31年 2月熊野市議会定例会会議録

(第3日)

平成31年 3月7日(木曜日)

平成31年 2月熊野市議会定例会会議録

平成31年 3月 7日（木曜日）

第 3 日

招集年月日 平成31年 2月25日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成31年 3月 7日（木） 午前9時00分

出席議員

1番	伊 東 裕 将 君	2番	松 田 唯 君
3番	畑 中 新 子 さん	4番	森 岡 忠 雄 君
5番	川 口 朋 さん	6番	久 保 智 君
7番	大 橋 秀 行 君	8番	濱 重 明 君
9番	山 田 実 君	10番	下 田 克 彦 君
11番	岩 本 育 久 君	12番	樋 口 雄 史 君
13番	山 本 洋 信 君	14番	前 地 林 君

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	副 市 長	大西 浩文 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	下地 砂登子さん	消 防 長	瀬戸 元 君
福 祉 事 務 所 長	坪井 正登 君	市 長 公 室 長	松岡 功 君
総 務 課 長	尾中 弘明 君	防 災 対 策 推 進 課 長	山本 方秀 君
市 民 保 険 課 長	仲 俊光 君	税 務 課 長	福嶋 雅人 君
健 康 ・ 長 寿 課 長	松本 健 君	環 境 対 策 課 長	吉井 敬幸 君
農 業 振 興 課 長	湊 健 君	林 業 振 興 課 長	濱中 雅人 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	下和田 貞明君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	室谷 隆也 君
建 設 課 長	仲森 秀之 君	地 域 振 興 課 長 兼 地 域 総 合 課 長	西 喜久也 君
水 道 課 長	坪井 孝之 君	教 育 長	倉本 勝也 君
選 挙 管 理 委 員 会 長 選 書 記 長	尾中 弘明 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲森 基悦 君
監 査 委 員 事 務 局 長	伊藤 伸 君		

職務のため出席者

事 務 局 長	山口 耕作 君	次 長 兼 庶 務 係 長 兼 議 事 係 長	勝田 悦生 君
議 事 係 主 査	中村 一幸 君	庶 務 係	上西 ゆみ さん

議事日程

日程第1 一般質問

- 6 番 11番 岩本育久君……………178
1. 本市のいじめ防止条例の対応と子どもの安全にかかわる問題への
対策と文部科学省がスマートフォンや携帯電話を学校への持ち込
み禁止の見直しについて
- 7 番 4 番 森岡忠雄君……………192

1. 熊野市駅前から記念通り・本町通り等の商店街活性化について
2. 井戸川流域の環境整備について

午前 9時 00分 開議

議長（濱 重明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

一 般 質 問

議長（濱 重明君） 日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問はお手元に配付しております順序によって発言を許します。

11番 岩本育久議員。

（11番 岩本育久君 登壇）

11番（岩本育久君） おはようございます。

議長からの発言の許可をいただきましたので、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

その前に、先般、報道によりますと、国土交通省は近畿自動車道紀勢線の未事業化区間として残る熊野市久生屋町から紀宝町神内間の延長16kmの間、紀宝熊野道路を3月中旬に開始される国土交通省の社会資本整備審議会や政府予算案の国会審議を経て、3月末に新規事業化されるとお聞きしております。ぜひとも地域住民の1人として、一刻も早く実現されることを願うものであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

大きく1点のみでございますが、本市のいじめ防止条例の対応と子どもの安全にかかわる問題への対策、文部科学省がスマートフォンや携帯電話を学校へ持ち込む禁止の見直しについてお伺いいたします。

1つは、熊野市では、平成25年に国のいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、同29年

4月に熊野市子どものいじめの防止等に関する条例が制定されました。これまでのいじめの防止等に関する対策の総合的な効果についてお伺いいたします。

2つ目に、千葉県野田市の小学4年の女子児童が死亡した事件が問題となっております。いじめや暴力から子供を安全に守るためにどうすればいいのか問われておりますが、その対策についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

3つ目に、大阪府教育庁が災害の緊急時の連絡手段として、公立小学校の児童生徒のスマートフォンや携帯電話の持ち込み等を認めるガイドラインの素案が示されたとお聞きしております。文部科学省でも学校への持ち込みの禁止の見直しを決めましたが、本市ではどのように対応されているのかお伺いいたします。

以上でございます。

議長（濱 重明君） 執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 倉本勝也君 登壇）

教育長（倉本勝也君） 岩本議員、1つ目のご質問、本市のいじめ防止等に関する対策の総合的な効果についてお答えいたします。

本市では、平成29年4月に熊野市子どものいじめの防止等に関する条例を施行し、いじめ対策の基本理念と具体的事項を定めることにより、本市及び学校が連携し、子供が安心して生活し、学ぶことのできる環境づくりを行っております。各学校においては、教育計画の中にいじめ防止基本方針を位置づけて、いじめ対策の推進体制を構築するとともに、アンケートによる実態調査などの具体的な事項を定め、全教職員で共通認識を図りながら、いじめの未然防止と早期発見、早期対応に努めております。

教育委員会では、保護者と学校評議員、学校運営協議会委員を対象にいじめの問題を含むアンケートを実施し、結果を各学校と共有するとともに、地元新聞や教育委員会のウェブページで広く情報提供を行っております。

さらに、いじめ対策事業といたしまして、小学校3年生以上の全ての児童生徒を対象に学級満足度調査を毎年実施し、学級内における子供たちの人間関係を分析、可視化した上で、いじめの未然防止に役立てております。

いじめが要因となって登校できない状態が長期間続くような事案が発生した場合は、校内の対策委員会による早期の解決に向けた協議を継続した上で、必要に応じて学校、教育委員会、福祉事務所、児童相談所などの関係機関が連携し、情報共有と解決に向け

での協議を行ってまいります。

このような取り組みを通して、各学校ではいじめについての意識を常に高く保ち、子供たちが発するサインにいち早く気づくことができる体制づくりが進んできております。

また、実際のいじめの認知件数については、本年1月末現在で、小・中学校合わせて16件で、調査年度によって多少のばらつきはありますが、昨年同時期と比べて7件減少いたしております。

これからも引き続き各学校におけるアンテナを高く保った取り組みを継続していくことで、数字にあらわれるいじめだけではなく、潜在化したいじめがないかなどについても注意深く見きわめながら、いじめの未然防止と早期発見、早期対応に努めてまいります。

続きまして、2つ目のご質問、千葉県野田市の事件を受けて、子供の安全を守るための対策をどうするかについてお答えいたします。

千葉県野田市の事案では、父親から虐待されていた女子児童がSOSのサインを学校に対して発していたにもかかわらず、それが女兒の生命を守るための有効な対策に結びつかないまま、結果的にとうとい命を落とすという重大な結果を招いてしまいました。この事案を受け、熊野市教育委員会では緊急の児童生徒の安否確認を各学校に指示し、市内全ての学校の児童生徒の安全を確認いたしました。

また、教育委員会、福祉事務所、児童相談所、警察による関係者会議を開き、情報共有と今後の取り組みの確認をいたしました。

これからも引き続き、学校での児童虐待気づきリストをもとに、学校生活の中で子供の行動や身体、服装等の変化について注意深く観察し、気になることがあれば本人への聞き取りや必要に応じて家庭訪問などの対応を行うことで、虐待の早期発見に努めてまいります。

そして、虐待が疑われる事案が発生したときには、児童虐待の防止等に関する法律第6条等に基づき、福祉事務所や児童相談所等に通告を行い、関係機関が連携して事案の解決に取り組むことで、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

さらに、今回の事案では、教育委員会担当者が父親の求めに応じて、女兒が書いたアンケートを虐待の当事者である父親本人に見せるというずさんな対応をしてしまったことで、女兒の生命をさらに危険にさらす結果となったことが報告されております。これを受けて、文部科学省から虐待事案に係る新たなルールとして、子供の安全が確保され

ない限り、子供からの虐待の申し出の情報源を保護者に伝えないこと、学校、教育委員会等において保護者から求めがあった場合、児童相談所等と連携しながら対応することなどが示されました。

本市におきましても、同様の事案が発生した際には、これらのルールに基づいて対応するとともに、児童生徒の身体の安全確保を何よりも優先すべき最重要事項として位置づけて対応してまいります。

続きまして、3つ目のご質問、スマートフォンや携帯電話の学校への持ち込みについての本市の対応についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、学校へのスマートフォンや携帯電話の持ち込みについては、文部科学大臣が学校への持ち込みを原則禁止とした2009年の文部科学省通知を見直す方向で検討を始めると発表し、大阪府においては持ち込みを認めることが既に決定をされました。見直しの理由としては、児童生徒のスマートフォンの所持率が高くなっていることや、災害時の連絡手段として有用であること、学習効率を上げるツールとして期待されることなどが上げられています。

しかし、一方でスマートフォンが新たなSNS上のいじめやトラブルの要因となっている現状やスマホゲームへの依存、歩きスマホによる事故など、子供にスマートフォンや携帯電話を持たせることのリスクも少なくありません。本市では、スマートフォンや携帯電話の持ち込みは原則禁止としておりますが、個別の事情によっては登校時に担任に預けて、下校時に受け取るなどのルールのもとに、学校判断で持ち込みを許可している例もあります。

また、熊野市の小・中学校の規模であれば、緊急時の家庭への連絡も学校からの個別対応で可能であるという状況もあります。

今後は子供の安全確保という視点で、学校への持ち込みのメリット、デメリットを整理する中で、国や県の動向等も参考にしながら、持ち込みに関しての新たなルールづくりについて協議を行ってまいります。

以上でございます。

議長（濱 重明君） 岩本議員。

11番（岩本育久君） ありがとうございます。

それでは、再度お伺いいたします。

まず、1点目のいじめ防止条例の対応についてでございますが、本市の条例にも、今、

手元に持っておりますが、まず第1条の目的として、本市のいじめ防止条例の目的は、「市及び学校等が連携し、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくる」とあります。

先般、報道がありましたが、30年度第2回目の熊野市いじめ問題対策連絡協議会が開催されたとありました。それによりますと、先ほど教育長が壇上で申しあげましたように、市内におけるいじめの件数は、本年度は小学校4校で11件、中学校2校で16件を把握して、昨年より7件減少しておるということを聞きました。

また、教育委員会として、道徳教育の充実などにより、仲間づくりといじめを許さない集団づくり、わかる授業と学力向上、いじめ対策研修会やスクールカウンセラーやソーシャルワーカーの派遣などに向け取り組んでいくという方針を示しております。本市のいじめの防止条例で明確な位置づけはしておりませんが、いじめの未然防止、そして早期発見、早期対応に向けた観点から、派遣ではなく市内小・中学校にカウンセラーとソーシャルワーカー等、人材を置くべきと思いますが、それについて教育長のお考えをお聞きいたします。

議長（濱 重明君） 教育長。

教育長（倉本勝也君） お答えいたします。

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーにつきましては、いずれも県の事業として各学校に派遣されております。スクールカウンセラーについては、各中学校を拠点校として年間の配当時間の範囲で配置され、市内の全小・中学校において活用されております。また、スクールソーシャルワーカーについては、拠点となる中学校区への派遣に加えて、各学校からの派遣要請に基づいて、必要と判断された学校に派遣されております。

現在の熊野市の学校数、規模、児童生徒数の状況からすれば、引き続き県の事業を活用することで、各学校でのいじめ未然防止等の取り組みに役立てることは可能であると考えております。

議長（濱 重明君） 岩本議員。

11番（岩本育久君） その程度だと思います。

人材的には、置けば相当費用がかさむんでしょうか。その点、もしお考えあれば教えてください。

議長（濱 重明君） 教育長。

教育長（倉本勝也君） 現在の雇用が県教育委員会の在籍でございますので、本市において配置した場合の費用等については、試算は行っておりません。

議長（濱 重明君） 岩本議員。

11番（岩本育久君） ぜひとも1校でも2校でもそういうスクールカウンセラーやソーシャルワーカーの人材を配置できるように、今後、教育委員会としても検討の1つの課題としてお考え願いたいと思います。

確かに今、教育長も壇上で言われましたように、ホームページとか新聞等でいろいろいじめの公表されております。その中であったかなかったかという問題でなくて、やはり児童生徒が学校で嫌なことはありませんでしたということのテーマも掲げられておりました。私は逆にそういう観点が一番大事じゃないかという。当然にあったかなかったかというよりも、あんたが学校によってそういういじめに類する嫌な思いがなかったですか、それを促したら、逆にいじめがあったんじゃないかというふうに私は捉えております。そういう観点から、逆にやっぱり生徒から引き出すような、そういうアンケートの1つの課題の設定も設けてもらいたいと思います。

先般、報道にありましたように、2011年、8年前に大津市で中学生が自殺されました。これは要するに3人ぐらい絡んでおったのが、実質2人に責任があるということで、裁判の判決でその2人に対する損害賠償、3,780万円ぐらいの支払いが命じられました。これに対して大津市の市長は、いじめ対策は終わりでないんやと。この亡くなった中学生のことを踏まえ、これからいじめ対策に力を尽くしていくことを表明しております。やっぱりいじめ問題というのは、永遠的な1つの課題だと思いますが、そういう兆候を早くつかんで、早くいじめ対策に対する策を講じていただきますように切にお願いしまして、この項は終わらせてもらいます。

次、2点目の件についてお伺いたします。

この事案は先ほど壇上で言いましたように、小学4年生の栗原心愛さんが死亡した件でございます。両親が逮捕されました。亡くなった心愛さんも学校のアンケートで父親の暴力を訴えてきております。そこで行政がきちんと受けとめることができなかったのが、大きな原因じゃないかと指摘もされております。

そこで、少し時系列で申し上げさせてもらいます。

17年8月に、沖縄の糸満市から千葉県野田市に心愛さんが両親ともども転居いたしました。そして、その11月に心愛さんが学校のアンケートに書かれた文章、これは新聞で

も直筆でのあれが報道されておりました。「お父さんに暴力を受けております。夜中に起こされたり、起きているときには蹴られたり叩かれたりされています。先生、どうにかなりませんか」。これはもう新聞報道でもあった事実の表現でございます。そして、11月の翌日7日にあざがあることがわかりまして、地元の児童相談所に一時保護されました。

それで、ちょっと日が飛びますが、翌年の18年1月12日に、両親が心愛さんの書いたアンケートを渡せと言いつつ教育委員会へ伺ったらしいですが、その時点で教育委員会は、本人の同意がないということで拒否いたしました。その3日後に、15日に両親が心愛さんの同意書を書いたものを持ってきて、教育委員会へ伺って、教育委員会がそういう本人の同意ということで、アンケートを渡したということでございます。この件については、文部省でも極めて不適切やということ、行政指導も行ったと言われております。

そして、翌年の1月7日に取り返しのつかないことになってしもうたという観点から、その後いろいろ生活の過程であったんでしょう。要するにことしの1月24日に朝の10時ごろから夜中の11ごろにかけて、自宅で心愛さんが父親から暴力というんか傷害も受けまして、結果的にその日の深夜、自宅で亡くなったといういきさつから、翌日の25日に父親が逮捕されました。そして、調べの過程で、2月4日には母親が共犯としていろいろな生活の過程で心愛さんに虐待を与えたということで、結果的には両親が逮捕されております。

そういうことを踏まえまして、教育長にお伺いいたしますが、教育長も教師も務め、学校長を務められておまして、今回の心愛さんが書かれた自筆のアンケートの中の末尾、「先生、何とかありませんか」という表現について、教育長のお考えをお伺いさせていただきたいと思っております。

議長（濱 重明君） 教育長。

教育長（倉本勝也君） 一般的に子供は親から虐待を受けても、親をかばってその事実を隠したがる傾向にあります。そんな中で、そのときの女兒はわらにもすがる思いであったと思います。学校は何のためにあり、職員の使命は何であるかということを考えたとき、本当にやり切れない気持ちになります。

議長（濱 重明君） 岩本議員。

11番（岩本育久君） では、続いてちょっとお伺いいたします。わかりました。

アンケートを拒否しながら、3日後に同意書を持ってきたのでアンケートを渡したということでございますが、この渡したことについて、教育委員会としてはどのような考えなのでしょうか、お伺いいたします。

議長（濱 重明君） 教育長。

教育長（倉本勝也君） 子供を守る任務を負う立場、部署であり、そのことができなかった。アンケートを渡した行為はやってはいけない不適切な対応であり、あってはならないことであると認識しております。

議長（濱 重明君） 岩本議員。

11番（岩本育久君） あってはならないことでしょうね。結果的には、同意書というものはうそだったということは、わかっておるようでございます。

ちょっと関連して、総務課長にお伺いいたします。

熊野市における市情報公開条例において、今回のようなアンケートの不開示情報について、どのようになっているのか教えてください。

議長（濱 重明君） 総務課長。

総務課長（尾中弘明君） 市情報公開条例の公文書開示義務では、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、また識別され得るものは、その義務はないとされております。いわゆる開示しなくてもよいということになってます。

今回のような記名式のアンケートは個人情報ですが、取り扱い上、収集した個人情報は、個人情報保護条例で厳格に運用しなければならないというふうになっております。保護条例では、法令で定められているもの、本人の同意があれば等々、提供は許される場合もありますが、そもそも今回のような記名式のアンケートを実施した趣旨を考えますと、例えば両親から要求があったとしても、委任状があったとしても、本人の同意が得ているものとは解釈はできず、個人を特定した形でのアンケート結果の提供は禁止されるべきものであると当市では考えております。

以上です。

議長（濱 重明君） 岩本議員。

11番（岩本育久君） ありがとうございます。

当然、私も本人の同意が必要ということは、やっぱり本人でなければいけないのかなと、私もそう思います。書面でのそういう同意したような感じであっても、本人の確認がなければ大変難しい問題じゃないかと思えます。

もう一点、また教育長にお伺いします。

今回、アンケートをとったそのいきさつから、学校側は、絶対秘密を守りますから正直に書いてくださいねという形でアンケートをとったと思います。ところが、この形で学校側が、あるいは教育委員会側が公開してしもうたということは、今後やはり全国においても、熊野市においてもそうですが、アンケートの調査についてのやはり懸念も、児童生徒、保護者にとってもそう疑念を抱く面があるかと思いますが、その辺の払拭というんか、あれば払拭ですが、そういうことを取り除くために、教育委員会として今後アンケート調査についてどのように対応されていくのか、お考えあるのかお聞きいたします。

議長（濱 重明君） 教育長。

教育長（倉本勝也君） アンケートに限らず、子供が安心してSOSを発信できる環境を整えることは大人としての責務であり、特に学校現場においてはそれが何よりも大切だと考えております。子供に寄り添い、同じ目線で物事を見て考えることを認識し、そうあり続けることで、友達や教員に安心してみずからの気持ちを伝えることのできる学校にしていくとともに、いじめや虐待が明らかになったときは、何があっても守り抜くという強い意思を持って、問題の解決に当たらなければならないと思います。

熊野市においても、子供たちに今回の事案の文書のようなアンケートを行う場合がございます。そういった場合には、今までも最大の配慮を行ってまいりましたし、これからも配慮を行って、子供の信頼を得てまいりたいと思っております。

議長（濱 重明君） 岩本議員。

11番（岩本育久君） ぜひとも守るといったら守るように徹底して、児童生徒の今後のいろんなアンケートに対しても心得て、十分に児童生徒にそういうことを信頼を植えつけて、アンケート調査等を実施していただきたいと思います。

5つ目にちょっと伺いますが、虐待など子供を守る地域づくりがやはり根っこから重要だと私は思います。子供の立場から考えた学校、教育委員会、児童相談所、警察、けが等を受けたら手当した病院の医師等の関係機関との情報共有と連携が必要かと痛感いたします。そのような対処を伺うときに、福祉事務所にちょっとお伺いいたします。

3点ほどありまして、1つは熊野市において虐待、あるいはらしき行為の把握等、防止等についての対応、そしてその行為が見られた場合、どのように対応されているのかお伺いいたします。

2つ目に、三重県に虐待対応マニュアル的なものがあるのかお教え願いたいと思います。

3つ目に、東紀州地域、熊野市を含めて5市町あります。それを統括する紀州児童相談所が紀北県民局に置かれているかと思えます。虐待への実情を踏まえた取り組みと本市における紀州児童相談所との連携等について、3点お伺いたします。

議長（濱 重明君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（坪井正登君） まず1点目、虐待らしき行為の把握と防止等の対策としましては、虐待があったと認められた場合、また疑いも含めてですが、すぐに紀州児童相談所または熊野市福祉事務所子ども発達支援室に連絡をいただくよう、市内小・中学校の職員、各保育所の職員やその保護者の方々にチラシを配布し、お願いをしております。また、機会があれば、小・中学校校長会や保育所に出向きまして、虐待の早期発見、迅速な通告等につきまして、啓発も行っております。そして、虐待の通告があった場合には、児童の安全が完全に確認されるまで面接や相談を継続し、紀州児童相談所及び関係機関と連携し、対応しております。

2点目、三重県独自の児童虐待対応マニュアルはないということですが、三重県では厚生労働省の指針「子ども虐待対応の手引き」、児童相談所運営指針、一時保護ガイドラインを基本に、児童虐待に対応しているとのことですが。

その内容につきましては、「子ども虐待対応の手引き」は、子供の虐待の援助に関する基本事項から虐待の発生を予防するために、通告相談の受理はどうするか等々、14項目300ページ余りの手引でございます。児童相談所運営指針は、児童相談所の概要、援助、一時保護等、8項目140ページ余りに記された児童相談所の適切な運営及び相談、援助活動が示されております。一時保護ガイドラインは、一時保護の目的とその性格について記されたものとなっております。

特に「子どもの虐待対応の手引き」では、児童虐待に係る発生の予防の手だて、虐待通告、相談があった際の対応、虐待に係る調査や保護者、子供へのアプローチ方法、関係機関との連携の手だてについて示されております。例えば親がアルコール依存症の場合では、親に治療を受けさせることを第一に継続的な支援を行うこと、親への過度な期待はしない等々、事案に合った対応となっております。

3点目、紀州児童相談所との取り組み、連携につきましては、熊野市、御浜町、紀宝町の3市まちと広域で要保護児童対策地域協議会を設置しております。この協議会には

代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を置いております。

代表者会議では、児童、福祉関係、保険医療関係、教育関係、警察関係における代表者を委員として、下部組織である実務者会議から受けた活動報告の評価等について話し合い、より適切な支援が図られるよう、年1回協議の場を持っております。実務者会議では、代表者会議の委員に所属する実務者が出席し、要保護活動を実際に行っているものの、知識及び経験を要保護児童の支援等に関する施策に反映させております。実務者会議は各市まちで年4回開催しており、個別の虐待事案及び疑いのある事案についても情報共有、実態把握、支援の方策について協議を行っております。

また、適時、緊急事案等が発生した場合、即座に個別検討会議を開催しております。この会議では紀州児童相談所を中心に置き、児童の所属する学校長、教諭または保育所等の関係機関の実務者が参集し、児童の安全・安心のための的確な虐待対応ができるよう努めております。

以上でございます。

議長（濱 重明君） 岩本議員。

11番（岩本育久君） ありがとうございます。

詳細にきめ細かな連携をとっているのかなと思っております。マニュアルについては、一応、検討してもなくて、国の指針に基づくということでございます。今後こういう何か単著にあらわれたときには、一刻も早く児童相談所あるいは教育委員会あるいは警察等との関係機関との連携を密にして、未然防止に注いでいただきたいと思っております。

最後に、教育長、もう一回お伺いいたします。

2月8日に安倍総理もこの虐待事件を受けて、緊急に一応4項目ぐらい上げました。その一つに、虐待が疑われる事件に対して、事案の点検を求めています。これも当時の会見で1カ月以内にせよという、そういう4項目の一つでございますが、教育委員会はどうのようにこの件について対応されてきたのか、ちょっとお伺いいたします。

議長（濱 重明君） 教育長。

教育長（倉本勝也君） 熊野市教育委員会では通知に関係なく、壇上でも申し上げましたが、今回の事案を受けて、緊急の児童生徒の安否確認及びその報告について各学校に指示し、市内全ての学校の児童生徒の安全を確認いたしました。各学校においては、これからも引き続き学校での児童虐待気づきリストをもとに、学校生活の中での子供の行動や身体、服装等の変化について注意深く観察し、気になることがあれば本人への聞き

取り、必要に応じて家庭訪問を行うなどの対応を行うことで、虐待の早期発見、早期対応に努めてまいります。

議長（濱 重明君） 岩本議員。

11番（岩本育久君） このアンケートは教育委員会を通じて国のほうへ行かれるんですか。どんなシステムになっておるのでしょうか。

議長（濱 重明君） 教育長。

教育長（倉本勝也君） 申しわけございません。アンケートというのは、どのアンケートでございますでしょうか。

議長（濱 重明君） 岩本議員。

11番（岩本育久君） 安倍総理が徹底した虐待にないのかということ进行调查せよということで、多分、教育委員会へ来ておると思います。その辺の今の回答については、どういう形で返されるのでしょうか。

議長（濱 重明君） 教育長。

教育長（倉本勝也君） 今回の事件を受けて、児童相談所であったり、いろんなところから点検を行うような依頼文であったり、通知が入っております。その中で回答を求められているものについては、本市の状況について回答をいたしております。

議長（濱 重明君） 岩本議員。

11番（岩本育久君） わかりました。そういう状況のアンケートを回答するというところでございます。

市長にちょっとお伺いいたします。

今回の虐待問題に対しても、それは学校の対応、教育委員会の対応とか、あるいは紀州児童相談所の対応という、裏返せば紀州児童相談所に職員が少ないとか、少なかったのが原因とかいうことを言われております。そうじゃなくて、やはり安倍総理も言っていますように、子供の命を守ることを最優先にあらゆる手段を尽くしてやるということを述べております。そして、体罰の禁止、それから児童虐待の根絶に向けて、総力を挙げて取り組んでいくということを示しております。

また、この件に関して、国連の子どもの権利委員会からも、日本の暴力に対する根絶にもっと強化せよという勧告も受けております。

そして、戻りますが、大津市の市長の言われておるいわゆる中学生の無念さを決して忘れないと。いじめ対策には終わりはないという、全力を尽くしていくという決意を述

べられております。そういう心愛さんの事件あるいは大津の事件を踏まえて、市長としてのいじめ、体罰、暴力、虐待等に対するお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

議長（濱 重明君） 市長。

市長（河上敢二君） いじめにしても、虐待にしても、先ほど来、教育長、福祉事務所長が答弁させていただいておりますように、まずは未然の防止をどれだけ図れるかということが大切だと思います。それと、やはり早期の発見と早期の対応に心がけるということが、対策の基本であろうというふうに思っております。早期発見、早期対応については、関係機関が情報共有をして、しっかりとその対応を図っていくということになるんではないかと思っております。

大津の市長さんが、いじめについては終わりはないという発言、全くそのとおりでないかと。というのは、世代が変わっていくわけですから、新しい子供、そういう小学生、中学生ぐらい、毎年毎年育ってくるわけです。ですから、その世代その世代によっていろいろな事情があって、いじめや虐待というものが出てくる可能性は、これはどうしても否めない事実ではないかというふうに思っています。

少子化が続く中、子供は家庭ではなくて地域の宝物でございますので、いじめや虐待から子供たちを守るということについては、子育て支援を含め、子供たちが心身ともに健全で成長していただき、地域を担う存在になっていただくということを考えても、非常に重要な取り組みとして今後も力を入れて、関係機関を挙げて取り組んでいく必要があるだろうというふうに思っています。

議長（濱 重明君） 岩本議員。

11番（岩本育久君） ありがとうございます。

熊野市の基本条例の冒頭にありますように、安全・安心でという観点からも、今後、関係機関の情報共有等を踏まえまして、暴力、体罰、いじめ、虐待等、なくなることを期待いたしております。

次に、3点目のスマートフォン、携帯電話を学校へ持ち込みの禁止見直しについて伺います。

文部科学大臣も学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化を踏まえて、2009年に文科省がスマートフォンや携帯電話の持ち込みや使用禁止を認めた通知を見直していくという、明言しております。本市としてもどのように、先の話といたしましても対応はしておられるのかお聞きいたします。

議長（濱 重明君） 教育長。

教育長（倉本勝也君） 本市のスマートフォン、携帯電話等に関する対応につきましては、現在も小学校在籍663人中、持ち込みを許可している人数が92名、14%ございます。中学校では360人中23人、6%許可いたしております。これは区域外通学、指定校の変更等で、少し遠い学校に行った場合の迎えであるとか、個別の事情があつて学校判断で許可しているものでございます。それは一定のルール、壇上でも申し上げましたが、朝、担任に渡して、必要なときに使って、また担任に預ける。そして、帰りに受け取って帰るということですが、今回の通知においては、児童生徒の自己管理となっております。

先ほど壇上で申し上げましたが、今後は熊野市という地域的な特性、学校の規模、そういうものを考えながら、児童を守るという視点を大切にしながら対応してまいりたいと思っております。

議長（濱 重明君） 岩本議員。

11番（岩本育久君） ありがとうございます。

小学校で14%、中学校で6%の持ち込みを認めておるということを知りましたし、自己管理を含めて市の特性と規模、児童生徒の安心という観点からということでございます。

去年とおととの児童生徒へのアンケートを見せてもらいました。その中でもスマートフォンの、もちろん携帯電話もそうですが、使用の扱いも指導してほしいという項目がありまして、そういうことにも答えておる児童生徒もおりました。この辺も重要視するということか、1つの重きを置いていただきまして、十分に考慮してもらいたいと思います。

ちなみに、内閣府が17年度の調査では小学校では55.5%、中学生では66.7%、高校生では97.1%という状況になっておるようでございます。そういう観点から、先ほど市の状況もお聞きしましたが、大阪府ではこの間高槻市でありましたそういう塀の事件もありました。そういうことで災害もありまして、見直すことになったと思いますが、本市も文部大臣が見直していこうということに明言しておりますことから、今のところは都道府県あるいは政令市ぐらいの程度にとどまるとは思います。我々の熊野市を含めたところにも一刻も早くそういう時代が来るんじゃないかと、そういう流れが来るんじゃないかと思っております。

そういうことを踏まえまして、教育長のお考えも十分に取り入れていただきまして、

教育委員会としてスマートフォンの持ち込みに至ったときにどのように対応していくのか、十分これから対応していただくよう準備していただきたいと願って、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（濱 重明君） これにて岩本議員の一般質問を終了いたします。

議長（濱 重明君） 午前10時10分まで休憩いたします。

（午前 9時 52分）

議長（濱 重明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 10分）

議長（濱 重明君） 一般質問を続行いたします。

4番 森岡忠雄議員。

（4番 森岡忠雄君 登壇）

4番（森岡忠雄君） 質問、最後になりましたが、議長から発言の許可をいただきましたので、通告書に従い、大きく2項目について質問をさせていただきます。

1つ、熊野市駅前から記念通り・本町通り等の商店街の活性化について、2つ、井戸川流域の環境整備について質問させていただきます。

先日、平成31年度の市長施政方針、当初予算が発表されました。平成31年度は第2次熊野市総合計画の2年目の年に当たります。「市民が主役、地域が主体のまちづくり」、「豊かな自然と歴史の中で人間がかがやく、活力と潤いのあるまち・熊野」の実現に向け、全力を挙げて取り組み、また、熊野古道世界遺産登録15周年を迎える節目の年でもあります。観光客の増加が見込まれ、駅前の環境整備及び商店街の活性化がますます重要になってきます。

そこで、熊野市まち・ひと・しごと総合戦略の取り組みで、駅前及び商店街の活性化施策についてお伺いいたします。

熊野市駅前から記念通り・本町通りの商店街の活性化について、4点お伺いします。

最初に、市民が大変注目しております駅前観光拠点施設整備事業についてお伺いします。

2つ目、主な商店街活性化事業について、3つ目、電線共同溝整備事業について、4

つ目、記念通りの街灯整備について、以上4点についてお伺いたします。よろしくお願いいたします。

議長（濱 重明君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

観光スポーツ交流課長。

（観光スポーツ交流課長 室谷隆也君 登壇）

観光スポーツ交流課長（室谷隆也君） 森岡議員ご質問の1項目め、熊野市駅前から記念通り・本町通り等の商店街活性化についてのうち、駅前観光拠点施設整備事業についてお答えいたします。

駅前観光拠点施設につきましては、現在、駅前で観光案内などを行っている熊野市観光公社観光協会の事務所が手狭になってきたことなどから整備するもので、これまでと同様に世界遺産熊野古道を初めとする熊野市全体の観光名所の案内や、観光体験メニュー、観光ツアーなどの旅行商品の提案及び販売を行うほか、新たに熊野大花火大会に関する展示を行うスペースを設けます。

また、花火を含む観光PR映像を活用するなど、より多くの観光情報の発信を行い、より丁寧で親切な観光案内など、一層のおもてなしを提供するものでございます。

予算につきましては、主なものといたしまして、既存の建物の解体を含む施設整備工事費として6,800万円、工事管理業務委託料として400万円、現在、熊野市観光公社、観光協会が入っている既存の駅前観光拠点施設について、耐震基準を満たす建物に改修するための設計業務委託料として250万円、花火を含む観光PR映像の制作業務委託料として660万円、施設で使用する備品の購入費として264万5,000円などとなっており、総事業費は8,395万2,000円を計上しております。

以上でございます。

議長（濱 重明君） 水産・商工振興課長。

（水産・商工振興課長 下和田貞明君 登壇）

水産・商工振興課長（下和田貞明君） 森岡議員ご質問の1項目め、熊野市駅前から記念通り・本町通り等の商店街活性化についての2点目、商店街活性化事業についてお答えいたします。

商店街を対象とした支援といたしましては、4つの関連した事業で継続した支援を行っております。

1つ目は、空き店舗を活用して起業した場合に、家賃の2分の1を2年間補助する創

業支援家賃助成事業で、これまでに本町通り商店街で1店舗、記念通り商店街で4店舗が利用されています。

2つ目は、記念通り商店街内の空き店舗を利用して整備したチャレンジショップを出店希望者に一定期間貸し出す事業に係る費用の一部を負担する商店街チャレンジショップ支援事業で、これまでに3店舗が利用されております。

3つ目は、記念通り商店街のいこらい広場を拠点とした市民や観光客等が利用できる交流スペースの提供のほか、情報発信や商店街振興のための企画、実施に必要な経費を記念通り活性化事業費補助金により、記念通り商店街振興組合に対して支援を行っております。

また、にぎわいの創出と商店街への経済効果を高めるため、同振興組合が実施する歩行者天国でのいこらい市開催に必要な費用を補助する歩き楽しむ記念通り商店街実現支援事業費補助金により支援を行っており、平成31年度では魅力アップ事業として、熊野市にない特徴的な販売事業者の招聘などの新規事業のほか、熊野産本マグロPR事業と連携した熊野産本マグロを味わっていただくイベントとのコラボレーションを計画しております。

4つ目は、記念通り商店街、本町通り商店街が共同で実施する古道通り夜市、さんま祭り、熊野街道ひなめぐりのイベントPR費用を支援するきのもと商い支援事業費補助金で、こちらも平成31年度は、熊野古道世界遺産登録15周年を記念した取り組み分を増額しております。

このほか、平成30年度は記念通り商店街街路灯整備事業費補助金により、19基の街路灯をLED化し、商店街を少しでも明るくすることで、商店街の活性化と地域の防犯対策の一助になればと考えております。

今後は事業主の高齢化に伴う廃業により、商店街のにぎわいが喪失されることを防ぐため、事業承継に係る実態調査や個別支援に引き続き取り組んでいくほか、商店街チャレンジショップの拡充や新規創業者の出店を促進するため、利用可能な商店街の空き店舗の実態調査なども積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（濱 重明君） 建設課長。

（建設課長 仲森秀之君 登壇）

建設課長（仲森秀之君） 森岡議員ご質問の1項目め、熊野市駅前から記念通り・本町

通り等の商店街活性化についてについてのうち、3点目、電線共同溝整備事業についてと4点目、記念通りの街灯整備についてお答えします。

まず、3点目の電線共同溝整備事業でございますが、昨日、久保議員にお答えしました内容と重複するところがございますが、ご了承願います。

現在、市が計画しているのは、市道西川町獅子岩線の亀齢橋から記念通り入り口までの間において事業を実施し、平成29年度に抜柱作業等が完了した無電柱化事業について、第三銀行熊野支店前まで延長するものでございます。

無電柱化における効果につきましては、さまざまなことがございます。快適で優しい通行空間の確保と景観の整備が図られるだけでなく、地震や台風など災害時における電線の切断、垂れ下がりや電柱の倒壊がなくなり、緊急車両の通行や復旧の作業性、ライフラインの安全性が向上されるなど、災害時の被害軽減が図られます。

また、新たな道路空間による集客交流人口の増の効果もございます。無電柱化による商店街の活性化は全国各地で行われており、空き店舗が目立っていた商店街が、集客交流人口の増加により活性化を実現した自治体もございます。

市ではこのような効果を地域住民の方に知っていただくため、昨年11月に木本自治連合会や記念通り商店街振興組合などの方と一緒に、彦根市の無電柱化された商店街の視察を行いました。

また、ことし2月の記念通り商店街振興組合の新年の会において、無電柱化の効果や全国の事例についてご紹介させていただきました。市道西川町獅子岩線は、熊野古道松本峠から熊野市駅周辺を抜け、花の窟に至る集客交流の中心である道路であり、市民が誇りに思える熊野市のまちの顔、シンボルとしてふさわしい道路として整備することが必要と考えております。そのためには、地域の方のご理解、ご協力が不可欠でございます。

市といたしましては、無電柱化の効果について理解を深めていただく取り組みとして、地域の方を対象に、無電柱化により生活及び商業状況が改善している自治体などへの視察を平成30年度に引き続き、31年度でも行ってまいります。

また、地域の方と無電柱化計画について検討していく取り組みとして、木本町のまちづくりをコンセプトとした官民協働による検討会議を開催していく考えとしております。この検討会議には市と地域の方だけでなく、都市計画などの有識者にも参加していただき、専門的な意見も取り入れながら検討し、結果を計画に反映していくことにより、官

民一体となった無電柱化を実現していく考えでございます。

次に、4点目の記念通りの街灯整備についてでございますが、無電柱化の際は街路灯の整備も行う予定としております。熊野市駅前に設置している街路灯を参考として、地域の方と検討し、明るさだけでなく、趣があり木本町の町並みに合う街路灯にしたいと考えております。

市道西川町獅子岩線の無電柱化は、市が進める市街地整備の重点となる事業でございます。にぎわいのある商店街づくりに向けて、好ましい景観、形成だけでなく、防災対策はもちろんのこと、自然として人が集い、触れ合うことができる高齢者や子供に優しい道路空間を目指し、地域の方とともに計画を進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

議長（濱 重明君） 森岡議員。

4番（森岡忠雄君） どうもありがとうございます。

1点目の再質問をさせていただきます。

駅前観光拠点施設整備について、説明をいただきました。駅前の整備やまちなぎわいの活性化には、各商店街活性化とともに最重要課題の一つであると考えます。既に駅前通りは電柱の地中化も進み、すっきりとした景観になっております。しかしながら、駅前には食事をしたり、お茶を飲んで休憩するところも近年少なくなってまいりました。空き店舗が多く、活性化にはまだまだ道半ばと思われれます。駅前観光拠点施設整備が起爆剤となり、きっかけになってくれたらと市民は期待をしております。

そこで、質問させていただきます。

観光拠点施設は駅の正面に位置し、熊野市の顔に当たるところです。昨日の久保議員の質問にもありましたが、熊野市観光公社とのすみ分けを市民や観光客に、訪れた人たちにわかりやすくしてもらいたいことが1つ、鉄道で熊野市を訪れてくれる人々を優しくお迎えでき、また、市民が気軽に足を運びたくなるような施設にしていきたいと思えます。この拠点の施設の具体的な計画、また市の熱い思い入れを具体的に聞かせてください。よろしく申し上げます。

議長（濱 重明君） 観光スポーツ交流課長。

観光スポーツ交流課長（室谷隆也君） 駅前観光拠点施設につきましては、1階部分が観光案内スペース、それから観光公社の事務所、観光協会の事務所、2階が花火の展示室と、今このような内容で進めております。

先ほど壇上からも言いましたけれども、より多くの観光情報の発信を行って、より丁寧に親切な観光案内など一層のおもてなしを提供する施設としていきたいと思ひますし、また、観光客や市民の方が気楽に訪れていただくような施設にしていかなければならないと考へております。

議長（濱 重明君） 森岡議員。

4番（森岡忠雄君） ありがとうございます。

本当に市民の皆さんが注目して期待しております。ぜひ素晴らしい施設にしていきたいと願っております。

それでは、2つ目に移りたいと思ひます。

商店街活性化事業についてお伺ひします。

先ほど課長のほうからさまざまな取り組み、支援事業を説明していただきました。本当にありがたいと思っております。その中で特に新規事業を含めてこれには力を入れて、これには期待するというような事業があればお聞かせください。

議長（濱 重明君） 水産・商工振興課長。

水産・商工振興課長（下和田貞明君） 4つの主に事業を紹介させていただきました。これに力を入れているということ、どれも力を入れたいと、入れておるということにして、要するにやっぱり記念通りが中心市街地の本当の中心になりますので、空き店舗を含め、こういった支援しているイベントにやはりたくさんの方が見えていただくということが一番重要かと思っておりますので、これらの支援事業をうまく絡めて、よりよい人に記念通りに来ていただくということをもっと充実させていきたいというふうに考へております。

議長（濱 重明君） 森岡議員。

4番（森岡忠雄君） ありがとうございます。

記念通りを含めた商店街の活性化事業には、若者、女性、起業、再チャレンジ等、先ほど4つの事業とおっしゃいました。また、これからそういう事業を計画していただいております。どんどんそういう事業にチャレンジしていただけるよう、職員の方々も商店主の立場に立って、課題の一つ一つに取り組んでいただきたいと思ひます。

その中で、これは1つちょっと提案といいますか、市民の声をひとつ聞いていただきたいと思ひます。

今、記念通り商店街に来たときに、なかなか車を駐車するスペースがないという声を

よく聞きます。食事をしたい、何か買い物をしたいと思っても、なかなか車をとめるところが無いというところで、足が遠のいてしまってる方々も結構いるとお聞きします。これはあくまでも一例なんですけれども、1つ提案として、駐車場対策として何か、例えば吉熊新聞社さんの横の空き地を市で借り受けて、駐車場として利用するというような、そういう利用することはできないでしょうか。

また、どうしても個人の店舗では、駐車場を準備できないというお店がたくさんあると思います。その辺はどうしても行政の側面的な支援が不可欠であります。そういうような考え方はございませんか、お聞かせください。

議長（濱 重明君） 水産・商工振興課長。

水産・商工振興課長（下和田貞明君） おっしゃられるように、駐車場の件については、記念通り、本当に少ないというのが現状だと思います。唯一あるのは、セブンストア前に市の駐車場がございます。それをほとんどの方がご利用されているんだろうと思います。先ほど吉熊の横の駐車場という話もありましたが、なかなかそこは持ち主の方から借りることが難しいというようなこともちょっとお聞きしております。

そういったことで、限られたスペースでやはりやっていくしかないんですけれども、できれば先ほど言ったセブンストアのところへ置いて、三銀のほうのところまで歩いていただくというような形で、どうしてもないものはないものですから、そういう形で記念通りをめぐるいただくというような形も含めて、利用者の方にはそういう形で商店に行っていくという、現状ではそれしかないのかなというふうには考えております。

議長（濱 重明君） 森岡議員。

4番（森岡忠雄君） ありがとうございます。

今、課長がおっしゃられたセブンストアの前、市の駐車場あります。結構でもいっぱい多いときが多いように見受けられます。できたらこれからもまたそういう空き地の利用、また対策があれば、どんどん取り組んでいただきたいなど。記念通りで食事をしたり買い物をしたり、利便性を高めていただけるようよろしくお願いいたします。

それでは、3点目、4点目、これはちょっと重複するところがありますが、きのうの久保議員の質問にもありました共同溝整備事業について質問させていただきます。

昨年も電柱地中化の先進地視察、また検討会を行われたとお聞きしました。今年度も無電柱化に向けて、官民による検討会議や地域住民を対象とした先進地視察が計画されております。昨年度その視察をされて、話し合いをした中身、商店街の人たち、市民の

人たちの中身がどのような内容で進んでるのかお聞かせください。お願いします。

議長（濱 重明君） 建設課長。

建設課長（仲森秀之君） 視察でございますけれども、平成30年11月30日に視察のほう行っております。場所は彦根の夢京橋キャッスルロードと四番町スクエアというところを視察に行っていました。この視察先の少し概要を述べさせていただきますと、夢京橋キャッスルロードのほうにつきましては、やっておる内容としましては、地域住民による検討委員会を発足し、住民主体による景観まちづくりを計画し、事業を進めていったということをお聞きしました。完成後は予想していなかったような観光客が入ってきたと、そういうふうなお話を聞いてまいりました。

四番町スクエアのほうにつきましては、こちらも土地所有者等によるまちづくり組織を発足して、計画策定や合意形成、意思統一はこういう組織により実施し、市はそういう組織の活動の支援を行ったと、そういうふうなことをお聞きしてきました。

あと、地元の方にも参加していただいて、ちょっと意見を伺ったんですけれども、やはり記念通りのほうも無電柱化は必要であると、そうふうなことで進めてほしいと、そういうふうなお話はいただきました。

議長（濱 重明君） 森岡議員。

4番（森岡忠雄君） ありがとうございます。

きのう、市長の答弁にもありましたように、スピード感を持って進めてほしいというふうなお言葉をいただきました。今やられている商店主、またこれからやろうとするチャレンジしたいと思ってる若い方々とか、本当に元気なうちにぜひ早急に進めていただきたいなど。無電柱化が完成したころに商店がなくなっていくような事態だけは避けてほしいと。できるだけスピード感をもってやっていただきたい。

それを要望して、私も、自分もときどき見守り隊活動の一環で、駅前から記念通り、本町通りなど、山崎運動公園など夜巡回パトロールすることがあります。夜になると、特に記念通りが暗いなといつも感じておりました。特に先日、JRの最終便、ワイドビューの最終時刻に巡回したときに、駅前は明るいです。市役所通りも明るいです。本町通りも明るい。記念通りだけが暗いです。それはやっぱりその電車に乗って帰宅する方もおりますし、防犯上大変危険であるというふうに常々感じております。JRから、駅から降りて帰宅するのに記念通りが暗いので、わざわざ本町通りを通過すると。そういう人の声も聞きました。

記念通りの電柱地中化に伴い、街灯の改修も当然出てくる、先ほどの答弁でした。本当に商売をやってみたくなる活気のある明るい商店街として、これからも通学にもまち歩きにも防犯上も安全な記念通りになるために、この事業をスピード感を持って進めていただきたいと思いますと感じております。

ぜひとも電柱地中化に伴い、また駅前観光拠点施設の整備を起爆剤として、熊野市観光公社、熊野市文化交流センター、図書館を核にして、商店街とこれまで以上連携をして、行政と一体になって活性化を進めていただきたいと思いますと強く要望いたしたいと思っております。

それでは、次に2項目めの質問に移ります。

井戸川流域の環境整備について。

去年の6月にも質問させていただきました。その進捗の質問とさせていただきます。

平成23年紀伊半島大水害以降、井戸川流域の環境整備がどんどん進んできております。あれから8年経過し、景観も少しずつ変わってまいりました。去年の6月議会で質問させていただきました井戸川流域の環境整備の進捗についてお伺いします。

2月に入ってから、河川の工事が進んできました。その辺の井戸川流域の環境整備の進捗についてお伺いします。

議長（濱 重明君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

建設課長。

（建設課長 仲森秀之君 登壇）

建設課長（仲森秀之君） 議員ご質問の2項目め、井戸川流域の環境整備についてにつきましてお答えします。

まず、1点目の井戸川流域の環境整備の進捗についてでございますが、平成23年の紀伊半島大水害の際には多くの土砂が堆積したことから、三重県熊野建設事務所により撤去が行われてまいりました。その後の豪雨等の影響で、土砂が再び堆積してきていますので、今年度は県事業で、保健福祉センターの上流約100mの位置から上流側へ延長280mの区間について河床掘削工事が発注され、4月以降に工事着手する予定であると伺っています。

また、あわせて発注している井戸川樋門から上流へ350mの区間につきましては、土砂の堆積とともに葦もはえている状況ですので、濁水対策の試験施工として堆積土砂88m間の河床掘削を行うとともに、土砂撤去に比べれば効果は低いものの、化石、障害物の撤去として8,100㎡の葦の除草工事が発注され、現在、工事着手されているところで

ございます。

これらの工事は繰り越し事業として行われており、6月上旬には完了する予定であるとお聞きしております。

次に、2点目の今後の見通しについてでございますが、今年度行う濁水対策の試験施工により設置した汚濁防止溝の効果を検証し、漁業関係者の理解が得られれば、次年度以降はボックスカルバートより上流へ向けて、順次、河床掘削の予算要望をしていく予定であると伺っております。

市といたしましては、来年度以降も堆積土砂の残された箇所が確認できた際には、引き続き県へ河床掘削の要望をしまいたいと考えています。

次に、3点目のボックスカルバート出口の砂利の撤去の現状についてでございますが、三重県熊野建設事務所では、ボックスカルバート出口付近や内部の埋塞に関する状況調査を通常は職員が月に1回定期的に確認し、また、大きな台風後など、高波が続いたときにも不定期ではありますが、職員により調査を実施しているとお聞きしています。調査により確認できた埋塞土砂の撤去の実績としましては、今年度は5回実施したと伺っており、現在はボックスカルバート内での埋塞はなく、通常通り流れている状況でございます。

ボックスカルバートの閉塞は井戸川の水位上昇につながり、井戸地区に冠水など大きな影響を及ぼすおそれがあることから、市といたしましては、今後も荒天時等の波浪等の影響により、ボックスカルバート内に砂利の堆積が確認できたときには、早急に撤去するよう県に対し強く要望をしまいたいと考えています。

以上でございます。

議長（濱 重明君） 森岡議員。

4番（森岡忠雄君） 丁寧な答弁ありがとうございます。

現在、亀齢橋松原の周辺の葦を伐採していただいたり、試験的に土砂を回収し、濁りをとめるような施策工法でやられているというご説明です。本当にあの付近が一番葦が密集して、本当に茂って景観が損なわれるような状況になっておりました。葦がどうしてもあれだけ密集してしまうと、ごみの投棄とかいろんな問題も発生してきます。現在、あの周辺刈っていただいて、本当にすっきりしたなど。市民の方からもよかったなど、進めてくれているんだということが目に見えてわかるようになってきたので、本当にうれしく思っております。

平成23年9月の紀伊半島の大水害以降、井戸川流域の環境整備が進んできました。上流から中流、下流にかけて、堤防のかさ上げや堰を撤去して水の流れをよくしたり、上流には流木どめの工事など、護岸工事などが進められてまいりました。本当に整備されてきていただいて、災害などの不安が少しずつ解消されてきていると喜んでおります。

また、津波対策でのカルバートの水門の遠隔開閉システムなども整備されました。大変喜んでおります。今後も環境や景観に配慮しながら、カルバート出口の堆積土砂のチェック、先ほど課長からの答弁にもありました井戸川流域の堆積土砂の継続的な撤去と生い茂る葦の伐採など、範囲が広いので大変だと思いますが、今後も市を通して県にさらに要望を続けていってほしいと思います。

熊野市内には、まだまだ災害復旧が進んでいないところがたくさんあります。そちらのほうもあわせてよろしく願いいたします。

最後に、市長にお伺いします。

駅前熊野市の顔であります。駅前や商店街の活性化、熊野らしい優しさを感じられるまちづくりについて、市長の思いをお聞かせください。お願いします。

議長（濱 重明君） 森岡議員、すみません。今の活性化はもう1項目のほうで終わってますんで、質問のほうを変えていただけますか。

4番（森岡忠雄君） 先ほど質問は終わりということですか。

議長（濱 重明君） 1項目はもう終わってますんで。井戸川についての質問をお願いします。

4番（森岡忠雄君） わかりました。

じゃ、井戸川についての今後の整備について、市長の見解をお聞かせください。

議長（濱 重明君） 市長。

市長（河上敢二君） 堆積土砂の撤去については、市内では井戸川を初め、多くの河川で掘削の必要性が生じているところをごさいます。毎年、熊野建設事務所を初め、県当局に要望しているところをごさいます。県の財政状況からすると、掘削の事業というのは国からの全く支援がない県の独自予算でやらなければいけないことから、県も大変厳しい状況に置かれているということをごさいます。

さはさりながら、市としてはやはり紀伊半島大水害があったこともあって、強く要望をし続けているというところをごさいます。その中で熊野建設事務所がどうか県当局から予算を確保して、取り組みを着実に進めていただいているところをごさいますので、

引き続きしっかりと熊野建設事務所とともに、県当局から予算の確保ができるように働きかけをしてまいりたいと考えております。

議長（濱 重明君） 森岡議員。

4番（森岡忠雄君） ありがとうございます。

質問の順序を間違えました。失礼しました。

ことは紀伊半島高速道路全通事業にもめどがつき、新元号に変わる新しい時代の幕あけの年になります。これからも熊野に住んでよかった、これからも熊野に住み続けたいと現在住んでいる人にも、熊野を訪れる人たちにも優しく包み込んでくれるそんなまちを目指して、いろんな施策を勇気を持って進めてもらうことをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（濱 重明君） これにて、森岡議員の一般質問を終了いたします。

散 会

議長（濱 重明君） これにて本日の日程は全て終了いたしました。

3月8日は午前9時から会議を開き、議案質疑、委員会付託等を行います。

時間励行でご参集願います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午前 10時 51分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

署名議員

署名議員

平成31年 2月熊野市議会定例会会議録

(第4日)

平成31年 3月 8日(金曜日)

平成31年 2月熊野市議会定例会会議録

平成31年 3月 8日（金曜日）

第 4 日

招集年月日 平成31年 2月25日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成31年 3月 8日（金）午前9時00分

出席議員

1番	伊 東 裕 将 君	2番	松 田 唯 君
3番	畑 中 新 子 さん	4番	森 岡 忠 雄 君
5番	川 口 朋 さん	6番	久 保 智 君
7番	大 橋 秀 行 君	8番	濱 重 明 君
9番	山 田 実 君	10番	下 田 克 彦 君
11番	岩 本 育 久 君	12番	樋 口 雄 史 君
13番	山 本 洋 信 君	14番	前 地 林 君

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市	長	河上 敢二 君	副	市	長	大西 浩文 君
会 計 管 理 者 兼	課 長	下地 砂登子さん	消	防	長	瀬戸 元 君
会 計 課			市	長 公 室	長	松岡 功 君
福 祉 事 務 所	長	坪井 正登 君	防	災 対 策 推 進	課 長	山本 方秀 君
総 務 課	長	尾中 弘明 君	税 務 課	長	福嶋 雅人 君	
市 民 保 険 課	長	仲 俊光 君	環 境 対 策 課	長	吉井 敬幸 君	
健 康 ・ 長 寿 課	長	松本 健 君	林 業 振 興 課	長	濱中 雅人 君	
農 業 振 興 課	長	湊 健 君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課	長	室谷 隆也 君	
水 産 ・ 商 工 振 興 課	長	下和田 貞明君	地 域 振 興 課 長 兼			
建 設 課	長	仲森 秀之 君	地 域 総 合 課 長		西 喜久也 君	
水 道 課	長	坪井 孝之 君	教 育 長		倉本 勝也 君	
選 挙 管 理 委 員 会 長		尾中 弘明 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長		仲森 基悦 君	
選 挙 記 録 委 員 会 長						
監 査 委 員 事 務 局 長		伊藤 伸 君				

職務のため出席者

事 務 局 長	山口 耕作 君	次 長 兼 庶 務 係 長	勝田 悦生 君
議 事 係 主 査	中村 一幸 君	兼 議 事 係 長	
		庶 務 係	上西 ゆみ さん

提出議案

- 議案第25号 工事変更請負契約の締結について
- 議案第26号 平成30年度熊野市一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第27号 平成30年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第28号 平成30年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

- 議案第29号 平成30年度熊野市青年の家事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第30号 平成30年度熊野市市有林整備事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第31号 平成30年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
議案第32号 平成30年度熊野市紀和地区水道事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第33号 平成30年度熊野市水道事業会計補正予算（第2号）について

議事日程

[提案理由、内容説明、質疑、委員会付託]

- 日程第1 議案第25号 工事変更請負契約の締結について
日程第2 議案第26号 平成30年度熊野市一般会計補正予算（第6号）について
日程第3 議案第27号 平成30年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
日程第4 議案第28号 平成30年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第5 議案第29号 平成30年度熊野市青年の家事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第6 議案第30号 平成30年度熊野市市有林整備事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第7 議案第31号 平成30年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第8 議案第32号 平成30年度熊野市紀和地区水道事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第9 議案第33号 平成30年度熊野市水道事業会計補正予算（第2号）について
[質疑]
日程第10 施政方針について
[質疑、委員会付託]
日程第11 議案第1号 専決処分の承認について

- 日程第12 議案第2号 熊野市組織条例の一部を改正する条例案
- 日程第13 議案第3号 熊野市一般職非常勤職員の取扱いに関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第14 議案第4号 熊野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第15 議案第5号 熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第16 議案第6号 熊野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第17 議案第7号 熊野市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第18 議案第8号 熊野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第19 議案第9号 熊野市紀和地区水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 日程第20 議案第10号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う総務厚生常任委員会の所管に係る関係条例の整備に関する条例案
- 日程第21 議案第11号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う産業教育常任委員会の所管に係る関係条例の整備に関する条例案
- 日程第22 議案第12号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第23 議案第13号 市道の路線認定について
- 日程第24 議案第14号 熊野市誘客・周遊拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第15号 熊野市活性化施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第16号 熊野市指定金融機関の指定について
- 日程第27 議案第17号 平成31年度熊野市一般会計予算について
- 日程第28 議案第18号 平成31年度熊野市国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第19号 平成31年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第20号 平成31年度熊野市青年の家事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第21号 平成31年度熊野市市有林整備事業特別会計予算について
- 日程第32 議案第22号 平成31年度熊野市紀和診療所事業特別会計予算について
- 日程第33 議案第23号 平成31年度熊野市紀和地区水道事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第24号 平成31年度熊野市水道事業会計予算について

[質疑]

- 日程第35 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第36 報告第2号 平成31年度熊野市土地開発公社事業計画について
- 日程第37 報告第3号 平成31年度有限会社熊野市観光公社事業計画について
- 日程第38 報告第4号 平成31年度一般財団法人熊野市ふるさと振興公社事業計画について

午前 9時 00分 開議

議長（濱 重明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議案の上程（議案第25号～議案第33号）

議長（濱 重明君） 本日、市長より議案9件が追加提出されましたので、議題といたします。

日程第1 議案第25号「工事変更請負契約の締結について」から日程第9 議案第33号「平成30年度熊野市水道事業会計補正予算（第2号）について」まで、以上9件を一括議題といたします。

提案説明

議長（濱 重明君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

市長（河上敢二君） おはようございます。

本定例会に追加提案いたしました議案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第25号「工事変更請負契約の締結について」につきましては、遊木漁港機能強化工事を平成30年6月21日に株式会社井本組、代表取締役井本伊織氏と工事請負契約を締結しましたが、施工方法などの変更により工事変更請負契約を締結する必要が生じたた

め、熊野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第26号「平成30年度熊野市一般会計補正予算（第6号）について」につきましては、小学校、中学校の空調設備整備事業の追加や今年度各事業の生産見込み等による補正で、補正額は1億1,451万3,000円の減、予算総額127億3,218万3,000円となっております。

議案第27号「平成30年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」につきましては、一般被保険者療養給付費支払準備基金積立金等による補正で、補正額は8,742万2,000円の増、予算総額27億412万4,000円となっております。

議案第28号「平成30年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について」につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合負担金による補正で、補正額は829万9,000円の減、予算総額5億7,644万2,000円となっております。

議案第29号「平成30年度熊野市青年の家事業特別会計補正予算（第1号）について」につきましては、業務管理経常経費の生産見込みに伴う補正で、補正額は15万円の減、予算総額593万4,000円となっております。

議案第30号「平成30年度熊野市市有林整備事業特別会計補正予算（第1号）について」につきましては、市有林整備事業の生産見込みに伴う補正で、補正額は636万1,000円の減、予算総額3,211万5,000円となっております。

議案第31号「平成30年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第3号）について」につきましては、診療所経常経費の生産見込みに伴う補正で、補正額は746万1,000円の減、予算総額9,499万1,000円となっております。

議案第32号「平成30年度熊野市紀和地区水道事業特別会計補正予算（第2号）について」につきましては、簡易水道維持管理事業の生産見込みに伴う補正で、補正額は190万7,000円の減、予算総額5,080万4,000円となっております。

議案第33号「平成30年度熊野市水道事業会計補正予算（第2号）について」につきましては、事業実施に伴う生産見込みによる補正で、補正額は2,369万9,000円の減、予算総額は6億3,610万3,000円となっております。

以上、提案の理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

上程議案の内容説明

議長（濱 重明君） 次に、議案第25号から順次内容の説明を求めます。

まず、議案第25号について。

水産・商工振興課長。

（水産・商工振興課長 下和田貞明君 登壇）

水産・商工振興課長（下和田貞明君） 議案第25号「工事変更請負契約の締結について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

追加議案集の1ページをごらんください。

平成30年6月21日、熊野市議会定例会におきまして議決をいただき、工事請負契約を締結しました遊木漁港機能強化工事につきまして、工事変更請負契約を締結する必要が生じたので、熊野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の請負に該当するため、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容につきましては、2ページの工事変更の概要をごらんください。

当初、防波堤の厚みを増す腹づけコンクリートの施工については、防波堤の根元にポンプ車両を設置し、パイプによって海底に水中コンクリートを流し込む施工方法としておりましたが、水中コンクリートを海底に流し込む際、パイプの筒先を操作しなければコンクリートの強度を保つための均等な打設ができないことが判明しました。そのため、防波堤上にも新たにポンプ車両を設置するなどの施工方法の変更が必要となりました。これにより施工延長が短くなるので、国の補助金を有効活用して予算の範囲内で可能な限りの延長を確保し、進捗を図るために契約金額を増額するものであります。

なお、水中コンクリート打設開始が地元漁業者との調整により平成31年1月からとなったため、当初の工期である平成31年3月25日までには完了しないため、平成31年6月10日に延長するものであります。

また、4ページの図面にありますように、当初の施工場所である遊木漁港南防波堤の堤頭部、いわゆる先端部分から40mとしていたものを中央部分に既に変更しており、施工延長については34.5mになる予定であります。

この変更により、契約の金額を232万4,160円増額し、1億8,808万4,160円として、株式会社井本組、代表取締役井本伊織氏と工事変更請負契約をするものであります。

以上、議案第25号につきまして、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、議案第26号について。

市長公室長。

（市長公室長 松岡 功君 登壇）

市長公室長（松岡 功君） 議案第26号「平成30年度熊野市一般会計補正予算（第6号）について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正は、国の交付金及び市債を活用して実施する小学校、中学校の空調設備整備事業の追加や、今年度実施事業の生産見込みなどに伴うものが中心でございます。

それでは、別冊の補正予算書の1ページをごらんください。

第1条は補正予算の規模及び区分を定めたもので、補正の規模としては1億1,451万3,000円の減額で、歳入歳出予算の総額はそれぞれ127億3,218万3,000円となります。

第2条は繰越明許費、第3条は債務負担行為の補正、さらに第4条は地方債の補正について記載したものでございます。

2ページから5ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正として今回補正の全容をまとめたものでございます。

6ページは第2表、繰越明許費でございます。

繰越明許費につきましては、予算措置した事業のうち、その性質上または予算成立後の事由により、当該年度内に支出できない見込みのあるもの、翌年度に繰り越すものでございまして、主なものとして漁港建設事業や社会資本整備総合交付金事業、小学校、中学校の空調設備整備事業など合計16の事業、約6億6,900万円を計上する内容となっております。

7ページの第3表、債務負担行為補正は、財務会計、人事給与システム整備事業ほか3件の限度額を減額するもの、さらに8・9ページの第4表、地方債補正は、各種起債の変更について整理したものでございます。

次に、11ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。

11ページは歳入の総括、12・13ページは歳出の総括でございます。

続きまして、14ページからの歳入についてご説明いたします。

款1市税、項1市民税1,581万9,000円の増額補正、項2固定資産税1,178万1,000円の増額補正、項4市たばこ税859万1,000円の増額補正は、決算見込みによるものでござ

います。

次の款11分担金及び負担金、項1分担金、目1衛生費分担金73万円の減額補正は、紀和地区水道施設事業費分担金の減、17ページにかけての項2負担金、目2民生費負担金231万4,000円の減額補正は、市立保育所保護者負担金などの減、目3消防費負担金58万9,000円の減額補正は、南郡消防事務受託負担金の減、款12使用料及び手数料、項1使用料、目6教育使用料173万2,000円の減額補正は、海洋センター使用料の減、款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金3,184万2,000円の減額補正は、各種負担金の決算見込みによるもの、目3災害復旧費国庫負担金3,172万円の減額補正は、災害復旧費の減額によるもの、目4消防費国庫負担金1万9,000円の増額補正は、西日本豪雨災害に伴う緊急消防援助隊活動費負担金でございます。

次の項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金1,439万2,000円の減額補正は、事業費の精算に伴う社会資本整備総合交付金の減によるもの、19ページにかけての目2民生費国庫補助金240万3,000円の増額補正は、10月からの消費税引き上げに際し、低所得者及び子育て世帯に対して発行するプレミアム付商品券事業の事務費に係る補助金の増など、目3衛生費国庫補助金247万3,000円の減額補正は、合併処理浄化槽設置整備事業の決算見込みによる減額でございます。

目4農林水産業費国庫補助金170万5,000円の増額補正は、特産品振興販売拡大事業や種苗放流事業などの実績による地方創生推進交付金の減、林道改良事業に対する美しい森林づくり基盤整備交付金の増によるもの、目5商工費国庫補助金180万6,000円の減額補正は、産業競争力強化推進事業など地方創生推進交付金事業の実績によるもの、目6土木費国庫補助金1,354万3,000円の減額補正は、防災公園整備事業に係る都市公園事業費補助金の減や道路、橋梁及び市営住宅に係る社会資本整備総合交付金の減によるもの、目7教育費国庫補助金3,295万2,000円の増額補正は、小学校、中学校の空調設備整備事業に係る冷房設備臨時特例交付金の増のほか、各種補助金の減によるものでございます。

20ページ上段の款14県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金1,247万5,000円の減額補正は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金などの決算見込みによるものでございます。

次の項2県補助金、目1総務費県補助金1,482万円の減額補正、目2民生費県補助金71万4,000円の減額補正、目3衛生費県補助金335万8,000円の減額補正、23ページにかけての目4農林水産業費県補助金5,431万3,000円の減額補正につきましては、いずれも

各種事業の精算見込み、交付決定額の減などによる補助金の減でございます。

22ページ中段の目5 商工費補助金126万4,000円の増額補正は、クマノザクラの里づくり事業に係る電源立地地域対策交付金の増によるもの、目7 消防費県補助金17万5,000円、目8 教育費県補助金23万8,000円の減額補正及び目9 災害復旧費県補助金86万4,000円の増額補正につきましては、いずれも各種事業の精算見込み、工事費の確定などによる補助金の増減でございます。

次の25ページにかけての項3 委託金、目1 総務費委託金219万2,000円の減額補正は、選挙費委託金のほか各種統計調査関係の交付金の精算によるものでございます。

24ページ中段の款15 財産収入、項1 財産運用収入、目2 利子及び配当金8万9,000円の増額補正は、財政調整基金預金等利子、項2 財産売払収入、目1 不動産売払収入100万円の減額補正は、実績及び見込みによる減、款16、項1 寄附金1億6,567万4,000円の増額補正は、ふるさと納税など、款17 繰入金、項1 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金2,766万2,000円の減額補正は、今回の歳入歳出予算補正額に見合う額を減額したもの、目4 まちづくり応援基金繰入金1,550万7,000円の減額補正、26ページ上段の目6 こどもは宝・未来への希望基金繰入金757万円の減額補正、目7 地方創生雇用創出基金繰入金2,723万1,000円の減額補正は、充当する事業の決算見込みによるものでございます。

次の款18、項1、目1 繰越金9,367万円の増額補正は、前年度剰余金の決算額を計上したもの、款19 諸収入、項3 貸付金元利収入、目2 商工貸付金元利収入1,100万円の減額補正は、市勤労者持家促進資金貸付金収入の減でございます。

項4、目1 雑入1,164万8,000円の増額補正は、消防団員退職報償金やくろしお学園旧校舎原状復旧費負担金等の決算見込みなどによるもの、歳入の最後、31ページにかけての款20、項1 市債につきましては、臨時財政対策債の減や義務教育施設整備事業債を初め、各種起債を充当する事業の決算見込みなどによる増減でございます。1億8,159万6,000円の減額補正でございます。

続きまして、32ページからの歳出についてご説明いたします。

款1、項1、目1 議会費48万8,000円の減額補正は、旅費等の支出見込みによるもの、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費3,224万1,000円の減額補正は、職員人件費の確定や各種委託料、備品購入費の契約差金などによるもの、35ページにかけての目3 財政管理費1億6,613万8,000円の増額補正は、ふるさと納税として寄附いただいた金額等を積み立てるものなど、目5 財産管理費128万1,000円の減額補正は、市庁舎外壁改

修工事等の契約差金によるものでございます。

37ページにかけての目6企画費681万3,000円の減額補正は、バス運行対策事業や地域おこし協力隊等事業を初め、補助金や委託事業等の確定や精算見込みによるもの、36ページ上段の目10防災費4,161万5,000円の減額補正は、生き抜くための防災対策事業の各種委託料、補助金などの確定や各種事業の決算見込みによるものでございます。

目11諸費65万2,000円の減額補正は、自動車購入費の契約差金によるものや県補助金の確定によるもの、下段から39ページにかけての目12紀和総合支所費129万1,000円の減額補正は、紀和総合支所経常経費の委託料の確定や決算見込みによるもの、38ページ上段の項4選挙費、目3知事選挙費105万7,000円の減額補正、目4県議会議員選挙費1万1,000円の減額補正は、県委託金の確定によるもの、41ページにかけての目5市議会議員選挙費1,190万8,000円の減額補正は、決算見込みによるもの、40ページ中段の項5統計調査費、目2指定統計費112万9,000円の減額補正は、県委託金の確定によるものでございます。

下段から43ページにかけての款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費1,010万6,000円の減額補正は、特別障害者手当等給付金、特別会計への繰出金の決算見込みによる増減や、障害者自立支援事業の組み替え、プレミアム付商品券事業に係る事務費の追加によるものでございます。

42ページ中段の目4医療助成費104万2,000円の増額補正は、障害者医療費の県補助金の返還金や子ども医療費の決算見込みによるものでございます。

次の項2児童福祉費、目1児童福祉総務費3,564万6,000円の減額補正は、児童扶養手当、児童手当等の決算見込みなどによるもの、44ページ目の目2児童福祉施設費1,713万1,000円の減額補正は、各事業の契約差金や決算見込みなどによるものでございます。

下段の款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費895万1,000円の減額補正は、紀和診療所事業特別会計への繰出金の決算見込みなど、46ページにかけての目2予防費513万8,000円の減額補正は、予防接種見込み人数の増減などによるもの、46ページ上段の目3診療所費300万円の減額補正は、診療業務委託料の決算見込みでございます。

次の項2環境対策費、目1環境対策総務費3,885万2,000円の減額補正は、補助金の精算見込みや水道事業会計繰出金の減額など及び飲料水供給施設等管理事業の契約差金などによるもの、目2塵芥処理費2,075万7,000円の減額補正は、光熱水費や委託料の精算見込み、ごみ焼却処理施設改修工事やごみ収集車購入の契約差金などによるもの、目3

し尿処理費22万8,000円の減額補正は、汚泥再生処理施設改修工事の契約差金によるもの、48ページの款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費21万円の減額補正は、農業委員会交付金の精算見込みによる減、次の目3農業振興費3,284万7,000円の減額補正は、各種事業の決算見込みによるもので、主なものとして49ページ中段からの有料野菜産地化実証事業は、協力隊の報酬等の決算見込み、51ページ中段の青年就農定住円滑化事業は、新規就農者確保事業費補助金などの決算見込みでございます。

50ページ下段の目4農地費10万9,000円の減額補正は、多面的機能支払事業費交付金の交付決定に伴うもの、52ページの項2林業費、目1林業総務費653万3,000円の減額補正は、有害鳥獣駆除事業などのほか市有林整備事業特別会計への繰出金の決算見込みなど、次の目2林業振興費2,604万4,000円の減額補正は、森林環境創造事業費補助金の交付決定などによる減のほか、木造住宅建設促進対策事業を初め、いずれも各種事業の決算見込みによるもの、下段から55ページにかけての目3林道開設費5,388万1,000円の減額補正につきましては、補助金の交付決定などによるものでございます。

中段から57ページにかけての項3水産業費、目2水産業振興費314万2,000円の減額補正は、地域おこし協力隊漁業後継者育成事業などの決算見込みによるもの、56ページ上段の目4漁港建設費255万8,000円の減額補正は、委託料や工事請負費の一部を繰り越し事業により施工したことによる減でございます。

款6、項1商工費、目2商工業振興費5,259万4,000円の減額補正は、貸付金や各種補助金等の決算見込みによるもの、59ページにかけての目3観光交流費546万円の減額補正は、各種事業の決算見込みや契約差金による減でございます。

次に、58ページ下段から61ページにかけての款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費515万5,000円の減額補正は、急傾斜地崩壊対策県営事業費負担金の確定などによるもの、項2道路橋りょう費、目2道路維持費543万7,000円の減額補正は、委託料などの精算見込みや自動車購入費の契約差金によるもの、次の目3道路新設改良費1,440万7,000円の減額補正は、各種事業の委託料や工事請負費の精算見込みや組み替えによるものでございます。

62ページの項5都市計画費、目2公園費1,314万2,000円の減額補正は、国の交付決定に伴う防災公園整備事業の工事請負費の減や、山崎運動公園長寿命化対策事業の委託料などの精算見込みによるもの、項6住宅費、目1住宅管理費1,234万4,000円の減額補正は、国の交付決定による工事請負費の減額及び精算見込みによるものでございます。

次の款8、項1消防費、目1常備消防費146万7,000円の減額補正は、旅費の追加や各事業の決算見込みによるもの、目2非常備消防費82万9,000円の増額補正は、消防団員退職見込者数の増に伴う退職報償金の増額のほか、事業不採択による消耗品の減などによるもの、65ページにかけての目3消防施設費554万1,000円の減額補正は、泊分団磯崎車庫新築工事に係る委託料の不執行のほか、各事業の契約差金などによるもの、目4南郡受託消防費23万5,000円の減額補正は、デジタル複合機の契約差金の減や紀宝分署の救急車修繕による増などでございます。

次の款9教育費、項1教育総務費、目3教育振興費715万4,000円の減額補正は、学校給食費補助金や奨学費貸付金などの精算見込みによるものでございます。

項2小学校費、目1学校管理費2億2,365万7,000円の増額補正は、委託料や工事請負費の契約差金などによる減額のほか、空調設備整備工事費を追加したことによる増額、67ページにかけての目2教育振興費129万1,000円の減額補正は、給食扶助費などの精算見込みによるもの、項3中学校費、目1学校管理費8,397万7,000円の増額補正は、各事業の精算見込みによる減のほか、空調設備整備工事費を追加したことによる増額でございます。

目2教育振興費67万3,000円の減額補正は、給食扶助費等の精算見込みによるもの、次の項5社会教育費、目1社会教育総務費216万円の減額補正は、青年の家事業特別会計への繰出金の決算見込みによるもの、目4図書館費17万4,000円の減額補正は、事業の精算見込みによるもの、目5市民会館費2,010万4,000円の減額補正は、市民会館舞台機構改修工事等の契約差金によるもの、目8鉾山資料館費847万4,000円の減額補正は、鉾山資料館空調機更新工事の契約差金などによるものでございます。

68ページの項6保健体育費、目1保健体育総務費1,092万9,000円の減額補正は、山崎運動公園の芝管理用機械の一部不執行による減や、全国高等学校総合体育大会開催費補助金の精算によるもの、目2海洋センター費の補正は、入鹿温泉の源泉ポンプ入れかえ工事等によりプール利用者が減少したことにより、財源更正したものでございます。

次に、款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費1,185万7,000円の減額補正は、農地農業用施設及び林道に係る災害復旧事業の精算見込みによるもの、項2公共土木災害復旧費4,793万9,000円の減額補正は、国の査定額に合わせ、工事費を減額したことなどによるものでございます。

次に、70ページから73ページまでの給与費明細書につきましては、今回補正しました

特別職及び一般職の報酬、給与、手当等について整理したもの、また、74ページから75ページの債務負担に関する調書につきましては、財務会計臨時給与システム整備事業ほか3件の限度額を減額するものについて整理したものでございます。

最後に、76・77ページの地方債に関する調書につきましては、今回補正しました各事業について整理したもので、平成30年度末の起債現在高見込み額は、表末尾の133億3,066万9,000円となります。

なお、平成31年度当初予算の地方債の調書の額は、補正前の額をもとに計上しておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、議案第27号及び議案第28号について。

市民保険課長。

（市民保険課長 仲 俊光君 登壇）

市民保険課長（仲 俊光君） 議案第27号及び議案第28号につきまして、内容をご説明申し上げます。

まず、議案第27号「平成30年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」につきまして、内容をご説明申し上げます。

今回の補正は、保険給付費の見込み増や支払準備基金積立金などによる補正であります。

補正予算書の79ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,742万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億412万4,000円とするものであります。

80・81ページは歳入歳出予算補正の総括を、83ページから85ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を記載しております。

それでは、86ページからの歳入について、項目別にご説明申し上げます。

款1、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税556万2,000円を増額補正は、収納見込みによる増であります。

款2 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金2,454万5,000円を増額補正は、療養給付費等の普通交付金の見込み増及び都道府県繰入金特定健診等負担金の特別交付金の減額によるものであります。

款3 繰入金、項1、目1 一般会計繰入金141万円の減額補正は、出産育児一時金の見

込み減によるものであります。

項2 基金繰入金、目1 支払準備基金繰入金2,067万9,000円の減額補正は、支払準備基金からの繰入金を不執行とするものであります。

86ページの下段から89ページにかけましての款4、項1、目1 繰越金7,716万1,000円の増額補正は、前年度繰越金のうち今回補正の歳出に見合うものであります。

款5 諸収入、項3 雑入、目1 一般被保険者第三者納付金224万3,000円の増額補正は、第三者行為による損害賠償金の見込みによるものであります。

次に、90ページからの歳出についてご説明申し上げます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費3,217万1,000円の増額補正は、一般被保険者に係る療養給付費の見込み増、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費848万7,000円の増額補正は、一般被保険者に係る高額療養費の見込み増であります。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金、目2 支払手数料211万8,000円の減額補正は、出産育児一時金の見込み減であります。

款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分、目1 一般被保険者医療給付費分は、財源更正であります。

款5 保健事業費、項1、目1 特定健康診査等事業費169万5,000円の減額補正は、精算見込みによる減であります。

款9、項1 基金積立金、目1 支払準備基金積立金5,057万7,000円の増額補正は、支払準備基金に積み立てるものであります。

続きまして、議案第28号「平成30年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について」につきまして、内容をご説明申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者医療保険料の見込み減、あるいは三重県後期高齢者医療広域連合負担金の精算等に伴う補正であります。

補正予算書の93ページをお願いします。

第1条、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ829万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,644万2,000円とするものであります。

94ページは歳入歳出予算補正の総括を、95ページから97ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括であります。

続きまして、98ページからの歳入につきましてご説明申し上げます。

款 1、項 1 後期高齢者医療保険料、目 1 特別徴収保険料279万3,000円の増額補正、目 2 普通徴収保険料474万6,000円の減額補正は、それぞれ現年度分保険料の収納見込みによるものであります。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 事務費繰入金947万円の減額補正は、三重県後期高齢者医療広域連合負担金及び保険基盤安定制度負担金の精算による減であります。

款 4 諸収入、項 2 雑入、目 2 過年度収入312万4,000円の増額補正は、平成29年度療養給付費負担金の精算に伴う増であります。

次に、100ページからの歳出につきましてご説明申し上げます。

款 2、項 1、目 1 後期高齢者広域連合納付金829万9,000円の減額補正は、三重県後期高齢者医療広域連合負担金の精算に伴う減であります。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、議案第29号について。

教育長。

（教育長 倉本勝也君 登壇）

教育長（倉本勝也君） 議案第29号「平成30年度熊野市青年の家事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

補正予算書の103ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ593万4,000円とするものであります。

104ページの第1表は、今回の補正の全容をまとめたものでございます。

次に、105ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。

105ページは歳入の総括、106・107ページは歳出の総括でございます。

続きまして、108・109ページの歳入についてご説明いたします。

款 1 使用料及び手数料、項 1、目 1 使用料95万9,000円の増額補正は、宿泊者数が見込みを上回ることによる宿泊料の増でございます。

款 2 諸収入、項 1、目 1 雑入8,000円の増額補正は、シーツ貸出料の減によるものでございます。

款 3 繰入金、項 1、目 1 一般会計繰入金216万円の減額補正は、事業の精算見込みによるものでございます。

款 4、項 1、目 1 繰越金105万9,000円の増額補正は、前年度繰越金でございます。

続きまして、110・111ページの歳出についてご説明いたします。

款1、項1業務費、目1業務管理費15万円の減額補正につきましては、管理人の費用弁償の減額によるものなどでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（濱 重明君） 次に、議案第30号について。

林業振興課長。

（林業振興課長 濱中雅人君 登壇）

林業振興課長（濱中雅人君） 議案第30号「平成30年度熊野市市有林整備事業特別会計補正予算（第1号）について」につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算書の113ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算総額からそれぞれ636万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3,211万5,000円とするものです。

第2条、地方債の補正は、市有林整備事業に係る起債について記載したものであります。

114・115ページは、歳入歳出予算補正の総括であります。

116・117ページは、第2表、地方債補正で、補正後の借入限度額は360万円といたします。

続きまして、119から121ページは、歳入歳出補正予算の事項別明細書でございます。

122・123ページの歳入でございますが、款1県支出金、項1県補助金、目1基本財産造成費県補助金465万5,000円の減額は、市有林造林事業費補助金の県からの割り当て額の減少によるものであります。

款2財産収入、項1財産売払収入、目1不動産売払収入128万1,000円の増額は、流木売払収入及び土地の売払収入でございます。

款3繰入金、項1、目1一般会計繰入金223万円の減額は、一般会計繰入金の減額によるものであります。

款4諸収入、項1、目1雑入15万9,000円の減額は、森林研究整備機構の受託事業の精算による減であります。

款5、項1市債、目1市有林整備事業債140万円の減額は、補助事業の割り当ての減少によるものでございます。

款6、項1、目1繰越金80万2,000円は、前年度繰越金でございます。

次に、124・125ページをお願いいたします。

歳出の款1、項1基本財産造成費、目1市有林整備事業費636万1,000円の減額の主なものは、施業業務委託料598万2,000円の減額は、県からの補助事業の割り当て減によるものでございます。

次に、126・127ページの地方債の現在高の見込みに関する調書でございますが、補正後360万円を借り入れることにより、当該年度末現在残高は1億7,862万6,000円となる見込みであります。

以上、議案第30号について、内容をご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願いをお願いいたします。

議長（濱 重明君） 次に、議案第31号及び議案第32号について。

地域振興課長兼地域総合課長。

（地域振興課長兼地域総合課長 西 喜久也君 登壇）

地域振興課長兼地域総合課長（西 喜久也君） 議案第31号「平成30年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第3号）について」につきまして、内容をご説明申し上げます。

今回の補正は、事業の精算等に伴う減額補正であります。

補正予算書の129ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ746万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,499万1,000円とするものであります。

第2条は、債務負担行為の定めであります。

第3条は、地方債の変更をするものであります。

130ページ、第1表は歳入歳出予算補正の総括を、131ページ、第2表、債務負担行為は医薬材料購入費についての期間と限度額を定めるもの、132・133ページの第3表、地方債補正は、地方債の限度額を変更するものであります。

135ページから137ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括でございます。

138・139ページの歳入をごらんください。

款1県支出金、項1県補助金、目1診療所費補助金16万5,000円の減額は、補助対象備品の購入額確定に基づく減額によるものでございます。

款2、項1、目1診療収入633万6,000円の減額は、見込みによるものであります。

款3繰入金、項1、目1一般会計繰入金848万6,000円の減額は、事業の精算等による

ものでございます。

款5市債、項1、目1診療所整備事業債40万円の減額は、起債対象備品の購入額確定によるものでございます。

款6、項1、目1繰越金792万6,000円の増額は、事業の確定によるものであります。

次に、140・141ページの歳出をお願いいたします。

款1、項1、目1診療所費746万1,000円の減額は、診療所経常経費であり、主な内容は医薬材料費、備品購入費、紀南病院医師派遣負担金、代診医師派遣費用負担金等の減額であります。

142・143ページは、債務負担行為に関する調書であります。

144・145ページは、地方債に関する調書であり、補正後の平成30年度末の地方債の現在高の見込み額は1,880万1,000円であります。

以上、議案第31号につきまして、内容をご説明申し上げました。

続きまして、議案第32号「平成30年度熊野市紀和地区水道事業特別会計補正予算（第2号）について」につきまして、内容をご説明申し上げます。

今回の補正は、事業の精算に伴うものであります。

補正予算書の147ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ190万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,080万4,000円とするものであります。

148ページ、第1表は歳入歳出の総括を、149ページから151ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括でございます。

152・153ページの歳入をごらんください。

款3繰入金、項1、目1一般会計繰入金352万7,000円の減額は、事業の精算等によるもの、款4、項1、目1繰越金162万円の増額は、事業の確定によるものであります。

次に、154・155ページの歳出であります。款1、項1水道事業費、目1一般管理費190万7,000円の減額は、簡易水道維持管理事業であり、主な内容は水質検査業務委託料、機械器具費の入札差金によるものであります。

以上、議案第32号につきまして、内容をご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱 重明君） 次に、議案第33号について。

水道課長。

(水道課長 坪井孝之君 登壇)

水道課長(坪井孝之君) 議案第33号「平成30年度熊野市水道事業会計補正予算(第2号)について」につきまして、内容をご説明申し上げます。

補正予算書の157ページをごらんください。

第1条の総則に続いて、第2条、収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款水道事業収益は20万9,000円の減額、補正後の額を3億4,484万3,000円とするもので、内容は第2項営業外収益一般会計繰入金のうち、事務費の精算見込みによるものであります。

次に、支出につきましては、第1款水道事業費用は830万円の増額、補正後の額を3億5,393万4,000円にするもので、内容は第2項営業外費用消費税の精算見込みによるものであります。

第3条、資本的収入及び支出の収入、第1款資本的収入は3,083万4,000円の減額、補正後の総額を1億6,181万3,000円とするもので、内容は第1項企業債1,070万円の減、第2項負担金43万3,000円の減、第3項繰入金1,970万1,000円の減で、事業費の精算見込みによるものであります。

次に、支出につきましては、第1款資本的支出は3,199万9,000円の減額、補正後の総額を2億8,216万9,000円にするもので、内容は第1項建設改良費3,199万9,000円の減で、事業実施に伴う工事請負費などの精算見込みによるものであります。

以上によりまして、予算で定めております予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,152万1,000円を1億2,035万6,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,034万4,000円を800万7,000円に、過年度分損益勘定留保資金9,452万3,000円を5,791万6,000円に、当年度分損益勘定留保資金1,665万4,000円を5,443万3,000円に改めるものであります。

158ページをごらんください。

第4条、債務負担行為は、予算第5条債務負担行為の限度額等を変更するもの、第5条、企業債は、予算第6条中、4,370万円を3,300万円に改めるものであります。

次に、159ページの平成30年度熊野市水道事業会計(第2号)実施計画につきまして、ただいま申し上げました第2条、収益的収入及び支出、第3条の資本的収入及び支出の目別明細であります。

次に、160ページの平成30年度熊野市水道事業会計予定キャッシュフロー計算書は、

現金の収入、支出等、資金の変動をあらわすもので、平成30年度末の資金減少額は3,362万8,000円、現金の資金期末残高は9,892万9,000円となる予定であります。

次に、161ページから163ページまでの平成30年度熊野市水道事業予定貸借対照表は、補正予算の執行見込みに基づき、経営状況と財政状況をあらわしたもので、164ページの2、予定貸借対照表等に関する注記は、貸借対照表に計上されている企業債のうち、一般会計繰出金に関する協定に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額を計上しております。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第1 議案第25号「工事変更請負契約の締結について」を議題として、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第2 議案第26号「平成30年度熊野市一般会計補正予算（第6号）について」を議題として、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

下田議員。

10番（下田克彦君） 議案第26号の「平成30年度熊野市一般会計補正予算（第6号）」、補正予算書の65ページでございますけれども、款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費の工事請負費2億2,676万8,000円について質疑をいたします。

3つの工事請負費が計上されておりますけれども、それぞれの学校名とそれぞれの予算金額について教えてください。

議長（濱 重明君） 教育長。

教育長（倉本勝也君） 現在、手元にありませんので、後ほどご説明させていただきます。

す。

議長（濱 重明君） これにて議案第26号の質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第3 議案第27号「平成30年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題として、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第4 議案第28号「平成30年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題として、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第5 議案第29号「平成30年度熊野市青年の家事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題として、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第6 議案第30号「平成30年度熊野市市有林整備事業特別会

計補正予算（第1号）について」を議題として、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第7 議案第31号「平成30年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題として、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第8 議案第32号「平成30年度熊野市紀和地区水道事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題として、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第9 議案第33号「平成30年度熊野市水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題として、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

常任委員会へ付託

議長（濱 重明君） ただいま議題となっております議案第27号、議案第28号、議案第31号は総務厚生常任委員会へ、議案第25号、議案第29号、議案第30号、議案第32号、議案第33号は産業教育常任委員会へ、議案第26号は各所管の常任委員会に、お手元に配付しております議案付託表のとおりそれぞれ付託いたします。

議長（濱 重明君） 午前10時15分まで休憩いたします。

（午前 10時 01分）

議長（濱 重明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 15分）

議案の上程（施政方針）

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第10 「施政方針について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案の上程（議案第1号～議案第16号）

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第11 議案第1号「専決処分の承認について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第12 議案第2号「熊野市組織条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第13 議案第3号「熊野市一般職非常勤職員の取扱いに関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第14 議案第4号「熊野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第15 議案第5号「熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第16 議案第6号「熊野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第17 議案第7号「熊野市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第18 議案第8号「熊野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第19 議案第9号「熊野市紀和地区水道事業給水条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第20 議案第10号「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う総務厚生常任委員会の所管に係る関係条例の整備に関する条例案」を議題とし、質疑

に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第21 議案第11号「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う産業教育常任委員会の所管に係る関係条例の整備に関する条例案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第22 議案第12号「工事変更請負契約の締結について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第23 議案第13号「市道の路線認定について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第24 議案第14号「熊野市誘客・周遊拠点施設の指定管理者の指定について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第25 議案第15号「熊野市活性化施設の指定管理者の指定について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第26 議案第16号「熊野市指定金融機関の指定について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

常任委員会へ付託

議長（濱 重明君） ただいま議題となっております議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第10号、議案第16号は総務厚生常任委員会へ、議案第9号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号は産業教育常任委員会へ、お手元に配付しております議案付託表のとおりそれぞれ付託いたします。

議案の上程（議案第17号～議案第24号）

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第27 議案第17号「平成31年度熊野市一般会計予算について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第28 議案第18号「平成31年度熊野市国民健康保険事業特別会計予算について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第29 議案第19号「平成31年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計予算について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第30 議案第20号「平成31年度熊野市青年の家事業特別会計予算について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第31 議案第21号「平成31年度熊野市市有林整備事業特別会計予算について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第32 議案第22号「平成31年度熊野市紀和診療所事業特別会

計予算について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第33 議案第23号「平成31年度熊野市紀和地区水道事業特別会計予算について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第34 議案第24号「平成31年度熊野市水道事業会計予算について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

特別委員会への付託

議長（濱 重明君） ただいま議題となっております議案第17号から議案第24号につきましては、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、本件については14人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、1番 伊東裕将議員、2番 松田唯議員、3番 畑中新子議員、4番 森岡忠雄議員、5番 川口朋議員、6番 久保智議員、7番 大橋秀行議員、9番 山田実議員、10番 下田克彦議員、11番 岩本育久議員、12番 樋口雄史議員、

13番 山本洋信議員、14番 前地林議員、私、8番 濱 重明、以上14名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱 重明君) ご異議なしと認めます。

議案の上程(報告第1号~報告第4号)

質 疑

議長(濱 重明君) 日程第35 報告第1号「専決処分の報告について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

質 疑

議長(濱 重明君) 日程第36 報告第2号「平成31年度熊野市土地開発公社事業計画について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

質 疑

議長(濱 重明君) 日程第37 報告第3号「平成31年度有限会社熊野市観光公社事業計画について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第38 報告第4号「平成31年度一般財団法人熊野市ふるさと振興公社事業計画について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

発言の申し出がありますので、許可します。

教育長。

教育長（倉本勝也君） 下田議員から質疑のありました各学校の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案第26号の教育費、64ページでございます。

小学校費のうち各学校の内訳を申し上げます。

これは、あくまでも現在の概算でございますということをご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

新鹿小学校982万4,000円、木本小学校2,868万8,000円、井戸小学校4,137万1,000円、有馬小学校3,904万円、金山小学校2,966万6,000円、五郷小学校3,616万5,000円、飛鳥小学校3,631万9,000円、入鹿小学校1,593万9,000円でございます。

以上でございます。

議長（濱 重明君） 下田議員。

10番（下田克彦君） 私、工事請負費のそれぞれについてということで、これ全て今の金額で2億2,676万8,000円ということによろしいんですか。工事請負費のそれぞれの3つについて、学校名と金額とを教えてくださいと言ったんですけれども。

議長（濱 重明君） 教育長。

教育長（倉本勝也君） 先ほど申し上げた額を合計したものが2億2,891万2,000円でございます。ですので、事務局で今概算をした額が、現在の申し上げた額でございます。

議長（濱 重明君） 以上で質疑を終結いたします。

散 会

議長（濱 重明君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

3月11日から15日まで委員会審査のため休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、3月11日から15日まで休会とすることに決しました。

3月18日は午前9時から会議を開き、委員長報告、委員長報告に対する質疑・討論・採決等を行います。

時間励行でご参集願います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午前 10時 31分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

署名議員

署名議員

平成31年 2月熊野市議会定例会会議録

(第5日)

平成31年 3月18日(月曜日)

平成31年 2月熊野市議会定例会会議録

平成31年 3月18日（月曜日）

第 5 日

招集年月日 平成31年 2月25日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成31年 3月18日（月）午前9時00分

出席議員

1番	伊 東 裕 将 君	2番	松 田 唯 君
3番	畑 中 新 子 さん	4番	森 岡 忠 雄 君
5番	川 口 朋 さん	6番	久 保 智 君
7番	大 橋 秀 行 君	8番	濱 重 明 君
9番	山 田 実 君	10番	下 田 克 彦 君
11番	岩 本 育 久 君	12番	樋 口 雄 史 君
13番	山 本 洋 信 君	14番	前 地 林 君

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	副 市 長	大西 浩文 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	下地 砂登子さん	消 防 長	瀬戸 元 君
福 祉 事 務 所 長	坪井 正登 君	市 長 公 室 長	松岡 功 君
総 務 課 長	尾中 弘明 君	防 災 対 策 推 進 課 長	山本 方秀 君
市 民 保 険 課 長	仲 俊光 君	税 務 課 長	福嶋 雅人 君
健 康 ・ 長 寿 課 長	松本 健 君	環 境 対 策 課 長	吉井 敬幸 君
農 業 振 興 課 長	湊 健 君	林 業 振 興 課 長	濱中 雅人 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	下和田 貞明君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	室谷 隆也 君
建 設 課 長	仲森 秀之 君	地 域 振 興 課 長 兼 地 域 総 合 課 長	西 喜久也 君
水 道 課 長	坪井 孝之 君	教 育 長	倉本 勝也 君
選 挙 管 理 委 員 会 長 選 書 記 長	尾中 弘明 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲森 基悦 君
監 査 委 員 事 務 局 長	伊藤 伸 君		

職務のため出席者

事 務 局 長	山口 耕作 君	次 長 兼 庶 務 係 長 兼 議 事 係 長	勝田 悦生 君
議 事 係 主 査	中村 一幸 君	庶 務 係	上西 ゆみ さん

提出議案

議員提出議案第1号 熊野市議会委員会条例の一部を改正する条例案

議員提出議案第2号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求め
る意見書案

議事日程

[委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決]

- 日程第1 議案第1号 専決処分の承認について
- 日程第2 議案第2号 熊野市組織条例の一部を改正する条例案
- 日程第3 議案第3号 熊野市一般職非常勤職員の取扱いに関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第4 議案第4号 熊野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第5 議案第5号 熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第6 議案第6号 熊野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第7 議案第7号 熊野市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第8 議案第8号 熊野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第9 議案第9号 熊野市紀和地区水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 日程第10 議案第10号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う総務厚生常任委員会の所管に係る関係条例の整備に関する条例案
- 日程第11 議案第11号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う産業教育常任委員会の所管に係る関係条例の整備に関する条例案
- 日程第12 議案第12号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第13 議案第13号 市道の路線認定について
- 日程第14 議案第14号 熊野市誘客・周遊拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第15号 熊野市活性化施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第16号 熊野市指定金融機関の指定について
- 日程第17 議案第17号 平成31年度熊野市一般会計予算について
- 日程第18 議案第18号 平成31年度熊野市国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第19号 平成31年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第20号 平成31年度熊野市青年の家事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第21号 平成31年度熊野市市有林整備事業特別会計予算について

- 日程第22 議案第22号 平成31年度熊野市紀和診療所事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第23号 平成31年度熊野市紀和地区水道事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第24号 平成31年度熊野市水道事業会計予算について
- 日程第25 議案第25号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第26 議案第26号 平成30年度熊野市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第27 議案第27号 平成30年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第28 議案第28号 平成30年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第29 議案第29号 平成30年度熊野市青年の家事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第30 議案第30号 平成30年度熊野市市有林整備事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第31 議案第31号 平成30年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第32 議案第32号 平成30年度熊野市紀和地区水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第33 議案第33号 平成30年度熊野市水道事業会計補正予算（第2号）について
[提案理由、質疑、討論、採決]
- 日程第34 議員提出議案第1号 熊野市議会委員会条例の一部を改正する条例案
- 日程第35 議員提出議案第2号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書案
[採決]
- 日程第36 議員派遣について

閉 議

閉 会

午前 9時 00分 開議

議長（濱 重明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議案の上程（議案第1号～議案第33号）

議長（濱 重明君） 日程第1 議案第1号「専決処分の承認について」から日程第33
議案第33号「平成30年度熊野市水道事業会計補正予算（第2号）について」まで、以
上33件を一括議題といたします。

総務厚生常任委員長報告

議長（濱 重明君） 本件については、各常任委員会及び予算審査特別委員会へ審査付
託となっておりますので、この際、各常任委員長報告及び報告に対する質疑並びに予
算審査特別委員会の報告に入ります。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

岩本議員。

（総務厚生常任委員長 岩本育久君 登壇）

総務厚生常任委員長（岩本育久君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案につい
て、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

去る3月12日に委員会を開催し、関係課職員の出席を求め、慎重審査した結果、

議案第1号 専決処分の承認について

議案第2号 熊野市組織条例の一部を改正する条例案

- 議案第3号 熊野市一般職非常勤職員の取扱いに関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第4号 熊野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第5号 熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第6号 熊野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第7号 熊野市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第8号 熊野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第10号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う総務厚生常任委員会の所管に係る関係条例の整備に関する条例案
- 議案第16号 熊野市指定金融機関の指定について
- 議案第26号 平成30年度熊野市一般会計補正予算（第6号）第1条第1表歳入全般、歳出のうち款1議会費、款2総務費（総務管理費のうち目12紀和総合支所を除く）、款3民生費、款4衛生費、項1保健衛生費、款8消防費、第2条第2表繰越明許費のうち款3民生費、第3条第3表債務負担行為補正、第4条第4表地方債補正
- 議案第27号 平成30年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第28号 平成30年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第31号 平成30年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- つきましては、全会一致をもって原案を可とすることに決しました。

以上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

総務厚生常任委員長報告に対する質疑

議長（濱 重明君） これより総務厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

総務厚生常任委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） これにて、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

ます。

産業教育常任委員長報告

議長（濱 重明君） 次に、産業教育常任委員長の報告を求めます。

久保議員。

（産業教育常任委員長 久保 智君 登壇）

産業教育常任委員長（久保 智君） おはようございます。

産業教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

去る3月12日、委員会を開催し、関係課職員の出席を求め、慎重審査した結果、

議案第9号 熊野市紀和地区水道事業給水条例の一部を改正する条例案

議案第11号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う産業教育常任委員会の所管に係る関係条例の整備に関する条例案

議案第12号 工事変更請負契約の締結について

議案第13号 市道の路線認定について

議案第14号 熊野市誘客・周遊拠点施設の指定管理者の指定について

議案第15号 熊野市活性化施設の指定管理者の指定について

議案第25号 工事変更請負契約の締結について

議案第26号 平成30年度熊野市一般会計補正予算（第6号）第1条第1表歳出のうち款2総務費（項1総務管理費のうち目12紀和総合支所費）、款4衛生費、項2環境対策費、款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費、款9教育費、款10災害復旧費、第2条第2表繰越明許費のうち款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費、款9教育費、款10災害復旧費

議案第29号 平成30年度熊野市青年の家事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第30号 平成30年度熊野市市有林整備事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第32号 平成30年度熊野市紀和地区水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第33号 平成30年度熊野市水道事業会計補正予算（第2号）について

につきましては、いずれも全会一致をもって原案を可とすることに決しました。

以上、ご報告を申し上げます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。

産業教育常任委員長報告に対する質疑

議長（濱 重明君） これより産業教育常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

産業教育常任委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） これにて、産業教育常任委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

予算審査特別委員長報告

議長（濱 重明君） 次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

久保議員。

（予算審査特別委員長 久保 智君 登壇）

予算審査特別委員長（久保 智君） それでは、予算審査特別委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

去る3月8日から12日にかけて委員会を開催し、関係課職員の出席を求め、慎重審査した結果、

議案第17号 平成31年度熊野市一般会計予算について

議案第18号 平成31年度熊野市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第19号 平成31年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第20号 平成31年度熊野市青年の家事業特別会計予算について

議案第21号 平成31年度熊野市市有林整備事業特別会計予算について

議案第22号 平成31年度熊野市紀和診療所事業特別会計予算について

議案第23号 平成31年度熊野市紀和地区水道事業特別会計予算について

議案第24号 平成31年度熊野市水道事業会計予算について

につきましては、いずれも全会一致をもって原案を可とすることに決しました。

以上、ご報告を申し上げます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し

上げます。

議長（濱 重明君） これにて、予算審査特別委員長の報告を終わります。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第1 議案第1号「専決処分の承認について」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第2 議案第2号「熊野市組織条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第3 議案第3号「熊野市一般職非常勤職員の取扱いに関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第4 議案第4号「熊野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱 重明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長(濱 重明君) 日程第5 議案第5号「熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長(濱 重明君) これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱 重明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長(濱 重明君) 日程第6 議案第6号「熊野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第7 議案第7号「熊野市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行いますが、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第8 議案第8号「熊野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行いますが、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第9 議案第9号「熊野市紀和地区水道事業給水条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第10 議案第10号「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う総務厚生常任委員会の所管に係る関係条例の整備に関する条例案」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第11 議案第11号「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う産業教育常任委員会の所管に係る関係条例の整備に関する条例案」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第12 議案第12号「工事変更請負契約の締結について」を議

題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第13 議案第13号「市道の路線認定について」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第14 議案第14号「熊野市誘客・周遊拠点施設の指定管理者

の指定について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第15 議案第15号「熊野市活性化施設の指定管理者の指定について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第16 議案第16号「熊野市指定金融機関の指定について」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第17 議案第17号「平成31年度熊野市一般会計予算について」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第18 議案第18号「平成31年度熊野市国民健康保険事業特別会計予算について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第19 議案第19号「平成31年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計予算について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第20 議案第20号「平成31年度熊野市青年の家事業特別会計予算について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第21 議案第21号「平成31年度熊野市市有林整備事業特別会計予算について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第22 議案第22号「平成31年度熊野市紀和診療所事業特別会計予算について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第23 議案第23号「平成31年度熊野市紀和地区水道事業特別会計予算について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第24 議案第24号「平成31年度熊野市水道事業会計予算について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第25 議案第25号「工事変更請負契約の締結について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第26 議案第26号「平成30年度熊野市一般会計補正予算（第6号）について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第27 議案第27号「平成30年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱 重明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長(濱 重明君) 日程第28 議案第28号「平成30年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長(濱 重明君) これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱 重明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長(濱 重明君) 日程第29 議案第29号「平成30年度熊野市青年の家事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長(濱 重明君) これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱 重明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長(濱 重明君) 日程第30 議案第30号「平成30年度熊野市市有林整備事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長(濱 重明君) これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱 重明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長(濱 重明君) 日程第31 議案第31号「平成30年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算(第3号)について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第32 議案第32号「平成30年度熊野市紀和地区水道事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第33 議案第33号「平成30年度熊野市水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（濱 重明君） 全員協議会開催のため、暫時休憩します。

直ちに全員協議会を開催しますので、議員諸君は第3委員会室にご参集ください。

（午前 9時 32分）

議長（濱 重明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時 55分）

追加日程について

議長（濱 重明君） ただいま議員提出議案2件が追加提出されました。

お諮りいたします。

ただいま追加提出されました議員提出議案をこの際日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案の上程（議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号）

議長（濱 重明君） 日程第34 議員提出議案第1号「熊野市議会委員会条例の一部を改正する条例案」及び日程第35 議員提出議案第2号「妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書案」を一括議題といたします。

提案説明

議長（濱 重明君） 最初に、議員提出議案第1号について、提案理由を求めます。
岩本議員。

（11番 岩本育久君 登壇）

11番（岩本育久君） 議員提出議案第1号「熊野市議会委員会条例の一部を改正する条例案」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、熊野市組織条例の一部を改正する条例案が本日可決され、地域総合課と地域振興課が統合され、新たに地域振興課を設置することに伴い、熊野市議会委員会条例第2条第2項第1号の総務厚生常任委員会の所管について、所要の改正を行うものであります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第34 議員提出議案第1号「熊野市議会委員会条例の一部を改正する条例案」を議題として、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

提案説明

議長（濱 重明君） 次に、議員提出議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

下田議員。

(10番 下田克彦君 登壇)

10番(下田克彦君) 議員提出議案第2号「妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書案」につきまして、案文の朗読により提案理由をご説明申し上げます。

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成30年度診療報酬改定において妊婦加算が新設をされた。

しかし、妊婦加算について、関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がある。

こうした指摘を受け、厚生労働省は昨年12月に平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保険医療協議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。

そこで、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために、下記の事項に取り組むことを求める。

1、医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。

2、保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、予め知識を得ることができるようになること。

3、妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成31年3月18日

三重県熊野市議会

以上でございます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

質 疑

議長（濱 重明君） 日程第35 議員提出議案第2号「妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書案」を議題として、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

委員会への付託の省略について

議長（濱 重明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号及び第2号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号及び第2号は委員会への付託を省略することに決しました。

討 論

議長（濱 重明君） 日程第34 議員提出議案第1号「熊野市議会委員会条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱 重明君） これにて討論を終結いたします。

採 決

議長（濱 重明君） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱 重明君) ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

討 論

議長(濱 重明君) 日程第35 議員提出議案第2号「妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書案」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱 重明君) これにて討論を終結いたします。

採 決

議長(濱 重明君) これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱 重明君) ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

議員派遣について

議長(濱 重明君) 日程第36 「議員派遣について」を議題といたします。

お手元に配付しております議員派遣一覧表のとおり、地方自治法第100条及び会議規則第162条の規定により、議員を派遣したいと存じます。

お諮りいたします。

お手元に配付しております議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱 重明君) ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいただきました議員派遣の内容等につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任願いたいと思います。

また、本日より次期定例会までに生じる議員派遣については、議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱 重明君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

閉 議

議長(濱 重明君) 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

議長(濱 重明君) この際、お断り申し上げます。

暫時、議長席を離れますので、ご了承願いたいと思います。

甚だ僭越ではございますが、本年3月31日をもって退職されます下地会計管理者兼会計課長、坪井福祉事務所長、尾中総務課長、松本健康長寿課長、伊藤監査委員事務局長、福嶋紀南介護保険広域連合事務局長、峪中消防本部次長兼消防署長、山口議会事務局長、以上8名の主幹長の方々に対しまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

長年にわたり市の行政の第一線でご活躍され、熊野市政の発展に寄与されました。ご苦勞に対しまして心より敬意を表し、厚くお礼を申し上げるところでございます。

今後は健康に十分留意いたしまして、今まで培われた豊富な経験を生かし、市民としての立場から、熊野市政の発展に対しましてより一層のご支援賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、新たな人生の門出を迎えられる8名の方々に対しまして、議会を代表してはなむけの言葉とさせていただきます。本当に長い間ご苦労さまでした。

(拍 手)

閉 会

議長(濱 重明君) 以上をもちまして、平成31年2月熊野市議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前 10時 07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

署名議員

署名議員

平成三十一年二月 熊野市議会定例会会議録

平成三十一年二月 熊野市議会定例会会議録